



国際財務報告基準 第17号「保険契約」

(2020年6月修正版)

財務諸表の表示及び開示のひな型



はじめに

本資料(ひな型)は、国際会計基準審議会(以下「IASB」)が2017年5月に公表し、2020年6月に修正したIFRS第17号「保険契約」(以下「IFRS第17号」)において要求される表示及び開示、並びにIFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」)から生じたIFRS第7号「金融商品:開示」(以下「IFRS第7号」)の結果的修正により導入又は修正された開示を例示した資料です。本資料は、2020年6月にIASBが公表したIFRS第17号の的を絞った修正により導入又は修正された要求事項を織り込んだ第2版です。

本ひな型の作成にあたり、数多くの選択と仮定を用いています。主な選択と仮定は、以下のとおりです。

- ・ 本ひな型は、架空の総合保険グループである、Value保険株式会社及び各子会社(以下「Value保険グループ」)の連結財務諸表及び選択された開示についてのひな型です。Value保険グループは、日本で事業を行っており、国内外の市場に商品を提供しています。親会社と各子会社の機能通貨(円)は同一であり、連結財務諸表の表示通貨としています。Value保険株式会社は、上場企業です。
- ・ IFRS第17号、IFRS第9号及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS第15号」)におけるさまざまな測定モデルを適用した結果を示すために、単純な保険商品、基本的な投資取引及び架空の仮定を用いています。現実的な市場における保険事業や資産運用の再現は意図していません。本ひな型で表示している金額は、Value保険グループの連結財務諸表において、測定モデル、取引及び仮定の影響を評価するための基礎を利用者に提供するために、例示することのみを目的としています。Value保険グループの保険商品の概要是、連結財務諸表に対する注記(以下「注記」)1「セグメント報告(抜粋)」における報告セグメントの記載に含まれています。
- ・ 本ひな型は、実務の参考となるための資料であり、重要性に基づく開示の除外は行っていません。そのため、本ひな型には、Value保険グループが実在する企業である場合には重要な可能性がある開示が含まれています。さらに、IFRS第17号、IFRS第9号及びIFRS第7号の要求事項の一部は、Value保険グループの状況に関連していないため、記載していません。それらの省略された開示は、本ひな型の付録B「本ひな型に含まれていないIFRS第17号及びIFRS第7号の開示の要約」で概説されています。
- ・ 他のIFRSが要求する財務諸表の表示項目及び開示は、必要な場合に限り、抜粋を記載していますが、最小限の記載にしています。従って、本ひな型は、IFRSに準拠した完全な財務諸表一式を示していません。

- ・ 保険会社に関連する可能性がある、IFRSで要求される会計方針及びその他の開示に対するさらなる例示は、以下の資料で入手可能です。
 - 国際財務報告基準(IFRS)に基づく連結財務諸表のひな型 2020年12月末
 - IFRS 9 for banks — Illustrative disclosures
 - 金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド【詳細解説】
- ・ IFRS第17号の定量的及び定性的な開示要求は、IFRS第17号が適用される前の暫定的な基準であるIFRS第4号「保険契約」(以下「IFRS第4号」)に基づく現行の報告の枠組みよりも、広範囲に及んでいます。付録A「IFRS第4号及びIFRS第17号における開示要求の比較」には、IFRS第4号における開示要求と比較したIFRS第17号による追加及び変更が概説されています。
- ・ IFRS移行後に継続的に要求される保険契約及び投資契約の開示の水準を説明するため、本ひな型は、Value保険グループが、過去の報告期間(20X3年:本ひな型において使用する日付様式)に、IFRS第17号及びIFRS第9号を既に適用している状況を前提としています。移行方法や影響は非常に多様であり、特定の想定に基づく例示は使用方法を限定するため、移行がValue保険グループに与える定量的な影響については、説明していません。移行時に利用可能な選択肢を考慮すると、異なる企業により発行された類似の保険契約について、貸借対照表及び将来の収益に対する影響は、相当程度に異なる可能性があります。
- ・ IFRS第17号では、移行時に有効である保険契約グループに対して移行時の簡便化が財務諸表の測定に影響を及ぼす場合には、特定の開示要求が規定されています。保険収益及び契約上のサービス・マージンへの影響並びに移行金額の決定に適用される判断は、移行日より前に締結した保険契約の認識が中止されるまで、その後の報告期間において、別途の開示及び説明がなされる必要があります。本ひな型の注記2.2.2「IFRS第17号の経過措置の金額を決定する際に使用した方法及び適用した判断」に例示されているこのような継続的開示は、移行日を含む報告期間において、他の移行に関する開示とともに要求される情報でもあります。

IFRS第17号、IFRS第9号及びIFRS第7号では、さまざまな測定、表示及び開示の選択肢が認められており、それらに対する保険業界の見解は進展し続けています。以下のPwCの公表物では、IFRS第17号の要求事項及び保険会社に関連する可能性のある特定の論点におけるよくある質問を要約しています。

- 変動手数料アプローチの適格性—IFRS第17号「保険契約」に関するよくある質問(FAQ)【詳細解説】
- 保険者の金融リスクに係る会計上のミスマッチの最小化【詳細解説】
- IFRS第17号への移行—IFRS第17号「保険契約」に関するよくある質問(FAQ)【詳細解説】
- カバー単位を用いた契約上のサービス・マージンの配分の決定—IFRS第17号「保険契約」に関するよくある質問(FAQ)【詳細解説】
- IFRS第17号は保険会社以外にも影響を与える【詳細解説】

本ひな型に示されているアプローチは、IFRS第17号、IFRS第9号及びIFRS第7号の要求事項を満たし得る方法ですが、適用すべきアプローチについて、いかなる見解の提供も意図していません。

本ひな型は、例示目的のためにのみ作成されており、関連する財務報告基準や特定の法域で適用されるその他の報告基準や法律と併せて使用されるべきです。

略語

FVOCI	その他の包括利益を通じた公正価値(Fair value through other comprehensive income)
FVPL	純損益を通じた公正価値(Fair value through profit or loss)
IFRS	国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards)
OCI	その他の包括利益(Other comprehensive income)
SICR	信用リスクの著しい増大(Significant increase in credit risk)
SPPI	元本及び元本残高に対する利息の支払のみ(Solely payments of principal and interest)
TRG	IASBが設置したIFRS第17号移行リソースグループ(Transition Resource Group)

目次

連結損益計算書	8
連結包括利益計算書	11
連結貸借対照表	12
連結持分変動計算書	14
連結キャッシュ・フロー計算書	15
 連結財務諸表に対する注記	
1. セグメント報告(抜粋)	18
2. 保険事業	22
2.1. 保険契約に係る重要な会計方針の要約	22
2.2. IFRS第17号の適用における重要な判断及び見積り	43
2.2.1. 判断	44
2.2.2. IFRS第17号の経過措置の金額を決定する際に使用した方法及び適用した判断	47
2.2.3. 見積り及び仮定	52
2.2.3.1. 割引率	53
2.2.3.2. 投資資産のリターン	54
2.2.3.3. 保険契約を履行するための将来キャッシュ・フローの見積り	54
2.2.3.4. 死亡率—死亡保険、貯蓄性保険及び有配当契約(裁量権付有配当投資契約以外の投資契約を除く)	55
2.2.3.5. 解約失効率—死亡保険、貯蓄性保険及び有配当契約(裁量権付有配当投資契約以外の投資契約を除く)	55
2.2.3.6. 経費—死亡保険、貯蓄性保険、有配当契約(裁量権付有配当投資契約以外の投資契約を除く)及び損害保険契約	56
2.2.3.7. 損害保険契約の測定方法	56
2.2.3.8. 非金融リスクに係るリスク調整の測定方法	57
2.2.4. 保険引受リスク変数に対する感応度分析	57
2.2.4.1. 死亡保険、貯蓄性保険及び有配当契約(裁量権付有配当投資契約以外の投資契約を除く)	58
2.2.4.2. 損害保険契約	60
2.3. 連結貸借対照表の構成	61
2.4. 保険収益及び保険費用	62
2.4.1. 保険収益及び保険サービス損益	62
2.4.2. IFRS第17号への移行時に決定した金額	65
2.4.3. 契約上のサービス・マージンの予想される純損益への認識	67
2.5. 死亡保険	68
2.5.1. 死亡保険—発行した保険契約	68
2.5.1.1. 残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表	68
2.5.1.2. 保険契約残高の測定要素の調整表	71
2.5.1.3. 当報告期間に当初認識した契約の影響	74
2.5.1.4. IFRS第17号への移行時に決定した金額	75
2.5.2. 死亡保険—保有している再保険契約	76
2.5.2.1. 残存カバー及び発生保険金の調整表	76
2.5.2.2. 再保険契約残高の測定要素の調整表	78
2.5.2.3. 当報告期間に当初認識した契約の影響	79
2.5.2.4. IFRS第17号への移行時に決定した金額	79

2.6. 貯蓄性保険	80
2.6.1. 貯蓄性保険—発行した保険契約	80
2.6.1.1. 残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表	80
2.6.1.2. 保険契約残高の測定要素の調整表	82
2.6.1.3. 当報告期間に当初認識した契約の影響	83
2.6.1.4. IFRS第17号への移行時に決定した金額	83
2.7. 有配当	84
2.7.1. 有配当—発行した契約	84
2.7.1.1. 残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表	84
2.7.1.2. 契約残高の測定要素の調整表	87
2.7.1.3. 当報告期間に当初認識した契約の影響	89
2.7.1.4. IFRS第17号への移行時に決定した金額	90
2.8. 損害保険	91
2.8.1. 損害保険—発行した保険契約	91
2.8.1.1. 残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表	91
2.8.1.2. 保険契約残高の測定要素の調整表	94
2.8.1.3. 当報告期間に当初認識した契約の影響	95
2.8.1.4. 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産	96
2.8.2. 損害保険—保有している再保険契約	97
2.8.2.1. 残存カバー及び発生保険金の調整表	97
2.8.3. クレーム・ディベロップメント	98
2.8.3.1. 総額のクレーム・ディベロップメント	98
2.8.3.2. 純額のクレーム・ディベロップメント	99
3. 資産運用	100
3.1. 金融商品に係る重要な会計方針の要約	100
3.1.1. 金融資産及び金融負債	100
3.1.2. 金融資産	101
3.1.3. 金融負債	103
3.1.4. デリバティブ	104
3.2. IFRS第9号を適用する際の重要な判断及び見積り	104
3.2.1. 判断	104
3.2.2. 見積り	105
3.2.2.1. 金融商品の公正価値	105
3.2.2.2. 予想信用損失	105
3.3. 金融資産及び金融負債	106
3.4. 投資契約負債の調整表	109
3.5. 投資収益及び保険金融費用	109
3.6. 公正価値測定	114
3.6.1. 公正価値ヒエラルキー	114
3.6.2. 連結貸借対照表で認識されている公正価値測定	116
3.6.3. 公正価値で測定されていない金融商品	116
3.7. 金融商品に係る信用リスク	116
4. 企業結合	123
5. 費用の性質別内訳	124

6. リスク管理及び自己資本管理(抜粋)	125
6.1. 保険引受リスク及び金融リスク管理	125
6.1.1. 保険引受リスク管理	127
6.1.2. 金融リスク管理	129
6.2. 死亡保険及び貯蓄性保険	131
6.3. 有配当	134
6.4. 損害保険	135
6.5. その他の金融資産及び金融負債	137
6.6. 市場リスク変数に対する感応度分析	138
6.6.1. 金利リスクに対する感応度	138
6.6.2. 株価リスクに対する感応度	139
6.6.3. 為替リスクに対する感応度	140
6.7. 自己資本管理	141
付録A:IFRS第4号及びIFRS第17号における開示要求の比較	142
付録B:本ひな型に含まれていないIFRS第17号及びIFRS第7号の開示の要約	149

連結損益計算書

IAS1(10)(b),(10A),
(51)(c),(113)

			12月31日に終了する報告期間	
		注記	20X5年	20X4年
IFRS 17(80)(a),(83) IAS1(82)(a)	保険収益	2.4.1	114,845	93,252
IFRS 17(80)(a),(84) IAS 1(99)	保険サービス費用	2.4.1	(101,256)	(81,959)
IFRS 17(82),(86)	保有している再保険契約からの正味費用	2.4.1	(5,823)	(3,830)
IFRS 17(80)(a)	保険サービス損益		7,766	7,463
IFRS 7(20)(b) IAS 1(82)(a)	純損益を通じて公正価値で測定する投資以外の金融資産に係る金利収益	3.5	2,696	2,321
	純損益を通じて公正価値で測定する投資に係る正味利得	3.5	11,129	8,214
IFRS 7(20)(a)(viii)	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の処分時に純損益に振り替えた正味利得	3.5	78	51
IFRS 7(20)(a)(i)	投資契約負債の純変動額	3.4, 3.5	(756)	(672)
IFRS 7(20A) IAS 1(82)(aa)	償却原価で測定する金融資産の認識の中止による正味利得	3.5	22	13
IAS 40(76)(d)	投資不動産の公正価値修正による正味利得	3.5	157	552
IAS 1(82)(ba)	信用減損損失(純額)	3.5, 3.7	(40)	(31)
投資収益(純額)			13,286	10,448
IFRS 17(80)(b)	発行した保険契約からの金融費用	3.5	(7,228)	(3,804)
IFRS 17(80)(b),(82)	保有している再保険契約からの金融収益	3.5	1,610	501
保険金融費用(純額)			(5,618)	(3,303)
保険及び投資損益(純額)			15,434	14,608
IAS 1(82)(a)	資産管理サービス収益		1,133	888
IAS 1(82)(b)	その他の金融費用		(2,283)	(1,962)
IAS 1(99),(103)	その他の営業費用	5	(3,949)	(3,099)
IAS 1(82)(c)	持分法で会計処理している関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分相当額		463	365
税引前利益			10,798	10,800
IAS 1(82)(d) IAS 12(77)	法人所得税費用		3,155	3,087
当期純利益			7,643	7,713
IAS 1(81B)(a)	当期純利益の帰属			
	親会社の所有者		7,477	7,509
	非支配持分		166	204
IAS 33(66)	親会社の普通株式の保有者に帰属する1株当たり当期純利益 (1株当たり)			
	基本的1株当たり利益		0.35	0.39
	希薄化後1株当たり利益		0.32	0.36

上記の連結損益計算書は、添付の注記と併せてお読みください。

PwCの解説

保険サービス損益の表示

IFRS 17(83),(85),
(B120)-(B127)

保険収益は、保険会社が提供するサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を稼得ベースで反映します。IFRS第17号において、保険収益は、受け取った保険料と同額ではありません。IFRS第17号は、保険料の情報が保険収益の定義に合致しない場合、保険会社が保険料の情報を純損益に表示してはならないと明確にしています。

IFRS 17(85),
(B123)(a)(ii),
(B124)(a)(ii)

保険料には、保険事故が発生するかどうかにかかわらず、全ての状況において保険契約者又はその受益者に支払われるであろう投資要素(すなわち預り金)が含まれる場合が多くあります。これらの別個でない投資要素の受取り及び返済は、保険サービスの提供に関連しないため、保険会社の保険収益又は保険サービス費用の一部としては表示されません。

IFRS 17(11)(b)

企業は、別個の投資要素(保険との相互関連性がなく、独立に販売できる)を会計処理するために、そのような要素がIFRS第17号の範囲に含まれる裁量権付有配当投資契約である場合を除き、IFRS第9号を適用します。すなわち、関連する投資収益(純額)は、保険サービス損益から除外され、区分して表示されます。

IFRS 17(42)(a),
(B120),(B123)-(B124)
(a),(d),(B126))

一般測定モデル及び変動手数料アプローチにより測定される保険契約について、保険収益には、報告期間の期首に見込んでいた保険金及びその他の保険契約の履行に直接起因する費用が含まれ、報告期間中に発生したこれらの金額(保険サービス費用)についての実績調整は含まれません。ただし、将来のサービスに関連しない受け取った保険料及び関連するキャッシュ・フローから生じた実績調整は、保険収益に含まれます。保険料配分アプローチにより測定される保険契約については、予想される保険料の受取りを時の経過に基づいて保険収益に配分します。ただし、保険サービス費用の発生の予想されるパターンが時の経過と著しく異なる場合には、保険サービス費用の予想されるパターンを用いて保険収益に配分します。

IFRS 17(28A), (32),
(38), (B35A), (B125)

IFRS第4号では、多くの保険会社が繰延保険獲得キャッシュ・フローを資産として別個に認識しています。IFRS第17号では、保険獲得キャッシュ・フローを、規則的かつ合理的な基礎に基づき既存及び将来の保険契約グループに配分します。一般測定モデル又は変動手数料アプローチにより測定される保険契約については、保険契約グループの当初認識時に、配分された保険獲得キャッシュ・フローは契約上のサービス・マージンを減少させ、黙示的に契約上のサービス・マージンの中で繰り延べられます。結果として、サービスが提供されるにつれて将来の報告期間に収益に認識される契約上のサービス・マージンの償却額が減少します。一方、表示の目的上、保険契約グループに配分された直接起因する保険獲得費用は、保険サービス費用として、時の経過に基づいて規則的な方法で償却され、同額が保険収益として認識されます。

IFRS 17(55),(59)(a)

保険料配分アプローチにおいて、企業は、保険獲得キャッシュ・フローを残存カバーに係る負債に認識し、保険サービス費用として償却しなければなりません。あるいは、企業は、グループの中の各保険契約のカバー期間が1年以内である場合、保険獲得キャッシュ・フローを発生時に費用として認識することを選択できます。

IFRS 17(28B),(28E)

IFRS第17号を適用する際、保険獲得キャッシュ・フローの回収可能性の欠如は、保険契約グループの測定に反映されます。さらに、関連する保険契約グループが認識される前に支払った保険獲得キャッシュ・フロー(又は別のIFRS基準の適用により認識した負債に関する保険獲得キャッシュ・フロー)は、回収可能性評価の対象となる資産として認識されます。減損損失が識別された場合、当該資産の帳簿価額が調整され、損益計算書で減損損失が認識されます。

IFRS 17(37),
(41)(a),(42)(a)-(b),(81)

保険負債に含まれるリスク調整は、保険会社が非金融リスクから生じる不確実性の負担に対して要求する報酬を反映します。発行した保険契約について、残存カバーに係る負債に関する非金融リスクに係るリスク調整の部分は、リスクから解放された時点で保険収益に計上され、一方、発生保険金に係る負債に関する部分は、保険サービス費用に計上されます。保険会社は、非金融リスクに係るリスク調整の変動全体を保険サービス損益に含める取扱いは要求されているわけではありません。代わりに、保険サービス損益と保険金融収益又は費用に分解することを選択できます。分解する場合、主に保険収益と保険金融費用が増加する影響がありますが、実務上より複雑な選択肢となる可能性があります。

IFRS 17(84)-(85)

保険サービスに関する費用(Value保険グループが発行した保険契約に係る発生保険金及びその他の保険サービス費用)を反映する項目のみが、保険サービス費用として計上されます。その結果、IFRS第17号を適用する場合、別個でない投資要素の返済は、保険費用ではなく、保険負債の決済として表示されます。

IFRS 17(82),(86)

IFRS第17号では、保有している再保険契約からの収益又は費用の表示について、保険金融収益又は費用を除き、選択肢が認められています。Value保険グループは、保有している再保険契約からの正味費用について単一の純額による表示を選択しています。代替的な方法として、それぞれの金額を総額で表示し、再保険会社から回収した金額(収益として表示)と支払保険料の配分(再保険費用として表示)とを、保険収益及び保険サービス費用から区分した項目で表示する方法があります。

IFRS 7(20)
IAS 1(82)

IFRS第9号の適用後、金利収益の項目には、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する(以下「FVOCI」)資産の金利収益のみが含まれます(ただし、指定されたヘッジ関係におけるデリバティブに対するヘッジ会計の適用による効果を含む)。会計方針の選択として、純損益を通じて公正価値で測定する(以下「FVPL」)金融商品に係る利息について、追加的な科目を損益計算書本体で表示する場合には、当該金額の計算方法及び対象の金融商品を含む会計方針を開示しなければなりません。

償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じた利得及び損失並びに信用減損損失は、損益計算書本体で区分した表示が要求されています。

IFRS第9号の導入に伴うIAS第1号「財務諸表の表示」の結果的修正により、企業は、金融資産の償却原価からFVPLへの組替え及びFVOCIからFVPLへの組替えから生じる利得及び損失について、損益計算書本体での表示が要求されています。IFRS第9号のそのような組替えはまれであると予想されるため、本ひな型では記載を省略しています。

IFRS第7号20項は、特に、FVPLで測定する金融資産又は金融負債から生じる正味利得又は正味損失について、当初認識時にそのように指定された金融資産又は金融負債と、強制的にFVPLで測定される金融資産又は金融負債とを区分して、損益計算書本体又は注記のいずれかで開示することを要求しています。金融負債については、純損益で認識される利得又は損失とその他の包括利益(以下「OCI」)で認識される利得又は損失とを区分して表示しなければなりません。Value保険グループは、注記において、これらを開示しています。

連結包括利益計算書

	当期純利益	12月31日に終了する報告期間		
		注記	20X5年	20X4年
IAS 1(81A)(a)			7,643	7,713
純損益に振り替えられる可能性のある項目				
IAS 1(82A)(a)(ii)	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る正味利得	3.5	504	327
IFRS 7(20)(a)(viii) IAS 1(7)(da)	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の処分時における純損益に振り替えた正味利得	3.5	(78)	(51)
IFRS 7(20)(a)(viii) IAS 1(92)	発行した保険契約からの金融費用	3.5	(457)	(313)
IFRS 17(90)	保有している再保険契約からの金融収益	3.5	-	-
IAS 1(82A)(b)(ii)	持分法で会計処理している関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分相当額		102	57
IAS 1(91)	これらの項目に関連する法人所得税		(21)	(6)
IAS 1(82A)(a)(i)	純損益に振り替えられることのない項目			
IAS 1(7)(a) IFRS 13(91)(b)	土地・建物の再評価		-	214
IAS 1(82A)(b)(i)	持分法で会計処理している関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する持分相当額		68	23
IAS 1(7)(b) IAS 19(120)(c)	退職後給付債務の再測定額(税引前)		15	(37)
IAS 1(91)	これらの項目に関連する法人所得税		(24)	(56)
IAS 1(81A)(b)	その他の包括利益(税引後)		109	158
IAS 1(81A)(c)	当期包括利益		7,752	7,871
当期包括利益の帰属				
IAS 1(81A)(c)	親会社の所有者		7,584	7,664
	非支配持分		168	207

上記の連結包括利益計算書は、添付の注記と併せてお読みください。

連結貸借対照表

IAS 1(10)(a),
(51)(c),(54),(113)

		12月31日現在	
	注記	20X5年	20X4年
IAS 1(60) 資産			
IAS 1(54)(i) 現金及び現金同等物	3.3	20,866	26,377
IAS 1(54)(d) 投資資産	3.3	245,354	182,246
IFRS 17(78)(c) IAS 1(54)(d) 再保険契約資産	2.3	13,199	3,339
IAS 1(55) その他の資産		1,057	857
IAS 1(54)(e) 持分法で会計処理している関連会社及び共同支配企業に対する投資		11,014	10,746
IAS 1(54)(c) 無形資産		6,412	5,839
IAS 1(54)(b) 投資不動産		6,721	6,199
IFRS 16(47)(a) 使用権資産		7,326	7,891
IAS 1(54)(a) 有形固定資産		2,290	2,281
資産合計		314,239	245,775
IAS 1(60) 負債			
IAS 1(54)(n) 未払法人税等		303	310
IAS 1(55) その他の流動負債		3,913	3,153
IAS 1(54)(m) 投資契約負債	3.4	9,612	8,812
IFRS 17(78)(b) IAS 1(54)(m) 保険契約負債	2.3	156,535	102,291
IAS 1(54)(l) 引当金		636	983
IAS 1(54)(m) IFRS 16(47)(b) リース負債		6,922	7,623
IAS 1(54)(m) IFRS 7(8)(g) 劣後社債		36,156	35,137
IAS 1(55) 従業員給付債務		579	486
IAS 1(54)(o) 繰延税金負債		8,409	6,787
負債合計		223,065	165,582
IAS 1(78)(e) 資本			
IAS 1(78)(e) 資本金		22,265	19,300
IAS 1(78)(e) 資本剰余金		4,607	3,127
IAS 1(78)(e) 利益剰余金		56,161	50,243
IAS 1(78)(e) その他の剰余金		6,347	5,813
親会社の所有者に帰属する持分		89,380	78,483
IAS 1(54)(q) 非支配持分		1,794	1,710
資本合計		91,174	80,193
資本及び負債合計		314,239	245,775

上記の連結貸借対照表は、添付の注記と併せてお読みください。

PwCの解説

流動性の順序に基づく資産及び負債の表示

IAS 1(60)

IAS第1号では、流動と非流動を区分せずに、流動性の順序に基づく貸借対照表上の資産と負債の表示が認められています。保険会社のような企業は、明確に識別可能な営業循環期間を有していないため、ほとんどの場合、流動性の順序に基づく表示方法が利用者に対して目的適合性がより高いと判断されます。

IAS 1(61)

IAS第1号では、そのような場合でも、報告期間の末日後12カ月以内に回収又は決済が見込まれる金額と12カ月より後に回収又は決済が見込まれる金額とが混在する資産及び負債の表示科目のそれぞれについて、12カ月より後に回収又は決済が見込まれる金額の開示が要求されています。貸借対照表が流動性の順序に基づき表示される場合、そうした開示は財務諸表の注記として行われます。

保険資産及び保険負債の表示

IFRS 17(78)

IFRS第17号は、保険契約の構成要素が分離されるものを除き、保険負債、保険契約者貸付、未収保険料及び保険無形資産等(例えば保有契約の価値)の保険契約ポートフォリオから生じる全ての権利及び義務について、貸借対照表で1つの科目での純額表示を要求しています。

資産ポジションにある保険契約ポートフォリオは、負債ポジションにある保険契約ポートフォリオとは区分して表示されます(相殺されません)。発行した保険契約ポートフォリオは、保有している再保険契約ポートフォリオとは区分して表示されます。本ひな型で開示されている年度について、Value保険グループは、資産ポジションにある保険契約ポートフォリオを保有しておらず、同様に、負債ポジションにある再保険契約ポートフォリオも保有していません。保険契約資産と再保険契約負債が存在する場合、貸借対照表上、区分した科目での表示が要求されています。

IFRS 17(10)-(12)

IFRS第17号を適用する際、投資要素、一部の組込デリバティブ及び財又は非保険サービスは、それらが保険要素と別個である場合に、かつ、その場合にのみ保険契約から分離されます。

IFRS 17(32)(a),
(33)-(35),(40),(59)(a)

IFRS第17号は、サブポートオフオーレベル(測定におけるグループと呼ばれる)での保険契約の集約を要求しています。この測定には、保険契約ポートフォリオに直接起因する保険獲得キャッシュ・フローの配分を含め(企業が保険料配分アプローチにより測定する保険契約について直接起因する保険獲得費用を発生時に費用計上することを選択する場合を除く)、全ての契約の境界線内の履行キャッシュ・フローを含みます。

IFRS 17(79),(B123A),

各保険契約グループの認識前に認識された保険獲得キャッシュ・フローは、関連する発行された保険契約ポートフォリオの帳簿価額の一部としての表示が要求されます。Value保険グループは、保険獲得キャッシュ・フロー以外の、関連する保険契約グループの認識前に認識された保険契約グループに係るキャッシュ・フローに関する資産又は負債について、関連する保険契約ポートフォリオの帳簿価額に含めた表示を選択しました。保有する再保険契約ポートフォリオに係るキャッシュ・フローに関する資産又は負債については、保有している再保険契約ポートフォリオの帳簿価額に含まれます。

投資資産及び投資負債の表示

IFRS 7(8)

IFRS第7号8項は、貸借対照表又は注記のいずれかにおいて、金融資産及び金融負債の帳簿価額に関する、以下の区分ごとの開示を要求しています。

- FVPLで測定する金融資産。(i)強制的に分類された金融資産、(ii)当初認識時に指定された金融資産、(iii)自己の金融負債の買い戻しの免除(IFRS第9号3.3.5項)に従って測定された金融資産、(iv)自己の資本性金融商品の再取得の免除(IFAS第32号33A項)に従って測定された金融資産に区分されます。
- FVPLで測定する金融負債。売買目的保有の定義に該当する金融負債と、当初認識時に指定された金融負債とに区分されます。
- 債却原価で測定する金融資産
- 債却原価で測定する金融負債
- FVOCIで測定する金融資産。負債性金融商品と資本性金融商品とに区分されます。

本ひな型の中では、これらの区分は注記の中で開示されています。しかし、これらの項目の重要性に応じて、貸借対照表における独立した表示がより適切である場合があります。

連結持分変動計算書

IAS 1(10)(c),(106)	その他の剰余金							非支配 持分	資本合計	
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	公正価値 測定に係る 剰余金	保険金融 収益又は 費用に係る 剰余金	その他	その他の 剰余金合計			
IAS 1(106)(d)	20X4年1月1日現在残高	19,125	3,127	43,699	1,367	1,379	2,578	5,324	1,574	72,849
IAS 1(106)(d)(i)	当期純利益	-	-	7,509	-	-	-	-	204	7,713
IAS 1(106)(d)(ii)	その他の包括利益	-	-	-	197	(223)	181	155	3	158
IAS 1(106)(a)	当期包括利益合計	-	-	7,509	197	(223)	181	155	207	7,871
IAS 1(106)(d)(iii)	配当の支払	-	-	(965)	-	-	-	-	(71)	(1,036)
	従業員ストックオプション制度									
IFRS 2(50)	- 従業員サービスの価値	-	-	-	-	-	334	334	-	334
IAS 1(106)(d)(ii) IFRS 2(50)	- 株式発行による収入	175	-	-	-	-	-	-	-	175
IAS 1(106)(d)	175	-	(965)	-	-	334	334	(71)	(527)	
IAS 1(106)(d)	20X4年12月31日現在残高	19,300	3,127	50,243	1,564	1,156	3,093	5,813	1,710	80,193
IAS 1(106)(d)(i)	当期純利益	-	-	7,477	-	-	-	-	166	7,643
IAS 1(106)(d)(ii)	その他の包括利益	-	-	-	301	(323)	129	107	2	109
IAS 1(106)(a)	当期包括利益合計	-	-	7,477	301	(323)	129	107	168	7,752
IAS 1(106)(d)(iii)	配当金の支払	-	-	(1,559)	-	-	-	-	(84)	(1,643)
IAS 1(106)(d)(ii)	株式の発行	2,500	1,350	-	-	-	-	-	-	3,850
IAS 32(33)	自己株式の売却	250	130	-	-	-	-	-	-	380
	従業員ストックオプション制度									
IFRS 2(50)	- 従業員サービスの価値	-	-	-	-	-	427	427	-	427
IAS 1(106)(d)(ii) IFRS 2(50)	- 株式発行による収入	215	-	-	-	-	-	-	-	215
	2,965	1,480	(1,559)	-	-	427	427	(84)	3,229	
IAS 1(106)(d)	20X5年12月31日現在残高	22,265	4,607	56,161	1,865	833	3,649	6,347	1,794	91,174

上記の連結持分変動計算書は、添付の注記と併せてお読みください。

連結キャッシュ・フロー計算書

	12月31日に終了する報告期間	
	20X5年	20X4年
IAS 1(10)(d),(113) IAS 7(1),(10)		
IAS 7(10),(18)(a) 営業活動によるキャッシュ・フロー		
IAS 7(18)(b),(20) 当期純利益	7,643	7,713
調整:		
保険契約及び再保険契約に係る資産及び負債の変動額	35,939	23,527
投資契約負債の変動額	800	577
投資に係る正味利得	(6,840)	(5,177)
為替差損益(純額)	52	17
利息費用	2,246	1,933
利息収入	(6,903)	(5,226)
配当金収入	(568)	(441)
持分法で会計処理している関連会社及び共同支配企業の利益に対する持分相当額	(463)	(365)
投資不動産の公正価値修正	(157)	(552)
法人所得税費用	3,155	3,087
その他の非資金項目の調整	524	1,811
投資資産の変動額	-	-
売却による収入	49,749	46,804
購入	(94,396)	(80,292)
その他の運転資本残高の変動額	(423)	(653)
IAS 7(31)-(33) 利息の受取額	6,558	4,964
IAS 7(31),(33) 配当金の受取額	568	441
IAS 7(14)(f),(35),(36) 法人所得税の支払額	(1,863)	(2,296)
IAS 7(10),(21) 投資活動によるキャッシュ・フロー	(4,379)	(4,128)
IAS 7(39) 子会社の取得による支出(取得した現金控除後)	(2,116)	-
IAS 7(16)(a) 投資不動産の取得による支出	(365)	-
IAS 7(16)(a) 無形資産及び有形固定資産の取得による支出	(454)	(471)
IAS 7(16)(b) 無形資産及び有形固定資産の売却による収入	74	147
IAS 7(38) 共同支配企業及び関連会社からの配当金	365	253
IAS 7(10),(21) 財務活動によるキャッシュ・フロー	(2,496)	(71)
IAS 7(17)(a) 普通株式の発行による収入	4,065	175
IAS 7(17)(a) 自己株式の売却による収入	380	-
IAS 7(17)(c) 借入金による収入	6,000	5,000
IAS 7(17)(d) 借入金の返済	(5,989)	(953)
IAS 7(31)-(33) 借入金の支払利息	(2,191)	(1,877)
IAS 7(17) 金利スワップからの正味受取額	172	14
IAS 7(31),(34) 親会社の株主に対する配当金の支払額	(965)	(858)
IAS 7(31),(34) 子会社の非支配持分に対する配当金の支払額	(71)	(63)
IAS 7(10),(21) 財務活動によるキャッシュ・フロー	1,401	1,438
IAS 7(45) 現金及び現金同等物の純増減額	(5,474)	(2,761)
IAS 7(45) 現金及び現金同等物の期首残高	26,377	29,167
IAS 7(28) 現金及び現金同等物の為替レート変動の影響額	(37)	(29)
IAS 7(45) 現金及び現金同等物の期末残高	20,866	26,377

上記の連結キャッシュ・フロー計算書は、添付の注記と併せてお読みください。

PwCの解説

営業活動によるキャッシュ・フローの報告

IAS 7(18),(21)

企業は、直接法又は間接法のいずれかを用いて営業活動によるキャッシュ・フローを報告しなければなりません。間接法は、純損益に対して、非資金的性質の取引項目の影響、将来又は過去の営業活動からの収入や支出の繰延又は未払計上、投資又は財務活動によるキャッシュ・フローに関連した収益や費用項目を調整する方法であり、前述の例に示されています。また、主要な種類ごとの収入総額と支出総額を開示する直接法を用いて営業活動によるキャッシュ・フローを報告することも可能です。投資及び財務活動によるキャッシュ・フローは、直接法を用いて報告しなければなりません。

投資資産の取得及び売却によるキャッシュ・フロー

IAS 7(11)

キャッシュ・フロー計算書における特定の取引の分類は、事業及び営業活動の性質に依存するため、企業ごとに異なる場合があります。Value保険グループは、投資資産の購入について、保険契約及び投資契約の組成によるキャッシュ・フローから保険金、給付金及び投資契約の給付の支払キャッシュ・フローを控除したものを元に行っているため、投資資産の購入及び売却によるキャッシュ・フローを営業活動によるキャッシュ・フローに分類しています。

別個の投資要素又は保険リスクを移転しない契約に係るキャッシュ・フロー

IAS 7(11)

別個の投資要素を含む保険契約及び保険リスクを移転しない契約について、保険会社は、キャッシュ・フローの一部又は全部が本質的に財務活動に関連しているかどうか、また、そのように分類すべきであるかどうかを検討する必要がある場合があります。

金利スワップからのキャッシュ・フロー

IAS 7(11)

IAS第7号は、デリバティブに係るキャッシュ・フローをどのように分類するかについての明確な指針を提供していません。本ひな型では、金利スワップから生じる正味キャッシュ・フローの分類は、金利スワップの経済的なヘッジ対象である劣後社債の分類に従っており、財務活動の中で表示されています。Value保険グループは、これらの金融商品についてヘッジ会計を適用していません。

連結財務諸表に対する注記

PwCの解説—IFRS第17号の開示の目的、範囲、集約レベル

IFRS 17(93)

IFRS第17号は、IFRS第4号よりも広範な開示要求を含んでおり、作成者は、3つの異なる領域において、IFRS第17号の範囲に含まれる保険契約に関する定性的開示及び定量的開示の両方が要求されています。

- ・認識した金額の説明
- ・IFRS第17号を適用する際の重要な判断
- ・IFRS第17号の範囲に含まれる契約から生じるリスクの性質及び程度

本ひな型の付録A「IFRS第4号及びIFRS第17号における開示要求の比較」は、IFRS第4号における開示要求と比較して、IFRS第17号において新規又は拡大された開示要求を要約しています。

IFRS第17号の開示要求の主要目的は、基準の範囲に含まれる保険契約が、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表の利用者が評価できるようにすることです。IASBは、開示目的の明記により、企業が自らの状況に最も関連性が高い情報の提供を行うこと及び詳細で規範的な開示要求への準拠ではなく財務諸表の利用者へのコミュニケーションの重要さを強調することを目指しています。

IFRS 17(94)~(96)

企業は、大量の詳細の記載又は性質の異なる項目の集約のいずれかにより、有用な情報が不明瞭とならないように、開示目的を満たすために必要な詳細さの水準を決定する際に判断を用います。IFRS第17号では、以下の分解の基礎が例示されています。

- ・保険契約の種類別(例えば、主要な商品ライン)
- ・地理的領域別(例えば、国又は地域)
- ・報告セグメント別(IFRS第8号「事業セグメント」(以下「IFRS第8号」)で定義)

本ひな型では、保険契約グループは、IFRS第17号の開示目的上、報告セグメントに基づいて集約しており、有配当商品について選択された開示については、そのような開示が有用な情報になる場合、より詳細な商品ライン別の開示を選択しています。

このアプローチは、以下の利点のために選択されました。

IFRS 8(20)

- ・IFRS第8号の適用が要求されている保険会社にとって、報告セグメントに関する開示は、通常、保険に関する活動の性質及び財務上の影響並びに事業が行われている経済環境に関する適切な情報を提供します。これは、IFRS第17号の範囲に含まれる保険契約について、必要に応じて、事業セグメント、ポートフォリオ又は保険契約グループに細分化するうえで、報告セグメントと整合的な方法で詳細を提供するための良い出発点となる場合があります。
- ・これにより、連結財務諸表の利用者は、IFRS第17号の範囲に含まれる保険契約に関する情報を「経営者の視点」でレビューできるようになります。
- ・同じ基本原則を用いて、異なる集約の程度を示すことは、他の箇所で報告される情報(例えば、経営者による説明)と整合性のとれた透明性の高い開示をもたらします。
- ・連結財務諸表のために特別に作成する必要がある情報ではなく、経営者のために内部的に作成された情報と同じであるため、情報の作成コストが削減されます。

保険契約のポートフォリオが、複数の事業セグメントにまたがるように設定されている場合には、異なる検討が行われる可能性があります。保険会社は、開示目的を満たし、有用な情報を表示するための最も良い方法を検討します。

本ひな型は、IFRS第8号で要求されている、企業の事業に関する背景情報を提供するのに十分なセグメント開示の抜粋を含んでおり、IFRS第8号とIFRS第17号との間のリンクを示しています。IFRS第8号で要求されている完全な注記の例示は意図していません。

1. セグメント報告(抜粋)

IFRS 8(22)(a)

当社グループは、総合保険グループとして、生命保険と損害保険のリスクを引き受けるとともに、顧客の貯蓄ニーズに対して資産運用のソリューションを提供しています。当社グループは、日本で事業を行っており、国内外の市場に商品を提供しています。当社グループは、日本の保険市場に最近参入し、事業の自律的成長と戦略的買収を通じて市場への浸透を図っています。

当社グループは、主要な商品ラインによる6つの事業セグメントから構成されており、これらのセグメントは、上級経営者及び社外取締役で構成されるグループ経営会議での業績評価及び資源配分の決定を基礎として区分されています。経営会議は、最高経営意思決定機関であり、各事業セグメントの四半期報告パッケージ及び本部が報告する財務指標をレビューしています。各セグメントは、保険及び投資の業績を管理し、商品やサービスを開発し、個別の市場特性やニーズに応じた販売戦略を策定しています。

当社グループは、定量的な基準を満たす事業セグメント及び開示が有用な情報となる事業セグメントに関する情報を開示しています。20X5年12月31日及び20X4年12月31日時点で4つの報告セグメントがあり、それぞれの商品とサービスは以下のとおりです。

IFRS 8
(11),(13),(20),(22)

報告セグメント	詳細 ⁽¹⁾
死亡保険	定期保険を提供しています。保険期間は、主に10年から30年です。選択された保険期間が終了すると契約は終了しますが、契約者は、引受査定を条件に、新たな契約条件に基づく契約更新が可能です。このセグメントの全ての保険契約は、契約期間にわたり、定額かつ保証された死亡給付を提供しています。契約は通常、月払い、四半期払い又は年払いによる平準払いですが、一部の契約は一時払いです。
貯蓄性保険	さまざまな種類の非保証型の生存年金オプション付きユニバーサル型生命保険を提供しています。保険期間は、主に10年から30年です。これらの保険契約は、契約額面と同額の定額かつ保証された死亡給付を提供しており、加えて、死亡時と満期時には契約者勘定残高が支払われます。契約は通常、平準払いですが、一部の契約は一時払いです。
有配当	投資の成果を契約者と共有するさまざまな直接運動有配当保険契約と投資契約を提供しています。当社グループの投資契約には、裁量権付有配当投資契約とそれ以外の投資契約があります。
直接運動有配当保険契約	直接運動有配当保険契約には、契約期間の最初の5年間における定額かつ保証された死亡保証及び契約者への投資リターンの提供が含まれます。
裁量権付有配当投資契約以外の投資契約	裁量権付有配当投資契約は、契約者に対し、海外の債券市場へのエクスポージャーを提供するとともに、当初投資額についての最低保証を提供します。
裁量権付有配当投資契約	裁量権付有配当投資契約には、重大な保険リスクはありませんが、契約者に対し、当社グループの裁量により、投資リターンを提供します。
	全ての契約は、一時払いであり、契約期間は5年から10年です。
	有配当契約の契約者は、株式ファンド、債券ファンド、分散投資ファンド等、さまざまな投資の選択肢を有しています。20X5年12月31日及び20X4年12月31日時点において、当セグメントの投資ポートフォリオは、固定利付債券が大部分を占めています。
損害保険	自家用車と商用車に対する車両補償並びに対人及び対物賠償責任補償を提供しています。保険期間は1年以内です。
自動車保険	20X4年に、当社グループは、保険契約の移転に関する法令を適用して、自動車保険のランオフ・ポートフォリオを受け入れる事業を営む、D県のValue RO株式会社を設立しました。
ランオフ・ポートフォリオ	Value RO株式会社は、20X5年1月、ランオフ・ポートフォリオの自動車保険及び傷害保険の専門会社であるABC保険株式会社を2,550百万円で取得完了しました(注記4「企業結合」を参照ください)。この取得により、当社グループは、将来のランオフ取引の実施に必要な拡張性及び柔軟性を有する専門チームと運営体制を獲得しました。
その他のセグメント及び 本部	「その他のセグメント及び本部」には、以下が含まれています。
	<ul style="list-style-type: none"> • スタートアップのデジタル保険事業。これは、まだ初期の開発段階にあるサイバー賠償責任保険事業です。このセグメントは、重要性はなく、20X5年及び20X4年において収益は計上されていません。このセグメントは、独自の競争リスク及び事業リスクを有しているため、成熟した保険事業と同程度に将来の業績が収束するとは見込んでおらず、従って、他の保険事業との集約に要求される経済的特性を満たすとは見込んでいません。 • 当社グループの内外の顧客に対し、投資管理サービスを提供する資産運用子会社 • このカテゴリーには、保険数理及びリスク管理、会計、財務、IT、法務、人事並びに内部監査の分野における支援を行う本部も含まれます。表示されているいかなる本部の情報も、事業セグメントではありません。

⁽¹⁾ ここでは、主に本ひな型におけるIFRS第17号の開示に係る解説に役立つように、各セグメントが提供する仮想の商品の詳細を記載しています。実際には、セグメントの構成、商品、サービスに関する情報は、財務諸表と同時に公表されるORF(営業及び財務の概況)やMD&A(経営者による財政状態及び経営成績の検討と分析)のような経営者による説明の中で開示される可能性があります。このような場合、IFRS第8号で要求される最小限の注記のみを開示する場合があります。

IFRS 8(13)

PwCの解説—資産運用セグメントの独立した報告

本ひな型の目的上、Value保険グループは、IFRS第8号の定量的な基準を満たしていないものとして、資産運用子会社を独立した報告セグメントとして開示していません。しかし、一部の企業では、当該事業の性質が保険事業とは異なる状況を考慮し、利用者に有用な情報を提供するために、このセグメントを別個に開示することを検討する可能性があります。

IFRS 8(23),(26),(27)

経営会議は、事業セグメントの業績を評価するために、主に投資損益と保険サービス損益を用いています。当該指標は、連結損益計算書の作成に用いられた測定原則と同一の測定原則により計算され、以下のとおり、当社グループの純損益と調整されています。当社グループは、主要な商品ライン別の保険契約負債に対応する資産を区分し、セグメントごとに投資戦略を作成しています。経営会議は、投資ポートフォリオ及び保険契約負債に関する情報を月次で受領しています。

経営会議に提出された20X5年12月31日に終了した報告期間及び同日現在のセグメント情報は、以下のとおりです。

20X5年

	死亡保険	貯蓄性保険	有配当	損害保険	その他のセグメント及び本部	消去	合計	
IFRS 8(23)(a)	保険収益	73,303	19,839	1,226	20,477	-	114,845	
IFRS 8(23)(f)	保険サービス費用	(65,326)	(17,163)	(453)	(18,314)	-	(101,256)	
IFRS 8(23)(f)	保有している再保険契約からの正味費用	(5,561)	-	-	(262)	-	(5,823)	
	保険サービス損益	2,416	2,676	773	1,901	-	7,766	
IFRS 8(23)(c)	純損益を通じて公正価値で測定する投資以外の金融資産に係る金利収益	-	-	2,157	-	539	-	2,696
IFRS 8(23)(f)	純損益を通じて公正価値で測定する投資に係る正味利得	1,172	2,913	960	1,532	4,552	-	11,129
IFRS 8(23)(f)	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の処分時に純損益に振り替えた正味利得	-	-	70	-	8	-	78
IFRS 8(23)(f)	投資契約負債の純変動	-	-	(756)	-	-	-	(756)
IFRS 8(23)(f)	償却原価で測定する金融資産の認識の中止による正味利得	-	-	-	-	22	-	22
IFRS 8(23)(f)	投資不動産の公正価値修正による正味利得	-	-	-	-	157	-	157
IFRS 8(23)(i)	信用減損損失(純額)	-	-	(30)	-	(10)	-	(40)
	投資収益(純額)	1,172	2,913	2,401	1,532	5,268	-	13,286
IFRS 8(23)(d)	発行した保険契約からの金融費用	(2,434)	(1,910)	(2,396)	(488)	-	-	(7,228)
IFRS 8(23)(f)	保有している再保険契約からの金融収益	1,599	-	-	11	-	-	1,610
	保険金融費用(純額)	(835)	(1,910)	(2,396)	(477)	-	-	(5,618)
	保険及び投資損益(純額)	2,753	3,679	778	2,956	5,268	-	15,434
IFRS 8(23)(a),(b)	資産管理サービス収益	-	-	118	-	1,791	(776)	1,133
IFRS 8(23)(f)	その他の営業費用	(22)	(134)	(48)	(91)	(4,430)	776	(3,949)
IFRS 8(23)	セグメント資産	16,856	46,823	85,912	18,882	110,946	-	279,419
IFRS 8(23)	セグメント負債	16,421	45,460	85,912	18,354	36,156	-	202,303

経営会議に提出された20X4年12月31日に終了した報告期間及び同日現在の報告セグメントに関するセグメント情報は、以下のとおりです。

20X4年

		死亡保険	貯蓄性保険	有配当	損害保険	その他のセグメント及び本部	消去	合計
IFRS 8(23)(a)	保険収益	59,004	16,144	1,051	17,053	-	-	93,252
IFRS 8(23)(f)	保険サービス費用	(52,291)	(13,835)	(384)	(15,449)	-	-	(81,959)
IFRS 8(23)(f)	保有している再保険契約からの正味収益(費用)	(4,676)	-	-	846	-	-	(3,830)
	保険サービス損益	2,037	2,309	667	2,450	-	-	7,463
IFRS 8(23)(c)	純損益を通じて公正価値で測定する投資以外の金融資産に係る金利収益	-	-	1,855	-	466	-	2,321
IFRS 8(23)(f)	純損益を通じて公正価値で測定する投資に係る正味利得	824	1,657	998	1,354	3,381	-	8,214
IFRS 8(23)(f)	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の処分時に純損益に振り替えた正味利得	-	-	45	-	6	-	51
IFRS 8(23)(f)	投資契約債務の純変動	-	-	(672)	-	-	-	(672)
IFRS 8(23)(f)	償却原価で測定する金融資産の認識の中止による正味利得	-	-	-	-	13	-	13
IFRS 8(23)(f)	投資不動産の公正価値修正による正味利得	-	-	-	-	552	-	552
IFRS 8(23)(i)	信用減損損失(純額)	-	-	(23)	-	(8)	-	(31)
	投資収益(純額)	824	1,657	2,203	1,354	4,410	-	10,448
IFRS 8(23)(d)	発行した保険契約からの金融費用	(825)	(371)	(2,178)	(430)	-	-	(3,804)
IFRS 8(23)(f)	保有している再保険契約からの金融収益	474	-	-	27	-	-	501
	保険金融費用(純額)	(351)	(371)	(2,178)	(403)	-	-	(3,303)
	保険及び投資損益(純額)	2,510	3,595	692	3,401	4,410	-	14,608
IFRS 8(23)(a),(b)	資産管理サービス収益	-	-	107	-	1,326	(545)	888
IFRS 8(23)(f)	その他の営業費用	(5)	(56)	(44)	(59)	(3,480)	545	(3,099)
IFRS 8(23)	セグメント資産	3,793	23,138	73,105	12,396	99,530	-	211,962
IFRS 8(23)	セグメント負債	3,482	22,462	73,105	12,054	35,137	-	146,240

上表の消去に含まれている報告セグメント間の取引は、投資管理報酬です。

IFRS 8(28)

セグメント資産は、各報告セグメントの総資産であり、再保険契約資産13,199百万円(20X4年の金額は3,339百万円)、現金及び現金同等物20,866百万円(20X4年の金額は26,377百万円)並びに投資資産245,354百万円(20X4年の金額は182,246百万円)を含んでいます。

セグメント負債は、各報告セグメントの総負債であり、投資契約負債9,612百万円(20X4年の金額は8,812百万円)、保険契約負債156,535百万円(20X4年の金額は102,291百万円)及び劣後社債36,156百万円(20X4年の金額は35,137百万円)を含んでいます。

20X5年に、当社グループは、死亡保険セグメント及び貯蓄性保険セグメントにおいて、引き続き大きな成長を果たしました。これに伴う保険契約残高及び投資資産の増加が、保険及び投資の商品ラインの投資収益1,980百万円の増加並びに保険金融費用2,315百万円の増加の主な要因です。その他のセグメントの投資収益は、主に余剰資産の再投資による投資資産の増加により、858百万円増加しました。

これらの金額の詳細については、注記2.4.1「保険収益及び保険サービス損益」の商品ライン別の分析、注記2.5「死亡保険」、注記2.6「貯蓄性保険」、注記2.7「有配当」の保険契約残高及び再保険契約残高の調整表並びに注記3.5「投資収益及び保険金融費用」の分析を参照ください。

経営会議に定期的に提出されるその他の損益項目には、以下が含まれます。

	20X5年						
	死亡保険	貯蓄性保険	有配当	損害保険	その他のセグメント及び本部	消去	合計
IFRS 8(23)(f)	その他の金融費用	(698)	(38)	(17)	(76)	(1,454)	- (2,283)
IFRS 8(23)(g)	持分法で会計処理している 関連会社及び共同支配企業の 純損益に対する持分相当額	-	-	-	-	463	- 463
20X4年							
	死亡保険	貯蓄性保険	有配当	損害保険	その他のセグメント及び本部	消去	合計
IFRS 8(23)(f)	その他の金融費用	(694)	(35)	(18)	(9)	(1,206)	- (1,962)
IFRS 8(23)(g)	持分法で会計処理している 関連会社及び共同支配企業の 純損益に対する持分相当額	-	-	-	-	365	- 365

2. 保険事業

2.1. 保険契約に係る重要な会計方針の要約

測定アプローチの要約

当社グループは、契約の種類に応じて、以下の測定アプローチを用いています。

商品分類	測定モデル
発行した契約	
定期保険契約	保険契約 一般測定モデル
ユニバーサル型生命保険契約	直接連動有配当保険契約以外の保険契約 一般測定モデル
直接連動有配当契約	直接連動有配当保険契約 変動手数料アプローチ
裁量権付有配当投資契約	直接連動有配当保険契約以外の保険契約 一般測定モデル(注記2.2.1「判断」を参照ください)
裁量権付有配当投資契約以外の金融商品 投資契約	IFRS第9号の純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債(注記3.1.3「金融負債」を参照ください)
自動車保険契約	保険契約 発行した契約については保険料配分アプローチ (カバー期間1年以内) ランオフ期間に取得した契約については一般測定モデル
保有している再保険契約	
定期保険	保有している再保険契約 一般測定モデル
—クオーターシェア再保険	基礎となる保険契約グループは一般測定モデルにより測定
自動車対人及び対物賠償責任	保有している再保険契約 保険料配分アプローチ(カバー期間1年以内)
—超過損害額再保険	基礎となる保険契約グループは保険料配分アプローチ により測定

当社グループは、他社が発行した1つ又は複数の保険契約から生じる保険金請求に対して、その会社に補償を行うために発行した再保険契約を有していません。

2.1.(a) 定義及び分類

- IFRS 17(2),(App A),(B2)-(B25) 保険契約は、当社グループが、保険契約者から、所定の不確実な将来事象が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険契約者への補償に同意することにより、重大な保険リスクを引き受ける契約です。保険リスクが重大であるかの評価にあたっては、法律又は規則に基づく権利及び義務を含む、全ての実質的な権利及び義務を契約単位で考慮します。当社グループは、契約により保険リスクが移転するかどうか(すなわち、当社グループが現在価値ベースで損失を被る可能性のある経済的実質を有するシナリオが存在するかどうか)及び受け受けた保険リスクが重大であるかどうかを評価するために、判断を用いています。
- IFRS 17(B27)(a),(B28) 保険契約の法的形態を有しているが、重大な保険リスクを移転せず、当社グループを金融リスクに晒している契約は、投資契約に分類され、IFRS第9号に基づく金融商品の会計処理が適用されます。当社グループが発行する裁量権付有配当投資契約以外の投資契約の中には、これに該当する契約があります。注記3.1.3「金融負債」を参照ください。
- IFRS 17(3)(c),(App A) 当社グループが発行する投資契約の一部は、裁量権のある有配当性を含んでいます。これにより、契約者は、当社グループの裁量の対象とならない金額に加えて、所定の投資資産プールのリターンに基づく、潜在的に重大な追加的給付を受け取る権利を有しております、また、受け取ると見込まれています。当社グループは、IFRS第17号に基づいてこれらの契約を会計処理しています。

IFRS 17(3)(c)

PwC解説—裁量権付有配当投資契約

IASBは、このような契約は、保険契約と同様の経済的特性（長期、平準払保険料、契約に基づきリターンの金額又は時期が発行者の裁量により決定される）を有し、通常、保険契約と同じ資産プール又は保険契約の成果に対する持分に連動していると指摘しています。従って、これらの契約は、企業が他の保険契約を発行する限り、IFRS第17号に基づいて会計処理されます。企業が保険契約を発行していない場合、裁量権付有配当投資契約は、IFRS第9号を適用して会計処理されます。

IFRS第4号では、裁量権付有配当投資契約について、IFRS第4号以前の既存の会計実務の継続した適用が可能であり、その会計処理は、IAS第39号又はIFRS第9号及びIFRS第15号に基づき、裁量権付有配当投資契約以外の投資契約の会計処理と類似する場合もありました。IFRS第17号には、このような選択肢はなく、従って、投資契約が裁量権のある有配当性を有しているかどうかの分類が、投資契約の会計処理に重要な影響を及ぼします。なぜなら、IFRS第17号の測定上の要求事項は、IFRS第9号及びIFRS第15号で会計処理される投資契約に適用される測定上の要求事項とは大きく異なるためです。

IFRS 17(App A),
(117)(c)(iv),
(B101)-(B102),
(B106)-(B107)

当社グループは、保険契約者と基礎となる項目のリターンを共有する、実質的に投資関連サービスである保険契約を発行しています。保険契約者への支払額を決定する基礎となる項目は、特定の投資資産ポートフォリオです。当社グループは、このような投資資産を直接保有する方針を有しています。

当社グループは、直接連動有配当保険契約を、保険契約の開始時において以下の要件を満たす契約として定義しています。

- ・ 契約条件で、基礎となる項目の明確に識別されたプールに対する持分に保険契約者が参加する旨を定めている
- ・ 当社グループが保険契約者に基礎となる項目に対する公正価値リターンの相当な持分に等しい金額を支払うと予想している
- ・ 保険契約者に支払う金額の変動の相当な部分が、基礎となる項目の公正価値の変動に応じて変動すると当社グループが予想している

上記の要件は、契約開始時における当社グループの予想に基づいて、個別の契約ごとに評価され、契約が条件変更される場合を除き、事後の期間に再評価はされません。キャッシュ・フローの変動可能性は、保険契約の予想存続期間にわたって評価されます。保険契約の予想存続期間は、契約の境界線内の全てのキャッシュ・フローを考慮に入れます（注記2.1(d)(i)「測定」を参照ください）。

貯蓄性保険及び有配当の商品における投資要素は、契約者勘定残高から解約控除相当額を控除した金額です。

当社グループは、保険契約者に支払われると予想される金額が、その基礎となる項目の公正価値リターンの相当な持分を構成しているかどうかの評価にあたって、判断を用いています。

IFRS 17(B104)

直接連動有配当保険契約は、基礎となる項目の公正価値からサービスに対する変動手数料を差し引いた額を保険契約者に支払う義務を生み出す契約と考えられています。この変動手数料は、基礎となる項目の公正価値に対する当社グループの持分の金額、すなわち固定比率で計算される資産運用手数料（基礎となる項目の公正価値に基づいて契約者勘定から毎年控除され、保険契約との契約により特定されます）から、基礎となる項目のリターンに基づいて変動しない履行キャッシュ・フローを差し引いた金額に基づきます。直接連動有配当保険契約に対する測定アプローチは、変動手数料アプローチと呼ばれます。変動手数料アプローチは、契約に対して企業が受け取る対価が変動手数料であるという実態を反映するために、IFRS第17号の会計モデルを修正したものです。

当社グループが発行する直接連動有配当契約は、当社グループが基礎となる項目のプールを直接保有し、変動手数料アプローチにより会計処理する直接連動有配当性を有する保険契約です。

IFRS 17(App A)

当社グループが開始した裁量権付有配当投資契約を含む他の全ての保険契約には、直接連動有配当性はありません。

当社グループは、通常の事業活動において、リスク・エクスポージャーを軽減するために再保険を使用しています。再保険契約は、たとえ再保険会社が重大な損失の可能性に晒されていない場合であっても、基礎となる保険契約のうち再保険が付された部分に係る保険リスクのほとんど全てを移転しているのであれば、重大なリスクを移転しています。

IFRS 17(5)

本連結財務諸表における保険契約という記載は、特に断りのない限り、発行又は取得した保険契約、保有している再保険契約及び裁量権付有配当投資契約を指します。

2.1.(b)**会計処理単位**

IFRS 17(14),(16),(22)

当社グループは、発行した保険契約を事業セグメント内の商品ラインごとに管理しており、各商品ラインは、類似したリスクに晒されている契約で構成されます。当社グループは、商品ラインごとに保険契約ポートフォリオを設定しています。各ポートフォリオは、さらに、暦年内に発行される契約(年次コホート)ごとの保険契約グループに細分化され、(i)当初認識時に不利である契約のグループ、(ii)当初認識時においてその後に不利となる可能性が大きくなる契約のグループ、(iii)ポートフォリオの中の残りの契約のグループに分類されます。これらのグループは、保険契約が当初認識及び測定される際の集約レベルを表しています。これらのグループについて、事後的な再検討は行われません。

IFRS 17(14),(34)

PwCの解説—類似したリスクに晒されている契約

類似したリスクに晒されている契約であるかどうかの決定には、判断が求められます。

ポートフォリオを識別する際に考慮すべきリスクは、契約の境界線を決定する際に、発行者がリスクを完全に反映するように保険契約の価格改定を行えるかどうかを評価する際に適用するIFRS第17号34項におけるリスクに類似しています。2018年2月のTRGで指摘されたように、契約者リスクには、契約者から保険会社へと移転された保険リスクと金融リスクが含まれますが、保険契約から生じる失効リスクや経費リスク等のリスクは含まれません。

IFRS 17(17),(19)

当社グループは、各契約ポートフォリオについて、合理的で裏付け可能な情報が入手可能である適切なレベルを決定しています。これらの契約が当初認識において不利かどうか、又は不利でない契約が不利となる可能性が大きいかどうかを評価するために、この粒度のレベルが、一組の契約を決定します。当社グループは、一組の契約に含まれる全ての契約が十分に均質であり、個々の契約の評価を行わずに同一グループに割り当てられると結論付けるのに十分な合理的かつ裏付け可能な情報を、どの粒度のレベルで有しているかを決定するために、重要な判断を用いています。

死亡保険及び貯蓄性保険の商品ラインでは、通常、一組の契約は、当社グループが類似した保険リスクを有していると判断し、同一の保険料率の範囲内で価格付けされている保険契約者の料率設定グループに対応しています。当社グループは、それ以上詳細なレベルでは入手可能な情報がない料率設定グループのレベルで、ポートフォリオに含まれる契約の収益性や、これらの契約が不利となる保険、金融及びその他のリスクの変化の可能性を監視しています。

有配当の商品ラインに含まれる契約は、常に高い予想収益性マージンを含む価格を設定しているため、当初認識時において、その後に不利となる可能性が大きくなる契約のグループに割り当てられています。

20X5年1月に、ランオフ期間に取得した自動車保険契約は、1つの保険契約グループに含まれており、買収前のデューデリジェンスにより、その後に不利となる可能性が大きないと評価されました。

IFRS 17(18)

保険料配分アプローチにより測定されるその他の自動車保険契約については、当社グループは、当初認識時に不利ではないとみなしています。ただし、そうでないことを事実および状況が示唆している場合は除きます。一部の契約が不利であると事実及び状況が示唆している場合には、不利な契約と不利でない契約とを区別するために、追加的な評価が行われます。不利でない契約については、その後の期間において、適用される事実及び状況が変化する可能性を評価し、契約が不利となる可能性が大きいかどうかを判断しています。死亡保険及び貯蓄性保険と同様に、この評価は保険契約者の料率設定グループレベルで行われます。

IFRS 17(14)-(19),(22),(61)保有している再保険契約のポートフォリオは、発行した保険契約のポートフォリオとは別に、集約の評価が行われます。当社グループは、保有している再保険契約にグループングの要求事項を適用し、暦年内に締結された再保険契約(年次コホート)を、(i)当初認識時に正味の利得が存在する契約(もしあれば)、(ii)当初認識時においてその後に正味の利得が発生する可能性が大きくなる契約、(iii)ポートフォリオの中の残りの契約(もしあれば)のグループに集約しています。

保有している再保険契約については、個々の契約ごとに、集約の要求事項についての評価を行っています。この評価において、当社グループは、契約の業績に関する過去の実績を反映した内部管理情報を用いています。この情報は、保有している再保険契約のうち、正味のコストポジションであり、かつ、その後に正味の利得が発生する可能性が大きくなる契約の保険料率設定に使用されています。

IFRS第17号の適用において、当社グループが契約の集約の要求事項に関して適用した移行アプローチは、注記2.2.2「IFRS第17号の経過措置の金額を決定する際に使用した方法及び適用した判断」に記載しています。

IFRS 17(10)-(13),
(B31)-(B35)

当社グループは、IFRS第17号のガイダンスに基づき保険契約を会計処理する前に、分離すべき構成要素が契約に含まれるかどうかについて分析しています。IFRS第17号は、別個に会計処理しなければならない要素として、以下の3つを挙げています。

- 分離すべき組込デリバティブに関連するキャッシュ・フロー
- 別個の投資要素に関連するキャッシュ・フロー
- 別個の財又は保険契約サービス以外の別個のサービスを移転する約束

当社グループは、契約の残りの全ての構成要素にIFRS第17号を適用しています。当社グループには、保険契約のさらなる分離又は結合を要求される契約を有していません。

PwCの解説**複数の保険カバーを有する契約の分離**

IFRS第17号は、保険契約に含まれる特定の構成要素をどのように場合に分離すべきかの要求事項を含んでいますが、IFRS第17号は、単一の法的な契約に含まれる異なる保険要素の分離については言及していません。TRGは、2018年2月にこの論点について議論し、IFRS第17号の最小の会計処理単位は契約であり、単一の契約という法的形態を有する契約は、通常、実質的にも単一の契約とみなされるという前提の存在を認識しました。しかし、法的形態が実態を反映しておらず、分離が要求される一定の事実及び状況が存在する場合があります。実態を反映するために法的形態に反証することは、会計方針の選択ではなく、全ての関連する事実及び状況についての慎重な検討を必要とする重要な判断です。TRGは、契約を分離すべきかどうかの評価に関連する可能性がある考慮事項を検討しました。それは、カバーされた異なるリスク間に相互依存性があるか、構成要素が同時に解約されるか、構成要素が個別に価格設定され販売されるか、です。

IFRS 17(9)

保険契約の結合

IFRS第17号は、どのような場合に異なる保険契約を結合させるかに関する要求事項を含んでいます。TRGの議論に基づくと、考慮すべき要素は、保険契約の構成要素の分離について記載した分析と整合的であるべきです。値引きの存在や、契約が同一又は関連する相手方と同時に締結されたという事実だけでは、当該契約を結合すべきであると判断するには不十分です。企業は全ての関連する事実及び状況を慎重に検討したうえで、全体的な商業的効果を達成しているか、又は達成するように設計されているかを分析する必要があり、評価の適用において、決定的な単一の要素はありません。

2.1.(c) 認識及び認識の中止

IFRS 17(25)

発行した保険契約グループは、以下のうち最も早い日から認識しています。

- ・ カバーペリオドの開始時
- ・ 保険契約者からの最初の支払の期限が到来した日又は契約上の支払期限日がない場合には最初の支払を受け取った日
- ・ 当社グループが保険契約グループを不利と判定した時

IFRS 17(B93)

IFRS第3号「企業結合」(以下「IFRS第3号」)の範囲に含まれる企業結合又はポートフォリオ移転により取得した保険契約は、取得日又は移転日に契約を締結したかのように会計処理しています。

IFRS 17(71)(a)

裁量権付有配当投資契約は、当社グループが契約の当事者となった日に認識しています。

IFRS 17(62)-(62A)

保有している再保険契約は、下記のとおり認識しています。

- ・ 比例的なカバーを提供する保有している再保険(クオーターシェア再保険)契約グループは、以下のうちいずれか遅い時点に認識しています。
 - i. 保有している再保険契約グループのカバーペリオドの開始時
 - ii. 基礎となる契約の当初認識時
- ・ その他の全ての保有している再保険契約グループは、そのグループのカバーペリオドの開始時から認識しています。

ただし、基礎となる不利な契約グループが再保険契約グループのカバーペリオドの開始より前に認識され、当社グループが保有する再保険契約をその日以前に締結している場合を除きます。その場合、保有している再保険契約は、基礎となる保険契約グループと一緒に認識します。

IFRS 17(24),(28)

報告期間末までに個別に認識要件を満たす契約のみが、保険契約グループに含まれています。契約が報告期間の末日以降に認識要件を満たす場合、それらの契約は年次コホートの制約に従って、認識要件を満たす報告期間の保険契約グループに追加されます。保険契約グループの構成は、その後の期間に再評価はされません。

契約の条件変更及び認識の中止に関する会計処理

IFRS 17(74)

以下の場合に、保険契約の認識の中止を行っています。

- ・ 保険契約が消滅する場合、すなわち、保険契約で定められた義務が消滅するか、免除されるか又は取り消される場合
- ・ 契約が変更され、下記の追加の要件を満たす場合

IFRS 17(72)-(73)

当社グループは、契約当事者間の合意又は規制の変更によって保険契約の条件が変更された場合、当初の契約の認識の中止の条件を満たさない限り、当該変更により生じたキャッシュ・フローの変動を履行キャッシュ・フローの見積りの変更として取り扱っています。

次の条件のいずれかが存在する場合、条件変更後の契約を新しい契約として認識しています。

- 変更後の条件が契約開始時に含まれていたとした場合に、当社グループは条件変更後の契約を以下のように判断したであろう場合
 - IFRS第17号の範囲から除外される
 - 異なる構成要素を保険契約の主契約から分離し、異なる保険契約が生じる
 - 異なる契約の境界線となる
 - 異なる保険契約グループに含まれる
- 当初の契約は直接連動有配当保険契約の定義を満たしていたが、条件変更後の契約がその定義を満たさなくなった場合、又はその逆
- 保険料配分アプローチを当初の契約に適用していたが、条件変更により、契約が保険料配分アプローチの適格要件を満たさなくなった場合

条件変更の結果として、新しい契約の認識が要求され、IFRS第17号の範囲に含まれる場合、新しい契約は、条件変更日より認識され、変動手数料アプローチの適格性(注記2.1.(a)「定義及び分類」を参照ください)を含む契約分類、構成要素の分離の要求事項(注記2.1.(b)「会計処理単位」を参照ください)、契約の集約に関する要求事項(注記2.1.(b)「会計処理単位」を参照ください)等の評価が行われます。

IFRS 17(76)-(77)

保険料配分アプローチ以外により会計処理される保険契約について、保険契約グループの中から認識の中止を行う際、当社グループは、以下の会計処理を行っています。

- グループに配分される履行キャッシュ・フローを、当該グループから認識の中止が行われた権利及び義務に係る将来キャッシュ・フローの現在価値及び非金融リスクに係るリスク調整を除去するように修正しています
- 認識の中止の理由に応じて、以下の方法により契約上のサービス・マージンを修正しています(履行キャッシュ・フローの減少が保険契約グループの残存カバーに係る負債の損失要素に割り当てられている場合を除く)
 - 契約が消滅する場合には、将来のサービスに関する履行キャッシュ・フローの修正額と同額
 - 契約が第三者に移転される場合には、a.の履行キャッシュ・フローの修正額から第三者が請求する保険料を差し引いた額
 - 当初の契約条件が変更されて認識の中止を行う場合には、a.の履行キャッシュ・フローの修正額を当社グループが契約条件変更の日に同等の条件で契約を新しい契約として締結したとした場合に請求したであろう保険料から、条件変更について請求される追加の保険料を差し引いた額。この場合に新たな契約を認識する際、当社グループはそのような仮想的な保険料を実際に受け取ったと仮定しています。
- 見込まれる残存保険契約サービスに係るカバー単位の数は、グループから認識の中止が行われたカバー単位を反映するよう修正しています

保険料配分アプローチにより会計処理された保険契約の認識の中止を行う際、関連する権利及び義務を除去するための調整及び認識の中止の会計処理により、以下の金額を直ちに純損益に計上しています。

- 契約が消滅した場合には、当初の契約の残存カバーに係る負債の認識が中止された部分と消滅により生じるその他のキャッシュ・フローとの差額
- 契約が第三者に移転される場合には、当初契約の残存カバーに係る負債の認識が中止された部分と第三者が請求する保険料との差額
- 当初の契約条件が変更されて認識の中止を行う場合には、認識が中止された残存カバーに係る負債と、当社グループが契約変更日に同等の条件で新しい契約として締結したとした場合に請求したであろう仮想的な保険料との差額から、条件変更について請求する追加の保険料を差し引いた額

PwCの解説—契約の条件変更:現行実務からの変更

IFRS第4号は、保険契約の条件変更に関する要求事項を有しておらず、また、各国の一般に公正妥当と認められた会計原則の下では、現在多くの異なる実務慣行が適用されています。IFRS第17号では、条件変更に係る要求事項を導入しており、これは、契約の開始後に保険契約の条件変更を行う保険会社にとって、重大な変更となる可能性があります。

2.1.(d)**測定****2.1.(d)(i)****履行キャッシュ・フロー****契約の境界線内の履行キャッシュ・フロー**IFRS 17(33),
(App A)

履行キャッシュ・フローは、保険契約グループの契約の境界線内の将来キャッシュ・フローの現在の見積りであり、当社グループが予想する保険料の受取り並びに保険金、給付金及び費用の支払について、時期及び不確実性を反映するように調整したものです。

将来キャッシュ・フローの見積りは、以下の観点で行っています。

- a. 生じ得る全ての範囲の結果の確率加重平均値に基づく
- b. 観察可能な市場価格と整合的な市場変数の見積りであることを条件に、当社グループの視点から決定する
- c. 測定日において存在している状況を反映する

IFRS 17(55),(57),(B90)

明示的な非金融リスクに対するリスク調整は、他の見積りとは別個に見積られます。保険料配分アプローチにより測定される契約については、契約が不利でない限り、明示的な非金融リスクに対するリスク調整は発生保険金に係る負債の測定においてのみ見積られます。

IFRS 17(36),(B72)(a)

将来キャッシュ・フローの見積りは、貨幣の時間価値及びそれらのキャッシュ・フローに関連する金融リスクを反映するために、キャッシュ・フローの見積りに含まれていない範囲で、現在の割引率を用いて調整されます。割引率は、キャッシュ・フローの時期、通貨及び流動性を含む、保険契約グループから生じるキャッシュ・フローの特性を反映します。保険契約のキャッシュ・フローや流動性の特性を反映した割引率の決定には、重要な判断と見積りが必要です。注記2.2.3.1「割引率」を参照ください。

IFRS 17(31),(63)

発行された保険契約グループの測定には、当社グループの不履行リスクは含まれていません。保有している再保険契約の測定において、将来のキャッシュ・フローの現在価値の確率加重した見積りには、再保険会社の不履行リスクを反映するため、潜在的な再保険会社の信用損失及びその他の紛争の見積りが含まれます。

IFRS 17(24),(B70)

当社グループは、一部の履行キャッシュ・フローをポートフォリオのレベル又はより高いレベルで見積り、その見積りを保険契約グループに配分しています。

IFRS 17(63)

当社グループは、保有している再保険契約グループ及び基礎となる保険契約グループの将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りを測定するために、首尾一貫した仮定を用いています。

契約の境界線

IFRS 17(B61)

当社グループは、保険契約グループの測定において、どのキャッシュ・フローを考慮すべきかを決定するために、契約の境界線の概念を用いています。

IFRS 17(34)

キャッシュ・フローが、保険契約者が保険料を支払う義務を負う期間中又は保険契約者に保険契約サービスを提供する実質的な義務を有している期間中に存在する実質的な権利及び義務から生じる場合には、当該キャッシュ・フローは保険契約の境界線内にあります。実質的な義務は、以下のいずれかの時点で終了します。

- a. 当社グループが、特定の保険契約者のリスクに対する価格を再設定するか、給付水準を変更する実質上の能力を有していて、その結果、価格が特定の保険契約者のリスクを完全に反映する
- b. 次の要件の両方が満たされている
 - i. 当社グループが、保険契約又は保険契約ポートフォリオの価格を再設定する実質上の能力を有していて、その結果、価格が当該ポートフォリオの再評価されたリスクを完全に反映する
 - ii. リスクの再評価が行われる日までの保険料のプライシングが、再評価日後の期間に係るリスクを考慮に入れていない

価格を再設定する実質上の能力の評価には、保険契約者から当社グループに移転したリスク(例えば、保険リスクや金融リスク等)が考慮され、失効、解約及び経費リスク等のその他のリスクは含まれません。

特約は、追加の費用を条件に保険契約者に追加の給付を提供する、基本契約に対する追加条項であり、主契約とともに発行される特約は、全てのキャッシュ・フローが境界線内にある単一の保険契約の一部を構成します。

当社グループが発行する保険契約の一部は、保険契約者に対し、当初に発行された保険契約の満期日に、年金を購入するオプションを提供しています。当社グループは、年金に関連するキャッシュ・フローが保険契約の境界線内にあるかどうかを決定するために、そのような保険契約の全体としての価格を再設定する実質上の能力を評価しています。この評価の結果、当社グループは、保証されていない年金オプションについて、オプションが行使されるまで測定に含めていません。

- IFRS 17(35),(B66)(c) 保険契約の境界線外のキャッシュ・フローは、将来の保険契約に関連し、それらの契約が認識要件を満たした時点で認識されます。
- IFRS 17(71)(b) 裁量権付有配当投資契約のキャッシュ・フローは、当社グループが現在又は将来の日に現金を引き渡す実質的な義務から生じる場合、境界線内に含まれます。
- IFRS 17(34) 保有している再保険契約グループについては、当社グループが再保険会社への支払を強制される報告期間中又は当社グループが再保険会社から保険契約サービスを受ける実質的な権利を有する報告期間中に存在する当社グループの実質的な権利及び義務から生じる場合、当該キャッシュ・フローは契約の境界線内に含まれます。
当社グループが保有しているクオーターシェア生命再保険契約は、契約期限を有していませんが、いずれかの当事者による1年前の通知をもって、新規の基礎となる契約から解約できます。従って、当社グループは、このような再保険契約を、1年以内に発行される基礎となる契約をカバーする、一連の1年間の契約として取り扱っています。再保険契約の1年間の境界線内に発行された又は発行されると予想される全ての基礎となる契約から生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、再保険契約の測定に含まれます。
保有している超過損害額再保険契約は、契約期間中に発生した保険金を補償する契約です。従って、契約期間中に発生した又は発生すると予想された保険金請求から生じる全てのキャッシュ・フローは、保有している再保険契約の測定に含まれます。これらの契約の中には、強制又は任意の復元再保険料が含まれる場合がありますが、契約上の取決めにより保証されているため、それぞれの再保険契約の境界線内に含まれます。

PwCの解説—将来の基礎となる保険契約の見積り

2018年2月及び5月に、TRGは、IFRS第17号の契約の境界線に係る要求事項が保有している再保険契約にどのように適用されるかに関する実務上の問題について議論しました。IASBの再保険に関する教育文書に要約された結論は、保有している再保険契約の境界線内に、全ての将来キャッシュ・フローの見積り(将来の基礎となる保険契約に関連するキャッシュ・フローを含む)を含める取扱いが、基礎となる保険契約の測定と整合的であると述べています。なぜなら、発行した保険契約グループの測定には、契約の境界線内の全ての将来キャッシュ・フローの見積りが含まれるためです。保有している再保険契約の測定において、将来発行すると予想される基礎となる保険契約に関連する将来キャッシュ・フローの見積りを含める取扱いは、企業が、そのような将来の基礎となる契約に関連して再保険会社からサービスを受ける実質的な権利を反映しています。

- IFRS 17(B66)(d) 一部の商品開発コストや教育訓練コスト等、保険契約ポートフォリオに直接起因しないキャッシュ・フローは、発生時にその他の営業費用として認識されます。

保険獲得費用

- IFRS 17(App A) 当社グループは、(発行したか、発行すると見込まれる)保険契約グループの販売、引受及び開始から生じるキャッシュ・フローのうち、当該グループが属する保険契約ポートフォリオに直接起因するものを保険獲得キャッシュ・フローと定めています。
- IFRS 17(28A),(B35A) 保険獲得キャッシュ・フローは、保険契約グループに規則的かつ合理的な基礎で配分されます。保険契約グループに直接起因する保険獲得キャッシュ・フローは、下記に配分されます。
a. 当該グループ
b. 当該グループの中の保険契約の更新から生じると見込まれる保険契約を含むグループ
保険契約グループに直接起因しないが契約ポートフォリオには直接起因する保険獲得キャッシュ・フローは、当該ポートフォリオに含まれる契約グループ又は当該ポートフォリオに含まれると見込まれる契約グループに配分されます。

IFRS 17(28B)-(28D), (B35B)-(B35D)	当社グループは、保険契約グループの認識の前に、その組成に直接起因する保険獲得費用を支払う(又は、IFRS第17号以外の基準を適用して負債を認識する)場合があります。これは、当社グループにおいては、通常、保険料配分アプローチにより測定する自動車保険契約において前払いされる返金不能なコストに限定されており、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産として認識され、発行した保険契約の帳簿価額に含まれます。その後、関連する保険契約グループが認識され、保険獲得キャッシュ・フローが保険契約グループの測定に含まれる時に、(当該資産の全て、又は関連する保険契約グループに含まれると見込まれた保険契約が当該日に認識された範囲で)認識の中止を行います。まだ認識されていない保険契約グループに配分された金額は、各報告日において、使用した配分方法へのインプットを決定する仮定の変更を反映するように改訂します。適用した判断については、注記2.2.1「判断」を参照ください。
IFRS 17(28E)-(28F)	保険契約グループにまだ配分されていない保険獲得キャッシュ・フローに係る資産について、事実及び状況により当該資産が減損している可能性を示唆している場合には、当該資産の回収可能性を評価します。減損損失は、当該資産の帳簿価額を減額し、保険サービス費用として認識されます。過去に認識した減損損失は、減損の状況がもはや存在しなくなったか又は改善している範囲で、戻入を認識します。
IFRS 17(B35D)	回収可能性の評価は、次の2ステップで行われます。
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の帳簿価額が、関連する保険契約グループの当初認識時の履行キャッシュ・フローにより算定した期待正味キャッシュ・インフローを超える範囲で、減損損失を認識します。 2. さらに、保険契約グループに直接起因する保険獲得キャッシュ・フローが予想される更新契約を含むグループに配分されている場合、かかる保険獲得キャッシュ・フローは、当初認識時の履行キャッシュ・フローにより算定された予想される更新に係る期待正味キャッシュ・インフローを超えてはなりません。当該超過額は、上記1.で認識されなかった範囲で減損損失として認識します。
	契約の境界線内におけるその他の契約グループ認識前キャッシュ・フロー
IFRS 17(79),(B66A)	当社グループは、保険獲得キャッシュ・フロー以外についても、保険契約グループを認識する前に、キャッシュ・フローの発生又は他のIFRS基準に基づく要求事項のいずれかにより、保険契約グループに関連したキャッシュ・フローについて資産又は負債を認識する場合があります。キャッシュ・フローの支払又は受取りが当該グループの当初認識日の後に行われていたならば当該当初認識日に当該キャッシュ・フローが履行キャッシュ・フローに含まれていたであろう場合には、当該キャッシュ・フローは保険契約グループに関連しています。このような資産又は負債(「その他の契約グループ認識前キャッシュ・フロー」)は、関連した発行した保険契約ポートフォリオの帳簿価額又は保有している再保険契約ポートフォリオの帳簿価額に含まれています。
	非金融リスクに係るリスク調整
IFRS 17(37)	非金融リスクに係るリスク調整は、将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りに適用され、保険契約を履行するにつれて非金融リスクに係るキャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の負担に対して当社グループが要求する報酬を反映します。
IFRS 17(64)	保有している再保険契約についての非金融リスクに係るリスク調整は、当社グループが再保険会社に移転するリスクの金額を表しています。
	非金融リスクに係るリスク調整を決定するために用いた手法と仮定は、注記2.2.3.8「非金融リスクに係るリスク調整の測定方法」に記載しています。
2.1.(d)(ii)	当初測定—保険料配分アプローチ以外により測定される保険契約グループ
	契約上のサービス・マージン
IFRS 17 (28C),(38),(B66A), (B123A)	契約上のサービス・マージンは、発行した保険契約グループに係る資産又は負債の帳簿価額の構成要素で、当社グループが将来において保険契約サービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益を表します。
	当初認識時において、契約上のサービス・マージンは、以下から収益も費用も生じさせない金額です(ただし、保険契約グループが不利な場合及び下記d.により保険収益及び保険サービス費用が認識される場合を除く)。
	<ol style="list-style-type: none"> a. 履行キャッシュ・フローの当初認識 b. 当初認識日におけるグループの中の契約から生じるキャッシュ・フロー c. 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識の中止 d. その他の契約グループ認識前キャッシュ・フローの認識の中止。このような資産の認識の中止時に、直ちに保険収益及び保険サービス費用を認識します。

IFRS 17(38),(47)

上記の計算の結果が正味のアウトフローである場合、当該保険契約グループは、不利な契約グループになります。不利な契約から生じる損失は、直ちに純損益として認識され、当初認識時において、連結貸借対照表に契約上のサービス・マージンは認識されず、認識された損失額は損失要素として設定されます(下記「**不利な契約—損失要素**」を参照ください)。

IFRS 17(65)-(65A),
(66A)-(66B),(B66A),
(B119C)-(B119E)

保有している再保険契約グループについては、再保険購入の正味コストが過去の事象に関するものである場合を除き、当初認識時のいかなる正味利得又は正味損失も契約上のサービス・マージンとして認識されます。再保険購入の正味コストが過去の事象に関するものである場合、当社グループは、正味コストを直ちに純損益で認識しています。保有している再保険契約の契約上のサービス・マージンは、当社グループが再保険者から将来保険契約サービスを享受するにつれて再保険費用として認識する繰延利益又は繰延損失を表しており、下記の合計額として計算しています。

- a. 履行キャッシュ・フローの当初認識
- b. 当該再保険契約グループに含まれる契約から当初認識日に生じたキャッシュ・フロー
- c. 保有している再保険契約グループに関連するキャッシュ・フローについて過去に認識した資産又は負債(その他の契約グループ認識前キャッシュ・フロー)の当初認識日における認識の中止
- d. 企業が基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時又は当該グループへの基礎となる不利な保険契約の追加時に損失を認識した際に純損益に認識した収益

上記d.で認識した収益については、保有している再保険契約グループの残存カバーにおいて、損失回収要素が設定又は修正されます。当該金額は、基礎となる保険契約について認識した損失に、基礎となる保険契約に係る保険金請求のうち基礎となる保険契約の損失の認識と同時又はそれより前に締結した保有している再保険契約から回収すると当社グループが見込んでいる割合を乗じて計算されます。

基礎となる保険契約が出再されていない保険契約と同一の保険契約グループの中に含まれている場合、当社グループは、基礎となる保険契約に関連する損失要素を算定するために、規則的かつ合理的な配分方法を適用しています。

IFRS 17(38)-(39),
(B94)-(B95)

ポートフォリオ移転又はIFRS第3号の範囲に含まれる企業結合で取得した保険契約について、当初認識時の契約上のサービス・マージンは、以下から収益も費用も生じさせない金額です。

- a. 履行キャッシュ・フローの当初認識
- b. 当初認識日におけるグループ中の契約から生じるキャッシュ・フロー(受け取った保険料の代用数値としての、取得した保険契約グループの取得日における公正価値を含む)

IFRS 17(B95A)

当初認識において、不利と評価された取得した保険契約はありません。

IFRS 17(B95B)-(B95D)

当社グループは保有している再保険契約を取得していません。

IFRS 17(B95E)-(B95F)

20X5年に取得したランオフ保険契約について、当社グループは保険獲得キャッシュ・フローに係る資産を認識していません。

2.1.(d)(iii)

事後測定—保険料配分アプローチ以外により測定される保険契約グループ

IFRS 17(40)

各報告期間末における発行した保険契約グループの帳簿価額は、以下の合計額です。

- a. 以下で構成される残存カバーに係る負債
 - i. 報告期間末日現在でグループに配分されている将来のサービスに係る履行キャッシュ・フロー
 - ii. 報告期間末日現在のグループの契約上のサービス・マージン
- b. 報告期間末日現在でグループに配分された過去のサービスに係る履行キャッシュ・フローで構成される発生保険金に係る負債

IFRS 17(40)

保有している再保険契約の各報告期間末における帳簿価額は、以下の合計額です。

- a. 以下で構成される残存カバー
 - i. 報告期間末日現在でグループに配分された将来のサービスに係る履行キャッシュ・フロー
 - ii. 報告期間末日現在のグループの契約上のサービス・マージン
- b. 報告期間末日現在でグループに配分された過去のサービスに係る履行キャッシュ・フロー

履行キャッシュ・フローの変動

IFRS 17(40),(B97)(a)

履行キャッシュ・フローは、将来のキャッシュ・フロー及び割引率の金額、時期及び不確実性についての最新の見積りを用いて、各報告期間末に更新されます。

履行キャッシュ・フローの見積りの変動の取扱いは、どの仮定が更新されたかにより決定されます。

a. 現在又は過去のサービスに関する変更は、純損益に認識されます。

b. 将来のサービスに関する変更は、以下の方針に従って、残存カバーに係る負債の中の契約上のサービス・マージン又は損失要素の調整により認識されます。

FRS 17(44)(c),(B96)

一般測定モデルにより測定される保険契約について、以下の調整は将来のサービスに関するため、契約上のサービス・マージンを調整します。

a. 将来のサービスに関して当期に受け取った保険料から生じた実績調整、及び保険獲得キャッシュ・フロー又は保険料ベースの税金等の関連するキャッシュ・フロー

b. 残存カバーに係る負債に係る将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変動(ただし、以下で説明する変動は除く)

c. 当期に支払われると見込まれた投資要素と当期に支払が確定した実際の投資要素との差異。これは、(i)当期に支払われることとなった実際の投資要素を、(ii)当期首に見込まれていた当期の支払に、支払われる前に見込まれていた支払に関連した保険金融収益又は費用を加算したものと比較することによって算定されます。

d. 将来のサービスに関する非金融リスクに係るリスク調整の変動

IFRS 17(B72)(c)

a,b及びdの調整額は、当初認識時に決定した割引率(ロックイン割引率)を用いて測定されます。

IFRS 17(B97)

一般測定モデルにより測定される保険契約について、以下の調整は、契約上のサービス・マージンを調整しません。

a. 貨幣の時間価値並びに金融リスク及びそれらの変動の影響による履行キャッシュ・フローの変動

b. 発生保険金に係る負債に係る履行キャッシュ・フローの変動

c. 将来のサービスに関連するもの以外の当期に受け取った保険料から生じた実績調整、及び保険獲得キャッシュ・フロー又は保険料ベースの税金等の関連するキャッシュ・フロー

d. 保険サービス費用(保険獲得キャッシュ・フローを除く)に関する実績調整

PwCの解説—ロックイン金利の使用

一般測定モデルにおいて、契約上のサービス・マージンを更新する際に当初認識時の金利を使用するという要求事項は、履行キャッシュ・フローの変動と契約上のサービス・マージンの調整との間の差異、すなわち現在の金利で測定されたキャッシュ・フローの変動とロックイン割引率で測定されたキャッシュ・フローの変動との間の差異をもたらします。この差異は、以下の特性を有します。

a. 保険契約が当初認識された日と見積りの変更が行われた日との間の基礎となる見積りの変更による金融変数の累積的影響を表します。

b. IFRS第17号87A項(b)及び88項に従って保険金融収益又は費用の損益計算書及び包括利益計算書における表示に関する会計方針の選択に応じて、純損益又はその他の包括利益に含まれる利得又は損失を生じさせます。一般測定モデルにより測定される契約について、Value保険グループは、全ての保険金融収益又は費用を純損益に含めています。注記2.1.(e)(iii)「保険金融収益又は費用」を参照ください。

IFRS 17(117)(c)(i),
(B98)-(B100)

一般測定モデルにより測定され、当社グループが保険契約者に支払われるキャッシュ・フローの時期及び金額に対する裁量権を有する裁量権付有配当投資契約について、裁量権のあるキャッシュ・フローの変動は、将来のサービスに関連するとみなされ、従って契約上のサービス・マージンを調整します。当社グループは、このような契約の開始時に、資産プールに対するリターンからスプレッドを控除したリターンに基づいて、契約者勘定残高に積立利率を適用するというコミットメントを定めています。スプレッドの裁量的な変更が履行キャッシュ・フローに与える影響は、契約上のサービス・マージンを調整しますが、金融リスクに関する仮定の変更がこのコミットメントに与える影響は、保険金融収益又は費用に反映されます。

コミットメントが定められていない場合、金融リスクに関する全ての仮定の変更が履行キャッシュ・フローに与える影響は、保険金融収益又は費用として認識されます。

**IFRS 17(45)(b)-(c),
(B96),(B104)(b),
(B110),(B112)-(B114)** 変動手数料アプローチにより測定される保険契約について、以下の調整は、将来のサービスに関する調整であり、従って契約上のサービス・マージンを調整します。

- a. 基礎となる項目の公正価値に対する当社グループの持分の金額の変動
- b. 基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動しない履行キャッシュ・フローの変動
 - i. 貨幣の時間価値及び金融リスクの影響の変動(金融保証の影響を含む)
 - ii. 将来のサービスに関して当期に受け取った保険料から生じた実績調整、及び保険獲得キャッシュ・フローや保険料ベースの税金等の関連するキャッシュ・フロー
 - iii. 残存カバーに係る負債に係る将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変動(ただし、以下で説明する変動は除く)
 - iv. 当期に支払われると見込まれた投資要素と当期に支払われることとなった実際の投資要素との差異。これは、(i)当期に支払われることとなった実際の投資要素を、(ii)当期首に見込まれていた当期の支払に、支払われる前に見込まれていた支払に関連した保険金融収益又は費用を加算したものと比較することによって算定されます。
- v. 将来のサービスに関する非金融リスクに係るリスク調整の変動

ii.からv.の調整額は、現在の割引率を用いて測定されます。

**IFRS 17(B97),(B111),
(B113)(a)** 変動手数料アプローチにより測定される保険契約について、以下の調整は契約上のサービス・マージンを調整しません。

- a. 基礎となる項目の公正価値と同額を保険契約者に支払う義務の変動
- b. 基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動しない履行キャッシュ・フローの変動
 - i. 発生保険金に係る負債に係る履行キャッシュ・フローの変動
 - ii. 将来のサービスに関連するもの以外の当期に受け取った保険料から生じた実績調整、及び保険獲得キャッシュ・フローや保険料ベースの税金等の関連するキャッシュ・フロー
 - iii. 保険サービス費用(保険獲得キャッシュ・フローを除く)に関する実績調整

IFRS 17(B115)

当社グループは、複雑な保証を伴う商品を保有しておらず、リスクを経済的にヘッジするためのデリバティブは使用していません。

**IFRS 17(B115),
(C3)(b),(C5A)**

PwCの解説—リスク軽減手法

IFRS第17号は、変動手数料アプローチにより測定される保険契約グループについて、別個の金融リスク軽減オプションを認めています。企業がこれらの契約から生じる金融リスクを管理するために、デリバティブ、純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品、又は保有している再保険契約の使用を選択した場合、企業は、契約上のサービス・マージンの調整ではなく、当該金融リスクの変動を純損益に認識することを選択できます。この結果、IFRS第9号に従って認識されたデリバティブ、又は純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品の公正価値の変動から生じる利得又は損失、又は保有している再保険契約からの金融収益又は費用は、自然に相殺されます。

リスク軽減オプションを選択した場合、IFRS第17号は、IFRS第17号への移行日以降のリスク軽減オプションの指定日から将来に向かった適用を要求しています。また、企業は、リスク軽減オプションの移行日から将来に向かった適用を選択し、かつ、移行日前に保険契約グループから生じる金融リスクを軽減するために、デリバティブ、純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品又は保有している再保険契約を使用していた場合、IFRS第17号を遡及適用できる保険契約グループに公正価値アプローチの適用を選択できます。

契約上のサービス・マージンの変動

IFRS 17(44),(45)

発行した保険契約について、各報告期間末における契約上のサービス・マージンの帳簿価額は、以下の変動の影響を反映するように当社グループにより調整されています。

- a. グループに加えられた新しい契約の影響
- b. 一般測定モデルにより測定された契約については、契約上のサービス・マージンの帳簿価額に対して発生計上した利息
- c. 将来のサービスに関する履行キャッシュ・フローの変動。契約上のサービス・マージンが利用可能な範囲で、履行キャッシュ・フローの変動は契約上のサービス・マージンにおいて認識されます。履行キャッシュ・フローの増加が契約上のサービス・マージンの帳簿価額を上回る場合、契約上のサービス・マージンはゼロとなり、超過額は保険サービス費用に計上され、損失要素が残存カバーに係る負債において認識されます。契約上のサービス・マージンがゼロの場合、履行キャッシュ・フローの変動は、残存カバーに係る負債の中の損失要素を保険サービス費用に対応させて調整します。履行キャッシュ・フローの減少が損失要素を超過すると、損失要素がゼロとなり、契約上のサービス・マージンが再認識されます。
- d. 為替差額の影響
- e. 上記の他の全ての調整後に算定された、当期における保険契約サービスの提供により保険収益として認識した金額

IFRS 17(B137)

当社グループは四半期ごとに連結財務諸表を作成しています。当社グループは、各四半期を個別の期中財務報告期間として取り扱う選択をしており、IFRS第17号をその後の期中財務諸表又は年次財務諸表にIFRS第17号を適用する際に、過去の期中財務諸表において当社グループが行った会計上の見積りを変更していません。

IAS 34(26)

当社グループは、第4四半期については期中財務諸表を公表していません。過去の四半期の会計上の見積りが第4四半期において大きく変動した場合、当該変動の性質と金額を年次財務諸表において開示しています。20X5年及び20X4年の連結財務諸表において、開示を必要とする事項はありませんでした。

IFRS 17(B137)
IAS 34(28)

PwCの解説—IAS第34号に基づく契約上のサービス・マージンの解放と期中財務報告

IFRS第17号は、企業の報告の頻度を年次の結果の測定に影響させてはならないというIAS第34号「期中財務報告」の要求事項(IAS第34号28項)にかかわらず、企業がIFRS第17号をその後の期中財務諸表又は年次財務諸表において適用する際に、過去の期中財務報告で行った会計上の見積りの取扱いを変更するかどうかについての会計方針の選択を認めています。企業は、過去の期中財務報告からの会計上の見積りの更新を累積的にキャッチアップする方法(year-to-date法)又は各期中財務報告期間を個別に扱い、将来に向けて更新する方法(period-to-period法)を適用できます。当該会計方針の選択は、企業がIAS第34号を適用した期中財務諸表を作成している場合に適用でき、全ての発行した保険契約グループ及び保有している再保険契約グループに適用されます。

IFRS 17(66)-(66B)

保有している再保険契約グループについて、各報告期間末における契約上のサービス・マージンの帳簿価額は、以下の変動の影響を反映するように当社グループにより調整されています。

- 当該グループに加えられた新しい契約の影響
- 契約上のサービス・マージンの帳簿価額に対して発生計上した利息
- 基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時又は当該グループへの基礎となる不利な保険契約の追加時に純損益に認識した収益。認識した収益について、保有している再保険契約グループの残存カバーにおいて、損失回収要素が設定又は修正されます。
- 損失回収要素の戻入(ただし、保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動である場合を除く)
- 将来のサービスに関する履行キャッシュ・フローの変動(ただし、当該変動が基礎となる保険契約グループに配分された履行キャッシュ・フローの変動から生じていて、その変動が基礎となる保険契約グループに係る契約上のサービス・マージンを調整しないものである場合を除く)
- 為替差額の影響

上記の他の全ての調整後に算定された、当期に受け取った保険契約サービスにより純損益に認識した金額

IFRS 17(B119C)-(B119E) 上記c.における収益は、基礎となる保険契約について認識した損失に、基礎となる保険契約に係る保険金請求のうち基礎となる保険契約の損失の認識と同時又はそれより前に締結した保有している再保険契約から回収すると当社グループが見込んでいる割合を乗じて計算されます。

c.からe.について、基礎となる保険契約が出再されていない保険契約と同一の保険契約グループの中に含まれている場合、当社グループは、基礎となる保険契約に関連する損失要素を算定するために、規則的かつ合理的な配分方法を適用しています。

損失回収要素に関する会計処理については、以下の「保有している再保険契約—損失回収要素」のセクションを参照ください。

当社グループは、保険料配分アプローチにより測定される基礎となる保険契約を有する、一般測定モデルにより測定される再保険契約を保有していません。

IFRS 17(66)(c)(ii)

PwCの解説—基礎となる保険契約が保険料配分アプローチにより測定される場合の保有している再保険契約に係る契約上のサービス・マージン

保有している再保険契約が一般測定モデルにより測定され、当該再保険契約の基礎となる保険契約が保険料配分アプローチにより測定されている場合、保有している再保険契約の契約上のサービス・マージンの会計処理にあたっては、上記e.を下記のとおり置き換えて処理します。

e. 将来のサービスに関する履行キャッシュ・フローの変動(ただし、当該変動が基礎となる保険契約グループについて設定された損失要素の再測定から生じている場合を除く)

契約上のサービス・マージンに対する利息の発生計上

IFRS 17(44)(b),(66)(b),
(B72)(b),(B73)
一般測定モデルにおいては、基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動しない名目キャッシュ・フローに適用される、当初認識時に決定した割引率を用いて、契約上のサービス・マージンに対する利息が発生計上されます。当社グループは、その後の報告期間に契約が既存のグループに追加される場合、グループの中の契約が識別された期間の加重平均割引率の計算により、割引率を改訂します。加重平均割引率は、グループに追加された新しい契約上のサービス・マージンに対応する割引率を乗じた結果を、契約上のサービス・マージンの総額で除して決定されます。

将来のサービスに関する履行キャッシュ・フローの変動に対する契約上のサービス・マージンの調整

IFRS 17(44)(c),(45)(c),
契約上のサービス・マージンは、上記「履行キャッシュ・フローの変動」に記載した割引率を適用して測定された履行キャッシュ・フローの変動に対して調整されます。

契約上のサービス・マージンの純損益への解放

IFRS 17(44)(e),(45)(e),
(117) (c)(v), (App A),
(B5), (B119)-(B119B)
当期の保険契約サービスに関して純損益に認識される契約上のサービス・マージンの金額は、報告期間末の契約上のサービス・マージンの、カバー単位に基づく、当期と予想存続期間への配分により算定されます。

カバーペリオドは、企業が保険契約サービスを提供する期間として定義されます。保険契約サービスには、保険事故に対するカバー（保険カバー）、一般測定モデルを適用する保険契約について該当する場合には保険契約者のための投資リターンの生成（投資リターン・サービス）、及び変動手数料アプローチを適用する保険契約について保険契約者に代わって行う基礎となる項目の管理（投資関連サービス）が含まれます。投資リターン・サービス及び投資関連サービスの期間は、当該サービスに関連して現在の保険契約者に支払われるべき金額の全てが支払われた日又はそれ以前に終了します。投資リターン・サービスは、投資要素が存在するか又は保険契約者がある金額を引き出す権利を有し、それらの金額に投資リターンが含まれると当社グループが見込んでおり、当社グループがその投資リターンを生み出すために投資活動を行うと見込んでいる場合にのみ提供されます。

当社グループは、発行した保険契約について、契約上のサービス・マージンを純損益に認識するためのカバーペリオドを、以下のとおり決定しています。

- ユニバーサル型生命保険契約について、カバーペリオドは保険カバーに対応するが、これは投資リターン・サービスの提供が見込まれる期間と同じです。
- 直接連動有配当保険契約について、保険カバーペリオドが投資関連サービスの期間内であるため、カバーペリオドは投資関連サービスの提供が見込まれる期間により決定されます。
- 裁量権付有配当投資契約について、カバーペリオドは投資リターン・サービスの提供が見込まれる期間に対応します。
- 定期保険及びランオフ期間に取得した自動車保険契約は投資リターン・サービスを提供しないため、カバーペリオドは保険カバーにより決定される。ランオフ期間に取得した自動車保険契約について、経営者は最終保険金額の予想決定時期を見積ります。

保険契約グループにおけるカバー単位の総量は、グループの中の契約がカバーの予想存続期間に提供するサービスの量です。カバー単位は、以下を考慮して各報告期間末に決定されます。

- グループの中の契約により提供される給付の量
- グループの中の契約のカバーの予想存続期間
- 保険事故の発生確率（それらがグループの中の契約の予想存続期間に影響を与える範囲においてのみ）

当社グループは、保険事故が発生した場合に、保険契約者が各期間において有効に保険給付を請求できると見込まれる額を、保険カバーに関する給付の量の基礎として使用しています。投資リターン・サービス及び投資関連サービスについては、提供される給付の量の決定に契約者勘定残高を使用しています。注記2.2.1「判断」を参照ください。

当社グループは、カバー単位を以下のとおり決定しています。

- a. 定期保険契約について、カバー単位は、定額の死亡保険金額である保険の額面金額を基礎として決定しています。
- b. ユニバーサル型生命保険契約及び直接連動有配当保険契約について、カバー単位は、定額の死亡保険金額及び契約者勘定残高を各サービスの将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値で加重して決定しています。
- c. 裁量権付有配当投資契約について、カバー単位は、契約者勘定残高を基礎としています。
- d. ランオフ期間に取得した自動車保険契約について、カバー単位は、当期にカバーされる予想保険金額及び将来の期間にカバーされる残りの予想保険金額を基礎として設定しています。

IFRS 17(B72)(b)

当社グループは、契約上のサービス・マージンをカバー単位に配分する際に、ランオフ期間に取得した自動車保険契約を除き、当初認識時に決定した基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動しない名目キャッシュ・フローに適用される割引率を使用して、貨幣の時間価値を反映しています。

IFRS 17
(36),(44)(e),(45)(e),
(B72)(a)-(b),(B119)

PwCの解説—契約上のサービス・マージンの配分

カバー単位

企業は、各期間に提供される保険契約サービスを最もよく反映する適切なカバー単位を選択するために、判断を適用しなければなりません。カバー単位や給付の量の決定は、会計方針の選択ではなく、保険カバー期間並びに投資リターン・サービス及び投資関連サービスの期間内において保険会社が保険契約者に提供すると予想されるサービスを描写するように、企業は判断を適用する必要があります。また、企業は、保険カバー及び投資リターン・サービス又は投資関連サービスが提供する給付の相対的なウェイト付けを決定するためのアプローチを設定する必要があります。

投資要素のない契約については、保険契約の特性に応じて、保険事故が発生した場合に保険契約者が各期間において有効に保険給付を請求できると見込まれる額を給付の量の基礎とする方法が考えられます。

貨幣の時間価値

IFRS第17号では、契約上のサービス・マージンをカバー単位に均等配分する際に、カバーが提供される時期を考慮すべきかどうか定めていません。従って、契約上のサービス・マージンの配分に貨幣の時間価値を考慮するかどうかは、企業の判断によります。この判断は、保険契約グループの当初認識時に決定される契約上のサービス・マージンには影響しません。

一般測定モデルにより測定される保険契約について、企業がカバー単位を用いた契約上のサービス・マージンの配分に貨幣の時間価値を反映させる方法を選択する場合、当該保険契約グループの当初認識時の割引率(IFRS第17号B72項(b))又は現在の割引率(IFRS第17号36項及びB72項(a))のいずれかを選択でき、継続して適用します。

IFRS 17(66)(e),(B119)

保有している再保険契約については、契約上のサービス・マージンは、各期間に再保険会社から提供される保険契約サービスに応じて純損益に計上されます。

保有している比例的な定期再保険契約のカバー単位は、再保険会社が提供するカバーに基づいており、再保険契約の境界線内で予想される新契約を考慮した、出再された保険契約の保険金額により決定されます。

これらの契約のカバー期間は、キャッシュ・フローが再保険契約の境界線内に含まれる全ての基礎となる保険契約のカバー期間を基礎として決定されます。上記の注記2.1.(d)(i)「契約の境界線」を参照ください。

PwCの解説—保有している再保険契約の給付の量

2018年5月、TRGは、保有している再保険契約のカバー単位を特定するためのサービスの量をどのように決定するかについての適用上の質問を議論しました。TRGは、カバー単位の原則は、各期間に保険契約グループにより提供されるサービスの反映であると述べました。同様の原則は、保有している再保険契約を含む、IFRS第17号の範囲に含まれる全ての保険契約に適用されます。保有している再保険契約の場合、この原則は、保険会社が提供するサービスではなく、再保険会社から受け取るサービスに適用されます。保有している再保険契約にこの原則を適用する際には、契約の条件(例えば、累積限度額の存在や、基礎となる保険契約に関する事実及び状況)を考慮する必要があります。

不利な契約—損失要素

IFRS 17(44)(c)(i),(45)(b)(ii), (45)(c)(ii),(47)-(49) 契約上のサービス・マージンの調整額が契約上のサービス・マージンの残高を上回る場合、当該保険契約グループは不利となり、当社グループは、超過額を保険サービス費用として認識するとともに、当該超過額を残存カバーに係る負債における損失要素として計上しています。

IFRS 17(50)-(52) 当社グループは、損失要素が存在する場合、将来キャッシュ・アウトフローの見積りに対する損失要素の比率に基づいて、以下を損失要素と残存カバーに係る負債の他の要素に配分しています。

- a. 当期に発生すると見込まれる保険金及びその他の直接起因する費用
- b. リスクからの解放に対応する非金融リスクに係るリスク調整の変動
- c. 発行した保険契約からの保険金融収益又は費用

上記a.及びb.における損失要素の配分額は、保険収益のそれぞれの構成要素を減少させ、保険サービス費用に反映されます。

事後測定における履行キャッシュ・フローの減少は、損失要素を減少させ、損失要素がゼロとなった後は契約上のサービス・マージンが再認識されます。事後測定における履行キャッシュ・フローの増加は、損失要素を増加させます。

保有している再保険契約—損失回収要素

IFRS 17(66A)-(66B), (86)(ba),(B119F) 損失回収要素は、当社グループが基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時又は基礎となる不利な保険契約のグループへの追加時に損失を認識する際に純損益に認識した収益について、保有している再保険契約グループの残存カバーにおいて設定又は修正されます。

その後、損失回収要素は、上記「不利な契約—損失要素」で記載した、基礎となる不利な保険契約グループに係る損失要素の変動を反映するように修正されます。損失回収要素は、さらに、必要に応じて、基礎となる不利な保険契約グループの損失要素の帳簿価額のうち、当社グループが保有している再保険契約グループから回収すると見込んでいる部分を超過しないように調整されます。

損失回収要素は、保有している再保険契約から回収される発生保険金の減額として表示されるとともに、再保険費用からも減額されます。

2.1.(d)(iv) 初期測定及び事後測定—保険料配分アプローチにより測定された契約グループ

IFRS 17(53)(b),(97)(a) 当社グループは、カバーペリオドが1年以内である契約の測定に、保険料配分アプローチを使用しています。保険料配分アプローチは、各契約のカバーペリオドが1年以内である、発行した自動車保険契約に適用されます。

IFRS 17(B5) 20X5年に取得したランオフ期間の自動車保険契約のポートフォリオは、最終発生保険金の不利な進展に対する補償であり、カバーペリオドは1年を超えると考えられます。取得した契約に係る各グループは、保険料配分アプローチの適格要件を満たさず、一般測定モデルにより測定されています。

IFRS 17(69)(b),(97)(a) 保有している超過損害額再保険契約は、契約期間中に発生した自動車保険契約の保険金支払に対するカバーを提供し、保険料配分アプローチにより会計処理されています。

PwCの解説—保険料配分アプローチの適格性

保険料配分アプローチは、カバーペリオドが1年以内の契約に加えて、そのような単純化による残存カバーに係る負債の測定が、一般測定モデル又は変動手数料アプローチを適用した場合の測定と重要性がある差異がないと企業が合理的に予想している保険契約グループの測定に使用できます。

IFRS 17(59)(a),(97)(c) 発行した保険契約について、保険契約グループに配分された保険獲得キャッシュ・フローは繰り延べられ、グループの中の契約のカバーペリオド間にわたって認識されます。また、保有している再保険契約について、ブローカー手数料は、グループの中の契約のカバーペリオド間にわたって認識されます。

PwCの解説—保険料配分アプローチの保険獲得キャッシュ・フロー

IFRS第17号59項(a)は、保険契約グループの中の各契約の当初認識時におけるカバーペリオドが1年以内である場合、保険獲得キャッシュ・フローを発生時に費用処理するか契約のカバーペリオド間にわたって償却するかについて、会計方針の選択を認めています。

- IFRS 17(28)(c),(55)(a),
(B66A) 当社グループは、発行した保険契約の当初認識について、受け取った保険料から保険獲得キャッシュ・フロー、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識の中止及びその他の関連する契約グループ認識前キャッシュ・フローの認識の中止から生じる金額を控除した金額として残存カバーに係る負債を測定しています。
- IFRS 17(55)(a),(69),
(B66A) 当社グループは、保有している再保険契約の当初認識について、出再保険料の支払額に、再保険会社以外の当事者に支払ったブローカー手数料及びその他の関連する契約グループ認識前キャッシュ・フローの認識の中止から生じる金額を加算した金額として残存カバーを測定しています。
- IFRS 17(40) 発行した保険契約グループについて、各報告期間末の帳簿価額は、以下の合計額です。
- a. 残存カバーに係る負債
 - b. 発生保険金に係る負債(報告期間末に当該グループに配分されている過去のサービスに関する履行キャッシュ・フローで構成される)
- IFRS 17(40) 保有している再保険契約グループについて、各報告期間末の帳簿価額は、以下の合計額です。
- a. 残存カバー
 - b. 発生保険金(報告期間末に当該グループに配分されている過去のサービスに関する履行キャッシュ・フローで構成される)
- IFRS 17(55)(b) 発行した保険契約について、当初認識後の各報告期間末の残存カバーに係る負債は、以下の項目を加減した金額です。
- a. 報告期間中に受け取った保険料による増加(発生保険金に係る負債に含まれる未収保険料を除く)
 - b. 報告期間中に支払った保険獲得キャッシュ・フローによる減少
 - c. 報告期間中に提供したサービスについて予想される保険料の受取りの保険収益への認識による減少
 - d. 報告期間中に保険サービス費用として認識した保険獲得キャッシュ・フローの償却による増加

IFRS 17(App A)

PwCの解説—過去のサービスに関する未収保険料

保険契約グループに過去のサービスに関する未収保険料が存在する場合、当該キャッシュ・インフローは発生保険金に係る負債に含める必要があります。残存カバーのある保険契約グループの場合、保険会社は、既に提供されたサービスの程度を反映するように、各報告期間末に未収保険料を発生保険金に係る負債と残存カバーに係る負債に合理的な基礎を用いて配分する必要があります。残存カバーのない保険契約グループの場合、当該グループについて残存する未収又は未払の正味キャッシュ・フローは、発生保険金に係る負債に含める必要があります。これらの要求は、保有している再保険契約にも適用されます。

当社グループは、カバーを提供した後に保険料を受け取る可能性のある保険契約を発行していません。同様に、カバーを提供された後に保険料を支払う又は調整する再保険契約も保有していません。

IFRS 17(55)(b)

保有している再保険契約について、当初認識後の各報告期間末の残存カバーは、以下の項目を加減した金額です。

- a. 報告期間中に支払った再保険料による増加
- b. 報告期間中に支払ったブローカー手数料による増加
- c. 報告期間中に提供を受けたサービスについて再保険料及びブローカー手数料の予想される金額の再保険費用への認識による減少

IFRS 17(56),(69),(97)(b)

当社グループは、1年以内であるカバーペリオド中に保険料の支払期日が到来するため、発行された保険契約の残存カバーに係る負債及び保有している再保険契約の残存カバーは、貨幣の時間価値について調整していません。

当社グループは、再保険会社の不履行のリスクの影響について、保有している再保険契約に係る残存カバーを調整しています。

- IFRS 17(55)(b)(vi) 保険料配分アプローチにより測定される発行した保険契約及び保有している再保険契約は、投資要素を含んでいません。
- IFRS 17(59)(b),(69) 保険料配分アプローチにより測定される契約についても、発生保険金に係る負債は、一般測定モデルにより測定される発生保険金に係る負債と同様に測定されます。当社グループが発行し、保険料配分アプローチにより測定される自動車保険契約については、通常は決済期間が1年を超えるため、将来キャッシュ・フローは貨幣の時間価値について調整しています。

IFRS 17(59)(b)
IAS 8(36)

PwCの解説—保険料配分アプローチにおける割引

IFRS第17号は、保険金請求が12カ月以内に決済されると見込まれる場合、発生保険金に係る負債の測定額を貨幣の時間価値及びその他の金融リスクの影響について調整するかどうかの会計方針の選択を認めています。しかし、事実及び状況が変化し、発生保険金に係る負債を割引計算しないという実務上の便法を適用するための要件を満たさなくなったら見込まれる場合には、企業は割引計算を開始する必要があります。この発生保険金に係る負債の測定方法の変更は、将来に向かって適用されます。

IFRS 17(57)-(58)

事実及び状況が、保険料配分アプローチにより測定される保険契約グループが当初認識時に不利な契約である又は事後測定で不利な契約になると示唆している場合、当社グループは、残存カバーに係る負債の帳簿価額を一般測定モデルにより算定された履行キャッシュ・フローの金額まで増額し、その増加額を保険サービス費用に計上するとともに、当該認識した損失について損失要素を設定します。その後、損失要素は、各報告日において、一般測定モデルにより算定された将来のサービスに関する履行キャッシュ・フローの金額と、残存カバーに係る負債の帳簿価額(損失要素を含まない)の差額として再測定されます。該当する場合には、当該損失要素の変動は、保険サービス費用と貨幣の時間価値及び金融リスクの影響並びにそれらの変動の影響に係る保険金融収益又は費用に分解されます。

FRS 17(66A)-(66B),
(70A),(B119C)-(B119F)

基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時又は基礎となる不利な保険契約のグループへの追加時に損失が認識される場合、保険料配分アプローチにより測定される保有している再保険契約の残存カバーに係る資産の帳簿価額は、純損益に認識した収益と同額増加し、損失回収要素が設定又は修正されます。当該収益の金額は、基礎となる不利な保険契約について認識した損失に、基礎となる保険契約に係る保険金請求のうち基礎となる保険契約の損失の認識と同時又はそれより前に締結した保有している再保険契約から回収すると当社グループが見込んでいる割合を乗じて計算されます。

基礎となる保険契約が出再されていない保険契約と同一の保険契約グループの中に含まれている場合、当社グループは、基礎となる保険契約に関連する損失要素を算定するために、規則的かつ合理的な配分方法を適用しています。

該当する場合には、当該損失回収要素の変動は、保有している再保険契約からの正味収益(注記2.1.(e)(ii)「保有している再保険契約からの保険サービス損益」を参照ください)、貨幣の時間価値及び金融リスクの影響並びにそれらの変動の影響に係る保険金融収益又は費用に、基礎となる損失要素の変動に適用された分解と比例的に分解されます。

当社グループは、一般測定モデルにより測定される基礎となる契約を有する、保険料配分アプローチにより測定される再保険契約を保有していません。

2.1.(e)	包括利益の認識額
2.1.(e)(i)	発行した保険契約からの保険サービス損益
	保険収益
IFRS 17(41)(a), (55)(b)(v),(B120)-(B121), (B123)-(B124)	<p>当社グループが保険契約グループに基づいて提供した保険契約サービスに応じて、当社グループは、残存カバーに係る負債を減額して保険収益を認識しています。報告期間中に認識する保険収益の金額は、約束したサービスの移転を、当社グループが当該サービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額を描写しています。</p> <p>保険料分配アプローチ以外により測定される契約に関して、保険収益は以下により構成されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 残存カバーに係る負債の変動に関連する額 <ul style="list-style-type: none"> a. 期首に見込んでいた金額で測定された、その期に発生した保険金及び他の直接起因する費用(以下を除く) <ul style="list-style-type: none"> - 損失要素に配分した金額 - 投資要素及び保険契約者がある金額を企業から引き出す権利の返済 - 第三者に代わって回収した取引ベースの税金 - 保険獲得費用 - 非金融リスクに係るリスク調整の変動(下記b.を参照ください) b. 非金融リスクに係るリスク調整の変動(以下を除く) <ul style="list-style-type: none"> - 保険金融収益又は費用に含まれる金額 - 将来のカバーに関する変動(契約上のサービス・マージンの調整) - 損失要素に配分した金額 c. 当期に提供したサービスに基づき認識した契約上のサービス・マージンの金額 d. 当期に受け取った将来のサービスに関連するもの以外の保険料から生じた実績調整 e. その他の金額(当初認識日に認識を中止したその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを含む)
IFRS 17(B125)	<ul style="list-style-type: none"> • 保険獲得キャッシュ・フローの回収は、保険料のうち保険獲得キャッシュ・フローの回収に関連する部分を、保険契約グループの予想されるカバーペリオドにわたる時の経過に基づき配分して算定されます。

IFRS 17(B120),(B125)	<p>PwC解説—保険獲得キャッシュ・フローの回収に関する保険料の配分における貨幣の時間価値の考慮</p> <p>保険獲得キャッシュ・フローの回収に関する保険料部分を配分する際に貨幣の時間価値を考慮するかどうかは、会計方針の選択によります。</p> <p>IFRS第17号B120項は、保険契約グループに関する保険収益の合計は、契約に対する対価であり、企業に支払われた保険料の金額に、財務的影響を調整し、投資要素を除外した金額であると示唆しています。また、IFRS第17号B125項は、保険獲得キャッシュ・フローに関する保険収益を、保険料のうち保険獲得キャッシュ・フローの回収に関連する部分を、時の経過に基づいて規則的な方法で各期間に配分して算定するよう企業に要求しています。企業は、同じ金額を保険サービス費用として認識します。保険獲得キャッシュ・フローに関する保険サービス費用と保険収益を認識するための規則的な方法は、利息の発生計上を考慮する方法を排除していません。</p> <p>この論点は、2019年4月のTRG会議(AP2ログ#S121)で議論されました。</p>
----------------------	---

IFRS 17(B126)(a)	保険料分配アプローチにより測定される保険契約グループについては、当社グループは、当該グループのカバーペリオドにわたる時の経過に基づいて保険収益を認識しています。
------------------	--

IFRS 17(56)(B126)

PwCの解説—保険料配分アプローチにより測定される発行した保険契約からの保険収益及び保有している再保険契約からの再保険費用

IFRS第17号は、保険料配分アプローチにより会計処理される発行した保険契約からの収益の計上は、時の経過に基づくと仮定としています。ただし、発生した保険サービス費用の予想されるパターンが時の経過と著しく異なる場合には、発生した保険サービス費用の予想されるパターンを、予想される保険料の受取りの保険収益への配分(又は保有している再保険契約について、予想される再保険料の支払の再保険費用への配分)に用いなければなりません。

IFRS第17号は、発生した保険サービス費用の概念について詳しく述べていません。リスクの解放が時の経過と異なる場合、残存カバーに係る負債の配分は、発生保険金及び給付(償却可能な保険獲得費用を除く)の予想される時期に基づいて認識する必要があります。保険獲得費用は、発生時に費用処理されるのではなく、資産化した後に償却されるため、「発生した保険サービス費用」ではありません。

重大な金融要素がない限り、保険料の受取りの時期は収益の認識に影響を与えません。これは、企業が予想される保険料の受取りに基づいて保険収益を認識する必要があるためです。重大な金融要素が存在し、収益が時の経過に基づいて計上される場合には、重大な金融要素の影響を調整した後に、残存カバーペリオドに比例して又はカバーペリオドにわたって均等に収益への解放を行うことが認められます。これらの2つのアプローチは、収益や金融収益又は費用の各報告期間への配分に相違をもたらす可能性があります。時の経過がリスクからの解放の適切なパターンでない場合には、収益を配分する基礎として、年数でなく、当該報告期間の期首時点での発生すると予想された保険サービス費用の総額に占める、各報告期間に発生すると予想された保険サービス費用の割合を用いたうえで、上記と同様のアプローチを適用できます。

保険サービス費用

IFRS 17(84)-(85),
(103)(b),(B123A)

保険サービス費用は、以下を含みます。

- a. 保険金及び給付金(投資要素を除き、損失要素の配分を減額)
- b. その他の直接起因して発生した保険サービス費用(当初認識日に認識を中止した、その他の契約グループ認識前キャッシュ・フローに係る資産(保険獲得キャッシュ・フロー以外)を含む)
- c. 保険獲得キャッシュ・フローの償却
- d. 過去のサービスに関する変動(例えば、発生保険金に係る負債に関する履行キャッシュ・フローの変動)
- e. 将来のサービスに関する変動(例えば、損失要素の変動から生じる不利な契約グループの損失及び戻入)
- f. 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の減損

IFRS 17(B125)

保険料配分アプローチ以外により測定される契約について、保険獲得キャッシュ・フローの償却は、上記の保険収益の中で反映された保険獲得キャッシュ・フローの回収と同じ金額が、保険サービス費用にも反映されます。

保険料配分アプローチにより測定される契約について、保険獲得キャッシュ・フローの償却は、時の経過に基づきます。

PwCの解説—保険料配分アプローチに基づく保険獲得キャッシュ・フローの償却

保険料配分アプローチにおいて、企業は保険獲得キャッシュ・フローの保険サービス費用への償却を、保険収益と同様のパターンで行うことが認められます。

IFRS 17(B66)(d)

上記の区分に該当しないその他の費用は、連結損益計算書のその他の営業費用に含まれます。

2.1.(e)(ii)**保有している再保険契約からの保険サービス損益****保有している再保険契約からの正味収益又は費用**

IFRS 17 (67)(bb)-(c),(66A)-(67),(70A),(84)-(86), (103)(b),(B119F) 当社グループは、保有している再保険契約グループの財務業績を、純額により、保有している再保険契約からの正味収益又は費用に表示しています。これには以下が含まれます。

- a. 再保険費用
- b. 保険料配分アプローチにより測定される再保険契約グループについては、再保険費用に含まれるブローカー手数料
- c. 発生保険金の回収(投資要素を除き、損失回収要素の配分を減額)
- d. その他の直接起因して発生した費用
- e. 過去のサービスに関する変動(例えば、発生保険金の回収に関する履行キャッシュ・フローの変動)
- f. 再保険会社の不履行リスクの変動の影響
- g. 発行した基礎となる不利な契約グループの会計処理に関する金額
 - i. 基礎となる不利な契約の当初認識時による収益
 - ii. 一般測定モデルにより測定される保有している再保険契約について、損失回収要素の戻入(保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動を除く)
 - iii. 一般測定モデルにより測定される保有している再保険契約について、基礎となる不利な保険契約から生じる保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動

IFRS 17(66B),(B119F), (B121),(B124) 再保険費用は、保険収益と同様に認識されます。報告期間中に認識する再保険費用の金額は、受領する保険契約サービスの移転を、当社グループが当該サービスと交換に支払うと見込んでいる再保険料を反映する金額を描写しています。また、保険料配分アプローチにより測定される保有している再保険契約については、再保険費用にブローカー手数料が含まれています。

保険料配分アプローチ以外により測定される契約について、再保険費用は、残存カバーの変動に関する以下の金額を含みます。

- a. 期首に見込んでいた金額で測定された、その期に回収した保険金及び直接起因する費用(以下を除く)
 - 損失回収要素に配分された金額
 - 投資要素の返済
 - 非金融リスクに係るリスク調整に関する金額(下記b.を参照ください)
- b. 非金融リスクに係るリスク調整の変動(以下を除く)
 - 保有している再保険契約からの保険金融収益又は費用に含まれる変動
 - 将来のカバーに関する変動(契約上のサービス・マージンを調整)
 - 損失回収要素に配分された金額
- c. 当期に受領したサービスに基づき認識した契約上のサービス・マージンの金額
- d. 当期に支払った将来のサービスに関連するもの以外の保険料から生じた実績調整

IFRS 17(B126)(a)

保険料配分アプローチにより測定される保有している再保険契約グループについては、当社グループは、当該グループのカバー期間にわたる時の経過に基づいて再保険費用を認識しています。

IFRS 17(86)(a)-(b)

基礎となる発行した契約の保険金請求を条件としない再保険手数料は、再保険料を減額し再保険費用の一部として会計処理されています。基礎となる発行した契約の保険金請求を条件とする再保険手数料は、発生保険金の回収を減額します。

2.1.(e)(iii)

保険金融収益又は費用

IFRS 17(87),(B128)

保険金融収益又は費用は、以下から生じる保険契約グループの帳簿価額の変動で構成されます。

- a. 貨幣の時間価値及び貨幣の時間価値の変動の影響
- b. 金融リスク及び金融リスクの変動の影響

一般測定モデルにより測定される契約について、保険金融収益又は費用に含まれる主要な金額は以下のとおりです。

- a. 履行キャッシュ・フローと契約上のサービス・マージンに対して発生計上した利息
- b. 金利及びその他の金融リスクに関連する仮定の変更の影響
- c. 為替換算差額

変動手数料アプローチにより測定される契約について、保険金融収益又は費用は、基礎となる項目の価値の変動を含みます（追加払込み及び引出しを除く）。

保険料配分アプローチにより測定される契約について、保険金融収益又は費用に含まれる主要な金額は、以下のとおりです。

- a. 発生保険金に係る負債に対して発生計上した利息
- b. 金利及びその他の金融リスクに関連する仮定の変更の影響

IFRS 17(81),(117)(c)(ii)

当社グループは、非金融リスクに係るリスク調整の変動を、保険サービス損益と保険金融収益又は費用とに分解しています。

IFRS 17(81)

PwCの解説—非金融リスクに対するリスク調整の変動の分解

保険会社は、非金融リスクに係るリスク調整の変動全体を保険サービス損益に含める取扱いを要求されていません。その代わりに、当該金額について、保険サービス損益と保険金融収益又は費用との分割を選択できます。

IFRS 17(88)(a)

一般測定モデル及び保険料配分アプローチにより測定される契約について、当社グループは、全ての保険金融収益又は費用を各報告期間の純損益に含めています（すなわち、純損益オプション（PLオプション）を適用しています）。

IFRS 17(89)(b),(118)

変動手数料アプローチにより測定される契約については、その他の包括利益オプション（OCIオプション）を適用しています。当社グループは、当該契約について基礎となる項目を保有しているため、OCIオプションの使用により、保有している基礎となる資産の純損益に含まれる収益又は費用との会計上のミスマッチを除去する結果となります。基礎となる資産の純損益に認識された収益又は費用と完全に対応する金額が、発行した保険契約からの保険金融収益又は費用に含まれています。各報告期間における、発行した保険契約から生じる保険金融収益又は費用の残りの金額は、その他の包括利益に認識されます。

PwCの解説

IFRS 17(88)-(89),
(B115), (B117A),
(B130)-(B134)

OCIオプション

IFRS第17号は、割引率及びその他の金融変数の変動の影響を、純損益又はOCIのどちらに認識するかについての会計方針の選択を認めています。会計方針の選択（PLオプションかOCIオプションか）は、ポートフォリオ単位で適用されます。このOCIオプションは、それぞれの投資資産ポートフォリオが償却原価又はFVOCIで測定される場合には有益ですが、適用にはより実務上の複雑性を伴う可能性があります。

上記のマッティング原則は、変動手数料アプローチにより測定される保険契約グループに対して企業が基礎となる項目を保有している場合のみ適用可能です。企業が基礎となる項目を保有していない場合や、一般測定モデル又は保険料配分アプローチを適用してOCIオプションを選択する場合、予想される保険金融収益又は費用の総額を、保険契約グループの存続期間にわたって各期の純損益に規則的に配分するパターンを決定しなければなりません。この規則的な配分に基づき各期の純損益に配分される金額と、当該期間の保険金融収益又は費用の総額との差額は、OCIとして認識されます。IFRS第17号は、保険契約者に支払われる保険金及び給付金が、金融リスクに関連する仮定の変更により相当な影響を受けるかどうかに応じ、規則的な配分の決定方法についてのガイダンスを提供しています。

企業がデリバティブ又は純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融資産を使用してリスク軽減アプローチを適用する場合、OCIオプションは利用できません。しかし、保有している再保険契約を用いてリスク軽減を行う場合、企業は、リスク軽減オプションの適用から生じる保険金融収益又は費用の表示について、保有している再保険契約に適用する会計方針と同じ会計方針を適用する必要があります。

IFRS 17(30),
(87)(b),(92)**為替換算差額**

保険契約は、貨幣性項目であり、為替換算差額を生じさせる可能性があります。為替レートの変動リスクは、金融リスクです。従って、企業がOCIオプションを適用し、その期における保険金融収益又は費用を純損益とOCIに分解する会計方針を選択しない限り、これらの為替換算差額の影響は、純損益で認識する保険金融収益又は費用に含まれます。

IFRS 17(30)

外貨でのキャッシュ・フローを生じさせる保険契約グループ（契約上のサービス・マージンを含む）は、貨幣性項目として取り扱われます。

2.2 IFRS第17号の適用における重要な判断及び見積り**PwCの解説—IFRS第17号の適用における重要な判断及び見積り**

他のIFRSと比較しても、IFRS第17号に基づく財務報告は、広範囲において、正確な描写というよりはむしろ、見積り、判断及びモデルに基づいています。IFRS概念フレームワークは、これらの見積り、判断及びモデルの基礎となる概念を示しています。特定の基準の適用が、判断を要求するか選択肢を提供する場合、財務情報の作成者は、複数の方法の中から、現在及び潜在的な投資家、融資の貸し手及び他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供するという財務報告の目的を達成する方法での選択が期待されています。

IFRS 17(117),(120)

会計方針を適用する過程で行った重要な判断（IAS第1号122項）及び見積りの不確実性の主要な発生要因（IAS第1号125項）を開示するというIFRSにおける既存の要求事項に加え、IFRS第17号は、基準の範囲に含まれる契約に関して、以下の特定の開示を要求しています。

- a. 保険契約を測定するために使用した方法及び当該方法に対するインプットの見積りに使用したプロセス、実務上可能な場合にはそれらのインプットに関する定量的情報並びに以下において使用した具体的なアプローチ
 - (i) 直接運動有配当保険契約以外の保険契約に関する裁量権の行使から生じた履行キャッシュ・フローの見積りの変更と他の変更との区別
 - (ii) 非金融リスクに係るリスク調整の決定
 - (iii) 割引率の決定
 - (iv) 投資要素の決定
 - (v) 一般測定モデルを適用する保険契約における保険カバーと投資リターン・サービス、又は変動手数料アプローチを適用する保険契約における保険カバーと投資関連サービスが提供する給付の相対的なウェイト付けの決定
- b. 上記の方法及びプロセスの変更、それぞれの変更の理由及び影響を受ける契約の種類の説明
- c. 基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動しないキャッシュ・フローを割り引くために使用したイールド・カーブ（又はイールド・カーブの範囲）。企業は、保険契約のいくつかのグループを集約してこの開示を提供する場合には、加重平均又は比較的狭い範囲の形式で開示しなければなりません。

IFRS 17(118)

企業が保険金融収益又は費用を純損益に表示する金額とOCIに表示する金額との分解を選択する場合には、企業は、純損益に認識する保険金融収益又は費用を決定するために使用した方法の説明の開示が要求されます。

IFRS 17(119)

企業がリスク調整の決定に関して信頼水準技法以外の技法を使用している場合には、リスク回避に関する企業固有の評価を財務諸表の利用者が理解できるようにするために、当該技法の結果を信頼水準に変換した開示が要求されています

2.2.1

判断

IAS 1(122) IFRS 17
(93)(b)

PwCの解説—重要な判断の開示

本要約では、IFRS第17号におけるより高度な判断又は複雑性を伴う領域の例を示しています。Value保険グループに関する判断に関する追加的な解説を含んでおり、これらの各判断についての詳細な情報が含まれている他の注記がある場合には、当該注記を参照しています。

本開示に含まれるのは、報告企業にとって重要な判断が適用される領域のみであると予想されます。

判断が適用される可能性がある領域	当社グループにおける該当の有無
定義と分類 —契約がIFRS第17号の範囲に含まれるかどうか及びIFRS第17号の範囲に含まれると判断された契約についてどのような測定モデルが適用されるか	
IFRS 17(B17)-(B23) IFRS 17(App A)	発行した契約が重大な保険リスクを引き受けているか。同様に、保有している再保険契約が重大な保険リスクを移転しているか。 重大な保険リスクを移転しない発行した契約が、裁量権付有配当投資契約の定義を満たすか
IFRS 17(App A), (B101)- (B102),(B106)-(B107)	IFRS第17号の範囲に含まれると決定された契約が、直接連動有配当保険契約の定義を満たすかどうか。特に、以下の項目。 a. 基礎となる項目のプールが明確に識別されているか b. 企業が保険契約者に支払うと予想している金額が、基礎となる項目に対する公正価値リターンの相当な持分を構成するか c. 基礎となる項目の公正価値の変動に応じて変動する保険契約者に支払われる金額が、変動の相当な部分であると当社グループが予想しているか
IFRS 17(53)(a),(54), (69)(a),(70)	カバー期間が1年を超える保険契約について企業が保険料配分アプローチを適用する場合、IFRS第17号53項(a)、54項、69項(a)及び70項により適格性の評価が要求されており、重要な判断を必要とする可能性があります。
IFRS 17(9)	会計処理単位 —保険契約の結合及び別個の構成要素の分離に関する判断 保険契約の結合—同一又は関連している相手方との契約が、全体的な商業的効果を達成するか、又は達成するように設計されており、契約の結合が要求されるか
IFRS 17(11)-(12), (B31)-(B35)	分離—IFRS第17号11項及び12項の構成要素が別個であるか（すなわち、分離の要件を満たすか） 複数の保険カバーを提供する契約の分離—保険契約の法的形態が契約の実質を反映していないという事実及び状況が存在し、分離が要求されるか

判断が適用される可能性がある領域	当社グループにおける該当の有無
会計処理単位—保険契約の集約	
IFRS 17(14)–(23),(61) IFRS第17号14項で要求されている契約のポートフォリオの識別（すなわち、類似したリスクに晒され、一括して管理されているか）	当社グループにとって、重要な判断を必要とする領域はありません。当社グループは、複数の商品ラインを有する保険会社であり、各商品ラインは独立して管理されています。死亡保険、貯蓄性保険及び損害保険の各商品ラインは、単一の商品から構成される1つのポートフォリオのみ有しています。有配当の商品ラインにおいては、リスクの違いから、直接連動有配当保険契約のポートフォリオは、裁量権付有配当投資契約のポートフォリオと明確に区分されています。
当初認識時に発行した保険契約の不利な契約グループ、不利となる可能性の大きくなき契約グループ及びその他の契約グループへの集約。	注記2.1.(b)「会計処理単位」を参照ください。当社グループが適用される可能性の領域は、注記2.1.(b)「会計処理単位」を参照ください。当社グループが適用される可能性の大きくなき契約グループ及びその他の契約グループへの集約。
保有している再保険契約の集約についての評価も同様である。判断が適用される可能性がある領域には以下が含まれます。	
a. IFRS第17号17項—ポートフォリオの中の一組の契約の決定及び一組の契約が全てIFRS第17号16項で要求されている同じグループに入ると決定するための合理的で裏付け可能な情報を当社グループが有しているか	注記2.1.(b)「会計処理単位」を参照ください。当社グループが適用される可能性の大きくなき契約グループ及びその他の契約グループへの集約。
b. IFRS第17号18項及び19項—当初認識時に適用される、不利でない契約の間での区分の判断(不利になる可能性が大きくなき契約とその他の契約)	注記2.1.(b)「会計処理単位」を参照ください。当社グループが適用される可能性の大きくなき契約グループ及びその他の契約グループへの集約。
保険料配分アプローチ以外により測定される契約について、契約が不利となるような仮定の不利な変更の可能性の評価は、判断が適用される可能性がある領域です。	注記2.1.(b)「会計処理単位」を参照ください。当社グループが適用される可能性の大きくなき契約グループ及びその他の契約グループへの集約。
保険料配分アプローチにより測定される契約について、該当する事実及び状況の不利な変化の可能性の評価は、判断が適用される可能性がある領域です。	注記2.1.(b)「会計処理単位」を参照ください。当社グループが適用される可能性の大きくなき契約グループ及びその他の契約グループへの集約。
IFRS 17(57) 保険料配分アプローチにより測定される発行した保険契約について、事実及び状況が契約が不利となったと示しているかどうかを評価するため、経営者の判断が要求される可能性があります。さらに、その判断には、事実及び状況によりグループの収益性の不利な変化を示しているかどうか並びに損失要素の再測定が要求されるかどうかの評価が求められます。	この判断の領域は、当社グループに適用される可能性があります。20X4年及び20X5年において、当社グループは、保険料配分アプローチにより測定される保険契約グループが不利になったと示す事実又は状況を識別していません。当社グループが20X4年及び20X5年において保険料配分アプローチにより測定した全ての契約は、当初認識時において不利ではないと決定されています。
IFRS 17(20) 法律又は規則により、当社グループがリスク特性の異なる保険契約者に対して異なる価格又は給付水準を設定する実質上の能力が制限された場合に、当社グループがIFRS第17号14項から19項で規定されている集約に係る要求事項を適用せず、当該契約を同じグループに含めるかどうかについての決定は、判断が適用される領域です。	当社グループが業務を営む地域における規制環境において、価格又はその他の制限は課されていません。従って、当社グループに該当する判断はありません。
認識及び認識の中止—条件変更及び認識の中止に関する会計処理	
IFRS 17(72) 契約条件が変更される場合、その条件変更が認識の中止の要件を満たすかどうかを決定するために判断を適用する可能性があります。特に、条件変更後に以下の事項を決定するために、判断が適用される可能性があります。	20X4年及び20X5年において、各判断は当社グループに該当しません。
a. 依然として重大な保険リスクが存在するか b. 契約から分離されるべき要素が存在するか c. 契約の境界線が変更されたか d. 契約は集約の要求事項に基づき異なるグループに含まれるべきか e. 契約が測定モデルの要件を満たさなくなったか	

判断が適用される可能性がある領域	当社グループにおける該当の有無
測定—履行キャッシュ・フロー	
IFRS 17(34)-(35) 契約の境界線の概念は、IFRS第17号の範囲に含まれる契約の測定において、どの将来キャッシュ・フローを考慮すべきかを決定するために使用されます。	当社グループに該当する判断はありません。保険契約に年金オプションが組み込まれている場合、それらには保証は付されておらず、契約の境界線内には含まれません。注記2.1.(d)(i)「履行キャッシュ・フロー」を参照ください。
当社グループが再評価されたリスクを反映するために契約全体の価格を再設定する能力を有する時点、保険契約者が保険料を支払う義務を有する時点及び保険料がカバー期間以後のリスクを反映する時点の決定には、判断が含まれる可能性があります。	
このような特性がオプション及び保証として保険契約に組み込まれている場合、関連するキャッシュ・フローが契約の境界線内に含まれるかどうかを決定するため、契約全体の価格を再設定する企業の実質上の能力を評価するための判断が要求される可能性があります。	
IFRS 17(B65)-(B66) 企業は、どのキャッシュ・フローが契約の履行に直接関連するとして保険契約の境界線内に含まれるかを決定するために、判断を用いる可能性があります。	当社グループは、定期的な経費調査を行い、どの固定間接費及び変動間接費が保険契約の履行に直接起因するかの範囲を決定するために判断を用いています。注記2.2.3.3「保険契約を履行するための将来キャッシュ・フローの見積り」を参照ください。
IFRS 17(B104)(b) 変動手数料アプローチにより測定される契約について、変動手数料の決定は、重要な判断が適用される領域となる可能性があります。	当社グループに該当する判断はありません。
財務業績	
IFRS 17(App A), (117)(c)(iv) 投資要素を保険収益及び保険サービス費用から控除しなければならないため、投資要素の決定は、保険収益及び保険サービス費用として認識される金額に重要な影響を及ぼす判断が適用される領域となる可能性があります。	当社グループに該当する判断はありません。
IFRS 17(App A), (117)(c)(v) (B119)-(B119B) 保険収益及び再保険費用—当報告期間に提供又は受領した保険契約サービスに対応して純損益に認識される契約上のサービス・マージンの算定には、計算手法及び計算仮定が用いられます。	当社グループは、20X5年及び20X4年において、純損益に認識する契約上のサービス・マージンの金額を算定するため、以下の点において重要な判断を適用しています。 a. ユニバーサル型生命保険契約及び直接連動有配当契約のカバー単位は、各サービスの将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値により加重された、定額の死亡保険金額及び契約者勘定残高の給付量に基づき決定しています。 b. ユニバーサル型生命保険契約のカバー期間は、保険カバーに対応しています。これは、投資リターン・サービスを提供する期間と同期間です。 c. 直接連動有配当保険契約については、保険カバー期間が投資関連サービスの期間内であるため、カバー期間は、投資関連サービスの提供が見込まれる期間により決定されます。 d. 裁量権付有配当投資契約のカバー単位は、契約者勘定残高を基礎としています。カバー期間は、投資リターン・サービスの提供が見込まれる期間に対応しています。 e. 定期死亡保険契約及びランオフ期間に取得した自動車保険契約については、投資リターン・サービスは提供されていません。そのため、カバー期間は、保険カバー期間により決定されます。ランオフ期間に取得した自動車保険契約について、経営者は、最終保険金額の予想決定時期を見積もっています。 f. 定期死亡保険契約については、カバー単位は、定額の死亡保険金額と同額である、契約額面に基づいて決定しています。 g. ランオフ期間に取得した自動車保険契約のカバー単位は、当報告期間にカバーされる予想保険金額及び将来期間にカバーされる残りの予想保険金額を基礎としています。
	上記の決定にあたり、当社グループは、契約上のサービス・マージンの帳簿価額及び当報告期間の純損益に認識される契約上のサービス・マージンの配分額に重要な影響を及ぼす可能性のある判断を適用しています。

判断が適用される可能性がある領域	当社グループにおける該当の有無
IFRS 17(App A),(B5) IFRS 17(44)(c)(i), (117)(c)(i),(B98)-(B100)	企業は、残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債における結果的な保険リスクの取扱いが、企業により保険契約者に提供される保険サービスの情報を最も有用な方法で反映しているかどうかを決定するために、判断を適用する場合があります。 一般測定モデルにより測定され、当社グループが保険契約者に支払われるキャッシュ・フローに裁量権を有する契約については、当初認識時において、当社グループがそのような契約のコミットメントを何とするかの決定に判断が含まれる可能性があります。さらに、当社グループのコミットメントの変更に起因した履行キャッシュ・フローの事後的な変動と、当該コミットメントに係る金融リスクに関する仮定の変更に起因する履行キャッシュ・フローの事後的な変動を区別するために判断が要求される可能性があります。
IFRS 17(87A)(b), (88)(b),(89)(b),(118), (B72)(e),(B130)-(B134)	一般測定モデルにより測定される契約について、保険金融収益又は費用を純損益とその他の包括利益に分解するOCIオプションは、金融リスクに関する仮定の変更が保険契約者に支払われる金額に相当な影響を与えるかどうかについての評価が要求されるため、判断が適用される可能性がある領域です。さらに、支払額が金融リスクに関する仮定の変更により相当な影響を受けると考えられる場合には、純損益とその他の包括利益の分解方法についての追加のガイダンスが提供され、これには経営者の判断が適用される可能性があります。 変動手数料アプローチにより測定される契約について、保険金融収益又は費用を純損益とその他の包括利益に分解するOCIオプションは、当期の純損益に含められた基礎となる項目に対する投資リターンを評価し、同額の保険金融収益又は費用の純損益への認識を企業に要求します。この投資リターンの評価は、判断が適用される可能性がある領域です。
IFRS 17(B116)(b)-(c)	変動手数料アプローチにより測定される契約について企業がリスク軽減手法を適用する場合、企業は、保険契約とデリバティブとの間に経済的な相殺が存在するかどうか及び信用リスクがこの経済的な相殺を左右しないかどうかを評価するために、判断を適用する可能性があります。
IFRS 17(115)	当社グループは、IFRS第17号を遡及適用しており、完全遡及アプローチが実務上不可能な場合、代替的な移行手法を適用しています。完全遡及アプローチは、移行日現在で有効な契約のうち、移行日以前3年以内に開始した保険契約に適用しています。修正遡及アプローチは、移行日前3年から5年以内に開始した保険契約に適用しています。公正価値アプローチは、移行日より5年以上前に開始された保険契約に適用しています。
IFRS 17(C4)(a), (C11)-(C17A), (C20)-(C20B)	移行アプローチは、保険契約グループのレベルで決定され、IFRS第17号を最初に適用する際の契約上のサービス・マージンの計算に影響を及ぼします。 <ul style="list-style-type: none"> a. 完全遡及アプローチ—当初認識時の契約上のサービス・マージンは、保険契約グループが認識された際の最初の仮定に基づき計算され、IFRS第17号が常に適用されていたかのように移行日までロール・フォワード計算されます b. 修正遡及アプローチ—当初認識時の契約上のサービス・マージンは、移行前の実際の履行キャッシュ・フローを考慮して、いくつかの単純化を伴う移行時の仮定に基づき計算されます c. 公正価値アプローチ—移行前の履行キャッシュ・フロー及び実績は考慮されません
IFRS 17(C4)(aa)	発行した自動車保険契約について、当社グループは、移行日現在の保険獲得キャッシュ・フローに係る資産を識別、認識及び測定するために完全遡及アプローチを使用しています。ただし、移行日前の回収可能性評価は実施していません。当社グループは、発行された又は発行が見込まれる他の保険契約について、関連する保険獲得キャッシュ・フローに係る資産を認識していません。

2.2.2

IFRS第17号の経過措置の金額を決定する際に使用した方法及び適用した判断

IFRS 17(115)

当社グループは、IFRS第17号を遡及適用しており、完全遡及アプローチが実務上不可能な場合、代替的な移行手法を適用しています。完全遡及アプローチは、移行日現在で有効な契約のうち、移行日以前3年以内に開始した保険契約に適用しています。修正遡及アプローチは、移行日前3年から5年以内に開始した保険契約に適用しています。公正価値アプローチは、移行日より5年以上前に開始された保険契約に適用しています。

IFRS 17(C4)(a),
(C11)-(C17A),
(C20)-(C20B)

- 移行アプローチは、保険契約グループのレベルで決定され、IFRS第17号を最初に適用する際の契約上のサービス・マージンの計算に影響を及ぼします。
 - a. 完全遡及アプローチ—当初認識時の契約上のサービス・マージンは、保険契約グループが認識された際の最初の仮定に基づき計算され、IFRS第17号が常に適用されていたかのように移行日までロール・フォワード計算されます
 - b. 修正遡及アプローチ—当初認識時の契約上のサービス・マージンは、移行前の実際の履行キャッシュ・フローを考慮して、いくつかの単純化を伴う移行時の仮定に基づき計算されます
 - c. 公正価値アプローチ—移行前の履行キャッシュ・フロー及び実績は考慮されません

IFRS 17(C4)(aa)

発行した自動車保険契約について、当社グループは、移行日現在の保険獲得キャッシュ・フローに係る資産を識別、認識及び測定するために完全遡及アプローチを使用しています。ただし、移行日前の回収可能性評価は実施していません。当社グループは、発行された又は発行が見込まれる他の保険契約について、関連する保険獲得キャッシュ・フローに係る資産を認識していません。

IAS 8(5) IFRS 17(C5) 当社グループは、以下のいずれかの状況が存在する場合には、完全遡及アプローチの適用が実務上不可能であると決定しています。

- a. 完全遡及アプローチの適用の影響を確定できない場合。例えば、以下の場合。
 - i. 過去の実績のキャッシュ・フローについて、いくつかの合理的で裏付け可能な情報は当社グループのシステムから入手可能な場合がありますが、多くの場合、そのような情報は、IFRS第17号で要求されるグループと比較してより高い集約レベル又は異なる集約レベルでのみ入手可能です。このような情報の欠如により、遡及適用に基づく履行キャッシュ・フローの正確な計算及び収益性に基づく契約グループの区分は、実務的に不可能です。
 - ii. 移行日以前に認識を中止した契約が移行日現在における過去と将来の期間の契約上のサービス・マージン配分に及ぼす影響を見積るために必要な情報は、多くの場合、入手不可能です。契約条件や環境(例えば、過去の報告期間に発行された契約の規模や数)が頻繁に変更される長期の大規模なポートフォリオでは、特に困難となります。
- b. 完全遡及アプローチの適用が、過去に用いられたであろう仮定を必要とする場合。例えば、以下の場合。
 - i. 直接運動有配当保険契約において、契約開始時における基礎となる資産の契約者持分に関する当社グループの見積りの再現が、事後的判断を用いなければ不可能である場合
 - ii. 初期認識日に設定された仮定(例えば、割引率、非金融リスクに係るリスク調整、経費)がIFRS第17号に基づいていない場合に、関連する信頼可能な情報の再現が困難な場合
 - iii. 仮定の変更が、継続的に文書化されていない場合
 - iv. 古い保有契約(例えば、定期死亡保険契約)ほど、仮定に関する過去のデータの再現が困難となります
- c. 完全遡及アプローチの適用が金額の重要な見積りを必要としており、(i)その金額が認識、測定又は開示されるべき日に存在していた状況の証拠を提供する見積りに関する情報、かつ(ii)過年度の連結財務諸表の発行が承認された時に入手可能であった見積りに関する情報と、その他の情報との客観的な区別が不可能な場合。例えば、以下の場合。
 - i. 当社グループは、IFRS第17号に基づく、保険獲得キャッシュ・フローの発行した又は発行すると見込まれる各保険契約グループへの配分、及びその他の間接費の各保険契約グループへの配分のために要求される情報を、限定的にのみ保有しているか、又は保有していません。過去の会計方針では、そのような必要がなかったため、システムによる保険獲得費用の追跡又は配分は行っていませんでした。さらに、該当する間接費の保険契約グループへの配分は、過去に追跡又は記録されていない情報を必要とする場合があります。
 - ii. 当社グループは、将来のサービスに関連しないために各報告期間の純損益に認識される見積りの変更や損失要素に配分される履行キャッシュ・フローの変動の範囲について、過去の情報を蓄積していません。

IFRS 17(C4)(aa),(C5B)

PwCの解説—保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の算定が実務上不可能な場合

IFRS第17号の遡及適用が実務上不可能である理由が、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の算定のみに関連する場合、企業は、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産について修正遡及アプローチ又は公正価値アプローチを用いて測定し、他の全ての金額について、IFRS第17号を遡及適用して測定することが認められています。

完全遡及アプローチ

当社グループは、移行日現在で有効な契約のうち、移行日から3年前までに発行された全ての契約について、合理的で裏付け可能な情報が入手可能であると判断しています。

さらに、当社グループが保険料配分アプローチに適格と判断した保険契約について、当社グループは、移行日現在の状況を反映するために必要な情報は、現在及び将来に関する情報のみであると結論付けたため、完全遡及が実務上可能です。従って、当社グループが発行する自動車保険契約には、完全遡及アプローチのみ適用可能です。

IFRS 17(C4)(a)-(c)

そのため、当社グループは、このカテゴリーにおける各保険契約グループ及び各保険獲得キャッシュ・フローに係る資産について、常にIFRS第17号が適用されていたかのように識別、認識及び測定(ただし、回収可能性の遡及的な評価は除く)しており、IFRS第17号が常に適用されていたならば存在しなかったであろう残高の認識を中止し、その結果生じた差額は、資本に認識しています。

修正遡及アプローチ及び公正価値アプローチ

IFRS 17(C5)

当社グループは、必要な過去の情報を収集するために合理的な労力を費やしたうえで、いくつかの保険契約グループについては、そのような情報が入手できない又は過度なコストや労力を掛けずには入手できないと判断しています。従って、完全遡及アプローチの適用は実務上不可能であり、修正遡及アプローチ又は公正価値アプローチのいずれかが、これらの保険契約グループに使用されます。当社グループは、これらのアプローチに基づく移行時の金額の決定に重要な判断を適用しています。

修正遡及アプローチの適用に係る判断

IFRS 17(C6)

当社グループは、取引単位のデータ及び各年度の数理計算上の前提は、IFRS第17号の移行日から5年前までの期間についてのみ入手可能と判断しています。当社グループは、この判断を基準に、移行時に有効かつ移行日の5年前から3年前までの間に開始された全ての保険契約グループに、修正遡及アプローチを適用しています。これは、実務上不可能であるため完全遡及アプローチは適用されませんが、合理的で裏付け可能な情報を用いて、可能な範囲でこれに最も近い結果を達成可能なアプローチです。修正遡及アプローチの適用は、以下のように行われます。

IFRS 17(C9)(b)(d)

定義と分類	<p>以下の評価は、契約開始時の評価を実施するための合理的で裏付け可能な情報がない範囲で、移行日時点を利用可能な情報に基づいて、注記2.2.1「判断」に記載された基準を使用して実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約が、直接連動有配当保険契約の定義を満たしているかどうかの評価 ・ 重大な保険リスクを移転しない発行した契約が、IFRS第17号の範囲に含まれる裁量権付有配当投資契約の定義を満たしているかどうかの評価
-------	---

IFRS 17(C8),(C9)(a)

契約の集約	保険契約グループは、年次コホートに分割されます。予想される収益性に基づく保険契約の集約は、当初認識時において評価を行うための合理的で裏付け可能な情報が入手できなかった範囲で、移行日現在で評価しています。この評価にあたり、当社グループは、当初認識時の履行キャッシュ・フローを後述のとおり見積っています。さらに、不利でない保険契約について、事後的に不利になる可能性が大きくないグループ及び残りの契約グループに集約するため、当社グループは、移行日から将来に向けた履行キャッシュ・フローに関する保険、金融及びその他のエクspoージャーの変動の可能性を評価しています。同様に、正味のコストを有する保有している再保険契約について、事後的に正味の利益が生じる可能性が大きくない契約グループ及び残りの契約グループに集約するため、当社グループは、移行日から将来に向けた履行キャッシュ・フローに関する保険、金融及びその他のエクspoージャーの変動の可能性を評価しています。
-------	--

IFRS 17(C8),(C12)

将来キャッシュ・フロー	当初認識時における将来キャッシュ・フローを見積るための合理的で裏付け可能な情報が入手できなかった範囲で、保険契約グループの当初認識時の将来キャッシュ・フローについて、当初認識日と移行日(又はそれより早い日)の間に実際に発生したキャッシュ・フローを調整した、移行日現在における将来キャッシュ・フローとして見積っています。実際のキャッシュ・フローには、移行日前に認識を中止した契約に係るキャッシュ・フローが含まれています。
-------------	---

IFRS 17(C8),(C14)

非金融リスクに係るリスク調整	上記のキャッシュ・フローの簡素化と同様に、非金融リスクに係るリスク調整は、移行日現在の非金融リスクに係るリスク調整に、予想される移行日前のリスクの解放額を調整して見積られています。リスクの解放額の見積りには、移行日現在で発行されていた類似の保険契約のリスクの解放額を参照しています。
----------------	---

IFRS 17(C13)

割引率	当社グループは、IFRS第17号C13項で認められている割引率の決定に係る修正を適用していません。
-----	---

IFRS 17(C13)

PwCの解説—修正遡及アプローチにおける割引率

企業が割引率の決定に係る完全遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を有していない範囲で、IFRS第17号は、当初認識日又はその後に使用される修正遡及アプローチにおける以下の修正を許容しています。

- ・ 移行日直前の少なくとも3年間にわたり、IFRS第17号の要求事項に準拠して見積った現在のイールド・カーブに近似していた観察可能なイールド・カーブの適用(そのようなイールド・カーブが存在する場合)
- ・ 上記における観察可能なイールド・カーブが存在しない場合には、企業は割引率を、観察可能なイールド・カーブとIFRS第17号の要求事項を適用して見積ったイールド・カーブとの間の平均スプレッドを算定し、当該スプレッドをその観察可能なイールド・カーブに適用して見積らなければなりません。このスプレッドは、移行日直前の少なくとも3年間にわたる平均としなければなりません。

IFRS 17(C14B)-(C14C),(C17)(c)(iv),(C17A)

保険獲得キャッシュ・フローに係る資産	当社グループは、移行日前に支払われた(又は、他のIFRS基準を適用して認識した負債に係る)保険獲得キャッシュ・フローについて、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産を認識していません。
--------------------	---

IFRS 17(C14B)-
(C14D),(C17)(c)(iv),
(C17A)**PwCの解説—修正遡及アプローチにおける移行時の保険獲得キャッシュ・フローに係る資産**

企業は、移行日において完全遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を有していない範囲で、支払った（又は、他のIFRS基準を適用して認識した負債に係る）保険獲得キャッシュ・フローを既存又は将来の発行する保険契約グループに配分する際に、移行日後に使用すると見込んでいるのと同じ規則的かつ合理的な方法を使用する必要があります。従って、企業は、移行前の保険獲得キャッシュ・フロー（移行日より前に消滅した保険契約に関連する金額を除く）を、移行日において認識されている保険契約グループと移行日後に認識されると見込まれている保険契約グループに配分します。移行日前に支払った保険獲得キャッシュ・フローのうち、移行日に認識した保険契約グループに配分された部分は、当該グループに含まれると見込まれる保険契約がその日に認識されている範囲で、当該グループの契約上のサービス・マージンを調整します。移行日前に支払ったその他の保険獲得キャッシュ・フロー（移行日後に認識されると見込まれる保険契約グループに配分された部分を含む）は、資産として認識されます。

企業が移行日において、上記の要求を適用するための合理的で裏付け可能な情報を有していない場合、企業は、移行日に認識した保険契約の契約上のサービス・マージンの調整、及び既存又は将来の保険契約グループに係る保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識を行ってはなりません。

IFRS 17(C8),(C11),
(C15)(b),(C16)-(C17)

契約上のサービス・マージン、損失要素及び損失回収要素	<p>当社グループは、移行日前の各期中報告期間について、契約上のサービス・マージン、損失要素及び損失回収要素の帳簿価額を算定するための合理的で裏付け可能な情報を有していないと判断しました。従って、当社グループは、移行時のそれらの金額を、移行前に期中報告書を作成していなかったと仮定して算定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 一般測定モデルにより測定される契約について、移行日現在の残存カバーに係る負債の契約上のサービス・マージン、損失要素及び損失回収要素は、上述の履行キャッシュ・フローの見積りに修正を加えて決定しました。当該契約上のサービス・マージンは、移行日現在の残存カバー単位を移行日前に保険契約グループに基づいて提供又は受領したカバー単位と比較することによって、移行日前に提供又は受領したサービスを純損益に配分して、減額されています。 <ul style="list-style-type: none"> i. 算出された契約上のサービス・マージンが損失要素となる場合には、当社グループは、移行日前の損失要素に配分される金額を決定するため、注記2.1.(d)(iii)「事後測定—保険料配分アプローチ以外により測定される保険契約グループ」に記載されている規則的な方法を用いています。 ii. 移行日現在で有効な基礎となる不利な保険契約にカバーを提供している保有している再保険契約は、基礎となる保険契約の発行以前から存在しています。残存カバーの損失回収要素は、移行日時点において、不利な基礎となる保険契約グループの残存カバーに係る負債の損失要素に、基礎となる保険契約グループに係る保険金請求のうち、当社グループが保有している再保険契約グループから回収すると見込んでいる割合を乗じて計算されます。 iii. 基礎となる保険契約が出再されていない保険契約と同一の保険契約グループの中に含まれている場合、当社グループは、基礎となる保険契約に関連する損失要素を算定するために、規則的かつ合理的な配分方法を適用しています。
----------------------------	---

IFRS 17(C16C)

PwCの解説—移行時における損失回収要素

IFRS第17号C16C項は、修正遡及アプローチの適用にあたり、上記に記載した損失回収要素の算定に必要な合理的で裏付け可能な情報がない場合、損失回収要素が移行日時点で存在しないとみなすよう企業に要求しています。これは、保有している再保険契約が、基礎となる不利な保険契約の発行以前に取得されたかどうかの評価を含みます。

- b. 変動手数料アプローチにより測定される契約について、移行日現在の残存カバーに係る負債の契約上のサービス・マージン又は損失要素の近似値は、以下に基づいて計算しています。
 - i. 移行日現在の基礎となる資産の公正価値の合計額から、下記ii.を控除した金額
 - ii. 移行日現在の履行キャッシュ・フローに以下の調整を加えた金額
 - 移行日前に保険契約者に請求した金額
 - 移行日前に支払った金額のうち、基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動しなかったであろう金額
 - 移行日前の非金融リスクに係るリスク調整の解放額の見積り

契約上のサービス・マージンは、移行日現在の残存カバー単位を移行日前の保険契約グループに基づいて提供されたカバー単位と比較し、移行日前に提供されたサービスを純損益に配分して、減額されています。算出された契約上のサービス・マージンが損失要素となる場合には、当社グループは、損失要素をゼロとして、損失要素以外の残存カバーに係る負債を同額だけ増加させる調整を行っています。

IFRS 17(C19)(b)(iv)

保険金融収益又は費用	変動手数料アプローチにより測定される保険契約について、当社グループは、移行日現在のその他の包括利益累計額に認識される保険金融収益又は費用の累計額を、それぞれの基礎となる資産のその他の包括利益累計額に認識されている累計額と同額として決定しています。
------------	---

公正価値アプローチの適用に係る判断

当社グループは、移行日から5年以上前に開始された保険契約に公正価値アプローチを適用しています。

IFRS 17(C20)

公正価値アプローチの適用にあたり、当社グループは、契約上のサービス・マージンを、IFRS第13号「公正価値測定」(以下「IFRS第13号」)に準拠して測定された保険契約グループの公正価値と移行日現在の履行キャッシュ・フローとの差額として決定しています。当社グループは、移行時に公正価値アプローチを使用する際の保険契約の測定において、デポジット・フロワーを適用していません。

IFRS 13(34),(36)

保険負債の公正価値は、市場参加者が移行日現在の保有契約に係る義務及び残存リスクを引き受けるために支払うであろうと仮定した価格です。入手可能な場合には、直近の市場取引が保険契約グループの公正価値の見積りに用いられます。類似の契約に係る直近の市場取引がない場合には、割引現在価値法が保険契約グループの評価に用いられます。

保険契約グループの公正価値の見積りにあたっては、以下の事項が考慮されます。

- 公正価値の見積りには、保険契約の境界線内の将来キャッシュ・フローのみが含まれており、IFRS第17号に基づき契約の境界線外となる将来の更新及び新契約は除いています
- 将来キャッシュ・フローの見積り及びリスクに対する引当に係る仮定は、IFRS第13号で要求される市場参加者の視点により調整されています
- 利益マージンには、非金融リスクに係るリスク調整を超える市場参加者による保険契約に基づく義務を引き受けるための要求が反映されています

当社グループは、市場参加者の視点を反映するために必要となる調整の決定のために重要な判断を用いており、以下の事項を検討しています。

IFRS 17(C21)(b), (C22)(b),(d)

定義と分類	以下の評価は、移行日時点で利用可能な情報に基づいて、注記2.2.1「判断」に記載された基準を用いて実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> • 発行した保険契約が、直接連動有配当保険契約の定義を満たしているかどうかの評価 • 重大な保険リスクを移転しない発行した契約が、IFRS第17号の範囲に含まれる裁量権付有配当投資契約の定義を満たしているかどうかの評価
-------	--

IFRS 17(C21)(a), (C22)-(C23)

契約の集約	保険契約グループには、発行時期が1年超離れた契約が含まれています。 予想される収益性に基づく保険契約の集約は、移行日現在で評価しています。この評価にあたり、当社グループは、移行日現在の履行キャッシュ・フローを見積っています。さらに、不利でない保険契約について、事後的に不利になる可能性が大きくないグループ及び残りの契約グループに集約するため、当社グループは、移行日から将来に向けた履行キャッシュ・フローに関する保険、金融及びその他のエクspoージャーの変動の可能性を評価しています。同様に、正味のコストを有する保有している再保険契約について、事後的に正味の利益が生じる可能性が大きくない契約グループ及び残りの契約グループに集約するため、当社グループは、移行日から将来に向けた履行キャッシュ・フローに関する保険、金融及びその他のエクspoージャーの変動の可能性を評価しています。
-------	---

割引率	当初認識日における割引率は、注記2.2.3.1「割引率」に記載のとおり、移行日に決定しています。
-----	--

履行キャッシュ・フロー	履行キャッシュ・フローは、移行日から将来に向けて見積られています。
-------------	-----------------------------------

IFRS 17(24A)

保険獲得キャッシュ・フローに係る資産	当社グループは、移行日において、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産を認識しませんでした。
--------------------	---

IFRS 17(C24A)-
(C24B)**PwCの解説—公正価値アプローチにおける移行時の保険獲得キャッシュ・フローに係る資産**

IFRS第17号C24A項は、公正価値アプローチを適用する場合の移行日における保険獲得キャッシュ・フローに係る資産を、下記の権利を獲得するために移行日に生じるであろう保険獲得キャッシュ・フローに等しい金額とするよう企業に要求しています。

- a. 移行日前に発行したが、移行日現在で認識していない発行した保険契約の保険料からの保険獲得キャッシュ・フローの回収
- b. 移行日に認識した保険契約及びa.に記述した保険契約の更新である将来の契約
- c. 将来の保険契約(b.以外)を、企業がすでに支払っている保険獲得キャッシュ・フローのうち関連する保険契約ポートフォリオに直接起因するものを再度支払うことなしに獲得する権利

企業は、移行日に、保険契約グループの測定から保険獲得キャッシュ・フローに係る資産を除外する必要があります。企業は、保険獲得キャッシュ・フローが契約グループの測定に含まれる際に、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識を中止します。収益及び費用は、企業が関連する保険契約グループを履行するにつれて認識されます。

IFRS 17(C20)-(C20B)

契約上のサービス・マージン、損失要素及び損失回収要素 発行した保険契約グループについて、契約上のサービス・マージン及び損失要素は、上記に記載したIFRS第13号に準拠して測定された保険契約グループの公正価値と移行日現在の履行キャッシュ・フローとの差額として見積られています。

保有している再保険契約グループについて、残存カバーの損失回収要素は、移行日時点において、基礎となる不利な保険契約グループの残存カバーに係る負債の損失要素に、基礎となる保険契約グループに係る保険金請求のうち当社グループが保有している再保険契約グループから回収すると見込んでいる割合を乗じて計算されます。基礎となる保険契約が出再されていない保険契約と同一の保険契約グループの中に含まれている場合、当社グループは、基礎となる保険契約に関連する損失要素部分を算定するために、規則的かつ合理的な配分方法を適用しています。

IFRS 17(C24)(c)

保険金融収益又は費用 変動手数料アプローチ により測定される保険契約について、当社グループは、移行日現在のその他の包括利益累計額に認識される保険金融収益又は費用の累計額を、それぞれの基礎となる資産のその他の包括利益累計額に認識されている累計額と同額として決定しています。

2.2.3.**見積り及び仮定**

IAS 1(125)

財務諸表を作成するためには、会計上の見積りを使用する必要がありますが、これは定義上、ほとんどの場合において実際の結果と等しくなりません。

本注記では、事後的な見積り及び仮定の変更により重要な調整が行われる可能性が高い項目について、その概要を示しています。これらの各見積りの詳細な情報は、連結財務諸表の影響を受ける各勘定科目の金額の算定基礎に関する情報とともに、以下の注記に含まれています。

IFRS 17(117)

IFRS第17号の測定の要求事項を適用するにあたり、重要な見積りを含む以下のインプット及び手法を使用しています。将来キャッシュ・フローの現在価値は、金融保証の測定に確率論的モデルが用いられる場合を除き、決定論的なシナリオを用いて見積られます。決定論的なシナリオで用いられる仮定は、全てのシナリオの確率加重平均の近似値を求めるために使用されます。

IFRS第17号に基づく測定に最も重要な影響を与える仮定に関する感応度については、注記2.2.4「保険引受リスク変数に対する感応度分析」を参照ください。

2.2.3.1.

割引率

IFRS 17(B78)-(B85)

さまざまな商品の割引率の決定のために、ボトムアップ・アプローチとトップダウン・アプローチの両方を適用しています。

ボトムアップ・アプローチは、有配当契約(IFRS第17号の範囲に含まれない裁量権付有配当投資契約以外の投資契約を除く)について、基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動しないキャッシュ・フローに適用される割引率を求めるために用いられています。このアプローチにおける割引率は、無リスクのイールド・カーブに、無リスクのイールド・カーブの作成に用いられる金融資産と関連する負債キャッシュ・フローとの間の流動性特性の差異(非流動性プレミアム)を調整して決定されます。無リスクのイールド・カーブは、測定対象の商品と同じ通貨建ての、市場で入手可能なスワップ・レートを用いて作成されています。スワップ・レートが入手できない場合には、流動性の高いAAA格のソブリン債の利回りが使用されています。当社グループは、負債キャッシュ・フローの流動性特性を評価するために、判断を用いています。直接連動有配当保険契約及び裁量権付有配当投資契約は、無リスクのイールド・カーブの作成に用いられる金融資産よりも流動性が低いと考えられます。これらの契約の非流動性プレミアムは、金融資産の市場で観察可能な非流動性プレミアムを、負債キャッシュ・フローの非流動性特性を反映するように調整して見積られています。

トップダウン・アプローチは、IFRS第17号の範囲に含まれる他の全ての契約について、基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動しないキャッシュ・フローの割引率を求めるために用いられています。このアプローチにおける割引率は、参照資産ポートフォリオの公正価値に内在するイールド・カーブに、参照資産ポートフォリオと関連する負債キャッシュ・フローとの間の差異を調整して決定されます。参照資産ポートフォリオは、市場で入手可能なソブリン債と社債の組み合わせにより構成されます。資産は、負債キャッシュ・フローと一致するように選択されています。参照資産ポートフォリオのイールド・カーブは、期待信用リスク及び非期待信用リスクの両方を取り除くように調整されています。これらの調整は、過去に観察されたデフォルトの水準及び参照資産ポートフォリオに含まれる債券に関連するクレジット・デフォルト・スワップの情報から見積られています。

ボトムアップ・アプローチとトップダウン・アプローチの両方について、観察可能な市場情報が入手可能であるのは20年後までです。観察できない期間については、終局金利と最終観察可能点の間で、スマス・ウィルソン法を用いてイールド・カーブを補間しています。

IFRS 17(B74)(b)(i)

基礎となる項目に基づいて変動するキャッシュ・フローは、基礎となる資産の変動を反映した割引率を用いて割り引かれます。貯蓄性保険契約及び有配当契約は、投資資産に対するリターンに基づいてキャッシュ・フローが変動する投資要素を含んでいます。投資要素から生じるキャッシュ・フローは、投資要素を裏付ける資産の期待リターンを用いて割り引かれます。これらの商品には、少額の金融保証が付されています。これらの保証に関する負債は、市場整合的な確率論的モデルを用いて測定されます。

基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動しない将来キャッシュ・フローの見積りを割り引くために使用されたイールド・カーブは、以下のとおりです。

IFRS 17(120)	商品	通貨	20X5年						20X4年					
			1年	5年	10年	20年	30年	1年	5年	10年	20年	30年		
	死亡保険(発行した契約及び保有している再保険契約)	JPY	3.02%	3.97%	4.56%	4.76%	5.25%	3.08%	4.03%	4.62%	4.82%	5.31%		
	貯蓄性保険	JPY	2.77%	3.52%	4.21%	4.43%	4.85%	2.82%	3.57%	4.26%	4.48%	4.90%		
	有配当													
	- 直接連動有配当保険契約	JPY	2.42%	3.37%	3.96%	-	-	2.46%	3.41%	4.00%	-	-		
	- 裁量権付有配当投資契約	FU	2.02%	2.97%	3.56%	-	-	2.06%	3.01%	3.60%	-	-		
	損害保険(発行した契約及び保有している再保険契約)	JPY	3.02%	3.97%	4.56%	-	-	3.08%	4.03%	4.62%	-	-		

PwCの解説

IFRS 17(120),(B77)

キャッシュ・フローが基礎となる項目に依存する契約の割引率の開示

IFRS第17号120項は、企業に対し、基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動しないキャッシュ・フローを割り引くために使用されるイールド・カーブについてのみ開示を要求していますが、IFRS第17号B77項は、割引率を決定する際に、見積りキャッシュ・フローについて、基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動するキャッシュ・フローとそうでないキャッシュ・フローへとして分割することを企業に要求しないと明確にしています。分割しない場合、見積りキャッシュ・フロー全体について、適切な割引率が適用されます。これは、実務上は、重要な金融オプション及び保証が存在し、確率論的モデル（例えば、リスク中立モデル）を適用している場合に使用される可能性が高いといえます。追加的な割引率の開示も必要となる可能性があります。

本ひな型における単純化された例では、Value保険グループは、基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動するキャッシュ・フローとそうでないキャッシュ・フローについて、異なるイールド・カーブを使用していますが、少額の金融保証については、確率論的なモデルにより個別に評価しています。

IFRS 17(B81)

トップダウン・アプローチにおける参照ポートフォリオの選択

2018年9月、TRGIはトップダウン・アプローチによる参照ポートフォリオの選択について議論を行いました。特に、以下の事項の開示についての議論が行われました。

- 割引率を決定するために用いられる手法及び参考ポートフォリオの識別を含むそれらの手法へのインプットを推定するためのプロセス
- 参考ポートフォリオの資産構成の変化が割引率に与える影響が重要な場合には、その影響

状況によっては、企業は、これらの問題に対処するために追加的な開示が要求される可能性があります。

2.2.3.2.**投資資産のリターン**

IFRS 17(B74)(b)(i)

貯蓄性保険契約及び有配当契約(IFRS第17号の範囲に含まれない裁量権付有配当投資契約以外の投資契約を除く)については、将来の基礎となる投資リターンについての仮定が作成されています。適用される測定モデル及び商品の性質、特に基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動する将来キャッシュ・フローの見積りを割り引くために使用される割引率の決定により、将来の基礎となる投資リターンに関する仮定は、契約の測定に重要な影響を与えません。これらの商品には、少額の金融保証が組み込まれています。これらの保証に関する負債は、市場整合的な確率論的モデルを用いて測定されます。

2.2.3.3.**保険契約を履行するための将来キャッシュ・フローの見積り**

IFRS 17(33),(B36)-(B41), IFRS 17号の範囲における各保険契約グループの測定には、各保険契約グループの境界線内における将来の全てのキャッシュ・フローが含まれます。これらの将来キャッシュ・フローは、確率加重された将来キャッシュ・フローに基づいて見積られます。当社グループは、測定日現在において予想されるキャッシュ・フロー及び予想されるキャッシュ・フローが発生する確率を見積っています。当社グループは、これらの見積りを行うにあたり、過去の事象、現在の状況及び将来の状況に関する予測を用いています。当社グループの将来キャッシュ・フローの見積りは、生じ得る全ての範囲の結果を反映しているシナリオの平均値です。各シナリオは、キャッシュ・フローの金額、時期及び確率を特定します。将来キャッシュ・フローの確率加重平均は、各シナリオの確率加重平均を表現する決定論的シナリオを使用して計算されます。

IFRS 17(24),(28A),(117)(a),(B35A)-(B35B),(B65)(l)

経費に関するキャッシュ・フローの見積りがポートフォリオレベル以上で決定される場合、それらは、活動基準原価計算手法等の規則的な基準で保険契約グループに配分されます。当社グループは、この手法により、規則的かつ合理的な配分が行われると判断しています。類似した性質の経費の配分には、類似した手法が整合的に適用されています。契約の管理及び維持に係る費用は、保有契約件数に基づいて、保険契約グループに配分されます。

保険獲得キャッシュ・フローは、原則として総収入保険料に基づいて保険契約グループに配分されます。この配分には、既存及び将来の発行する保険契約グループ間での保険獲得キャッシュ・フローの配分を含みます。発行した自動車保険における一部の手数料について、既存の契約グループ及び既存の契約グループの更新から生じると見込まれる保険契約を含む契約グループへの配分には、将来の契約更新率の仮定が必要となります。

保険金支払に係る費用は、保険金の予想支払件数に基づき配分されますが、損害保険については、保険金支払額に基づいて配分されます。

死亡保険及び貯蓄性保険については、将来の保険金及び給付金の支払並びに保険料収入の見積りに関する不確実性は、主に死亡率の長期的な変化の予測不可能性、保険契約者行動の変動性、並びに将来のインフレ率及び経費の増加に関する不確実性によって生じます。

有配当については、将来の保険金及び給付金の支払の見積りに関する不確実性は、主に保険契約者行動の変動性により生じます。裁量権付有配当投資契約に組み込まれている金利保証は、金利シナリオに対して対称的に変動しないため、確率論的なモデルを用いて測定されています。この保証は、生じ得る将来の金利環境を表す全ての範囲のシナリオを用いて測定されています。

損害保険については、将来の保険金及び給付金の支払の見積りに関する不確実性は、主に保険金請求の規模及び頻度、並びに保険金及び保険金請求処理費用の増加をもたらす将来のインフレ率の不確実性により生じます。

IFRS 17(33)(c),(B54)-(B60) 将来キャッシュ・フローの見積りを作成するために使用される仮定は、各報告期間末に再評価され、必要に応じて調整されます。使用された重要な手法及び仮定は、以下のとおりです。

2.2.3.4. 死亡率—死亡保険、貯蓄性保険及び有配当契約(裁量権付有配当投資契約以外の投資契約を除く)

IFRS 17(117)(a) 当社グループは、生命保険アクチュアリー協会が公表した直近の信頼可能な国民生命表に基づいて、死亡率を推定しています。直近5年間の当社グループの経験を調査し、統計的手法を用いて生命表を調整して、保険契約期間にわたる将来の確率加重の予想死亡率を作成します。死亡率は、性別及び喫煙状況に基づき、保険契約者グループごとに異なります。

IFRS 17(117)(b) 20X5年において、死亡率の仮定を作成するための仮定と手法に変更はありません。使用された死亡率の仮定は、以下のとおりです。

IFRS 17(117)(a)	20X4年及び20X5年		
	性別	喫煙状況	生命表
男性	非喫煙者	MNS 2010-2015	95%～97%
	喫煙者	MS 2010-2015	93%～96%
女性	非喫煙者	FNS 2010-2015	94%～97%
	喫煙者	FS 2010-2015	93%～96%

死亡率が上昇した場合、将来キャッシュ・アウトフローの見積りが増加し、契約上のサービス・マージンが減少します。感応度分析については、注記2.2.4.1「死亡保険、貯蓄性保険及び有配当(裁量権付有配当投資契約以外の投資契約を除く)」を参照ください。

2.2.3.5. 解約失効率—死亡保険、貯蓄性保険及び有配当契約(裁量権付有配当投資契約以外の投資契約を除く)

IFRS 17(117)(a) 当社グループは、自社の経験に基づいて、解約失効率の仮定を作成しています。過去の解約失効率は、当社グループの契約管理情報に基づいています。当社グループは、作成した解約失効率について、過去に用いた仮定と比較して分析を行っています。確率加重された予定解約失効率の算出において、当社グループの経験及びデータの傾向を反映するための調整には、統計的手法が用いられます。分析及び仮定の作成は、主要な商品ラインごとに行われます。

IFRS 17(117)(b) 使用された解約失効率の仮定は、以下のとおりです。20X5年における仮定の変更は、当社グループの直近の経験に基づく最新の予測を反映しています。なお、20X5年において、これらの仮定の作成手法に変更はありません。

IFRS 17(117)(a)	20X5年		20X4年
	死亡保険	貯蓄性保険	有配当
死亡保険	1.98%		1.98%
貯蓄性保険	1.65%		1.65%
有配当	4.95%		4.95%

解約失効率が上昇した場合、将来キャッシュ・アウトフローの見積りが増加又は減少し、結果として、商品特性に応じて契約上のサービス・マージンが減少又は増加します。感応度分析については、注記2.2.4.1「死亡保険、貯蓄性保険及び有配当契約(裁量権付有配当投資契約以外の投資契約を除く)」を参照ください。

PwCの解説—動的解約率

一般的に、市場リターンに基づいて変動する保証を提供する商品には、動的解約率に関する仮定が用いられます。動的解約率の仮定は、契約に組み込まれた保証額が契約者勘定残高を上回る場合、保険契約が解約されにくい傾向があるという事実を反映するために用いられます。同様に、保証額が勘定残高を下回る場合には、解約失効率が高くなる傾向があります。

Value保険グループは、解約失効率が市場リターンに大きく影響を受けるような契約を発行していません。解約の水準が市場リターンに依存する契約を発行している場合、将来キャッシュ・フローの確率加重平均を決定するにあたり、確率論的なモデルの使用が望ましいと考えられます。

2.2.3.6.

経費—死亡保険、貯蓄性保険、有配当契約(裁量権付有配当投資契約以外の投資契約を除く)及び損害保険契約

IFRS 17(117)(a)

当社グループは、IFRS第17号が適用される契約の履行に関する将来の経費について、当報告期間の経費水準にインフレを調整して見積っています。経費は、固定間接費及び変動間接費の配分を含む、保険契約グループに直接起因する経費から構成されます。さらに、損害保険の発生保険金の評価に用いられる一部の手法においては、将来の保険金支払額の見積りについてインフレの調整を行っています。

IFRS 17(117)(a),(B65)(ka)当社グループは、貯蓄性保険及び裁量権付有配当投資契約における契約者勘定の資産を管理するための投資リターン・サービスを提供すると決定する際、並びに、変動手数料アプローチにより測定される契約における投資関連サービスを提供すると決定する際に判断を用います。また、当社グループは、貯蓄性保険の裏付けとなるその他の資産やその他の商品ラインに係る負債の裏付けとなる資産について、投資サービス及び投資増進サービスは提供していないと判断しています。

当社グループは、契約の一部として、保険事業セグメントにおいて、保険契約者に資産運用サービスを提供している場合、明示的に契約者勘定残高に課される管理手数料又は資産運用サービスの提供のために保険事業セグメントに対して内部的に請求される手数料ではなく、当社グループにおいて発生した直接起因する経費に基づいて、将来の経費を見積っています。

IFRS 17(117)(a)-(b),
(B128)(b)

経費に関するインフレの仮定は、当社グループの経験により調整された、日本の小売価格のインフレーション・スワップ・カーブに基づいており、非金融リスクとみなされます。当社グループは、20X5年において、経費の予測に用いた手法及び仮定を変更していません。

経費の仮定が増加した場合、将来キャッシュ・アウトフローの見積りが増加し、結果として、一般測定モデルにより測定される契約の残存カバーに係る負債の契約上のサービス・マージンを減少させ、保険料配分アプローチにより測定される損害保険の発生保険金に係る負債を増加させます。感応度分析については、注記2.2.4「保険引受リスク変数に対する感応度分析」を参照ください。

2.2.3.7.

損害保険契約の測定方法

IFRS 17(117)(a)-(b)

当社グループは、自動車保険契約の発生保険金に係る負債について、車両補償並びに対人及び対物賠償責任補償ごと、また、主要な商品ごとに見積っています。見積りは事故年度ベースで行われ、各事故年度における各年次コホートの経過総保険料又は経過再保険料に比例して、各年次コホートに配分されます。20X5年1月に取得したランオフ自動車保険事業については、個別に見積っています。

発生保険金に係る負債を見積るために最も適切な手法を評価するために、判断を用いています。場合によっては、同じ種類の契約の個別の事故年度又は事故年度のグループに対して、異なる技法又はその組合せが選択されています。

車両補償の損害額を推定するために用いられる最も一般的な手法は、このタイプの保険金請求についての業界標準であるチェーン・ラダー法及びボーンヒュッター・ファーガソン法です。

チェーン・ラダー法では、過去の保険金進展係数の分析及び過去のパターンに基づく見積り保険金進展係数の選択を行います。その後、選択された保険金進展係数は、進展が完了していない各事故年度の累計保険金データに適用され、各事故年度の推定最終保険金が算出されます。チェーン・ラダー法は、比較的安定した進展パターンに達した事故年度や事業に最も適しています。当社グループが特定の保険金に関して保険金進展の経験を有していない場合には、チェーン・ラダー法は適切ではありません。

ボーンヒュッター・ファーガソン法では、ベンチマーク又は市場ベースの推定値及び保険金の経験に基づく推定値を組み合わせます。前者は、総保険料や再保険料等のエクスポージャーに基づいており、後者は、現在までの支払保険金や発生保険金に基づいています。この2つの推定値は、経過が進むほど経験に基づく推定値がより重視される算式を用いて、加重平均されます。この手法は、保険金進展の経験が予測に利用できないような状況(すなわち、経過の浅い保険商品や新商品)において用いられています。

対人及び対物賠償責任補償に係る発生保険金の見積りについて、当社グループは、頻度規模法を採用しています。各年及び各クラスの推定保険金は、予想保険金請求件数とインフレ予想で調整した平均保険金請求額の積です。これらの金額は、保険契約の条件に定められる最大支払額を限度に、各年にわたり合計されます。

当社グループは、十分な保険金の統計が得られた一部の保険グループにおいて、従来使用していたボーンヒュッター・ファーガソン法からチェーン・ラダー法に変更したことを除き、20X5年に発生した保険金の見積りに使用した方法を変更していません。なお、この変更が、当社グループの連結財務諸表に与える影響は重要ではありません。

当社グループは、発生保険金の評価において、内部及び市場のデータを使用しています。内部データは、主に当社グループの保険金報告書から作成されています。この情報は、保険金請求の最終的な件数の予測に使用される、潜在的な保険金請求のシナリオの作成のために使用されます。市場データは、インフレ予想、大口の保険金請求の閾値、大口の保険金請求の件数、市場における損害率及びその他のデータから構成されます。

使用した仮定に対する損害保険の保険契約負債の感応度については、注記2.2.4.2「損害保険」を参照ください。

2.2.3.8.

非金融リスクに係るリスク調整の測定方法

IFRS 17(37),(B88)

非金融リスクに係るリスク調整は、保険契約を履行するにあたりキャッシュ・フローの金額及び時期に関して非金融リスクから生じる不確実性の負担に対して要求する報酬です。リスク調整は、不確実性に対する対価を表すため、当社グループのリスク回避度を反映する方法で、分散効果の程度と予想される有利及び不利な結果に基づき、見積られます。当社グループは、その他の全ての見積りとは別個に、非金融リスクに係るリスク調整を見積っています。当社グループは、基礎となる保険契約の非金融リスクに係るリスク調整において、再保険の影響を考慮していません。

IFRS 17(117)(c)(ii)

リスク調整は、保険契約の発行企業の単位で計算し、リスク・プロファイルに応じて各保険契約グループに配分されています。非金融リスクに係るリスク調整の全体の算出には、資本コスト法が用いられています。

資本コスト法では、非金融リスクに関する予想資本の現在価値に資本コスト率を適用して、リスク調整が決定されます。資本コスト率は、非金融リスクのエクスポージャーの負担に対して要求されるリターンを表すように、年率6%としています。資本は99.5%の信頼水準で決定され、事業がランオフする前提で予想されます。企業が要求する報酬を反映するため、地域を跨る契約の販売による分散効果が考慮されています。

IFRS 17(119)

計算されたリスク調整額は、80%(20X4年も80%)の信頼水準に対応します。

IFRS 17(117)(b)

20X4年と20X5年の間に、非金融リスクに係るリスク調整を決定するために用いられた手法と仮定を変更していません。

PwCの解説—企業グループにおける非金融リスクに係るリスク調整

2018年5月のTRGの議論において、一部の利害関係者は、リスク調整は契約を発行した企業がリスクを負担するために要求する報酬であるため、保険契約の発行企業の単位で決定され、当該企業を含む連結グループでは変更されないと解釈しました。他の利害関係者は、非金融リスクを負担するための報酬は報告企業が決定すべきであり、保険契約の発行企業とは異なる可能性があると解釈しました。

IASBは、リスク調整の決定単位が企業グループの子会社のレベルであるという明確化のためのIFRS第17号の修正を行いました。企業グループは、発行した全ての保険契約グループ間で整合的に要求事項を適用し、リスク調整の信頼区間を開示する必要があります。

2.2.4.

保険引受リスク変数に対する感応度分析

IFRS 17(128)–(129)

PwCの解説—保険引受リスク変数に対する感応度分析

企業は、報告期間の末日において合理的に可能性のあるリスク変数の変動が純損益及び資本に与える影響を示すために、感応度分析を開示する必要があります。保険リスクについて、基準は、リスク変数の変動が及ぼす影響について、保有している再保険契約によるリスク軽減の前後での説明を要求しています。

この開示は、IFRS第4号及びIFRS第7号においても要求されています。

IFRS第17号129項は、上記とは異なるリスク変数に対する感応度分析の提供について、企業によるリスク管理目的での使用を条件として認めています。企業が代替的な感応度分析の提供を選択した場合には、追加的な開示が要求されます。

Value保険グループは、注記6.6「市場リスク変数に対する感応度分析」において、市場リスク変数に対する感応度分析を提供しています。

保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローは、保険引受リスクに対して感応度を有さないため、以下の感応度分析における保険契約負債及び再保険契約資産から除いています。

2.2.4.1.

死亡保険、貯蓄性保険及び有配当(裁量権付有配当投資契約以外の投資契約を除く)

IIFRS 17(128)(a)(i),(b)

以下の表は、保険引受リスク変数に関して当社グループによる合理的に可能性のあった仮定の変更が、保有している再保険契約によるリスク軽減の前後での、商品ラインごとの保険契約負債並びに純損益及び資本に与える影響についての情報です。この分析は、他の全ての仮定を一定に保ちながら、特定の仮定のみを変動させた計算に基づいています。このような事象が実際に生じる可能性は低く、いくつかの仮定の変動の間には相関がある可能性があります。

IIFRS 17(128)(a)(i) IAS 1(129)	20X5年	12月31日 現在の履行 キャッシュ・ フロー	12月31日 現在の 契約上の サービス・ マージン	合計	履行 キャッシュ・ フローへの 影響	契約上の サービス・ マージン への影響	保険契約 負債の増加 (減少)額 合計	残存する 契約上の サービス・ マージン	税引前利益	資本への 影響
死亡保険										
12月31日現在の保険契約負債										
保険契約負債										
保険契約負債		(26,063)	42,484	16,421						
再保険契約資産		22,325	(34,774)	(12,449)						
正味保険契約負債		(3,738)	7,710	3,972						
死亡率—1%増加										
保険契約負債										
保険契約負債			8,045	(7,857)	188	34,627	(188)	(138)		
再保険契約資産			(6,692)	6,555	(137)	(28,219)	137	101		
正味保険契約負債			1,353	(1,302)	51	6,408	(51)	(37)		
解約失効率—10%減少										
保険契約負債										
保険契約負債			802	(814)	(12)	41,670	12	9		
再保険契約資産			(617)	623	6	(34,151)	(6)	(4)		
正味保険契約負債			185	(191)	(6)	7,519	6	5		
経費—5%増加										
保険契約負債										
保険契約負債			4,133	(3,845)	288	38,639	(288)	(212)		
再保険契約資産			(81)	79	(2)	(34,695)	2	1		
正味保険契約負債			4,052	(3,766)	286	3,944	(286)	(211)		
貯蓄性保険										
12月31日現在の保険契約負債										
12月31日現在の保険契約負債	25,937	19,523	45,460							
死亡率—1%増加				1,811	(1,758)	53	17,765	(53)	(39)	
解約失効率—10%減少				2,310	(2,313)	(3)	17,210	3	2	
経費—5%増加				3,335	(3,234)	101	16,289	(101)	(74)	
有配当—直接連動有配当契保険約										
12月31日現在の保険契約負債										
12月31日現在の保険契約負債	57,369	3,744	61,113							
解約失効率—10%増加				65	(63)	2	3,681	(2)	(1)	
経費—5%増加				54	(46)	8	3,698	(8)	(6)	
有配当—裁量権付有配当投資契約										
12月31日現在の保険契約負債										
12月31日現在の保険契約負債	14,427	760	15,187							
解約失効率—10%増加				15	(13)	2	747	(2)	(1)	
経費—5%増加				29	(25)	4	735	(4)	(3)	

IFRS 17(128)(a)(l) IAS 1(129)	20X4年	12月31日 現在の履行 キャッシュ・ フロー	12月31日 現在の 契約上の サービス・ マージン	合計	履行	契約上の	保険契約	残存する 契約上の サービス・ マージン	税引前利益 への影響	資本への 影響							
					キャッシュ・ フローへの 影響	サービス・ マージン への影響	負債の増加 (減少)額 合計										
死亡保険																	
12月31日現在の保険契約負債																	
保険契約負債		(31,788)	35,270	3,482													
再保険契約資産		26,250	(28,946)	(2,696)													
正味保険契約負債		(5,538)	6,324	786													
死亡率—1%増加																	
保険契約負債				6,718	(6,573)	145	28,697	(145)	(107)								
再保険契約資産				(5,570)	5,471	(99)	(23,475)	99	73								
正味保険契約負債				1,148	(1,102)	46	5,222	(46)	(34)								
解約失効率—10%減少																	
保険契約負債				610	(617)	(7)	34,653	7	5								
再保険契約資産				(468)	472	4	(28,474)	(4)	(3)								
正味保険契約負債				142	(145)	(3)	6,179	3	2								
経費—5%増加																	
保険契約負債				3,485	(3,267)	218	32,003	(218)	(160)								
再保険契約資産				(69)	68	(1)	(28,878)	1	1								
正味保険契約負債				3,416	(3,199)	217	3,125	(217)	(159)								
貯蓄性保険																	
12月31日現在の保険契約負債	6,353	16,109	22,462														
死亡率—1%増加				1,498	(1,449)	49	14,660	(49)	(36)								
解約失効率—10%減少				1,815	(1,808)	7	14,301	(7)	(5)								
経費—5%増加				2,813	(2,716)	97	13,393	(97)	(71)								
有配当—直接連動有配当契保険約																	
12月31日現在の保険契約負債	47,926	3,295	51,221														
解約失効率—10%増加				67	(66)	1	3,229	(1)	(1)								
経費—5%増加				50	(44)	6	3,251	(6)	(4)								
有配当—収量権付有配当投資契約																	
12月31日現在の保険契約負債	12,201	871	13,072														
解約失効率—10%増加				19	(17)	2	854	(2)	(1)								
経費—5%増加				27	(23)	4	848	(4)	(3)								

IFRS 17(128)(c)

当社グループが上記の分析に使用した方法及び仮定に、変更はありません。

PwCの解説—保険引受リスク変数に対する感応度分析

IFRS第17号128項(a)で要求される、リスク変数の合理的に可能性のあった変動が純損益及び資本に与える影響の開示に加えて、Value保険グループは、リスク変数の変動が保険契約の測定要素(すなわち、履行キャッシュ・フロー及び契約上のサービス・マージン)に及ぼす影響、保険契約残高に対する正味の影響及び可能性があった変動後の残存する契約上のサービス・マージンに関する情報を提供しています。追加的な開示は、保険契約残高の測定要素に生じる可能性のある変動の影響を利用者により良好理解してもらうという目的を有しています。履行キャッシュ・フロー及び契約上のサービス・マージンは、仮定の変動により完全に対称的な影響を受けるわけではありません。これには、いくつかの理由があります。

IFRS 17(44)(c),(45)(c)

- a. 可能性のあった仮定の不利な変動について、発行した保険契約に係る契約上のサービス・マージン(もしあれば)は、契約上のサービス・マージンが利用可能な範囲に限り、履行キャッシュ・フローの変動について調整されます。従って、不利な契約や契約上のサービス・マージンがほとんどない契約では、仮定の不利な変動による履行キャッシュ・フローの不利な変動額は、全て純損益に影響します。

IFRS 17(44)(c),
(B72)(a),(c)

- b. 一般測定モデルにより測定される契約について、契約上のサービス・マージンはロックイン割引率を適用して調整されますが、履行キャッシュ・フローは常に現在の割引率を用いて調整されます。

IFRS 17(44)(e),
(45)(e),(66)(e)

契約上のサービス・マージンは、償却が報告期間の純損益に認識される前に、可能性のあった将来のサービスに関する履行キャッシュ・フローの変動について調整されなければなりません。従って、上記の感応度分析に含まれる契約上のサービス・マージンの影響は、報告期間中の契約上のサービス・マージンの償却に対して、履行キャッシュ・フローの変動を反映させたうえで示されています。

死亡率の仮定の変動に対する有配当の感応度分析は、Value保険グループが発行するこれらの契約の死亡リスクに対する感応度が僅少であるため、上記の表には記載されていません。

2.2.4.2.**損害保険**

IFRS 17(128)(a)(i)

以下の表は、保険引受リスク変数に関する当社グループによる合理的に可能性のあった仮定の変動が、保有している再保険契約によるリスク軽減前後での、ランオフ事業(注記4「企業結合」を参照ください)を除く損害保険の保険契約負債並びに純損益及び資本に与える影響についての情報です。これらの契約は、保険料配分アプローチにより測定されるため、可能性のあった保険引受リスク変数の変動に対して感応度を有するのは、保険契約負債のうち発生保険金に係る負債のみです。

	20X5年				20X4年			
	12月31日 現在の発生 保険金に係る 負債	発生保険金 に係る負債 への影響	税引前利益 への影響	資本への 影響	12月31日 現在の発生 保険金に係る 負債	発生保険金 に係る負債 への影響	税引前利益 への影響	資本への 影響
IFRS 17(128)(a)(i) IAS 1(129)								
保険契約負債	6,537				5,369			
再保険契約資産	(314)				(145)			
正味保険契約負債	<u>6,223</u>				<u>5,224</u>			
未払保険金及び未払経費—5%増加								
保険契約負債	327	(327)	(240)		269	(269)	(198)	
再保険契約資産	(16)	16	12		(7)	7	5	
正味保険契約負債	<u>311</u>	<u>(311)</u>	<u>(228)</u>		<u>262</u>	<u>(262)</u>	<u>(193)</u>	
経費—5%増加								
保険契約負債	38	(38)	(28)		34	(34)	(25)	
再保険契約資産	-	-	-		-	-	-	
正味保険契約負債	<u>38</u>	<u>(38)</u>	<u>(28)</u>		<u>34</u>	<u>(34)</u>	<u>(25)</u>	

IFRS 17(128)(a)(i)

以下の表は、保険引受リスクに関する当社グループによる合理的に可能性のあった仮定の変動が、20X5年1月に取得したランオフ事業（注記4「企業結合」を参照ください）における損害保険の保険契約負債並びに純損益及び資本に与える影響についての情報です。当社グループは、この事業に関する再保険契約を保有していません。

IFRS 17(128)(a)(i) IAS 1(129)	20X5年	12月31日 現在の履行 キャッシュ・ フロー	12月31日 現在の 契約上の サービス・ マージン	合計	履行 キャッシュ・ フローへの 影響	契約上の サービス・ マージンへの 影響	保険契約 負債の 増加額合計	契約上の サービス・ マージン 残高	税引前利益 への影響	資本への 影響
		12月31日現在の保険契約負債	4,676	120	4,796					
		未払保険金及び未払経費 —5%増加			234	(120)	114	-	(114)	(84)
		経費—5%増加			18	(16)	2	104	(2)	(1)

IFRS 17(128)(b)-(c)

この分析は、他の全ての仮定を一定に保ちながら、特定の仮定のみを変動させた計算に基づいています。このような事象が実際に生じる可能性は低く、いくつかの仮定の変動の間には相関がある可能性があります。

2.3.

連結貸借対照表の構成

連結貸借対照表に表示されている金額について、保険契約、裁量権付有配当投資契約及び裁量権付有配当投資契約以外の投資契約の内訳及び残高のうち、流動項目及び非流動項目の内訳は以下のとおりです。

IFRS 17(94)-(95),(96)(a) IAS 1(61)	死亡 保険	貯蓄性 保険	有配当				合計	流動 項目	非流動 項目	合計															
			直接連動 有配当 保険契約	裁量権付 有配当 投資契約	裁量権付 有配当 投資契約 以外の 投資契約 ⁽¹⁾	損害 保険																			
注記																									
20X5年12月31日現在																									
保険契約負債																									
- 保険獲得キャッシュ・ フローに係る資産及び その他の契約グループ 認識前キャッシュ・ フローを除く保険契約負債																									
IFRS 17(79)	16,421	45,460	61,113	15,187	-	19,514	157,695	(21,544)	179,239	157,695															
- 保険獲得キャッシュ・ フローに係る資産																									
IFRS 17(38)(b)	-	-	-	-	-	(1,160)	(1,160)	(722)	(438)	(1,160)															
- その他の契約グループ 認識前キャッシュ・ フロー																									
保険契約負債																									
- その他の契約グループ 認識前キャッシュ・ フローを除く再保険契約 資産																									
IFRS 17(65)(a),(79)	(12,449)	-	-	-	-	(750)	(13,199)	9,302	(22,501)	(13,199)															
- その他の契約グループ 認識前キャッシュ・ フロー																									
再保険契約資産																									
- その他の契約グループ 認識前キャッシュ・ フロー																									
IFRS 17(65)(a),(79)	(12,449)	-	-	-	-	(750)	(13,199)	9,302	(22,501)	(13,199)															
投資契約負債																									
- その他の契約グループ 認識前キャッシュ・ フロー																									
IFRS 17(65)(a),(79)	-	-	-	-	-	9,612	9,612	682	8,930	9,612															

⁽¹⁾ 裁量権付有配当投資契約以外の投資契約は、IFRS第9号に基づいて会計処理されます。注記3.1.3「金融負債」を参照ください。

IFRS 17(94)-(95),(96)(a) IAS 1(61)	死亡 保険	貯蓄性 保険	有配当				合計	流動 項目	非流動 項目	合計													
			直接連動 有配当 保険契約	裁量権付 有配当 投資契約	裁量権付 有配当 投資契約 以外の 投資契約 ⁽¹⁾	損害 保険																	
			注記	2.5	2.6	2.7	2.7	3.4	2.8														
20X4年12月31日現在																							
保険契約負債																							
- 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除く保険契約負債			3,482	22,462	51,221	13,072	-	13,208	103,445	(21,400)	124,845	103,445											
IFRS 17(79)	- 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産																						
IFRS 17(38)(b)	- その他の契約グループ認識前キャッシュ・フロー																						
保険契約負債			3,482	22,462	51,221	13,072	-	12,054	102,291	(22,094)	124,385	102,291											
再保険契約資産																							
- その他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除く再保険契約資産																							
IFRS 17(65)(a),(79)	- その他の契約グループ認識前キャッシュ・フロー																						
再保険契約資産																							
投資契約負債																							
								8,812	-	8,812	511	8,301	8,812										

⁽¹⁾ 裁量権付有配当投資契約以外の投資契約はIFRS第9号に基づいて会計処理されます。注記3.1.3「金融負債」を参照ください。

報告期間中の保険契約残高の増減の詳細な調整表は、注記2.5「死亡保険」、注記2.6「貯蓄性保険」、注記2.7「有配当」及び注記2.8「損害保険」に記載しています。保険契約資産及び再保険契約資産に関する信用リスクの開示については、注記6.1「リスク管理及び自己資本管理(抜粋)」を参照ください。

2.4.

保険収益及び保険費用

2.4.1. 保険収益及び保険サービス損益

PwCの解説—保険サービス損益の開示

以下の開示は、保険サービス損益の商品ライン別の分析です。保険収益、保険サービス費用及び再保険契約からの正味費用の内訳を1つの表で示しています。IFRS第17号は、これらの全ての構成要素について、1つの表での開示を明確に要求しているわけではありませんが、財務諸表の利用者は、前報告期間と比較した開示の要約を有用であると考える可能性があります。

IFRS 17(98)-(105)

IFRS第17号は、IFRS第17号に基づき測定された保険契約残高について、期首残高から期末残高への調整表に関する多くの開示を企業に要求しています。調整表で提供される情報は、保険サービス損益に関するさまざまな種類の情報を提供する目的で、キャッシュ・フローに係る変動並びに純損益及びOCIで認識される金額を利用者が識別できるようにする情報でなければなりません。これらの調整表は、注記2.5「死亡保険」、注記2.6「貯蓄性保険」、注記2.7「有配当」及び注記2.8「損害保険」における商品ライン別の開示の一部に含まれています。注記2.5.1.1「残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表」及び注記2.5.2.1「残存カバー及び発生保険金の調整表」に記載されているPwCの解説を参照ください。

下表による開示には、以下が適用されます。

IFRS 17(106)

- IFRS第17号106項は、保険料配分アプローチ以外により測定された保険契約からの保険収益の分析を要求しています。この分析は、IFRS第17号100項(a)及び103項(a)により要求される残存カバーに係る負債の調整表に組み込んだ開示が可能です。

IFRS 17(100),(103)(b)

- IFRS第17号100項及びIFRS第17号103項(b)では、保険サービス費用及び保有している再保険契約からの正味費用の分析が要求されています。これは、例えば、注記2.5.1.1「残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表」及び注記2.5.2.1「残存カバー及び発生保険金の調整表」に含まれている、残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表で提供されています。

以下の表は、20X5年及び20X4年の商品ライン別の保険収益、保険サービス費用及び再保険契約からの正味費用の分析です。純損益及びその他の包括利益に認識した金額に関する追加情報は、注記2.5「死亡保険」、注記2.6「貯蓄性保険」、注記2.7「有配当」及び注記2.8「損害保険」の保険契約残高の調整表に含まれています。

IFRS 17(93)(a)	20X5年 注記	死亡保険 2.5	貯蓄性 保険 2.6	有配当			合計 2.8				
				直接運動 有配当 保険契約 2.7	載量権付 有配当 投資契約 2.7	損害保険					
保険収益											
IFRS 17(106) 保険料配分アプローチ以外により測定された契約											
IFRS 17(106)(a)	残存カバーに係る負債の変動										
IFRS 17(106)(a)(i)	- 予想発生保険金及びその他の直接起因する費用	61,859	15,827	187	98	3,039	81,010				
IFRS 17(106)(a)(ii)	- 非金融リスクに係るリスク調整の解放による変動	6,545	1,675	20	10	347	8,597				
IFRS 17(106)(a)(iii)	- サービスの移転により純損益に認識した契約上のサービス・マージン	2,838	1,341	618	127	66	4,990				
IFRS 17(106)(a)(iv)	- 将来のサービスに関連するもの以外の当報告期間に受け取った保険料から生じる実績調整	-	-	-	-	-	-				
IFRS 17(106)(a)(iv) (B123A)	- 当初認識日時点で認識を中止したその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローに係る資産を含むその他の金額	-	-	-	-	-	-				
IFRS 17(106)(b)	保険獲得キャッシュ・フローの回収	2,061	996	132	34	-	3,223				
	保険料配分アプローチ以外により測定された契約に係る保険収益	73,303	19,839	957	269	3,452	97,820				
	保険料配分アプローチにより測定された契約に係る保険収益	-	-	-	-	17,025	17,025				
	保険収益合計	73,303	19,839	957	269	20,477	114,845				
保険サービス費用											
IFRS 17(B123A) 発生保険金及びその他の直接起因する費用											
	発生保険金及びその他の直接起因する費用	(63,229)	(16,167)	(189)	(98)	(14,525)	(94,208)				
	当初認識日時点で認識を中止したその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローに係る資産	-	-	-	-	-	-				
	過去のサービスに関する変動—発生保険金に係る負債に関連する履行キャッシュ・フローの変動	-	-	-	-	(469)	(469)				
	不利な契約に係る損失及び損失の戻入	(36)	-	-	-	-	(36)				
	保険獲得キャッシュ・フローの償却	(2,061)	(996)	(132)	(34)	(3,281)	(6,504)				
	保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の減損	-	-	-	-	(39)	(39)				
	保険サービス費用合計	(65,326)	(17,163)	(321)	(132)	(18,314)	(101,256)				
保有している再保険契約からの正味収益又は費用											
IFRS 17(66)(a) 再保険費用—保険料配分アプローチ以外により測定された契約											
	残存カバーの変動										
	- 発生保険金及びその他の直接起因する費用の回収見込額	(41,120)	-	-	-	-	(41,120)				
	- 非金融リスクに係るリスク調整の解放による変動	(4,351)	-	-	-	-	(4,351)				
	- サービスの受領により純損益に認識した契約上のサービス・マージン	(2,302)	-	-	-	-	(2,302)				
	- 将来のサービスに関連するもの以外の支払った再保険料から生じる実績調整	-	-	-	-	-	-				
	再保険費用—保険料配分アプローチ以外により測定された契約	(47,773)	-	-	-	-	(47,794)				
	再保険費用—保険料配分アプローチにより測定された契約	-	-	-	-	(934)	(934)				
	その他の直接起因する費用	(136)	-	-	-	-	(136)				
	再保険会社の不履行リスクの変動の影響	44	-	-	-	1	45				
	発生保険金の回収	42,279	-	-	-	386	42,665				
	過去のサービスに関する変動—発生保険金の回収に関する履行キャッシュ・フローの変動	-	-	-	-	285	285				
IFRS 17(66)(a)	基礎となる不利な保険契約の当初認識による収益	26	-	-	-	-	26				
IFRS 17(66)(bb)	一般測定モデルにより測定された保有している再保険契約:保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動以外の損失回収要素の戻入	-	-	-	-	-	-				
IFRS 17(66)(c)	一般測定モデルにより測定された保有している再保険契約:基礎となる不利な保険契約から生じる保有している再保険契約に関する履行キャッシュ・フローの変動	(1)	-	-	-	-	(1)				
	保有している再保険契約からの正味費用合計	(5,561)	-	-	-	(262)	(5,823)				
	保険サービス損益合計	2,416	2,676	636	137	1,901	7,766				

IFRS 17(93)(a)	20X4年	死亡保険	貯蓄性 保険	有配当			合計			
				直接連動 有配当 保険契約	裁量権付 有配当 投資契約	損害保険				
				2.5	2.6	2.7	2.7			
注記										
保険収益										
IFRS 17(106)										
保険料配分アプローチ以外により測定された契約										
IFRS 17(106)(a)										
残存カバーに係る負債の変動										
IFRS 17(106)(a)(i)	- 予想発生保険金及びその他の直接起因する費用	49,733	12,883	160	86	-	62,862			
IFRS 17(106)(a)(ii)	- 非金融リスクに係るリスク調整の解放による変動	5,262	1,363	17	9	-	6,651			
IFRS 17(106)(a)(iii)	- サービスの移転により純損益に認識した契約上のサービス・マージン	2,282	1,074	507	134	-	3,997			
IFRS 17(106)(a)(iv)	- 将来のサービスに関するもの以外の当報告期間の受け取った保険料から生じる実績調整	-	-	-	-	-	-			
IFRS 17(106)(a)(iv) (B123A)	- 当初認識日時点で認識を中止したその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローに係る資産を含むその他の金額	-	-	-	-	-	-			
IFRS 17(106)(b)	保険獲得キャッシュ・フローの回収	1,727	824	109	29	-	2,689			
保険料配分アプローチ以外により測定された契約に係る保険収益										
	59,004	16,144	793	258	-	76,199				
保険料配分アプローチにより測定された契約に係る保険収益										
	-	-	-	-	17,053	17,053				
保険収益合計										
	59,004	16,144	793	258	17,053	93,252				
保険サービス費用										
発生保険金及びその他の直接起因する費用										
	(50,507)	(13,011)	(160)	(86)	(10,999)	(74,763)				
IFRS 17(B123A)	当初認識日時点で認識を中止したその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローに係る資産	-	-	-	-	-	-			
過去のサービスに関する変動—発生保険金に係る負債に関連する履行キャッシュ・フローの変動										
	-	-	-	-	(1,125)	(1,125)				
不利益契約に係る損失及び損失の戻入										
	(57)	-	-	-	-	(57)				
保険獲得キャッシュ・フローの償却										
	(1,727)	(824)	(109)	(29)	(3,366)	(6,055)				
保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の減損										
	-	-	-	-	41	41				
保険サービス費用合計										
	(52,291)	(13,835)	(269)	(115)	(15,449)	(81,959)				
保有している再保険契約からの正味収益又は費用										
再保険費用—保険料配分アプローチ以外により測定された契約										
残存カバーの変動										
	- 発生保険金及びその他の直接起因する費用の回収見込額	(32,887)	-	-	-	-	(32,887)			
	- 非金融リスクに係るリスク調整の解放による変動	(3,479)	-	-	-	-	(3,479)			
	- サービスの受領により純損益に認識した契約上のサービス・マージン	(1,853)	-	-	-	-	(1,853)			
	- 将来のサービスに関するもの以外の支払った再保険料から生じる実績調整	-	-	-	-	-	-			
再保険費用—保険料配分アプローチ以外により測定された契約										
	(38,219)	-	-	-	-	-	(38,219)			
再保険費用—保険料配分アプローチにより測定された契約										
	-	-	-	-	(1,023)	(1,023)				
その他の直接起因する費用										
	(114)	-	-	-	-	-	(114)			
再保険会社の不履行リスクの変動の影響										
	40	-	-	-	1	41				
発生保険金の回収										
	33,582	-	-	-	403	33,985				
過去のサービスに関する変動—発生保険金の回収に関する履行キャッシュ・フローの変動										
	-	-	-	-	1,465	1,465				
IFRS 17(66)(a)	基礎となる不利な保険契約の当初認識による収益	29	-	-	-	-	29			
IFRS 17(66)(bb)	一般測定モデルにより測定された保有している再保険契約: 保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動以外の損失回収要素の戻入	-	-	-	-	-	-			
IFRS 17(66)(c)	一般測定モデルにより測定された保有している再保険契約: 基礎となる不利な保険契約から生じる保有している再保険契約に関する履行キャッシュ・フローの変動	6	-	-	-	-	6			
保有している再保険契約からの正味費用合計										
	(4,676)	-	-	-	846	(3,830)				
保険サービス損益合計										
	2,037	2,309	524	143	2,450	7,463				

PwCの解説**非金融リスクに係るリスク調整の変動**

IFRS第17号106項は、保険サービスの提供に応じたリスクからの解放による非金融リスクに係るリスク調整の変動について、保険収益の一部としての表示を企業に求めていますが、既に発生した保険金に関する非金融リスクに係るリスク調整（すなわち、発生保険金に係る負債の一部）の変動については、同様の要求事項はありません。このようなリスク調整の変動は、上記の表における以下の項目に含まれています。

- ・発行した保険契約：「発生保険金及びその他の直接起因する費用」及び「過去のサービスに関する変動—発生保険金に係る負債に関連する履行キャッシュ・フローの変動」
- ・保有している再保険契約：「その他の直接起因する費用」、「発生保険金の回収」及び「過去のサービスに関する変動—発生保険金の回収に関連する履行キャッシュ・フローの変動」

IFRS 17(100)(c)

保険料配分アプローチにより測定される保険契約については、リスク調整は、注記2.8.1.1「残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表」及び注記2.8.2.1「残存カバー及び発生保険金の調整表」における、発生保険金に係る負債の調整表に含まれます。保険料配分アプローチ以外により測定される保険契約については、リスク調整は、上記の表に含まれる保険収益の分析及びIFRS第17号101項(b)で要求されるリスク調整残高の調整表を通じて、間接的にしか示されません。

IFRS第17号の範囲に含まれる契約の履行のために発生した費用

リスク調整部分に加えて、上記の表における同じ項目（発生保険金の回収を除く）には、企業が負担したIFRS第17号の範囲に含まれる契約の履行に直接関連する費用についてのIFRS第17号による測定結果が含まれています。

上記に含まれる費用は、Value保険グループで発生し、注記5「費用の性質別内訳」で開示される営業費用とは直接対応しません。当該報告期間に発生した費用に関する実績調整及び予想費用額に関する発生保険金に係る負債の変動が上記の項目に含まれています。

報告期間内に支払われたIFRS第17号の範囲に含まれる契約の履行に直接関連する費用は、IFRS第17号100項から105項で要求される調整表に含まれています（注記2.5.1.1「残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表」及び注記2.5.2.1「残存カバー及び発生保険金の調整表」を参照ください）。

2.4.2.**IFRS第17号への移行時に決定した金額**

IFRS 17(114)

PwCの解説—発行した保険契約における移行時に決定した金額の影響

IFRS第17号114項は、移行日現在で修正遡及アプローチ又は公正価値アプローチを適用した保険契約グループが契約上のサービス・マージン及び保険収益に与える影響の開示を要求しています。これらの開示は、移行日時点でのアプローチにより測定され、報告期間の末日時点での認識されている全ての保険契約グループに、継続的に適用されます。

より詳細な追加の開示は、商品ライン別に記載しています（注記2.5.1.4「IFRS第17号への移行時に決定した金額」及び注記2.5.2.4「IFRS第17号への移行時に決定した金額」を参照ください）。

保険料配分アプローチ以外により測定される保険契約について、発行された保険契約の保険収益及び移行手法ごとの契約上のサービス・マージンの分析を以下の表に含めています。なお、保険料配分アプローチにより測定される保険契約については、完全遡及アプローチを適用しているため、記載を省略しています（注記2.2.2「IFRS第17号の経過措置の金額を決定する際に使用した方法及び適用した判断」を参照ください）。

IFRS 17(114)	20X5年	死亡保険	貯蓄性保険	有配当		合計				
				直接連動 有配当 保険契約	裁量権付 有配当 投資契約					
発行した保険契約										
保険収益										
新契約及び移行時に完全遡及アプローチを適用した契約	48,543	14,178	687	193	3,452	67,053				
移行時に修正遡及アプローチを適用した契約	12,896	3,452	165	46	-	16,559				
移行時に公正価値アプローチを適用した契約	11,864	2,209	105	30	-	14,208				
	73,303	19,839	957	269	3,452	97,820				
12月31日現在の契約上のサービス・マージン										
新契約及び移行時に完全遡及アプローチを適用した契約	29,035	14,382	2,737	558	120	46,832				
移行時に修正遡及アプローチを適用した契約	7,006	3,136	614	123	-	10,879				
移行時に公正価値アプローチを適用した契約	6,443	2,005	393	79	-	8,920				
	42,484	19,523	3,744	760	120	66,631				
保有している再保険契約										
12月31日現在のサービス・マージン										
新契約及び移行時に完全遡及アプローチを適用した契約	(23,830)	-	-	-	-	(23,830)				
移行時に修正遡及アプローチを適用した契約	(5,701)	-	-	-	-	(5,701)				
移行時に公正価値アプローチを適用した契約	(5,243)	-	-	-	-	(5,243)				
	(34,774)	-	-	-	-	(34,774)				
IFRS 17(114)	20X4年	死亡保険	貯蓄性保険	有配当		合計				
				直接連動 有配当 保険契約	裁量権付 有配当 投資契約					
発行した保険契約										
保険収益										
新契約及び移行時に完全遡及アプローチを適用した契約	35,193	10,605	522	170	-	46,490				
移行時に修正遡及アプローチを適用した契約	12,401	3,377	165	54	-	15,997				
移行時に公正価値アプローチを適用した契約	11,410	2,162	106	34	-	13,712				
	59,004	16,144	793	258	-	76,199				
12月31日現在のサービス・マージン										
新契約及び移行時に完全遡及アプローチを適用した契約	21,403	10,757	2,187	579	-	34,926				
移行時に修正遡及アプローチを適用した契約	7,224	3,264	676	177	-	11,341				
移行時に公正価値アプローチを適用した契約	6,643	2,088	432	115	-	9,278				
	35,270	16,109	3,295	871	-	55,545				
保有している再保険契約										
12月31日現在のサービス・マージン										
新契約及び移行時に完全遡及アプローチを適用した契約	(17,662)	-	-	-	-	(17,662)				
移行時に修正遡及アプローチを適用した契約	(5,877)	-	-	-	-	(5,877)				
移行時に公正価値アプローチを適用した契約	(5,407)	-	-	-	-	(5,407)				
	(28,946)	-	-	-	-	(28,946)				

2.4.3.

契約上のサービス・マージンの予想される純損益への認識

IFRS 17(109)

PwCの解説—IFRS第17号における開示要求

IFRS第17号109項は、報告期間の末日現在で残存している契約上のサービス・マージンを純損益に認識すると企業が予想している時期を、適切な期間帯で定量的に開示するよう要求しています。この開示は、保険料配分アプローチ以外により測定される契約にのみ適用されます。

報告期間末日現在の契約上のサービス・マージンの予想される純損益への認識の分析は、以下の表のとおりです。

IFRS 17(109)	純損益に認識されるまでの予想年数	発行した保険契約					保有している再保険契約		
		死亡保険	貯蓄性保険	有配当		損害保険 (ランオフのみ)	発行した保険契約の契約上のサービス・マージン合計	死亡保険	保有している再保険契約のサービス・マージン合計
				直接連動 有配当 保険契約	裁量権付 有配当 投資契約				
20X5年12月31日現在									
1年		1,229	714	546	94	40	2,623	(997)	(997)
2年		1,238	714	542	94	32	2,620	(1,005)	(1,005)
3年		1,248	714	538	94	22	2,616	(1,013)	(1,013)
4年		1,258	714	534	94	14	2,614	(1,022)	(1,022)
5年		1,270	714	531	94	8	2,617	(1,031)	(1,031)
6年から10年		6,562	3,590	1,053	290	4	11,499	(5,326)	(5,326)
10年以降		29,679	12,363	-	-	-	42,042	(24,380)	(24,380)
合計		42,484	19,523	3,744	760	120	66,631	(34,774)	(34,774)
20X4年12月31日現在									
1年		963	551	481	107	-	2,102	(783)	(783)
2年		970	551	477	107	-	2,105	(789)	(789)
3年		978	551	473	107	-	2,109	(795)	(795)
4年		987	551	470	107	-	2,115	(802)	(802)
5年		996	551	467	107	-	2,121	(810)	(810)
6年から10年		5,145	2,768	927	336	-	9,176	(4,184)	(4,184)
10年以降		25,231	10,586	-	-	-	35,817	(20,503)	(20,503)
合計		35,270	16,109	3,295	871	-	55,545	(28,946)	(28,946)

IFRS 17(109)

PwCの解説—契約上のサービス・マージンの予想される純損益への認識(契約上のサービス・マージンのランオフ)

IFRS第17号109項は、開示すべき具体的な期間帯を特定していません。開示する期間帯の決定は企業固有の判断であり、残存する契約上のサービス・マージンが将来の財務業績に与える影響を利用者が評価できるような適切な期間帯を決定するために、判断が要求されます。企業は、関連する要因の中で、特に保険契約の期間及び将来の契約上のサービス・マージンの償却パターンを考慮する可能性があります。

上記の表に記載されている金額には、報告期間の末日現在で有効な契約に関して、将来提供又は受領されるサービスに対する契約上のサービス・マージンの認識額の予想(発行した契約については将来の保険収益の一部として認識され、保有している再保険契約については再保険費用の一部として認識される)に加えて、一般測定モデルにおける将来の利息の発生計上及び変動手数料アプローチにより測定される契約に対する変動手数料の変動を反映する契約上のサービス・マージンの将来の調整が含まれています。

2.5. 死亡保険

2.5.1. 死亡保険—発行した保険契約

2.5.1.1. 残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表

PwCの解説—保険契約負債の調整表

IFRS 17(98)

IFRS第17号で要求されている以下の調整表について、発行した保険契約及び保有している再保険契約並びに商品ラインごとに区分して注記しています。

IFRS 17(100)

IFRS第17号は、残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債（保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除く）の期首残高から期末残高への調整表の開示を要求しています。この調整表は、IFRS第17号の範囲に含まれる全ての契約について要求されています。IFRS第17号は、発行した保険契約の残存カバーに係る負債について、損失要素と損失要素以外の部分と区分した調整表の開示を要求しています。

IFRS 17(101)

IFRS第17号は、保険料配分アプローチ以外により測定される契約について、各測定項目（将来キャッシュ・フローの現在価値の見積り、非金融リスクに係るリスク調整、契約上のサービス・マージン）の期首残高から期末残高への調整表の開示を要求しています。

IFRS 17(105A)

保険獲得キャッシュ・フローに係る資産については、期首残高から期末残高への調整表の開示が別途要求されます。注記2.8.1.4「保険獲得キャッシュ・フローに係る資産」を参照ください。

	IFRS 17(100)	死亡保険— 発行した保険契約	20X5年				20X4年			
			残存カバーに係る負債		発生保険金 に係る負債	合計	残存カバーに係る負債		発生保険金 に係る負債	合計
			損失要素を 除く	損失要素			損失要素を 除く	損失要素		
IFRS 17(99)(b)	1月1日現在の保険契約負債／ (保険契約資産) ⁽¹⁾		3,110	372	-	3,482	(9,073)	326	-	(8,747)
IFRS 17(103)(a)	保険収益		(73,303)	-	-	(73,303)	(59,004)	-	-	(59,004)
IFRS 17(103)(b)	保険サービス費用									
IFRS 17(103)(b)(i)	発生保険金及びその他の直接起因する費用		-	(29)	63,258	63,229	-	(24)	50,531	50,507
IFRS 17(103)(b)(i), (B123A)	当初認識日に認識を中止したその他の契約 グループ認識前キャッシュ・フローに係る資産		-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(103)(b)(iii)	過去のサービスに関する変動—発生保険金に 係る負債の履行キャッシュ・フローの変動		-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(103)(b)(iv)	不利な契約に係る損失及び損失の戻入		-	36	-	36	-	57	-	57
IFRS 17(103)(b)(ii)	保険獲得キャッシュ・フローの償却		2,061	-	-	2,061	1,727	-	-	1,727
	保険サービス費用		2,061	7	63,258	65,326	1,727	33	50,531	52,291
	保険サービス損益		(71,242)	7	63,258	(7,977)	(57,277)	33	50,531	(6,713)
IFRS 17(105)(c)	発行した保険契約からの金融費用		2,418	16	-	2,434	812	13	-	825
	包括利益に認識した金額合計		(68,824)	23	63,258	(5,543)	(56,465)	46	50,531	(5,888)
IFRS 17(103)(c)	投資要素		-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(105)(d)	保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及び その他の契約グループ認識前キャッシュ・ フローの認識の中止又はその他の変動		-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(105)(a)	キャッシュ・フロー									
IFRS 17(105)(a)(i)	受け取った保険料		87,963	-	-	87,963	73,626	-	-	73,626
IFRS 17(105)(a)(iii)	保険金及び直接起因する費用の支払		-	-	(63,258)	(63,258)	-	-	(50,531)	(50,531)
IFRS 17(105)(a)(ii)	保険獲得キャッシュ・フロー		(6,223)	-	-	(6,223)	(4,978)	-	-	(4,978)
	キャッシュ・フロー合計		81,740	-	(63,258)	18,482	68,648	-	(50,531)	18,117
IFRS 17(99)(b)	12月31日現在の保険契約負債 ⁽¹⁾		16,026	395	-	16,421	3,110	372	-	3,482

⁽¹⁾ 期首及び期末の保険契約負債は、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除いています。

PwCの解説—数値の算出方法

死亡保険商品

死亡保険の商品ラインは、個人の保険契約者に対して発行した定期保険契約で構成されています。この保険契約は、直接連動有配当性を伴わない長期の保険契約であり、投資要素及び保険契約者貸付を含んでいません。これらの契約は、IFRS第17号の原則的な測定モデルである一般測定モデルにより測定されます。

残存カバーに係る負債：損失要素を除く(20X5年)

IFRS 17(41)(a)

当報告期間において、損失要素を除く残存カバーに係る負債は、当報告期間に提供されたサービスに対して認識された保険収益により、73,303百万円減少しました。なお、保険収益の内訳は、注記2.4.1「保険収益及び保険サービス損益」に含まれる保険収益の分析に記載されています。

IFRS 17(125)

残存カバーに係る負債は、保険獲得キャッシュ・フローの償却により2,061百万円増加しました。上記の注記2.4.1「保険収益及び保険サービス損益」に含まれる保険収益の分析に記載されているとおり、同額が保険収益の内訳である「保険獲得キャッシュ・フローの回収」に含まれています。この2つの純額はゼロとなり、残存カバーに係る負債に影響を与えません。

IFRS 17(105)(a)

調整表の下段では、当報告期間におけるキャッシュ・フローによる残存カバーに係る負債の変動が示されています（保険料の受取りと払戻しの純額87,963百万円及び保険獲得キャッシュ・フローの支払6,223百万円）。

残存カバーに係る負債：損失要素(20X5年)

IFRS 17(50)(a),(51)

注記2.1.(b)「会計処理単位」に記載されている当初認識時における集約レベルに関する分析に基づき、各年度に発行した保険契約の約5%が不利な契約として評価されています。損失要素の残高は、既に認識した不利な契約に係る損失のうち、いまだIFRS第17号51項に基づき残存カバーに係る負債の変動に配分されていない金額を表しています。Value保険グループは、事後的な損失要素の配分金額を算定するために、報告期間の期首に決定されたキャッシュ・アウトフローに関連する履行キャッシュ・フローに対する損失要素の残高の比率を用いています。Value保険グループは、20X5年において、発生保険金及び他の直接起因する費用として61,885百万円、非金融リスクに係るリスク調整のリスクの解放による変動として6,548百万円の変動を見込んでいました。損失要素の配分比率をこれらの金額に乗じて、損失要素の配分額を計算した結果、それぞれ26百万円及び3百万円減少しています。損失要素の合計配分額である29百万円が、保険サービス費用の減額として上記の調整表に示されています。予想発生保険金及び他の直接起因する費用の見積り61,859百万円及び非金融リスクに係るリスク調整の解放による変動6,545百万円は、注記2.4.1「保険収益及び保険サービス損益」に含まれる保険収益の分析に記載されています。仮に損失要素が存在しない場合、保険収益は29百万円増加します。

36百万円は、契約上のサービス・マージンがゼロである不利な契約グループの損失要素を調整する履行キャッシュ・フローの変動を表しています。注記2.1.(d)(iii)「事後測定—保険料配分アプローチ以外により測定される保険契約グループ」を参照ください。

発生保険金に係る負債(20X5年)

IFRS 17(103(b)(i),
(104)(b)(iii),
(Appendix A)

通常、定期保険は、保険事故の発生から短期間で報告及び保険金の支払が行われます。保険金は、一般的に、同一の報告期間内に発生及び支払が生じます。従って、本ひな型では、期首と期末の発生保険金に係る負債残高はほとんど存在しないと仮定しています。発生保険金に係る負債の列は、保険金及びその他の直接起因する費用63,258百万円が報告期間内に発生及び支払が行われた事実を示しており、この金額は、見積り金額である61,885百万円（上記参照）とは異なります。差額1,373百万円は、保険サービス費用に関する実績調整と呼ばれており、注記2.5.1.2「保険契約残高の測定要素の調整表」に含まれています。

Value保険グループは、発生保険金の支払に関する時期及び支払額の不確実性が低いため、発生保険金に係る負債の列には、非金融リスクに係るリスク調整を除く、当報告期間に実際に発生した保険金及び他の直接起因する費用のみを含めています。

発行した保険契約からの金融費用

IFRS 17(88)

Value保険グループは、会計方針として、IFRS第17号88項(a)のオプションを適用し、金融費用の全体を純損益に認識しています。通常、発行した保険契約は平準払い契約です。従って、当初認識後に受け取った保険料は、Value保険グループにより、投資資産の購入時点の利回りで投資されます。投資時点は、当初認識から長期間経過した後となる可能性があります。

仮想的なシナリオとして、Value保険グループが、会計方針として、IFRS第17号88項(b)のOCIオプションを選択した場合、FVOCIで測定する金融資産の収益と、保険契約が発行された時点で決定されたロックイン割引率に基づき純損益に認識される、発行した保険契約からの金融費用との間で、重大なミスマッチが生じる可能性があります。

IFRS 17(105)(c)

調整表の作成において、発行した保険契約からの金融費用に関する別個の開示が要求されています。金額の構成要素については、注記3.5「投資収益及び保険金融費用」に開示されており、大部分である履行キャッシュ・フロー及び契約上のサービス・マージンに対する利息の発生計上3,265百万円、履行キャッシュ・フローに対する金利変動の影響827百万円、履行キャッシュ・フローの変動から生じる少額の収益金額4百万円で構成されています。最後の金額は、契約上のサービス・マージンに対する調整をロックイン割引率により評価する一方で、履行キャッシュ・フローの変動を報告期間末日現在の割引率を用いて見積るために生じます。

保険事故の発生から保険金支払までの期間が通常短期間であるため、発生保険金に係る負債に対する金融費用を計上していません。

その他

本ひな型では、以下の項目の金額はゼロですが、参考のために含めています（すなわち、Value保険グループが発行した定期保険契約には該当しません）。

IFRS 17(38)(c),(B123A)

a.「当初認識日に認識を中止したその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローに係る資産」：この項目は、企業が保険契約グループの当初認識時に、保険獲得キャッシュ・フロー以外のキャッシュ・フローに係る資産の認識を中止する際に必要となり、IFRS第17号B123A項の要求により、保険収益及び保険サービス費用が認識されます。IFRS第17号38項(c)の要求により、当初認識時に保険獲得キャッシュ・フローに係る資産又はその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローの認識を中止する場合、キャッシュ・フローを構成する他の金額とともに調整表に反映されます（例えば、「保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローの認識の中止又はその他の変動」）。Value保険グループは、当報告期間において、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローの認識の中止を行わなかったため、これらの項目をゼロとしています。残存カバーに係る負債の調整表における保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識の中止については、注記2.8.1.4「保険獲得キャッシュ・フローに係る資産」を参照ください。

IFRS 17(103)(b)(iii)

b.「過去のサービスに関する変動—発生保険金に係る負債の履行キャッシュ・フローの変動」：通常、複数の報告期間にわたり保険金の決済が行われる損害保険契約に適用されます。過年度に発生した保険事故についての保険リスク及びその他の非金融リスクに関する発生保険金に係る負債の再測定（経費に関する仮定の変更等）は、この項目に反映されます。注記2.8.1.1「残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表」を参照ください。

IFRS 17(103)(c)

c.「投資要素」：上記のとおり、Value保険グループの定期保険は、投資要素を含んでいません。保険料の払戻しを受け取った保険料と区分して表示する場合には、投資要素と保険料の払戻しを合わせて1つの項目で開示できます。投資要素については、注記2.7.1.1「残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表」のPwCの解説を参照ください。

IFRS 17(105)(d)

d.「その他の変動」：事業譲渡等のさまざまな状況で用いられる可能性があります。

計算は、全て、IFRS第17号の保険契約測定における会計処理単位である保険契約グループのレベルで行われます。

2.5.1.2. 保険契約残高の測定要素の調整表

		20X5年				20X4年			
		将来キャッシュ・フローの現在価値	非金融リスクに係るリスク調整	契約上のサービス・マージン	合計	将来キャッシュ・フローの現在価値	非金融リスクに係るリスク調整	契約上のサービス・マージン	合計
IFRS 17(101)	死亡保険—発行した保険契約								
IFRS 17(99)(b)	1月1日現在の保険契約負債／(保険契約資産) ⁽¹⁾	(109,819)	78,031	35,270	3,482	(105,516)	66,923	29,846	(8,747)
IFRS 17(104)(b)	現在のサービスに関する変動								
IFRS 17(104)(b)(i)	提供したサービスに関して純損益に認識した契約上のサービス・マージン	-	-	(2,838)	(2,838)	-	-	(2,282)	(2,282)
IFRS 17(104)(b)(ii)	非金融リスクに係るリスク調整のリスクの解放による変動	-	(6,548)	-	(6,548)	-	(5,264)	-	(5,264)
IFRS 17(104)(b)(iii)	保険サービス費用に関する実績調整	1,373	-	-	1,373	776	-	-	776
		1,373	(6,548)	(2,838)	(8,013)	776	(5,264)	(2,282)	(6,770)
IFRS 17(104)(a)	将来のサービスに関する変動								
IFRS 17(104)(a)(i)	見積り変更のうち、契約上のサービス・マージンを調整する金額	(113)	90	23	-	(217)	382	(165)	-
IFRS 17(104)(a)(ii)	見積り変更のうち、不利な契約に係る損失及び損失の戻入となる金額	(3)	4	-	1	(1)	19	-	18
IFRS 17(104)(a)(iii)	当報告期間に当初認識した契約	(25,365)	16,989	8,411	35	(20,189)	13,683	6,545	39
IFRS 17(105)(d)	将来のサービスに関する当報告期間の受け取った保険料から生じた実績調整	-	-	-	-	-	-	-	-
		(25,481)	17,083	8,434	36	(20,407)	14,084	6,380	57
	過去のサービスに関する変動								
IFRS 17(104)(c)	過去のサービスに関する変動—発生保険金に係る負債の履行キャッシュ・フローの変動	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(B97)(c)	過去のサービスに関する当報告期間の受け取った保険料から生じた実績調整	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-
	保険サービス損益	(24,108)	10,535	5,596	(7,977)	(19,631)	8,820	4,098	(6,713)
IFRS 17(105)(c)	発行した保険契約からの金融費用	(2,494)	3,310	1,618	2,434	(2,789)	2,288	1,326	825
	包括利益に認識した金額合計	(26,602)	13,845	7,214	(5,543)	(22,420)	11,108	5,424	(5,888)
IFRS 17(105)(d)	保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローの認識の中止又はその他の変動	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(105)(a)	キャッシュ・フロー								
IFRS 17(105)(a)(i)	受け取った保険料	87,963	-	-	87,963	73,626	-	-	73,626
IFRS 17(105)(a)(iii)	保険金及び直接起因する費用の支払	(63,258)	-	-	(63,258)	(50,531)	-	-	(50,531)
IFRS 17(105)(a)(ii)	保険獲得キャッシュ・フロー	(6,223)	-	-	(6,223)	(4,978)	-	-	(4,978)
	キャッシュ・フロー合計	18,482	-	-	18,482	18,117	-	-	18,117
IFRS 17(99)(b)	12月31日現在の保険契約負債 ⁽¹⁾	(117,939)	91,876	42,484	16,421	(109,819)	78,031	35,270	3,482

⁽¹⁾期首及び期末の保険契約負債は、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除いています。

PwCの解説—数値の算出方法

測定要素ごとの保険負債の調整表

測定要素ごとの保険負債の調整表は、当報告期間を通じて履行キャッシュ・フローにどのような変化が生じたか、また、それらの変化が契約上のサービス・マージンにどのような影響を与えたかに関する状況を示します。契約上のサービス・マージンは、将来の期間に認識される保険収益の未稼得部分を表すため、財務諸表の利用者にとって、契約上のサービス・マージンの変動に関する情報は特に重要です。

調整表の前段に重要な情報が集中的に記載されており、残りの部分は、注記2.5.1.1「残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表」におけるPwCの解説で記載した残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表と同様の内容となっています。

IFRS 17(104)(b)

現在のサービスに関する変動(20X5年)

現在のサービスに関する変動は、金融費用を除く、当報告期間に提供されたサービスによる測定要素の変動を反映しています。この変動は、提供されたサービスに対する保険収益の認識並びにこれらのサービスの結果として当報告期間に発生した保険金及びその他の直接起因する費用の認識から構成されています。調整表のこの部分に含まれる情報は、注記2.4.1「保険収益及び保険サービス損益」に含まれる保険収益の分析と概ね同じ内容です。いずれの開示も、保険収益における契約上のサービス・マージンの償却額2,838百万円の認識及び非金融リスクに係るリスク調整の解放による変動6,548百万円のうち6,545百万円の保険収益への計上を示しています(リスク調整に係る3百万円の差異は、損失要素の配分により生じます。注記2.5.1.1「残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表」のPwCの解説を参照ください)。

IFRS 17(App A)

保険サービス費用に関する実績調整1,373百万円は、当報告期間に発生すると予想された保険金及びその他の直接起因する費用の金額と実際の発生金額との差額を示しています(算出方法については、注記2.5.1.1「残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表」のPwCの解説を参照ください)。これは、20X5年において、Value保険グループの期首における予想を上回る保険金及びその他の直接起因する費用の発生を意味します。

IFRS 17(49)

保険料配分アプローチ以外により測定される契約に関して、損失要素の配分は、保険契約負債の帳簿価額の一部ではないため、この調整表に影響を及ぼしません。損失要素の配分は、当報告期間における保険収益及び保険サービス費用の減少額を把握し、(保険契約グループの収益性が回復した場合に)契約上のサービス・マージンを計上する時期を知るために必要となります。

調整表において、保険収益及び保険サービス費用のうち、保険サービス費用に関する実績調整に関連する部分は、純額で表示されるため、各金額は明示されません。

IFRS 17(104)(a)

将来のサービスに関する変動(20X5年)

調整表のこの項目は、履行キャッシュ・フローと契約上のサービス・マージンの変動のうち将来のサービスに関する部分の分析を示しています。この変動は、契約が組成され、「当報告期間に当初認識した契約」に含められて認識した金額と、それ以外の金額に区分されます。当報告期間に当初認識した契約の影響は、注記2.5.1.3「当報告期間に当初認識した契約の影響」の別個の開示において、より詳細に分析されています。

当初認識に関連しない金額は、履行キャッシュ・フローの変動が契約上のサービス・マージンを調整するか損失要素を調整するかにより、「見積り変更のうち、契約上のサービス・マージンを調整する金額」及び「見積り変更のうち、不利な契約に係る損失及び損失の戻入となる金額」に含められます。注記2.1.(d)(iii)「事後測定—保険料配分アプローチ以外により測定される保険契約グループ」を参照ください。

注記2.5.1.1「残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表」で示した残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債の調整表において、不利な契約の損失36百万円が記載されています。測定要素ごとの調整表においては、当該損失のうち35百万円が当報告期間に当初認識された契約に関する金額であり、1百万円は過去の報告期間に認識された不利な契約に関する金額です。

将来のサービスに関する履行キャッシュ・フローの変動をもたらす仮定の変動は、注記2.2.3「見積り及び仮定」に記載されています。当報告期間に非金融関連の仮定の変動が無く、一方で、例えば死亡者数の実績が予想から乖離している場合(本ひな型における実績調整の発生)には、(将来における保有契約の予測が現在の実績残高の影響を受けるため)将来キャッシュ・フローの見積りが現在の実績調整に影響を受けます。従って、仮定の変動が無い場合であっても、履行キャッシュ・フロー及び契約上のサービス・マージン(又は損失要素)は、将来のサービスに関する変動による影響を受ける可能性があります。

IFRS 17(46)

また、「見積り変更のうち、契約上のサービス・マージンを調整する金額」の行の合計額はゼロとなります。しかし、一般測定モデルでは、履行キャッシュ・フローについては、将来のサービスに関する変動に対して現在の割引率を用いて評価した金額が調整されますが、契約上のサービス・マージンについては、履行キャッシュ・フローの変動の一部に対してロックイン割引率を用いて評価した金額が調整されます。IFRS第17号46項を適用して、Value保険グループはロックイン割引率を用いた履行キャッシュ・フローの変動をこの項目に、残りの履行キャッシュ・フローの変動額を「発行した保険契約からの金融費用」に含めています。

IFRS 17(B96)(a),

(B124)(d)

IFRS第17号は、当期に受け取った保険料から生じた実績調整を、将来のサービスと現在のサービスに配分すべきかどうか、またどのように配分すべきかを規定していません。Value保険グループは、受け取った保険料から生じた実績調整を、当報告期間の期首から将来のサービスに関連するとして扱っています。従って、保険Valueグループは、当該期間において予想していた保険料の受取りと実際の保険料キャッシュ・フローとの差異の全てを将来のサービスに関連するとみなして契約上のサービス・マージンを調整しています。このアプローチによれば、受け取った保険料及び関連するキャッシュ・フローに係る実績調整を、現在と将来期間に複雑に配分する必要がなくなります。別のアプローチでは、保険料から生じた実績調整が、現在のサービスに部分的に起因し配分が行われる場合があります。現在のサービスに関連する部分は、当期の保険収益に認識され、将来のサービスに関連する残りの部分は、契約上のサービス・マージンを調整します。

過去のサービスに関する変動(20X5年)

過去の報告期間に発生した保険事故に関する発生保険金に係る負債の変動は、過去のサービスに関するため、履行キャッシュ・フローに対しては影響を与えますが、契約上のサービス・マージンに対しては影響を与えません。注記2.5.1.1「残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表」におけるPwCの解説に記載されているとおり、一般的に、死亡保険は、保険金支払までの期間が短期間であるため、過去の保険事故についてValue保険グループは発生保険金に係る負債を計上していません。従って、この項目には金額が記載されていません。

IFRS 17(B97)(a)

本ひな型ではValue保険グループは、当報告期間に受け取った過去のサービスに関する保険料から生じた実績調整は、発生しなかったと仮定しています。

2.5.1.3.

当報告期間に当初認識した契約の影響

PwCの解説—当報告期間に当初認識した契約の影響

IFRS 17(107)

IFRS第17号では、当報告期間に当初認識されたIFRS第17号の範囲の契約に関する情報の開示が要求されています。具体的には、企業は以下の事項を個別に開示しなければなりません。

- （保険獲得キャッシュ・フローの区分した見積りを含む）将来キャッシュ・フローの現在価値及びキャッシュ・インフローの現在価値の見積り
- 非金融リスクに係るリスク調整
- 契約上のサービス・マージン

IFRS 17(77)(a)(iii),(b)

保険契約の条件変更の結果として新しい契約が認識される場合、「将来のキャッシュ・インフローの現在価値の見積り」には、Value保険グループが契約条件変更の日に同等の条件で契約を新しい契約として締結したとした場合に請求したであろう仮想的な保険料から、条件変更について請求される追加の保険料を差し引いた額を含めています。

IFRS 17(38)(c)(B123A)

IFRS第17号107項は、明確に要求をしていないものの、当初認識時に認識を中止した保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローの金額が契約上のサービス・マージンを調整した場合には、当開示において追加の項目が要求される可能性があります。

IFRS 17(108)

当該情報は、さらに以下に細分化しなければなりません。

- 発行した契約及び保有している再保険契約
- 保険契約の移転又は企業結合、及びその他の契約に基づき他の企業から取得した契約
- 不利な契約グループ及び不利ではない契約グループ

以下の表は、発行した死亡保険契約について要求される残高を示しています。当報告期間に当初認識された保有している再保険契約の影響に関する開示については、注記2.5.2.3「当報告期間に当初認識した契約の影響」を参照ください。20X4年及び20X5年には、取得した契約はありませんでした。

当報告期間に当初認識された契約の影響は、IFRS第17号101項で要求される測定要素ごとの保険契約負債の調整表にも含まれています（注記2.5.1.2「保険契約残高の測定要素の調整表」の「当報告期間に当初認識した契約」を参照ください）。ただし、測定要素ごとの保険契約負債の調整表に記載されている金額は、IFRS第17号108項の要求に従った分解は行われておらず、将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積りも区分されていません。

当該開示は、当初認識した契約グループに関してより多くの考察を提供することを目的としています。不利な契約に係る保険契約負債は、有利な契約に係る保険契約負債と区別され、また、取得した保険契約に係る契約上のサービス・マージンは、類似する商品であっても、発行した保険契約に係る契約上のサービス・マージンとは異なる可能性があるため、区分して開示する必要があります。注記4「企業結合」で説明されているとおり、取得した保険契約の契約上のサービス・マージンは、取得日現在の履行キャッシュ・フロー及び取得した保険契約の公正価値を基礎としています。公正価値の評価は、取得原価の分配プロセスの一部であり、判断及び見積りに大きく影響を受ける可能性があります。

注記2.5.1.2「保険契約残高の測定要素の調整表」の、20X5年における当報告期間に当初認識した契約に関する影響の合計額35百万円は、以下の表の不利な契約グループに関して認識した損失金額と等しくなります。

		20X5年		20X4年			
		当初認識した 有利な 保険契約	当初認識した 不利な 保険契約	合計	当初認識した 有利な 保険契約	当初認識した 不利な 保険契約	合計
IFRS 17(108)	死亡保険— 発行した保険契約						
IFRS 17(107)(a)	将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り						
IFRS 17(107)(a)	- 保険獲得キャッシュ・フロー	5,942	281	6,223	4,753	225	4,978
IFRS 17(107)(a)	- 保険金及びその他の直接起因する費用	152,932	7,648	160,580	123,173	6,159	129,332
IFRS 17(107)(b)	将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	158,874	7,929	166,803	127,926	6,384	134,310
IFRS 17(107)(c)	将来キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	(183,465)	(8,703)	(192,168)	(147,502)	(6,997)	(154,499)
IFRS 17(38)(c)	非金融リスクに係るリスク調整	16,180	809	16,989	13,031	652	13,683
IFRS 17(107)(d)	保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ 認識前キャッシュ・フローの認識の中止	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(107)(d)	契約上のサービス・マージン	8,411	-	8,411	6,545	-	6,545
当報告期間に当初認識した契約に係る保険契約負債の増加額		-	35	35	-	39	39

2.5.1.4.

IFRS第17号への移行時に決定した金額

移行手法ごとの保険収益及び契約上のサービス・マージンの金額

PwCの解説—発行した保険契約に対して移行時に決定した金額の影響

IFRS第17号114項では、以下の契約について、当報告期間に認識された保険収益の分析及び契約上のサービス・マージンの期首残高から期末残高への調整表の個別の開示が要求されています。

- 移行日現在で存在し、修正遡及アプローチを適用した契約
- 移行日現在で存在し、公正価値アプローチを適用した契約
- IFRS第17号の範囲に含まれるその他の契約であって、移行日現在で存在し、完全遡及アプローチを適用した契約及びIFRS第17号への移行後に企業が認識した全ての契約

要求される開示は、IFRS第17号100項(a)で要求されている残存カバーに係る負債の調整表及びIFRS第17号101項(c)で要求されている契約上のサービス・マージンの調整表に組み込んだ開示も、Value保険グループのような個別の開示も可能です。

		20X5年				20X4年			
		新契約及び 移行時に 完全遡及 アプローチにより 測定された契約	移行時に修正 遡及アプローチ により測定 された契約	移行時に公正 価値アプローチ により測定 された契約	合計	新契約及び 移行時に 完全遡及 アプローチにより 測定された契約	移行時に修正 遡及アプローチ により測定 された契約	移行時に公正 価値アプローチ により測定 された契約	合計
IFRS 17(114)	死亡保険— 発行した保険契約								
IFRS 17(114)	保険収益	48,543	12,896	11,864	73,303	35,193	12,401	11,410	59,004
IFRS 17(101)(c)	1月1日現在の契約上のサービス・ マージン	21,403	7,224	6,643	35,270	15,520	7,462	6,864	29,846
IFRS 17(104)(b)	現在のサービスに関する変動								
IFRS 17(104)(b)(i)	提供したサービスに関して純損益に 認識した契約上のサービス・マージン	(1,917)	(480)	(441)	(2,838)	(1,377)	(471)	(434)	(2,282)
IFRS 17(104)(a)	将来のサービスに関する変動								
IFRS 17(104)(a)(i)	見積り変更のうち、契約上の サービス・マージンを調整する金額	19	2	2	23	(95)	(36)	(34)	(165)
IFRS 17(104)(a)(ii)	当報告期間に当初認識した契約	8,411	-	-	8,411	6,545	-	-	6,545
IFRS 17(105)(d)	将来のサービスに関する当報告期間 の受け取った保険料から生じた実績 調整	-	-	-	-	-	-	-	-
		6,513	(478)	(439)	5,596	5,073	(507)	(468)	4,098
IFRS 17(105)(c)	発行した保険契約からの金融費用	1,119	260	239	1,618	810	269	247	1,326
	包括利益に認識した合計の金額	7,632	(218)	(200)	7,214	5,883	(238)	(221)	5,424
IFRS 17(101)(c)	12月31日現在の契約上のサービス・ マージン	29,035	7,006	6,443	42,484	21,403	7,224	6,643	35,270

当社グループが修正遡及アプローチ及び公正価値アプローチを適用する際に用いた方法及び仮定は、注記2.2.2「IFRS第17号の経過措置の金額を決定する際に使用した方法及び適用した判断」に開示されています。

2.5.2. 死亡保険—保有している再保険契約

2.5.2.1. 残存カバー及び発生保険金の調整表

PwCの解説—保有している再保険契約資産の調整表

IFRS 17(98),(100) (105)

注記2.5.1.1「残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表」及び注記2.5.1.2「保険契約残高の測定要素の調整表」に含まれる調整表は、保有している再保険契約に関して、発行した保険契約の調整表とは区分して開示する必要があります。

保有している再保険契約に関する調整表は、発行した保険契約と保有している再保険契約の主な測定上の差異を反映するよう修正しています。

IFRS 17(68B),(68),(100)(b)

- a. 「損失回収要素」の列は、IFRS第17号100項(b)の「損失要素」の列を置き換えています。保有している再保険契約は不利になり得ず、保有している再保険契約に係る損失回収要素を設定するというIFRS第17号の要求を反映して、残存カバーの他の部分とは別個に表示する必要があります。

IFRS 17(65)(d),(66)(ba),(66A)-(66B),(B119C)-(B119D),(B119F)

- b. 発行された不利な保険契約グループの測定に関連する項目は、以下のとおり、基礎となる不利な保険契約グループをカバーする保有している再保険契約に係る項目に置き換えられています。
 - 残存カバーと発生保険金の調整表において、「基礎となる不利な契約の当初認識による収益」の項目は、基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時又は当該グループへの新たな契約の追加時に特定の条件(注記2.1(d)(ii)「当初測定—保険料配分アプローチ以外により測定される保険契約グループ」と及び注記2.1(d)(iii)「事後測定—保険料配分アプローチ以外により測定される保険契約グループ」を参照ください)を満たす損失を認識した際に、IFRS第17号66A項により認識が要求される収益を反映しています。この収益は、IFRS第17号65項(d)で要求される当初認識時又はIFRS第17号66項(ba)で要求される事後測定において、保有している再保険契約の契約上のサービス・マージンを修正します。これらの影響を反映する項目は、再保険契約残高の測定要素の調整表における、「当報告期間に当初認識した契約」及び「基礎となる不利な保険契約の当初認識による収益に係る契約上のサービス・マージンの調整」に含まれます。

IFRS 17(66)(bb),(B119F)

- 「損失回収要素の戻入(保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動を除く)」の項目は、以下の保有している再保険契約の両方の調整表に含まれており、基礎となる損失要素の変動が対応する保有している再保険契約グループの履行キャッシュ・フローに影響を与えない場合、IFRS第17号66項(bb)で要求されるように、保有している再保険契約の契約上のサービス・マージンを調整します。これらの金額は、残存カバー及び発生保険金の調整表の「損失回収要素」及び「合計」の列、並びに再保険契約残高の測定要素の調整表の「契約上のサービス・マージン」及び「合計」の列に反映されます。

IFRS 17(66)(c),(66B),(B119F)

- 「基礎となる不利な契約から生じた保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動」の項目は、以下の保有している再保険契約の調整表の両方に含まれています。この項目は、基礎となる保険契約が保険料配分アプローチにより測定される場合を含め、基礎となる不利な契約の履行キャッシュ・フローの変動から生じた保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動を反映しています。IFRS第17号第66項(c)で要求されているように、そのような変動は、保有している再保険契約グループの契約上のサービス・マージンを調整せず、保有している再保険契約からの正味収益(費用)に認識されます。損失回収要素の調整に対応する金額は、残存カバー及び発生保険金の調整表の「損失回収要素」及び「合計」の列に反映されます。

IFRS 17(66)(c)

- 基础となる契約グループの履行キャッシュ・フローの変動により、基础となる契約グループが不利から有利に、又はその逆になる場合、それらによる保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動に対する影響がある場合、一部は保有している再保険契約の契約上のサービス・マージンの調整となり、他の部分は保有している再保険契約からの正味収益(費用)に認識されます。これらの影響は、再保険契約残高の測定要素の調整表の「見積りの変更のうち、契約上のサービス・マージンを調整する金額」及び「基礎となる不利な契約から生じた保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動」の項目にそれぞれ反映されます。

基準には、基礎となる不利な保険契約グループの会計処理が保有している再保険契約に与える影響を別個の項目に分解するという明確な要求事項はありませんが、本ひな型では参考のために記載しています。

IFRS 17(66B),(B119F)

- c. 基础となる損失要素の配分(IFRS第17号50項(a))が損失回収要素に与える影響は、残存カバー及び発生保険金の調整表における「発生保険金の回収」に反映されています。これらの金額は、再保険契約残高の測定要素の調整表には影響しません。

IFRS 17(63),(67),(105)(b)

- d. Value保険グループは、将来キャッシュ・フローの現在価値の一部として、再保険会社の不履行のリスクの影響を測定しています。IFRS第17号105項(b)では、再保険会社の不履行のリスクの変動の影響について区分した開示が要求されています。「再保険会社の不履行リスクの変動の影響」の各項目は、両方の調整表に含まれます。この変動は、将来のサービスに関連せず、契約上のサービス・マージンを調整しません。Value保険グループの損失回収要素は、残存カバー及び発生保険金の調整表で示しているとおり、再保険会社の不履行のリスクの変動による影響を受けませんでした。

IFRS 17(98),(100)(a),(c)	死亡保険— 保有している再保険契約	20X5年				20X4年			
		残存カバー			合計	残存カバー			合計
		損失回収 要素を除く	損失回収 要素	発生保険金		損失回収 要素を除く	損失回収 要素	発生保険金	
IFRS 17(99)(b)	1月1日現在の再保険契約資産(負債) ⁽¹⁾	2,428	268	-	2,696	(6,804)	243	-	(6,561)
保有している再保険契約からの純損益									
IFRS 17(103)(a)	再保険費用	(47,773)	-	-	(47,773)	(38,219)	-	-	(38,219)
IFRS 17(103)(b)(i)	その他の直接起因する費用	-	-	(136)	(136)	-	-	(114)	(114)
IFRS 17(103)(b)(i),	発生保険金の回収	-	(21)	42,300	42,279	-	(18)	33,600	33,582
IFRS 17(103)(b)(iii)	過去のサービスに関する変動—発生保険金の回収に関連する履行キャッシュ・フローの変動	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(66A),(66B), (105)(d)	基礎となる不利な契約の当初認識による収益	-	26	-	26	-	29	-	29
IFRS 17(66)(bb),(105)(d)	保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動以外の損失回収要素の戻入	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(66)(l),(105)(d)	基礎となる不利な契約から生じた保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動	-	(1)	-	(1)	-	6	-	6
IFRS 17(105)(b)	再保険契約の発行者による不履行のリスクの変動の影響	44	-	-	44	40	-	-	40
	保有している再保険契約からの正味収益又は費用	(47,729)	4	42,164	(5,561)	(38,179)	17	33,486	(4,676)
IFRS 17(105)(c)	保有している再保険契約からの金融収益	1,589	10	-	1,599	466	8	-	474
	包括利益に認識した金額合計	(46,140)	14	46,164	(3,962)	(37,713)	25	33,486	(4,202)
IFRS 17(103)(c)	投資要素	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(105)(d)	その他の契約グループ認識前キャッシュ・フローの認識の中止又はその他の変動	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(105)(a)	キャッシュ・フロー								
IFRS 17(86)(b), (105)(a)(i),(iii)	支払った再保険料(出再手数料控除後)及びその他の直接起因する費用の支払	55,879	-	136	56,015	46,945	-	114	47,059
IFRS 17(105)(a)(ii)	再保険回収額	-	-	(42,300)	(42,300)	-	-	(33,600)	(33,600)
	キャッシュ・フロー合計	55,879		(42,164)	13,715	46,945		(33,486)	13,459
IFRS 17(99)(b)	12月31日現在の再保険契約資産 ⁽¹⁾	12,167	282	-	12,449	2,428	268	-	2,696

⁽¹⁾ 期首及び期末の再保険契約資産は、その他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除いています。

2.5.2.2

再保険契約残高の測定要素の調整表

	死亡保険— 保有している再保険契約	20X5年			20X4年			
		将来 キャッシュ・ フローの 現在価値	非金融リスク に係る リスク調整	契約上の サービス・ マージン	合計	将来 キャッシュ・ フローの 現在価値	非金融リスク に係る リスク調整	契約上の サービス・ マージン
IFRS 17(98),(101)	1月1日現在の再保険契約資産 ⁽¹⁾	(79,586)	53,336	28,946	2,696	(76,757)	45,670	24,526
現在のサービスに関する変動								
IFRS 17(104)(b)(i)	提供されたサービスに関して純損益に認識した契約上のサービス・マージン	-	-	(2,302)	(2,302)	-	-	(1,853)
IFRS 17(104)(b)(ii)	非金融リスクに係るリスク調整のリスクの解放による変動	-	(4,353)	-	(4,353)	-	(3,481)	-
IFRS 17(104)(b)(iii)	発生保険金及びその他の直接起因する費用の回収に関する実績調整	1,025	-	-	1,025	583	-	583
		1,025	(4,353)	(2,302)	(5,630)	583	(3,481)	(1,853)
IFRS 17(104)(a)	将来のサービスに関する変動							
IFRS 17(104)(a)(i)	見積りの変更のうち、契約上のサービス・マージンを調整する金額	(80)	62	18	-	(144)	263	(119)
IFRS 17(66)(ba), (66A),(104)(a)(iii)	当報告期間に当初認識した契約	(18,340)	11,566	6,784	10	(14,602)	9,316	5,298
IFRS 17(66)(ba), (66A),(105)(d)	基礎となる不利な契約の当初認識による収益に係る契約上のサービス・マージンの調整	-	-	16	16	-	-	17
IFRS 17(66)(i),(105)(d)	保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動以外の損失回収要素の戻入	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(66)(c)(i), (105)(d)	基礎となる不利な契約から生じた保有している再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動	(4)	3	-	(1)	(7)	13	-
IFRS 17((105)(d)	将来のサービスに関する当報告期間の支払った再保険料から生じた実績調整	-	-	-	-	-	-	-
		(18,424)	11,631	6,818	25	(14,753)	9,592	5,196
IFRS 17(104)(c)	過去のサービスに関する変動							
IFRS 17(B97)(c)	過去のサービスに関する変動—発生保険金の回収に関する履行キャッシュ・フローの変動	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(105)(b)	再保険会社の不履行リスクの変動の影響	44	-	-	44	40	-	40
	保有している再保険契約からの正味収益又は費用	(17,355)	7,278	4,516	(5,561)	(14,130)	6,111	3,343
IFRS 17(105)(c)	保有している再保険契約からの金融収益	(1,970)	2,257	1,312	1,599	(2,158)	1,555	1,077
	包括利益に認識した金額合計	(19,325)	9,535	5,828	(3,962)	(16,288)	7,666	4,420
IFRS 17(105)(d)	その他の契約グループ認識前キャッシュ・フローの認識の中止又はその他の変動	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(105)(a)	キャッシュ・フロー							
IFRS 17(86)(b), (105)(a)(i),(iii)	支払った再保険料(出再手数料控除後)及びその他の直接起因する費用の支払	56,015	-	-	56,015	47,059	-	47,059
IFRS 17(105)(a)(ii)	再保険回収額	(42,300)	-	-	(42,300)	(33,600)	-	(33,600)
	キャッシュ・フロー合計	13,715	-	-	13,715	13,459	-	13,459
IFRS 17(99)(b)	12月31日現在の再保険契約資産 ⁽¹⁾	(85,196)	62,871	34,774	12,449	(79,586)	53,336	28,946

⁽¹⁾ 期首及び期末の再保険契約資産は、その他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除いています。

IFRS 17(63)-(64)

PwCの解説—保有している再保険契約について認識された金額

上記の調整表における保有している生命再保険は、保険金の75%が再保険会社から回収される単純なクオーターシェア再保険です。IFRS第17号63項及び64項は、保有している再保険契約を測定するために用いる仮定を、基礎となる保険契約の測定に用いられる仮定と整合的にするよう要求しています。ただし、この整合性の要求について、再保険に関する金額が必ずしも基礎となる発行した保険契約に関する金額の75%となるわけではない点に留意する必要があります。

再保険会社との契約の内容によっては、発行した保険契約の将来キャッシュ・フローの見積りが保有している再保険契約に関する将来キャッシュ・フローの見積りと一致しない可能性があります（例えば、保険料の決定の基礎及び受取時期が異なる場合）。また、発行した契約に係る保険獲得費用、契約維持費用及び保険金請求処理費用等の発生が、出再保険料の支払及び再保険手数料の受取りに反映されない（又は反映されたとしても時期や金額が異なる）可能性があります。

さらに、再保険契約は、複数のポートフォリオ又は商品ラインに関連する複数の発行した保険契約を対象とする場合があります。この結果、保険契約負債と対応する保有している再保険契約資産との間にさらなる差異が生じ、その金額が包括利益計算書で認識される可能性があります。

2.5.2.3**当報告期間に当初認識した契約の影響****PwCの解説—当報告期間に当初認識した保有している再保険契約の影響**IFRS 17(98),
(107)-(108)

IFRS第17号では、発行した保険契約と同様、IFRS第17号の範囲に含まれる契約であって、当報告期間に当初認識した保有している再保険契約に関する情報の開示が要求されています。

	IFRS 17(98),(108)	死亡保険—保有している再保険契約	20X5年		20X4年	
			正味損失 となる契約	正味利得 となる契約	合計	正味損失 となる契約
IFRS 17(107)(b)	将来キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	109,322	-	109,322	88,054	-
IFRS 17(107)(a)	将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	(127,662)	-	(127,662)	(102,656)	-
IFRS 17(107)(c)	非金融リスクに係るリスク調整	11,566	-	11,566	9,316	-
IFRS 17(65)(c)	その他の契約グループ認識前キャッシュ・フローの認識の中止	-	-	-	-	-
IFRS 17(107)(d)	契約上のサービス・マージン	6,784	-	6,784	5,298	-
当報告期間に当初認識した契約に係る再保険契約資産の増加			10	-	10	12
						12

2.5.2.4**IFRS第17号への移行時に決定した金額****移行手法ごとの契約上のサービス・マージンの金額****PwCの解説—保有している再保険契約に対して移行時に決定した金額の影響**

IFRS第17号114項では、発行した保険契約と同様に、保有している再保険契約に対しても、契約上のサービス・マージンの期首残高から期末残高への調整表において、以下の契約に関する個別の開示が要求されています。

- ・ 移行日現在で存在し、修正遡及アプローチを適用した契約
- ・ 移行日現在で存在し、公正価値アプローチを適用した契約
- ・ IFRS第17号の範囲に含まれるその他の契約（移行日現在で存在し完全遡及アプローチを適用した契約及びIFRS第17号への移行後に企業が認識した全ての契約）

要求される開示は、IFRS第17号101項(c)で要求されている契約上のサービス・マージンの調整表に組み込まれる場合も、Value保険グループのように個別に開示される場合もあります。

	死亡保険— 保有している再保険契約	20X5年			20X4年			合計	
		新契約及び 移行時に 完全遡及 アプローチ により測定 された契約	移行時に 修正遡及 アプローチ により測定 された契約	移行時に 公正価値 アプローチ により測定 された契約	合計	新契約及び 移行時に 完全遡及 アプローチ により測定 された契約	移行時に 修正遡及 アプローチ により測定 された契約		
IFRS 17(114)	1月1日現在の契約上のサービス・マージン	17,662	5,877	5,407	28,946	12,875	6,069	5,582	24,526
IFRS 17(101)(c)	現在のサービスに関する変動								
IFRS 17(104)(b)(i)	提供されたサービスに関して純損益に認識した契約上のサービス・マージン	(1,553)	(390)	(359)	(2,302)	(1,119)	(383)	(351)	(1,853)
IFRS 17(104)(a)(a)	将来のサービスに関する変動								
IFRS 17(104)(a)(i)	見積りの変更のうち、契約上のサービス・マージンを調整する金額	15	2	1	18	(66)	(28)	(25)	(119)
IFRS 17(104)(a)(iii)	当報告期間に当初認識した契約	6,800	-	-	6,800	5,315	-	-	5,315
IFRS 17(105)(d)	将来のサービスに関する当報告期間の支払った再保険料から生じた実績調整	-	-	-	-	-	-	-	-
		5,262	(388)	(358)	4,516	4,130	(411)	(376)	3,343
IFRS 17(105)(c)	保有している再保険契約からの金融収益	906	212	194	1,312	657	219	201	1,077
	包括利益に認識した金額合計	6,168	(176)	(164)	5,828	4,787	(192)	(175)	4,420
IFRS 17(101)(c)	12月31日現在の契約上のサービス・マージン	23,830	5,701	5,243	34,774	17,662	5,877	5,582	28,946

当社グループが修正遡及アプローチ及び公正価値アプローチを適用する際に用いた方法及び仮定は、注記2.2.2「IFRS第17号の経過措置の金額を決定する際に使用した方法及び適用した判断」に開示されています。

2.6. 貯蓄性保険

2.6.1. 貯蓄性保険—発行した保険契約

2.6.1.1. 残存力バーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表

PwCの解説—貯蓄性保険

貯蓄性保険には、さまざまな種類のユニバーサル型生命保険商品が含まれます。一般的な契約期間は、10年から30年です。この契約は、契約額面と同額である定額の保証された金額に契約者勘定残高を加えた金額を死亡給付金として提供します。この契約は、直接連動有配当保険契約の定義を満たさないため、一般測定モデルにより測定されます。

当該商品ラインのいずれの契約も、不利な契約であるとは識別されていません。なお、調整表の各項目は、説明のみを目的として記載しています。貯蓄性保険ラインのリスクは、再保険により軽減されていません。

投資要素による変動の表示については、注記2.7.1.1「残存力バーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表」におけるPwCの解説で説明しています。

IFRS 17(100)	貯蓄性保険— 発行した保険契約	20X5年				20X4年			
		残存カバーに係る負債		合計	残存カバーに係る負債		合計		
		損失要素 を除く	損失要素		発生保険金 に係る負債	損失要素 を除く	損失要素	発生保険金 に係る負債	
IFRS 17(99)(b)	1月1日現在の保険契約負債 ⁽¹⁾	22,462	-	-	22,462	3,693	-	-	3,693
IFRS 17(103)(a)	保険収益	(19,839)	-	-	(19,839)	(16,144)	-	-	(16,144)
IFRS 17(103)(b)	保険サービス費用								
IFRS 17(103)(b)(i)	発生保険金及びその他の直接起因する費用	-	-	16,167	16,167	-	-	13,011	13,011
IFRS 17(103)(b)(ii), (B123A)	当初認識日において認識を中止したその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローに係る資産	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(103)(b)(iii)	過去のサービスに関する変動—発生保険金に係る履行キャッシュ・フローの変動	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(103)(b)(iv)	不利な契約に係る損失及び損失の戻入	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(103)(b)(ii)	保険獲得キャッシュ・フローの償却	996	-	-	996	824	-	-	824
	保険サービス費用	996	-	16,167	17,163	824	-	13,011	13,835
	保険サービス損益	(18,843)	-	16,167	(2,676)	(15,320)	-	13,011	(2,309)
IFRS 17(105)(c)	発行した保険契約からの金融費用	1,910	-	-	1,910	371	-	-	371
	包括利益に認識した金額合計	(16,933)	-	16,167	(766)	(14,949)	-	13,011	(1,938)
IFRS 17(103)(c)	投資要素	(392)	-	392	-	(241)	-	241	-
IFRS 17(105)(d)	認識を中止した保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フロー又はその他の変動	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(105)(a)	キャッシュ・フロー								
IFRS 17(105)(a)(i)	受け取った保険料	43,758	-	-	43,758	36,707	-	-	36,707
IFRS 17(105)(a)(iii)	保険金及び直接起因する費用の支払	-	-	(16,559)	(16,559)	-	-	(13,252)	(13,252)
IFRS 17(105)(a)(ii)	保険獲得キャッシュ・フロー	(3,435)	-	-	(3,435)	(2,748)	-	-	(2,748)
	キャッシュ・フロー合計	40,323	-	(16,559)	23,764	33,959	-	(13,252)	20,707
IFRS 17(99)(b)	12月31日現在の保険契約負債 ⁽¹⁾	45,460	-	-	45,460	22,462	-	-	22,462

⁽¹⁾期首及び期末の保険契約負債は、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除いています。

2.6.1.2.

保険契約残高の測定要素の調整表

	IFRS 17(101) 貯蓄性保険— 発行した保険契約	20X5年			20X4年			合計	
		将来 キャッシュ・ フローの 現在価値	非金融リスク に係る リスク調整	契約上の サービス・ マージン	合計	将来 キャッシュ・ フローの 現在価値	非金融リスク に係る リスク調整	契約上の サービス・ マージン	
IFRS 17(99)(b)	1月1日現在の保険契約負債 ⁽¹⁾	(13,055)	19,408	16,109	22,462	(27,012)	16,723	13,982	3,693
現在のサービスに関する変動									
IFRS 17(104)(b)(i)	提供したサービスに関して純損益に認識した契約上のサービス・マージン	-	-	(1,341)	(1,341)	-	-	(1,074)	(1,074)
IFRS 17(104)(b)(ii)	非金融リスクに係るリスク調整のリスクの解放による変動	-	(1,675)	-	(1,675)	-	(1,363)	-	(1,363)
IFRS 17(104)(b)(iii)	保険サービス費用に関連する実績調整	340	-	-	340	128	-	-	128
		340	(1,675)	(1,341)	(2,676)	128	(1,363)	(1,074)	(2,309)
将来のサービスに関する変動									
IFRS 17(104)(a)(i)	見積り変更のうち、契約上のサービス・マージンを調整する額	(14)	28	(14)	-	433	119	(552)	-
IFRS 17(104)(a)(ii)	見積りの変更のうち、不利な契約に係る損失及び損失の戻入となる金額	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(104)(a)(iii)	当報告期間に当初認識した契約	(8,441)	4,297	4,144	-	(6,681)	3,451	3,230	-
IFRS 17(105)(d)	将来のサービスに関する当報告期間の受け取った保険料から生じた実績調整	-	-	-	-	-	-	-	-
		(8,455)	4,325	4,130	-	(6,248)	3,570	2,678	-
過去のサービスに関する変動									
IFRS 17(104)(c)	過去のサービスに関する変動—発生保険金に係る履行キャッシュ・フローの変動	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(B97)(c)	過去のサービスに関する当報告期間の受け取った保険料から生じた実績調整	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-
	保険サービス損益	(8,115)	2,650	2,789	(2,676)	(6,120)	2,207	1,604	(2,309)
IFRS 17(105)(c)	発行した保険契約からの金融費用	596	689	625	1,910	(630)	478	523	371
	包括利益に認識した金額合計	(7,519)	3,339	3,414	(766)	(6,750)	2,685	2,127	(1,938)
IFRS 17(105)(d)	認識の中止した保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フロー又はその他の変動	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(105)(a)	キャッシュ・フロー								
IFRS 17(105)(a)(i)	受け取った保険料	43,758	-	-	43,758	36,707	-	-	36,707
IFRS 17(105)(a)(iii)	保険金及び直接起因する費用の支払	(16,559)	-	-	(16,559)	(13,252)	-	-	(13,252)
IFRS 17(105)(a)(ii)	保険獲得キャッシュ・フロー	(3,435)	-	-	(3,435)	(2,748)	-	-	(2,748)
	キャッシュ・フロー合計	23,764	-	-	23,764	20,707	-	-	20,707
	12月31日現在の保険契約負債⁽¹⁾	3,190	22,747	19,523	45,460	(13,055)	19,408	16,109	22,462

⁽¹⁾期首及び期末の保険契約負債は、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除いています。

2.6.1.3.

当報告期間に当初認識した契約の影響

IFRS 17(108)	貯蓄性保険—発行した保険契約	20X5年		20X4年		合計
		当初認識した有利な保険契約	当初認識した不利な保険契約	合計	当初認識した有利な保険契約	
IFRS 17(107)(a)	将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り					
IFRS 17(107)(a)	- 保険獲得キャッシュ・フロー	3,435	-	3,435	2,748	- 2,748
IFRS 17(107)(a)	- 保険金及びその他の直接起因する費用	49,138	-	49,138	39,463	- 39,463
	将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	52,573	-	52,573	42,211	- 42,211
IFRS 17(107)(b)	将来キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	(61,014)	-	(61,014)	(48,892)	- (48,892)
IFRS 17(107)(c)	非金融リスクに係るリスク調整	4,297	-	4,297	3,451	- 3,451
IFRS 17(38) (c)	保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及び認識を中止したその他の契約グループ認識前キャッシュ・フロー	-	-	-	-	-
IFRS 17(107)(d)	契約上のサービス・マージン	4,144	-	4,144	3,230	- 3,230
当報告期間に当初認識した契約に係る保険契約負債の増加		-	-	-	-	-

2.6.1.4.

IFRS第17号への移行時に決定した金額

移行手法ごとの保険収益及び契約上のサービス・マージンの金額

IFRS 17(114)	貯蓄性保険—発行した保険契約	20X5年			20X4年			合計
		新契約及び 移行時に 完全遡及 アプローチ により測定 された契約	移行時に 修正遡及 アプローチ により測定 された契約	移行時に 公正価値 アプローチ により測定 された契約	合計	新契約及び 移行時に 完全遡及 アプローチ により測定 された契約	移行時に 修正遡及 アプローチ により測定 された契約	
IFRS 17(114)	保険収益	14,178	3,452	2,209	19,839	10,605	3,377	2,162 16,144
IFRS 17(101)(b)	1月1日現在の契約上のサービス・マージン	10,757	3,264	2,088	16,109	8,250	3,496	2,236 13,982
現在のサービスに関する変動								
IFRS 17(104)(b)(i)	提供したサービスに関して純損益に認識した契約上のサービス・マージン	(979)	(221)	(141)	(1,341)	(714)	(219)	(141) (1,074)
IFRS 17(104)(a)	将来のサービスに関する変動							
IFRS 17(104)(a)(i)	見積り変更のうち、契約上のサービス・マージンを調整する金額	(6)	(5)	(3)	(14)	(360)	(118)	(74) (552)
IFRS 17(104)(a)(iii)	当報告期間に当初認識した契約	4,144	-	-	4,144	3,230	-	- 3,230
IFRS 17(104)(a)(iii)	将来のサービスに関する当報告期間の受け取った保険料から生じた実績調整	-	-	-	-	-	-	-
		3,159	(226)	(144)	2,789	2,156	(337)	(215) 1,604
IFRS 17(105)(c)	発行した保険契約からの金融費用	466	98	61	625	351	105	67 523
	包括利益に認識した金額合計	3,625	(128)	(83)	3,414	2,507	(232)	(148) 2,127
IFRS 17(101)(c)	12月31日現在の契約上のサービス・マージン	14,382	3,136	2,005	19,523	10,757	3,264	2,088 16,109

当社グループが修正遡及アプローチ及び公正価値アプローチを適用する際に用いた方法及び仮定は、注記2.2.2「IFRS第17号の経過措置の金額を決定する際に使用した方法及び適用した判断」に開示されています。

2.7. 有配当**2.7.1. 有配当一発行した契約****2.7.1.1. 残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表****PwCの解説****有配当商品**

有配当商品には、保険会社が基礎となる項目のパフォーマンスを保険契約者と共有する直接連動有配当保険契約及び裁量権付有配当投資契約が含まれます。これらの契約の保険料は一時払い、5年から10年の期間で投資が行われます。

直接連動有配当保険契約は、契約期間の当初5年間は定額の死亡保険金が保証されるとともに、投資リターンが支払われます。

裁量権付有配当投資契約は、投資金額の保証付きで外国債券市場への投資を行います。裁量権付有配当投資契約には重大な保険リスクはありませんが、契約者にはValue保険グループの裁量によるものではない投資リターンに加え、Value保険グループが裁量により決定する投資リターンが提供されます。

注記2.1.(a)「定義及び分類」に記載のとおり、直接連動有配当保険契約は、直接連動有配当性という特徴を有する契約であり、変動手数料アプローチにより測定されます。一方、注記2.2.1「判断」に記載のとおり、裁量権付有配当投資契約は、直接連動有配当保険契約の定義を満たさないため、一般測定モデルにより測定されます。

この区分に属する契約は、いずれも不利な契約であるとは識別されていません。従って、調整表の関連する項目に残高はありません。

IFRS 17(93)-(95)

開示目的における情報の集約

IFRS第17号では、IFRS第17号99項から105項で規定された調整表について、異なる測定モデルにより測定される契約に区分して提供することは要求されていません。ただし、Value保険グループは、変動手数料アプローチにより測定される直接連動有配当保険契約と一般測定モデルにより測定される裁量権付有配当投資契約について、調整表を区分して作成しています。Value保険グループは、調整表の区分開示が、IFRS第17号93項から95項に記載されている開示要求の目的をより適切に満たしていると考えています。

IFRS 17(App A),

(103)(c)

投資要素

有配当に含まれる2つの商品は、両方とも、一時払い保険料が契約開始時に支払われます。これらの保険料は、運用に回され、投資リターンは(資産管理手数料や予定利率を適用した後)契約者勘定に積み立てられます。この契約者勘定残高(解約控除相当額を控除した残高)は、IFRS第17号付録Aの投資要素の定義を満たしており、いかなる場合においても(すなわち、保険契約者の死亡又は満期のいずれの場合も)保険契約者に支払われます。両方の商品において、契約者勘定残高は、保険契約負債の相当部分を占めており、基礎となる項目に連動しないキャッシュ・フロー(例えば、直接連動有配当保険契約の保証された死亡給付、契約維持費用及び保険金処理費用)は限定的です。非金融リスクに係るリスク調整も、契約者勘定残高に関しては測定されないため、相対的に小さくなります。IFRS第17号で要求されているとおり、投資要素に関する金額は、保険収益及び保険サービス費用を構成しません。従って、予想発生保険金及びその他の直接起因する経費に基づく保険収益の金額は、履行キャッシュ・フローや当報告期間における実際の発生保険金及びその他の直接起因する経費の支払額と比較して相対的に小さくなります。

当報告期間中に支払われると予想される投資要素(契約者勘定残高)は、期首現在の残存カバーに係る負債に含まれています。一方で、契約者に対して実際に支払われた契約者勘定残高は、「発生保険金及びその他の直接起因する費用」の項目における発生保険金に係る負債に反映されています。当報告期間において支払われる契約者勘定残高の、残存カバーに係る負債から発生保険金に係る負債への移転を示すために、調整表において「投資要素」の項目が必要となります。

発行した直接連動有配当保険契約

IFRS 17(100)	20X5年				20X4年				
	残存カバーに係る負債		発生保険金に係る負債		残存カバーに係る負債		発生保険金に係る負債		
	損失要素を除く	損失要素	合計	損失要素を除く	損失要素	合計	損失要素を除く	損失要素	
IFRS 17(99)(b)	1月1日現在の保険契約負債 ⁽¹⁾	51,221	-	-	51,221	43,461	-	-	43,461
IFRS 17(103)(a)	保険収益	(957)	-	-	(957)	(793)	-	-	(793)
IFRS 17(103)(b)	保険サービス費用								
IFRS 17(103)(b)(i)	発生保険金及びその他の直接起因する費用	-	-	189	189	-	-	160	160
IFRS 17(103)(b)(ii)	当初認識日時点で認識を中止したその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローに係る資産	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(103)(b)(iii)	過去のサービスに関する変動—発生保険金に係る負債に関する履行キャッシュ・フローの変動	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(103)(b)(iv)	不利な契約に係る損失及び損失の戻入	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(103)(b)(ii)	保険獲得キャッシュ・フローの償却	132	-	-	132	109	-	-	109
	保険サービス費用	132	-	189	321	109	-	160	269
	保険サービス損益	(825)	-	189	(636)	(684)	-	160	(524)
IFRS 17(105)(c)	純利益に認識した発行した保険契約からの金融費用	2,197	-	-	2,197	1,877	-	-	1,877
IFRS 17(105)(c)	その他の包括利益に認識した発行した保険契約からの金融費用	457	-	-	457	313	-	-	313
IFRS 17(105)(c)	発行した保険契約からの金融費用	2,654	-	-	2,654	2,190	-	-	2,190
	包括利益に認識した金額合計	1,829	-	189	2,018	1,506	-	160	1,666
IFRS 17(103)(c)	投資要素	(3,072)	-	3,072	-	(2,654)	-	2,654	-
IFRS 17(105)(d)	認識を中止した保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フロー又はその他の変動	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(105)(a)	キャッシュ・フロー								
IFRS 17(105)(a)(i)	受け取った保険料	11,362	-	-	11,362	9,090	-	-	9,090
IFRS 17(105)(a)(iii)	支払保険金及び直接起因する費用の支払	-	-	(3,261)	(3,261)	-	-	(2,814)	(2,814)
IFRS 17(105)(a)(ii)	保険獲得キャッシュ・フロー	(227)	-	-	(227)	(182)	-	-	(182)
	キャッシュ・フロー合計	11,135	-	(3,261)	7,874	8,908	-	(2,814)	6,094
IFRS 17(99)(b)	12月31日現在の保険契約負債 ⁽¹⁾	61,113	-	-	61,113	51,221	-	-	51,221

⁽¹⁾ 期首及び期末の保険契約負債は、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除いています。

PwCの解説—発行した保険契約からの金融費用

IFRS 17(87A)(b),
(89)(b),(B134)

変動手数料アプローチにより測定される直接連動有配当保険契約について、Value保険グループは、基礎となる項目を保有する必要があります。また、IFRS第17号89項(b)のOCIオプションを適用し、当期に発生した金融費用を純損益とOCIに分解しています。純損益には、基礎となる投資資産について純損益に認識された金額との会計上のミスマッチを解消する額を認識しています。注記3.5「投資収益及び保険金融費用」を参照ください。

IFRS 17(105)(c)

IFRS第17号105項(c)で明示的に要求されてないものの、調整表の作成にあたり、Value保険グループは、発行した保険契約からの金融費用を、純損益に認識した金額及びOCIに認識した金額に分解しています。これらの金額は、注記3.5「投資収益及び保険金融費用」においても開示されています。20X5年においては、大部分は、変動手数料アプローチにより測定された契約に係る基礎となる項目の価値の変動2,654百万円(費用)により構成されています。

発行した裁量権付有配当投資契約

IFRS 17(100)	20X5年				20X4年			
	残存カバーに係る負債		発生保険金に係る負債	合計	残存カバーに係る負債		発生保険金に係る負債	合計
	損失要素を除く	損失要素			損失要素を除く	損失要素		
IFRS 17(99)(b)	1月1日現在の保険契約負債 ⁽¹⁾	13,072	-	13,072	11,328	-	-	11,328
IFRS 17(103)(a)	保険収益	(269)	-	(269)	(258)	-	-	(258)
IFRS 17(103)(b)	保険サービス費用							
IFRS 17(103)(b)(i)	発生保険金及びその他の直接起因する費用	-	-	98	98	-	-	86
IFRS 17(103)(b)(ii)	当初認識日時点で認識を中止したその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローに係る資産	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(103)(b)(iii)	過去のサービスに関する変動—発生保険金に係る負債に関する履行キャッシュ・フローの変動	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(103)(b)(iv)	不利な契約に係る損失及び損失の戻入	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(103)(b)(ii)	保険獲得キャッシュ・フローの償却	34	-	34	29	-	-	29
	保険サービス費用	34	-	98	132	29	-	86
	保険サービス損益	(235)	-	98	(137)	(229)	-	86
IFRS 17(105)(c)	発行した保険契約からの金融費用	199	-	199	301	-	-	301
	包括利益に認識した金額合計	(36)	98	62	72	-	86	158
IFRS 17(103)(c)	投資要素	(760)	-	760	-	(679)	-	679
IFRS 17(105)(d)	認識を中止した保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フロー又はその他の変動	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(105)(a)	キャッシュ・フロー							
IFRS 17(105)(a)(i)	受け取った保険料	2,970	-	2,970	2,399	-	-	2,399
IFRS 17(105)(a)(iii)	保険金及び直接起因する費用の支払	-	-	(858)	(858)	-	(765)	(765)
IFRS 17(105)(a)(ii)	保険獲得キャッシュ・フロー	(59)	-	(59)	(48)	-	-	(48)
	キャッシュ・フロー合計	2,911	-	(858)	2,053	2,351	-	(765)
IFRS 17(99)(b)	12月31日現在の保険契約負債 ⁽¹⁾	15,187	-	15,187	13,072	-	-	13,072

⁽¹⁾ 期首及び期末の保険契約負債は、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除いています。

PwCの解説—外国通貨の為替換算差額—裁量権付有配当投資契約

IFRS 17(30),(105)(c) Value保険グループが発行した裁量権付有配当投資契約は、外貨建です。注記2.1.(e)(iii)「保険金融収益又は費用」に記載のとおり、IFRS第17号30項の要求事項に従い、契約上のサービス・マージンを含む保険契約負債は、貨幣性項目として取り扱われます。外国為替レートの換算差額は、発行された保険契約からの金融費用の一部を構成し、関連する保険契約の調整表において、それぞれの項目に含まれています。注記3.5「投資収益及び保険金融費用」に記載しているとおり、Value保険グループは、20X5年において209百万円の為替差益(20X4年の金額は143百万円)を計上しました。

IFRS 17(105)(d) 子会社の機能通貨から連結グループの表示通貨への換算が行われる場合、関連する為替換算差額は、為替換算に係る評価差額に影響し、IFRS第17号105項(d)に従い、調整表における別個の項目としての開示が必要な点に留意ください。

2.7.1.2. 契約残高の測定要素の調整表

発行した直接連動有配当保険契約

	20X5年				20X4年			
	将来キャッシュ・フローの現在価値	非金融リスクに係るリスク調整	契約上のサービス・マージン	合計	将来キャッシュ・フローの現在価値	非金融リスクに係るリスク調整	契約上のサービス・マージン	合計
IFRS 17(101)								
IFRS 17(99)(b)	1月1日現在の保険契約負債 ⁽¹⁾	47,828	98	3,295	51,221	40,456	91	2,914
IFRS 17(104)(b)	現在のサービスに関する変動							
IFRS 17(104)(b)(i)	提供したサービスに関して純損益に認識した契約上のサービス・マージン	-	-	(618)	(618)	-	-	(507)
IFRS 17(104)(b)(ii)	非金融リスクに係るリスク調整のリスクの解放による変動	-	(20)	-	(20)	-	(17)	-
IFRS 17(104)(b)(iii)	保険サービス費用に関する実績調整	2	-	-	2	-	-	-
		2	(20)	(618)	(636)	-	(17)	(507)
								(524)
IFRS 17(104)(a)	将来のサービスに関する変動							
IFRS 17(104)(a)(i)	見積り変更のうち、契約上のサービス・マージンを調整する金額	(277)	-	277	-	(263)	1	262
IFRS 17(104)(a)(ii)	見積り変更のうち、不利な契約に係る損失及び損失の戻入となる金額	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(104)(a)(iii)	当報告期間に当初認識した契約	(816)	26	790	-	(647)	21	626
IFRS 17(105)(d)	将来のサービスに関する当報告期間の受け取った保険料から生じた実績調整	-	-	-	-	-	-	-
		(1,093)	26	1,067	-	(910)	22	888
								-
	過去のサービスに関する変動							
IFRS 17(104)(c)	過去のサービスに関する変動—発生保険金に係る履行キャッシュ・フローの変動	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(B97)(c)	過去のサービスに関する当報告期間の受け取った保険料から生じた実績調整	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-
	保険サービス損益	(1,091)	6	449	(636)	(910)	5	381
								(524)
IFRS 17(105)(c)	純利益に認識した発行した保険契約からの金融費用	2,194	3	-	2,197	1,875	2	-
IFRS 17(105)(c)	その他の包括利益に認識した発行した保険契約からの金融費用	457	-	-	457	313	-	313
IFRS 17(105)(c)	発行した保険契約からの金融費用	2,651	3	-	2,654	2,188	2	-
IFRS 17(105)(d)	包括利益に認識した金額合計	1,560	9	449	2,018	1,278	7	381
	認識を中止した保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フロー又はその他の変動	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(105)(a)	キャッシュ・フロー							
IFRS 17(105)(a)(i)	受け取った保険料	11,362	-	-	11,362	9,090	-	9,090
IFRS 17(105)(a)(iii)	支払保険金及び直接起因する費用の支払	(3,261)	-	-	(3,261)	(2,814)	-	(2,814)
IFRS 17(105)(a)(ii)	保険獲得キャッシュ・フロー	(227)	-	-	(227)	(182)	-	(182)
	キャッシュ・フロー合計	7,874	-	-	7,874	6,094	-	6,094
IFRS 17(99)(b)	12月31日現在の保険契約負債 ⁽¹⁾	57,262	107	3,744	61,113	47,828	98	3,295
								51,221

⁽¹⁾ 期首及び期末の保険契約負債は、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除いています。

裁量権付有配当投資契約

	20X5年				20X4年			
	将来 キャッシュ・ フローの 現在価値	非金融リスク に係るリスク 調整	契約上の サービス・ マージン	合計	将来 キャッシュ・ フローの 現在価値	非金融リスク に係るリスク 調整	契約上の サービス・ マージン	合計
IFRS 17(101)(a)-(c)								
IFRS 17(99)(b)	1月1日現在の保険契約負債 ⁽¹⁾	12,144	57	871	13,072	10,474	53	801
IFRS 17(104)(b)	現在のサービスに関する変動							
IFRS 17(104)(b)(i)	提供したサービスに関して純損益に認識した契約上のサービス・マージン	-	-	(127)	(127)	-	-	(134)
IFRS 17(104)(b)(ii)	非金融リスクに係るリスク調整のリスクの解放による変動	-	(10)	-	(10)	-	(9)	-
IFRS 17(104)(b)(iii)	保険サービス費用に関する実績調整	-	-	-	-	-	-	-
		-	(10)	(127)	(137)	-	(9)	(134)
								(143)
IFRS 17(104)(a)	将来のサービスに関する変動							
IFRS 17(104)(a)(i)	見積り変更のうち、契約上のサービス・マージンを調整する金額	220	-	(220)	-	(13)	-	13
IFRS 17(104)(a)(ii)	見積り変更のうち、不利な契約に係る損失及び損失の戻入となる金額	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(104)(a)(iii)	当報告期間に当初認識した契約	(240)	15	225	-	(192)	12	180
IFRS 17(105)(d)	将来のサービスに関する当報告期間の受け取った保険料から生じた実績調整	-	-	-	-	-	-	-
		(20)	15	5	-	(205)	12	193
								-
IFRS 17(104)(c)	過去のサービスに関する変動—発生保険金に係る履行キャッシュ・フローの変動	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(B97)(c)	過去のサービスに関する当報告期間の受け取った保険料から生じた実績調整	-	-	-	-	-	-	-
	保険サービス損益	(20)	5	(122)	(137)	(205)	3	59
IFRS 17(105)(c)	発行した保険契約からの金融費用	187	1	11	199	289	1	11
	包括利益に認識した金額合計	167	6	(111)	62	84	4	70
IFRS 17(105)(d)	認識を中止した保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フロー又はその他の変動	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(105)(a)	キャッシュ・フロー							
IFRS 17(105)(a)(i)	受け取った保険料	2,970	-	-	2,970	2,399	-	2,399
IFRS 17(105)(a)(iii)	支払保険金及び直接起因する費用の支払	(858)	-	-	(858)	(765)	-	(765)
IFRS 17(105)(a)(ii)	保険獲得キャッシュ・フロー	(59)	-	-	(59)	(48)	-	(48)
	キャッシュ・フロー合計	2,053	-	-	2,053	1,586	-	1,586
IFRS 17(99)(b)	12月31日現在の保険契約負債 ⁽¹⁾	14,364	63	760	15,187	12,144	57	871
								13,072

⁽¹⁾ 期首及び期末の保険契約負債は、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除いています。

IFRS 17(B98)-(B99)

PwCの解説—一般測定モデルにより測定された契約に対するValue保険グループのコミットメントの変更に関する会計処理

裁量権付有配当投資契約に関して、Value保険グループは、基礎となる資産に対する投資リターンに適用される、契約者勘定残高に対する将来の積立利率に関する見積りを用います。将来の積立利率は、基礎となる資産に対する投資リターンの将来の予想から、発行された契約に基づく義務の履行のためにValue保険グループが受け取ると予定しているスプレッドを控除して見積られます。20X5年において、Value保険グループは、基礎となる資産に対するリターンの将来の減少を予想し、将来期間において予想される契約者勘定残高に対する積立利率の減少を部分的に相殺するように、将来の積立利率の予想を修正しています。この結果、コミットメントの変更を反映するために、契約上のサービス・マージンが調整されています。注記2.1.(d)(iii)「事後測定—保険料配分アプローチ以外により測定される保険契約グループ」を参照ください。

2.7.1.3.**当報告期間に当初認識した契約の影響****直接連動有配当保険契約**

		20X5年		20X4年		合計	
		当初認識した有利な保険契約	当初認識した不利な保険契約	合計	当初認識した有利な保険契約		
IFRS 17(108)							
IFRS 17(107)(a)	将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り						
IFRS 17(107)(a)	- 保険獲得キャッシュ・フロー	227	-	227	182	-	182
IFRS 17(107)(a)	- 保険金及びその他の直接起因する費用	10,391	-	10,319	8,261	-	8,261
	将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	10,546	-	10,546	8,443	-	8,443
IFRS 17(107)(b)	将来キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	(11,362)	-	(11,362)	(9,090)	-	(9,090)
IFRS 17(107)(c)	非金融リスクに係るリスク調整	26	-	26	21	-	21
IFRS 17(38)(c)	認識を中止した保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及び その他の契約グループ認識前キャッシュ・フロー	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(107)(d)	契約上のサービス・マージン	790	-	790	626	-	626
	当報告期間に当初認識した契約に係る保険契約負債の増加額	-	-	-	-	-	-

裁量権付有配当投資契約

		20X5年		20X4年		合計	
		当初認識した有利な保険契約	当初認識した不利な保険契約	合計	当初認識した有利な保険契約		
IFRS 17(108)							
IFRS 17(107)(a)	将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り						
IFRS 17(107)(a)	- 保険獲得キャッシュ・フロー	59	-	59	48	-	48
IFRS 17(107)(a)	- 保険金及びその他の直接起因する費用	2,671	-	2,671	2,159	-	2,159
	将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	2,730	-	2,730	2,207	-	2,207
IFRS 17(107)(b)	将来キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	(2,970)	-	(2,970)	(2,399)	-	(2,399)
IFRS 17(107)(c)	非金融リスクに係るリスク調整	15	-	15	12	-	12
IFRS 17(38)(c)	認識を中止した保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及び その他の契約グループ認識前キャッシュ・フロー	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(107)(d)	契約上のサービス・マージン	225	-	225	180	-	180
	当報告期間に当初認識した契約に係る保険契約負債の増加額	-	-	-	-	-	-

2.7.1.4.

IFRS第17号への移行時に決定した金額

当社グループが、移行時において修正遡及アプローチ及び公正価値アプローチを適用する際に用いた方法及び仮定は、注記2.2.2「IFRS第17号の経過措置の金額を決定する際に使用した方法及び適用した判断」において開示されています。

移行手法ごとの保険収益及び契約上のサービス・マージンの金額—発行した直接連動有配当保険契約

		20X5年				20X4年			
		新契約及び 移行時に 完全遡及 アプローチ により測定 された契約	移行時に 修正遡及 アプローチ により測定 された契約	移行時に 公正価値 アプローチ により測定 された契約	合計	新契約及び 移行時に 完全遡及 アプローチ により測定 された契約	移行時に 修正遡及 アプローチ により測定 された契約	移行時に 公正価値 アプローチ により測定 された契約	合計
IFRS 17(114)									
IFRS 17(114)	保険収益	687	165	105	957	522	165	106	793
IFRS 17(101)(c)	1月1日現在の契約上のサービス・マージン	2,187	676	432	3,295	1,719	728	467	2,914
現在のサービスに関する変動									
IFRS 17(104)(b)(i)	提供したサービスに関して純損益に認識した 契約上のサービス・マージン	(443)	(107)	(68)	(618)	(333)	(106)	(68)	(507)
将来のサービスに関する変動									
IFRS 17(104)(a)(i)	見積りの変更のうち、契約上のサービス・マージン を調整する金額	203	45	29	277	175	54	33	262
IFRS 17(104)(a)(iii)	当報告期間に当初認識した契約	790	-	-	790	626	-	-	626
IFRS 17(105)(d)	将来のサービスに関する当報告期間の 受け取った保険料から生じた実績調整	-	-	-	-	-	-	-	-
		550	(62)	(39)	449	468	(52)	(35)	381
IFRS 17(105)(c)	発行した保険契約からの金融費用	-	-	-	-	-	-	-	-
	包括利益に認識した金額合計	550	(62)	(39)	449	468	(52)	(35)	381
IFRS 17(101)(c)	12月31日現在の契約上のサービス・マージン	2,737	614	393	3,744	2,187	676	432	3,295

IFRS第17号への移行に伴うその他の包括利益を通じて公正価値で測定する投資資産のその他の包括利益累計額に関する
変動—発行した直接連動有配当保険契約

IFRS 17(116)

PwCの解説—OCIオプションを適用した保険契約の移行について決定した金額の開示

IFRS第17号への移行において修正遡及アプローチ又は公正価値アプローチが適用され、IFRS第17号88項(b)又はIFRS第17号89項(b)に従い、OCIオプションが採用される保険契約グループについては、移行時に決定したOCIに含まれる公正価値測定に係る評価差額の金額について、報告期間において残高がある場合、追加的な開示が要求されます。具体的には、移行時の保険契約グループに関するFVOCIに分類される投資資産について、その他の包括利益累計額の期首残高から期末残高への調整表の作成が要求されます。

Value保険グループは、直接連動有配当保険契約グループについて、IFRS第17号89項(b)に従い、OCIオプションを適用しています。Value保険グループは、移行時に修正遡及アプローチ又は公正価値アプローチが適用される保険契約グループに関する基礎となる投資資産について、その他の包括利益累計額に含まれる公正価値測定に係る剩余金の変動に関する以下の調整表を作成しています。これらの保険契約グループについては、移行時に連結貸借対照表に計上されていた投資に係る変動及び移行時点で存在していた保険契約グループに関する移行後に購入された投資に係る変動が、調整表において区分して表示されています。

移行日において、当社グループが修正遡及アプローチ又は公正価値アプローチを適用した直接連動有配当保険契約グループに関する、FVOCIで測定する投資資産のその他の包括利益累計額に含まれる公正価値測定に係る剩余金の調整表は以下のとおりです。

IFRS 17(116)	20X5年			20X4年		
	移行時に 決定した金額	移行後の金額	合計	移行時に 決定した金額	移行後の金額	合計
公正価値測定に係る剩余金の期首残高	709	129	838	608	111	719
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に 係る正味利得	255	46	301	167	30	197
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の 処分時に純損益に振り替えた正味損失	(39)	(7)	(46)	(25)	(5)	(30)
当該項目に係る法人所得税	(64)	(12)	(76)	(41)	(7)	(48)
公正価値測定に係る剩余金の期末残高	861	156	1,017	709	129	838

移行手法ごとの保険収益及び契約上のサービス・マージンの金額—発行した裁量権付有配当投資契約

IFRS 17(114)	20X5年			20X4年			合計		
	新契約及び 移行時に 完全遡及 アプローチに より測定 された契約	移行時に 修正遡及 アプローチ により測定 された契約	移行時に 公正価値 アプローチ により測定 された契約	合計	新契約及び 移行時に 完全遡及 アプローチに より測定 された契約	移行時に 修正遡及 アプローチ により測定 された契約			
IFRS 17(114)	保険収益	193	46	30	269	170	54	34	258
IFRS 17(101)(c)	1月1日現在の契約上のサービス・マージン	579	177	115	871	472	200	129	801
IFRS 17(104)(b)	現在のサービスに関する変動								
IFRS 17(104)(b)(i)	提供したサービスに関して純損益に認識した 契約上のサービス・マージン	(91)	(21)	(15)	(127)	(89)	(28)	(17)	(134)
IFRS 17(104)(a)	将来のサービスに関する変動								
IFRS 17(104)(a)(i)	見積り変更のうち、契約上のサービス・マージン を調整する金額	(162)	(35)	(23)	(220)	9	3	1	13
IFRS 17(104)(a)(iii)	当報告期間に当初認識した契約	225	-	-	225	180	-	-	180
IFRS 17(105)(d)	将来のサービスに関する当報告期間の 受け取った保険料から生じた実績調整	-	-	-	-	-	-	-	-
		(28)	(56)	(38)	(122)	100	(25)	(16)	59
IFRS 17(105)(c)	発行した保険契約からの金融費用	7	2	2	11	7	2	2	11
	包括利益に認識した金額合計	(21)	(54)	(36)	(111)	107	(23)	(14)	70
IFRS 17(101)(c)	12月31日現在の契約上のサービス・マージン	558	123	79	760	579	177	115	871

2.8. 損害保険

2.8.1. 損害保険—発行した保険契約

2.8.1.1. 残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表

IFRS 17(100)

PwCの解説—保険料配分アプローチ及び一般測定モデルにおける残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債の 調整表

IFRS第17号100項は、残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債に関する期首残高から期末残高への調整表の開示を要求しています。この調整表について、保険料配分アプローチにより測定される契約及び一般測定モデルにより測定される契約に分解した開示は要求されていません。しかし、IFRS第17号100項(c)は、保険料配分アプローチにより測定される契約について、発生保険金に係る負債における将来キャッシュ・フローの現在価値の見積り及び非金融リスクに係るリスク調整への区分を要求しています。これは、保険料配分アプローチに特有の要求事項であるため、一般測定モデルにより測定された契約に関する発生保険金に係る負債に関する調整表に、追加の項目が含まれています。

		20X5年						20X4年											
IFRS 17(100)	損害保険 —発行した保険契約	残存カバーに係る 負債 ⁽¹⁾			一般測定 モデルにより 測定された 契約に係る 発生保険金に係る 負債			合計			残存カバーに係る 負債			一般測定 モデルにより 測定された 契約に係る 発生保険金に係る 負債			合計		
		損失 要素 を除く	損失 要素	将来 キャッシュ フローの 現在価値	非金融 リスクに 係る リスク調整	将来 キャッシュ フローの 現在価値	非金融 リスクに 係る リスク調整	損失 要素 を除く	損失 要素	将来 キャッシュ フローの 現在価値	非金融 リスクに 係る リスク調整	損失 要素 を除く	損失 要素	将来 キャッシュ フローの 現在価値	非金融 リスクに 係る リスク調整	損失 要素 を除く	損失 要素	将来 キャッシュ フローの 現在価値	非金融 リスクに 係る リスク調整
		1月1日現在の保険契約 負債 ⁽²⁾	-	-	4,920	449	13,208	8,126	-	-	11,468	1,046	20,640	-	-	-	(17,053)		
IFRS 17(99)(b)	保険収益	(20,477)	-	-	-	-	(20,477)	(17,053)	-	-	-	-	-	-	-	-	(17,053)		
IFRS 17(103)(b)	保険サービス費用																		
IFRS 17(103)(b)(i)	発生保険金及びその他の 直接起因する費用	-	-	3,262	10,869	394	14,525	-	-	-	10,780	219	10,999	-	-	-	-		
IFRS 17(103)(b)(ii), (B123A)	当初認識日時点で認識 中止したその他の契約 グループ認識前キャッシュ・ フローに係る資産 過去のサービスに関する 変動—発生保険金に係る 負債に関する履行キャッシュ・ フローの変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
IFRS 17(103)(b)(iii)	不利な契約に係る損失 及び損失の戻入 保険獲得キャッシュ・フロー の償却	-	-	-	-	-	-	784	(315)	469	-	-	-	1,977	(852)	1,125	-		
IFRS 17(103)(b)(iv)	保険サービス費用	3,281	-	3,262	11,653	79	18,275	3,366	-	-	12,757	(633)	15,490	-	-	-	-		
	保険サービス損益	(17,196)	-	3,262	11,653	79	(2,202)	(13,687)	-	-	12,757	(633)	(1,563)	-	-	-	-		
IFRS 17(105)(c)	発行した保険契約からの 金融費用	260	-	-	209	19	488	-	-	-	394	36	430	-	-	-	-		
	包括利益に認識した金額 合計	(16,936)	-	3,262	11,862	98	(1,714)	(13,687)	-	-	13,151	(597)	(1,133)	-	-	-	-		
IFRS 17(103)(c)	投資要素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
IFRS 17(105)(d)	認識を中止した保険獲得 キャッシュ・フローに係る 資産及びその他の契約 グループ認識前キャッシュ・ フロー又はその他の変動	(1,595)	-	-	-	-	-	(1,595)	(1,540)	-	-	-	-	(1,540)	-	-	-		
IFRS 17(105)(a)	キャッシュ・フロー							-	-					-	-	-	-		
IFRS 17(105)(a)(i)	受け取った保険料	25,430	-	-	-	-	-	25,430	16,608	-	-	-	-	16,608	-	-	-		
IFRS 17(105)(a)(iii)	保険金及び直接起因する 費用の支払	-	-	(3,262)	(10,792)	-	(14,054)	-	-	-	(19,699)	-	(19,699)	-	-	(19,699)	-		
IFRS 17(105)(a)(ii)	保険獲得キャッシュ・フロー	(1,761)	-	-	-	-	-	(1,761)	(1,668)	-	-	-	-	(1,668)	-	-	(1,668)		
	キャッシュ・フロー合計	23,669	-	(3,262)	(10,792)	-	9,615	14,940	-	-	(19,699)	-	(4,759)	-	-	-	-		
	12月31日現在の保険契約 負債 ⁽²⁾	12,977	-	-	5,990	547	19,514	7,839	-	-	4,920	449	13,208	-	-	-	-		

(1) 残存カバーに係る負債の項目には、保険料配分アプローチにより測定された保険契約に係る金額及びランオフ期間に取得した一般測定モデルにより測定された保険契約に係る金額が含まれています(注記4「企業結合」を参照ください)。

(2) 期首及び期末の保険契約負債は、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除いています。注記2.8.1.4、「保険獲得キャッシュ・フローに係る資産」の保険獲得キャッシュ・フローに係る資産についての開示の要求事項を参照ください。

PwCの解説—数値の算出方法

現在及び過去のサービスに係る発生保険金及びその他の直接起因する費用

IFRS 17(103)(b)(i),(iii)

「発生保険金及びその他の直接起因する費用」の項目には、各事故年度(20X5年及び20X4年)に発生した保険事故に対する金額、「過去のサービスに関する変動—発生保険金に係る負債に関する履行キャッシュ・フローの変動」の項目には、それぞれ20X5年以前又は20X4年以前に発生した保険事故に関する金額が含まれています。

「過去のサービスに関する変動—発生保険金に係る負債に関する履行キャッシュ・フローの変動」は、20X5年における、過年度の発生保険金に関する将来キャッシュ・フローの現在価値の784百万円の増加を示しています。非金融リスクに係るリスク調整に関しては、過年度の発生保険金に係る保険金の当報告期間の支払によるリスク調整の解放並びに新たな情報の入手を反映した見積りの変更による期末現在の普通支払備金及びIBNR備金に関するリスク調整の変動の結果、正味で315百万円の減少となっています。

保険料配分アプローチにより測定される契約については、残存カバーに係る負債は(不利な契約として会計処理されない限り)、履行キャッシュ・フローに基づかないため、直接起因する費用に関する将来の予想キャッシュ・フローの影響を受けません。しかし、このような費用は、発生保険金に係る負債の計算に含まれていなくても、「発生保険金及びその他の直接起因する費用」に反映されます。例えば、発生した契約管理費用は、一般測定モデルにより測定された契約に係る契約管理費用と同様に、この項目に含まれます。

IFRS 17(39),(B5),(B94)

取得したランオフ期間の契約

Value保険グループは、企業結合の一部として、ランオフ期間の自動車保険契約を取得しました(注記4「企業結合」を参照ください)。売手の財務諸表(売手が過去に各契約を発行したと想定)では、これらの保険金に係る負債は、発生保険金に係る負債の一部として計上されていました。しかし、Value保険グループの観点からの会計処理は異なります。注記2.1.(d)(iv)「当初測定及び事後測定—保険料配分アプローチにより測定された契約グループ」に記載したとおり、これらの契約は一般測定モデルにより測定されます。事業の取得前に発生し取得後に支払われると見込まれる最終的な保険金(関連する費用を含む)の決済が、保険事故であると見なされます。当初認識時において、取得した契約に関する残存カバーに係る負債は、以下のように構成されています。

- ・ 予想される将来の保険金及びその他の直接起因する費用の支払並びに非金融リスクに係るリスク調整を表す履行キャッシュ・フロー
- ・ 取得した保険契約の公正価値から取得日に評価した履行キャッシュ・フローを差し引いた差額として計算した契約上のサービス・マージン
- ・ 発生保険金に係る負債はゼロ

事後測定においては、以下のようになります。

- ・ 当報告期間に発生した保険金(及び費用)は、当報告期間に実際に支払われた保険金として定義されます。保険収益は、報告期間の期首において予想される保険金支払及び当該保険金支払に係るリスク調整の解放に基づきます。
- ・ 契約上のサービス・マージンは、当報告期間に提供されたカバー単位に基づいて解放され、保険収益として認識されます(注記2.1.(d)(ii)「事後測定—保険料配分アプローチ以外により測定される保険契約グループ」を参照ください)。

「受け取った保険料」の項目には、取得した契約の公正価値が含まれています。

保険料配分アプローチ以外により測定される契約に関する発生保険金に係る負債は、取得したランオフ期間の契約に関連しており、「発生保険金及びその他の直接起因する費用」及び「保険金及び直接起因する費用の支払」の各項目で当報告期間の保険金支払が表わされ、発生保険金に係る負債の期首残高及び期末残高はゼロとなっています。20X5年に取得が行われたため、20X4年の発生保険金に係る負債の各項目の値はゼロです。

IFRS 17(55),(a),(iii)

認識を中止した保険獲得キャッシュ・フローに係る資産

Value保険グループは、当期に開始した自動車保険契約について、20X5年において、保険獲得キャッシュ・フローの支払に加え、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産1,595百万円の認識を中止し、当初認識時点の残存カバーに係る負債を調整しました。保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の追加の開示は、注記2.8.1.4「保険獲得キャッシュ・フローに係る資産」を参照ください。

2.8.1.2.

保険契約残高の測定要素の調整表

当社グループは、20X5年1月に取得したランオフ・ポートフォリオの保険契約について、一般測定モデルにより測定しています（注記4「企業結合」を参照ください）。取得日以降の測定要素ごとの保険契約負債に関する調整表は、下表のとおりです。

		20X5年			20X4年				
		将来 キャッシュ・ フローの現在 価値	非金融リスク に係るリスク 調整	契約上の サービス・ マージン	合計	将来 キャッシュ・ フローの現在 価値	非金融リスク に係るリスク 調整	契約上の サービス・ マージン	合計
IFRS 17(101)	損害保険—発行した保険契約								
IFRS 17(99)(b)	1月1日現在の保険契約負債 ⁽¹⁾	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(104)(b)(i)	現在のサービスに関する変動								
IFRS 17(104)(b)(ii)	提供したサービスに関して純損益に認識した 契約上のサービス・マージン	-	-	(66)	(66)	-	-	-	-
IFRS 17(104)(b)(iii)	非金融リスクに係るリスク調整のリスクの解放 による変動	-	(347)	-	(347)	-	-	-	-
IFRS 17(104)(a)	保険サービス費用に関する実績調整	223	-	-	223	-	-	-	-
		223	(347)	(66)	(190)	-	-	-	-
	将来のサービスに関する変動								
IFRS 17(104)(a)(i)	見積り変更のうち、契約上のサービス・マージン を調整する金額	(48)	(6)	54	-	-	-	-	-
IFRS 17(104)(a)(ii)	見積り変更のうち、不利な契約に係る損失 及び損失の戻入となる金額	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(104)(a)(iii)	当報告期間に当初認識された契約	(933)	806	127	-	-	-	-	-
IFRS 17(105)(d)	将来のサービスに関する当報告期間の 受け取った保険料から生じた実績調整	-	-	-	-	-	-	-	-
		(981)	800	181	-	-	-	-	-
	過去のサービスに関する変動								
IFRS 17(104)(c)	過去のサービスに関する変動—発生保険金に 係る履行キャッシュ・フローの変動	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(B97)(c)	過去のサービスに関する当報告期間の 受け取った保険料から生じた実績調整	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-
	保険サービス損益	(758)	453	115	(190)	-	-	-	-
IFRS 17(105)(c)	発行した保険契約からの金融費用	229	26	5	260	-	-	-	-
	包括利益に認識した金額合計	(529)	479	120	70	-	-	-	-
IFRS 17(105)(d)	認識を中止した保険獲得キャッシュ・フローに 係る資産及びその他の契約グループ認識前 キャッシュ・フロー又はその他の変動	-	-	-	-	-	-	-	-
IFRS 17(105)(a)	キャッシュ・フロー								
IFRS 17(105)(a)(i)	受け取った保険料	7,988	-	-	7,988	-	-	-	-
IFRS 17(105)(a)(iii)	保険金及び直接起因する費用の支払	(3,262)	-	-	(3,262)	-	-	-	-
IFRS 17(105)(a)(ii)	保険獲得キャッシュ・フロー	-	-	-	-	-	-	-	-
	キャッシュ・フロー合計	4,726	-	-	4,726	-	-	-	-
IFRS 17(99)(b)	12月31日現在の保険負債残高 ⁽¹⁾	4,197	479	120	4,796	-	-	-	-

(1) 期首及び期末の保険契約負債は、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除いています。
注記2.8.1.4.「保険獲得キャッシュ・フローに係る資産」の開示の要求事項を参照ください。

PwCの解説—ランオフ期間に取得した契約

IFRS 17(101)

上記の調整表は、保険料配分アプローチ以外により測定される契約についてのみ要求されます。そのため、自動車保険契約については、取得したランオフ期間の保険契約に関する金額のみが含まれています(注記4「企業結合」を参照ください)。より詳細は、IFRS第17号に基づく当該契約の会計処理について記載している注記2.8.1.1「残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表」のPwCの解説を参照ください。ここでは、これらのコメントの再掲はしませんが、保険サービス費用に関する実績調整と将来キャッシュ・フローの変動がどのように会計処理されたかについて解説します。

IFRS 17(Appendix A),
(B97)(c)

IFRS第17号付録Aでは、保険サービス費用の実績調整を、当報告期間に発生すると予想した金額の見積りと当報告期間に実際に発生した金額の差額として定義しています。ランオフ期間に取得した契約について、実績調整は、当報告期間に支払われると予想した保険金と実際に支払われた保険金の差額を意味します。IFRS第17号B97項(c)は、そのような予想と実績の差異について、契約上のサービス・マージンを調整しないと規定しています。

保険サービス費用に関連する予想した保険金支払額と実際の保険金支払額の差額223百万円は、20X5年において保険サービス費用として認識されています(20X4年の金額はゼロ)。

将来の保険金支払に関連する将来キャッシュ・フローの見積りの変動は、一般測定モデルにより測定されるその他の契約と同様に、契約上のサービス・マージンを調整します。

2.8.1.3. 当報告期間に当初認識した契約の影響

当社グループは、20X5年1月に取得したランオフ期間の保険契約を一般測定モデルにより測定しています(注記4「企業結合」を参照ください)。これらの契約の取得が連結貸借対照表に与える影響の分析は、下表のとおりです。

	損害保険—発行した保険契約	20X5年		20X4年		合計
		取得した有利な契約	取得した不利な契約	合計	取得した有利な契約	
IFRS 17(108)	損害保険—発行した保険契約					
IFRS 17(107)(a)	将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り					
IFRS 17(107)(a)	- 保険金及びその他の直接起因する費用	7,055	-	7,055	-	-
	将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	7,055	-	7,055	-	-
IFRS 17(107)(b)	将来キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	(7,988)	-	(7,988)	-	-
IFRS 17(107)(c)	非金融リスクに係るリスク調整	806	-	806	-	-
IFRS 17(107)(d)	契約上のサービス・マージン	127	-	127	-	-
	当報告期間に当初認識した契約に係る保険契約負債の増加額	-	-	-	-	-

IFRS 17(107),(108)

PwCの解説—取得したランオフ期間の契約

上記の開示は、保険料配分アプローチ以外により測定される契約についてのみ要求されます。そのため、自動車保険契約については、取得したランオフ期間の保険契約に関する金額のみが含まれています。

なお、上表に記載されている金額の説明は、以下のとおりです。

- 保険金及びその他の直接起因する費用7,055百万円は、IFRS第17号に従い、取得日時点で決定した割引率を適用して割り引いた将来の保険金及び保険金請求処理費用の予想の現在価値です。
- 非金融リスクに係るリスク調整806百万円は、「保険金及びその他の直接起因する費用」に含まれる将来の保険金及び費用の支払に係るリスク調整です。
- 将来キャッシュ・インフローの現在価値の見積りの代用数値として、取得した契約の公正価値7,988百万円が用いられています。
- 契約上のサービス・マージンの127百万円は、上記の公正価値と履行キャッシュ・フローの差額として算出されます。取得日時点において、不利な契約であると判断された取得した契約はありませんでした。

2.8.1.4.

保険獲得キャッシュ・フローに係る資産

IFRS 17(98)-(99), (105A)-(105B)

PwCの解説—保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の開示

IFRS第17号は、保険契約負債の調整表と同じ集約レベルによる、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の期首から期末への調整表を要求しています。この調整表は、当報告期間に認識された減損損失と過去に認識した減損損失の戻入を区分して開示する必要があります。

以下の調整表において、「保険契約グループの当初認識時に認識を中止した金額」は、上記の注記2.8.1.1「損害保険—発行した保険契約」の「認識を中止した保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フロー又はその他の変動」の残存カバーに係る負債の調整表に反映された金額と対応しています。これは、本ひな型において、後者には保険獲得キャッシュ・フローに係る金額のみが含まれているからです。

保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の回収可能性テストから生じる金額である、「当報告期間に認識した減損損失」と「過去に認識した減損損失の戻入」は、保険契約の調整表には反映されていませんが、保険サービス費用の中で表示されています。注記2.4.1「保険収益及び保険サービス損益」における保険サービス費用の分析を参照ください。

IFRS第17号で明示的に要求されてないものの、Value保険グループは、報告期間末日における保険獲得キャッシュ・フローに関して、認識された減損損失累計額を追加的に開示しています。

IFRS 17(109A)

IFRS第17号は、企業が保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識を中止し、関連する各保険契約グループの測定に含められると予想している時期について、適切な期間帯での追加的な定量的情報の開示を要求しています。

保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の調整表

		20X5	20X4
IFRS 17(105A)	損害保険—発行した保険契約		
	期首資産残高	1,154	1,083
	期中に資産として認識されたキャッシュ・フロー	1,640	1,570
	保険契約グループの当初認識時に認識を中止した金額	(1,595)	(1,540)
IFRS 17(105B)	当報告期間に認識した減損損失	(137)	(124)
IFRS 17(105B)	過去に認識した減損損失の戻入	98	165
	期末資産残高	1,160	1,154
	期末日時点で認識されている、減損累計額(戻入控除後)	(49)	(10)

保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識が中止される時期の見込み

	認識の中止が見込まれるまでの年数	1	2	3	合計
IFRS 17(109A)	20X5年12月31日時点	722	323	115	1,160
	20X4年12月31日時点	694	336	124	1,154

2.8.2. 損害保険—保有している再保険契約

2.8.2.1. 残存カバー及び発生保険金の調整表

IFRS 17(98), (100)(a),(c)	20X5年										20X4年									
	損害保険 一保有している再保険 契約					保険料配分					損害保険 一保有している再保険 契約					保険料配分				
	残存カバー	一般測定 モデル により測定 された契約に係る 要素を除く 要素	アプローチにより測定 された契約に係る 発生保険金	合計		残存カバー	一般測定 モデル により測定 された契約に係る 要素を除く 要素	アプローチにより測定 された契約に係る 発生保険金	合計		損失回収	損失回収	契約に係る 将来キャッシュ・フロー の現在価値	非金融 リスクに 係るリスク 調整	損失回収	損失回収	契約に係る 将来キャッシュ・フロー の現在価値	非金融 リスクに 係るリスク 調整	合計	
1月1日現在の再保険 契約資産 ⁽¹⁾	498	-	131	14		643	525	-	-		196	21		741						
保有している再保険 契約からの正味収益 又は費用																				
IFRS 17(103)(a)	再保険費用	(934)	-	-	-	(934)	(1,023)	-	-	-	-	-								(1,023)
IFRS 17(103)(b)(i)	その他の直接起因する 費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
IFRS 17(103)(b)(i)	発生保険金の回収	-	-	364	22	386	-	-	-		394	9		403						
IFRS 17(103)(b)(iii)	過去のサービスに関する 変動—発生保険金の 回収に関連する履行 キャッシュ・フローの変動	-	-	292	(7)	285	-	-	-		1,484	(19)		1,465						
IFRS 17(66A)- (66B),(70A), (105)(d)	基礎となる不利な契約 の当初認識による収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
IFRS 17(66)(bb), (105)(d)	一般測定モデルにより 測定される保有している 再保険契約: 保有してい る再保険契約の履行 キャッシュ・フローの変動 以外の損失回収要素の 戻入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
IFRS 17(66)(c), (105)(d)	一般測定モデルにより 測定される保有している 再保険契約: 基礎となる 不利な契約から生じた 保有している再保険 契約の履行キャッシュ・ フローの変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
IFRS 17(105)(b)	再保険会社の不履行 リスクの変動の影響	-	-	1	-	1	-	-	-		1	-		1						
保有している再保険 契約からの正味収益 又は費用	(934)	-	657	15	(262)	(1,023)	-	-	-		1,879	(10)		846						
IFRS 17(105)(c)	保有している再保険 契約からの金融収益	-	-	10	1	11	-	-	-		24	3		27						
包括利益に認識した 金額合計	(934)	-	667	16	(251)	(1,023)	-	-	-		1,903	(7)		873						
IFRS 17(103)(c)	投資要素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
IFRS 17(105)(d)	その他の契約グループ 認識前キャッシュ・フロー の認識の中止及びその 他の変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
IFRS 17(105)(a)	キャッシュ・フロー																			
IFRS 17(86)(b), (105)(a)(i), (ii)	支払った再保険料(出再 手数料控除後)及びその 他の直接起因する費用 の支払	872	-	-	-	872	996	-	-	-	-	-								996
IFRS 17(105)(a)(iii)	再保険回収額	-	(514)	-	(514)	-	-	-	-		(1,967)	-		(1,967)						
IFRS 17(105)(a)(iii)	キャッシュ・フロー合計	872	-	(514)	-	358	998	-	-		(1,967)	-		(972)						
IFRS 17(99)(b)	12月31日現在の再保険 契約資産 ⁽¹⁾	436	-	284	30	750	498	-	-		131	14		643						

⁽¹⁾ 期首及び期末の再保険契約資産は、その他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除いています。

2.8.3.

クレーム・ディベロップメント

IFRS 17(130)

PwCの解説

クレーム・ディベロップメントの開示

企業は、実際の保険金を過去の当該保険金の割引前金額の見積りと比較した開示を要求されます。この開示の目的は、支払金額及び時期に不確実性が存在する保険金の進展に関する情報の提供です。この開示要求は、新しく追加された要求事項ではなく、IFRS第17号による重要な変更はありません。

この開示は、最も古い重要性のある保険金請求が発生した期間で、かつ、保険金支払の金額及び時期に関する不確実性が依然として存在する期間から始まります。しかし、報告期間末から10年以上前の情報を開示する必要はありません。

企業は、クレーム・ディベロップメントの開示と、IFRS第17号100項(c)の要求事項に従って開示された注記2.8.1.1「残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表」及び注記2.8.2.1「残存カバー及び発生保険金の調整表」の発生保険金に係る負債との調整方法の開示が求められます。発行した保険契約及び保有している再保険契約は、別個の調整表の開示が要求されるため、発行した保険契約及び保有している再保険契約の両方のクレーム・ディベロップメントについて、総額及び純額ベースで開示することが合理的です。

また、保険金支払の時期及び金額の不確実性が1年以内に解消される場合には、クレーム・ディベロップメントの開示は要求されていません。従って、Value保険グループは、死亡保険契約について、契約条件により保険金額が既知であり（すなわち保険金の金額に関する不確実性がない）、かつ、保険事故が発生してから短期間で保険金が決済されるため、この開示を行っていません。

IFRS第17号130項において明示的に要求されていないものの、損害管理に直接起因する費用は、当該開示に含まれると予想されます。

IFRS第17号への移行時におけるクレーム・ディベロップメントの開示

IFRS第17号は、IFRS第17号への移行時にどのようにクレーム・ディベロップメントの開示を作成するべきか、特に、IFRS第17号を適用する以前から存在する会計方針に基づいて、保険金関連費用を含む移行日以前の情報をどのようにアップデートするべきか、のガイダンスを提供していません。企業は、IFRS第17号の原則に従った開示を行うためのアプローチを設定する必要があります。

取得したランオフ期間の契約

取得したランオフ期間の保険契約は、それぞれの保険金が発生保険金に係る負債ではなく残存カバーに係る負債に含まれているため、クレーム・ディベロップメントの開示には含まれていません。この契約の最終保険金の金額に関する情報は、注記2.5.1.2「保険契約残高の測定要素の調整表」に記載されています。

2.8.3.1.

総額のクレーム・ディベロップメント

以下の再保険控除前のクレーム・ディベロップメントにおいて、20X5年12月31日現在における実際の保険金を、当該保険金の過去の割引前金額の見積りと比較しています。

IFRS 17(130)		事故年度						合計
		20X0年	20X1年	20X2年	20X3年	20X4年	20X5年	
	最終保険金の見積り(再保険控除前かつ割引前、損害管理に直接起因する費用を含む)							
	事故年度末	4,584	4,821	5,081	5,436	11,211	11,304	
	1年後	4,715	4,820	5,210	5,438	11,212		
	2年後	4,679	4,820	7,267	6,253			
	3年後	4,747	4,827	7,263				
	4年後	4,733	4,830					
	5年後	4,724						
	再保険控除前の支払保険金及びその他の直接起因する費用の累計額	(4,588)	(4,638)	(6,831)	(5,217)	(9,688)	(7,934)	(38,896)
	再保険控除前の発生保険金に係る負債 —20X0事故年度から20X5事故年度	136	192	432	1,036	1,524	3,370	6,690
	再保険控除前の発生保険金に係る負債 —上記の事故年度以前							186
	割引の影響							(886)
	非金融リスクに係るリスク調整の影響							547
	発行した保険契約に係る再保険控除前の発生保険金に係る負債 (注記2.8.1.1「残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表」を参照ください)							6,537

当社グループは、当報告期間及びそれ以前の5年間について、再保険控除前及び純額のクレーム・ディベロップメントに関する情報を記載しています。当社グループは、当報告期間の5年以上前に発生した保険金について、重要な不確実性はないと考えています。

IFRS 17(130)

PwCの解説—クレーム・ディベロップメントの開示の発生保険金に係る負債残高への調整

割引後で測定される発生保険金に係る負債に対して、割引前の保険金の情報を調整するために、Value保険グループは、割引の影響及び非金融リスクに係るリスク調整の影響(当該金額はIFRS第17号100項(c)で要求されている注記2.8.1.1「残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表」に含まれるリスク調整の残高と同額)という2つの調整項目を設けています。IFRS第17号130項は、金額の調整方法について特定していません。

2.8.3.2. 純額のクレーム・ディベロップメント

以下の再保険控除後のクレーム・ディベロップメントにおいて、20X5年12月31日現在における実際の保険金を、当該保険金の過去の割引前金額の見積りと比較しています。

IFRS 17(130)

	事故年度						合計
	20X0年	20X1年	20X2年	20X3年	20X4年	20X5年	
最終保険金の見積り(再保険控除前かつ割引前、損害管理に直接起因する費用を含む)							
事故年度末	4,549	4,780	5,044	5,389	10,810	10,933	
1年後	4,676	4,784	5,165	5,391	10,811		
2年後	4,645	4,779	5,716	5,912			
3年後	4,709	4,786	5,712				
4年後	4,695	4,789					
5年後	4,686						
再保険控除後の支払保険金及びその他の直接起因する費用の累計額	(4,558)	(4,601)	(5,294)	(5,000)	(9,348)	(7,670)	(36,471)
再保険控除後の発生保険金に係る負債 —20X0事故年度から20X5事故年度	128	188	418	912	1,463	3,263	6,372
再保険控除後の発生保険金に係る負債 —上記の事故年度以前							174
割引の影響							(840)
非金融リスクに係るリスク調整の影響							517
発行した保険契約に係る再保険控除後の純額の発生保険金に係る負債 (注記2.8.1.1「残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表」及び注記2.8.2.1「残存カバー及び発生保険金の調整表」を参照ください)							6,223

3. 資産運用

3.1. 金融商品に係る重要な会計方針の要約

3.1.1. 金融資産及び金融負債

3.1.1.(a) 測定区分の要約

当社グループは、金融資産を以下の区分に分類しています。

金融商品の種類	分類	理由
現金及び現金同等物	償却原価	元本及び元本残高に対する利息の支払のみ、回収のために保有する事業モデル
国債	その他の包括利益を通じた公正価値	元本及び元本残高に対する利息の支払のみ、回収及び売却のために保有する事業モデル
その他の債券	その他の包括利益を通じた公正価値 純損益を通じた公正価値	元本及び元本残高に対する利息の支払のみ、回収及び売却のために保有する事業モデル 強制、売買目的保有又は公正価値で管理されるポートフォリオ
株式	純損益を通じた公正価値	指定、会計上のミスマッチ
デリバティブ	純損益を通じた公正価値	強制
その他の金融資産	償却原価	元本及び元本残高に対する利息の支払のみ、回収のために保有する事業モデル
投資契約負債	純損益を通じた公正価値	指定、会計上のミスマッチ
劣後社債	償却原価	強制
その他の金融負債	償却原価	強制

当社グループは、ヘッジ会計を適用していません。

3.1.1.(b) 初期認識及び初期測定

IFRS 9(3.1.1), (3.1.2)
金融資産及び金融負債は、当社グループが当該金融商品の契約条項の当事者となった時点で認識されます。金融資産の通常の方法による売買は、当社グループが当該資産の売買を確約する日である取引日に認識されます。

IFRS 9(5.1.1)
当初認識時に、当社グループは、金融資産又は金融負債をその公正価値で測定しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債でない場合には、金融資産の取得又は金融負債の発行に直接起因する増分の取引コスト(報酬及び手数料等)を加算又は減算しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債の取引コストは、純損益で費用処理しています。損失評価引当金は、当初認識の直後に、償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に対する投資について認識されます。

IFRS 9(B5.1.2A)
当初認識時の金融資産及び金融負債の公正価値が取引価格と異なる場合には、企業は当該差額を以下のように認識します。

- a. その公正価値が同一の資産又は負債についての活発な市場における相場価格(すなわち、レベル1のインプット)の証拠がある場合又は観察可能な市場からのデータのみを用いた評価技法に基づいている場合には、当該差額は利得又は損失として認識されます。
- b. 他の全ての場合には、当該差額は繰り延べられ、繰り延べられた初日の損益の認識時期は個別に決定されます。認識時期については、当該金融商品の存続期間にわたって償却されるか、当該金融商品の公正価値が市場で観察可能なインプットを用いて決定されるまで繰り延べられるか、決済を通じて実現されるかのいずれかになります。

3.1.1.(c)**償却原価及び実効金利**

IFRS 9(App A)

償却原価とは、金融資産又は金融負債が当初認識時に測定された金額から、元本の返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額の実効金利法による償却累計額を加減し、金融資産の場合には損失評価引当金を調整した金額です。

実効金利とは、金融資産又は金融負債の予想存続期間を通じての将来の現金の支払又は受取りの見積りを、金融資産の総額での帳簿価額(すなわち、損失評価引当金控除前の償却原価)又は金融負債の償却原価まで正確に割り引く率です。計算には、予想信用損失を考慮せず、取引コスト、プレミアム又はディスカウント並びに授受される全ての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部が含まれます。

当社グループが将来キャッシュ・フローの見積りを変更する場合、各金融資産又は金融負債の帳簿価額は、当初の実効金利を用いて割り引いた新しい見積りを反映するために調整されます。いかなる変更も、純損益に認識されます。

IFRS 9(5.4.1)

金利収益は、償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値で認識した金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定されます。

PwCの解説—信用減損金融資産(ステージ3)

信用減損金融資産については、信用調整後の実効金利が適用されます。この率は、総額での帳簿価額ではなく、金融資産の償却原価に基づいて算定され、予想信用損失が将来キャッシュ・フローの見積りに与える影響を織り込んでいます。

3.1.2.**金融資産****3.1.2.(a)****分類及び事後測定**

IFRS 9(4.1.1)

当社グループは、金融資産を以下の測定区分に分類しています。

- 償却原価
- その他の包括利益を通じた公正価値
- 純損益を通じた公正価値

3.1.2.(b)**負債性金融商品**

負債性金融商品とは、国債や社債等、発行者の観点から金融負債の定義を満たす商品です。

IFRS 9(5.1.1)

負債性金融商品の分類及び事後測定は、以下によります。

- 金融資産の管理に関する当社グループの事業モデル
- 金融資産のキャッシュ・フローの特性(元本及び元本残高に対する利息の支払のみ)

これらの要因に基づき、当社グループは、負債性金融商品を以下の3つの測定区分のいずれかに分類しています。

IFRS 9(4.1.2)

a. 債却原価:契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有され、それらのキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみであり、かつ、純損益を通じた公正価値測定に指定されていない資産は、償却原価で測定しています。これらの資産の帳簿価額は、後述する方法で認識及び測定される損失評価引当金により調整されています。これらの金融資産に係る金利収益は実効金利法により、純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る金利収益に含まれています。

IFRS 9(4.1.2A)

b. その他の包括利益を通じた公正価値:契約上のキャッシュ・フローの回収と資産の売却のために保有され、それらのキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみであり、かつ、純損益を通じた公正価値測定に指定されていない金融資産は、その他の包括利益を通じた公正価値で測定しています。帳簿価額の変動は、純損益に認識される減損損失又は減損利得、金利収益及び金融商品の償却原価に係る為替差損益の認識を除き、その他の包括利益を通じて認識されます。当該金融資産の認識の中止を行う場合、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額は、資本から純損益に振り替えられ、投資収益(純額)として認識されます。これらの金融資産に係る金利収益は、実効金利法により、純損益を通じて公正価値で測定する投資以外の金融資産に係る金利収益に含まれています。

IFRS 9(4.1.4)

c. 純損益を通じた公正価値:償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値の要件を満たさない資産は、純損益を通じて公正価値で測定しています。また、一部の資産については、会計上のミスマッチを大幅に低減させるため、任意で純損益を通じて公正価値で測定しています。事後的に純損益を通じて公正価値で測定される負債性投資に係る利得又は損失は、その事後的な測定が発生した期間に、連結損益計算書上の「純損益を通じて公正価値で測定する投資に係る正味利得」に認識及び表示されます。

IFRS 9(B4.1.2.A), (B4.1.2.B)	事業モデルは、当社グループがキャッシュ・フローを生み出すためにどのように資産を管理しているかを反映しています。すなわち、当社グループの目的が、資産に係る契約上のキャッシュ・フローの回収のみであるか、契約上のキャッシュ・フローの回収と資産の売却から生じるキャッシュ・フローの両方であるかを反映しています。これらのいずれにも該当しない場合(例えば、金融資産が売買目的保有である場合)、当該金融資産は、その他の事業モデルとして分類され、純損益を通じて公正価値で測定されます。当社グループが資産グループの事業モデルを決定する際に考慮する要因には、これらの資産のキャッシュ・フローがどのように回収されたか、資産の業績がどのように評価され経営幹部に報告されているか、リスクがどのように評価され管理されているか及び管理者にどのように報酬が与えられるのかについての過去の経験が含まれます。例えば、当社グループの事業モデルでは、直接運動有配当保険契約の基礎となる投資を、契約上のキャッシュ・フローの回収及び売却のために保有します。金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローからの収入は、保険契約負債を期限到来時に決済するために使用されます。当該負債の決済のために十分な金融資産からの契約上のキャッシュ・フローを確保するため、当社グループは、資産ポートフォリオのバランス再調整を行い、キャッシュ・フローのニーズが発生する際にそのニーズを満たすように、多額の売買活動を定期的に行います。売買目的保有の有価証券は、主として短期的に売却する目的で保有する金融商品、又は、まとめて管理され、かつ、最近において実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある金融商品のポートフォリオの一部です。これらの有価証券は、その他の事業モデルに分類され、純損益を通じて公正価値で測定されます。
IFRS 9(B4.1.7A)	事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローを回収するため、又は契約上のキャッシュ・フローの回収及び売却のための資産の保有である場合には、当社グループは、当該金融商品のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみを表すかどうかを評価しています(SPPIテスト)。この評価において、契約上のキャッシュ・フローが、基本的な融資の取決めと整合的であるかどうか(すなわち、利息は、基本的な融資の取決めと整合的に貨幣の時間価値、信用リスク、他の基本的な融資リスク及び利益マージンのみを含む)を考慮します。契約条件が、リスク又はボラティリティのうち基本的な融資の取決めと整合的でない条件を含む場合、関連する金融資産は純損益を通じた公正価値として分類及び測定されます。
IFRS 9(4.3.2),(4.3.3)	組込デリバティブを含む金融資産は、そのキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるかどうかを決定する際に、その全体を考慮します。
IFRS 9(4.4.1)	当社グループは、資産を管理するビジネスモデルが変更された場合にのみ、負債性金融商品の分類変更を行います。分類変更は、変更後の最初の報告期間の期首から行っています。こうした変化は極めて稀にしか起こらないと予想され、当報告期間に生じた分類変更はありません。
IFRS 9(4.1.5)	また、当社グループは、異なる基礎で測定される資産及び負債のミスマッチを大幅に低減又は除去する場合には、金融資産を純損益を通じた公正価値測定として取消不能の指定をする場合があります。当社グループは、死亡保険、貯蓄性保険(基礎となる資産を除く)及び損害保険の裏付けとなっている金融資産を純損益を通じて公正価値で測定した場合、会計上のミスマッチが低減すると判断しています。当社グループは、これらの金融資産を純損益を通じた公正価値測定に指定するオプションを適用しています。

PwCの解説—IFRS第9号とIFRS第17号の会計方針の選択の相互関係

IFRS第9号及びIFRS第17号の適用にあたっては、要件が満たされた場合に適用可能な2つの会計方針の選択があり、これらにより保険会社は、会計上のミスマッチを低減できます。これらの選択肢は、しばしば組合せて検討されます。1つは、IFRS第9号に従って負債性金融商品をFVPLに分類する選択肢であり、もう1つは、IFRS第17号に従って保険金融収益及び費用を純損益とその他の包括利益に分解する選択肢(OCIオプション)です。IAS第1号17項の要件を満たすために、保険会社は、財務諸表においてこれらの選択の根拠を説明しなければなりません。

3.1.2.(c)

資本性金融商品

IAS 32R(11)

資本性金融商品は、発行者の観点からの資本の定義を満たす金融商品(すなわち、契約上の支払義務を含まず、かつ、発行者の純資産に対する残余持分を証する金融商品)です。資本性金融商品には、例えば通常の普通株式が含まれます。

IFRS 9(5.7.2)

当社グループは、全ての資本性投資を純損益を通じて公正価値で事後測定します。純損益を通じて公正価値で測定する資本性投資に係る利得及び損失は、連結損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する投資に係る正味利得」に含まれています。

IFRS 9(5.7.5)

当社グループは、売買目的保有でない資本性金融商品について、その他の包括利益を通じた公正価値測定の指定を選択していません。

3.1.2.(d)**減損**

IFRS 9(5.5.17)

当社グループは、償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に関する予想信用損失を将来予測的なベースで評価しています。当社グループは、このような損失について決算日ごとに損失引当金を認識しています。予想信用損失の測定は以下を反映しています。

- 一定範囲の生じ得る結果の評価により算定される、偏りのない確率加重金額
- 貨幣の時間価値
- 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告期間の末日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

注記3.7「金融商品に係る信用リスク」において、損失評価引当金の測定方法について詳しく説明しています。

3.1.2.(e)**条件変更以外の認識の中止**

IFRS 9(3.2.3)

金融資産全体又はその一部分は、資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、若しくは当該金融資産を譲渡し、かつ(i)当社グループが当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転している場合、又は(ii)当社グループが当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転したわけでも、ほとんど全てを保持しているわけでもないが、当社グループが当該金融資産に対する支配を保持していない場合には、認識が中止されます。

IFRS 9(3.2.5)

当社グループは、資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を保持しているが、他の企業にそのキャッシュ・フローを支払う契約上の義務を引き受けており、リスクと経済価値のほとんど全てを移転する取を行っています。これらの取引は、以下の場合には、パス・スルー譲渡として会計処理され、認識の中止が行われます。

- 当社グループが、当該資産から同等の金額を回収する場合を除き、支払義務がなく、
- 当社グループが、当該資産の売却あるいは担保差入を禁止されており、かつ、
- 当社グループが、資産から回収したキャッシュ・フローを重要な遅滞なしに送金する義務を有している

3.1.3.**金融負債****3.1.3.(a)****分類及び事後測定**

IFRS 9(4.2.1),(B5.7.16)

前報告期間及び当報告期間において、金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブ及び裁量権付有配当投資契約以外の投資契約を除き、償却原価に分類され、事後測定されています。

IFRS 9(4.2)

裁量権付有配当投資契約以外の投資契約は、その公正価値が基礎となる金融資産の公正価値に依存する金融負債であり、開始時に純損益を通じた公正価値測定に指定されています。当社グループはこれらの投資契約について、資産若しくは負債の測定又はそれらに係る利得若しくは損失の認識を異なった基礎で行うために生じる測定又は認識の不整合(すなわち、会計上のミスマッチ)を除去又は大幅に低減させるため、純損益を通じた公正価値測定として指定しています。

当社グループの主要な評価技法は、市場参加者が考慮する全ての要因を織り込み、観察可能なインプットを最大限に利用しています。固定期間のない投資契約に係る金融負債の公正価値は、契約上の給付が表示されている現在のユニット価値を利用して決定されます。これらのユニット価値は、金融負債と紐づく当社グループのユニット化された投資ファンドに含まれる金融資産の公正価値を反映しています。金融負債の公正価値は、報告期間の末日における各契約保有者に帰属するユニット数に、同日におけるユニット価値を乗じて算出しています。

投資契約にプットオプション又は解約オプションが組み込まれている場合、当該金融負債の公正価値は、解約時に支払われる金額を下回らず、該当する場合、要求される通知期間について割り引かれます。

IFRS 9(5.7.7)

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の自己の信用リスクに関する公正価値の変動は、その他の包括利益に表示し、その他の公正価値の変動は、全て連結損益計算書に表示しています。

3.1.3.(b)**認識の中止**

IFRS 9(3.3.1)

金融負債は、それが消滅した時(すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し又は失効となった時)に認識を中止しています。

**IFRS 9(3.3.2),(3.3.3),
(B3.3.6)** 当社グループと当初の貸手との間での大幅に異なる条件による負債性金融商品の交換及び現存する金融負債の条件の大幅な変更は、当初の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理されます。条件変更が大幅な変更とされるのは、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値(受取手数料を控除後の支払手数料を含み、当初の実効金利で割り引く)が、当初の金融負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と少なくとも10%異なる場合です。さらに、金融商品の発行通貨、金利の種類の変更、金融商品に付された新たな転換特性及び特約条項の変更等の他の定性的要因も考慮しています。負債性金融商品の交換又は条件変更が負債の消滅として会計処理される場合には、発生した費用又は手数料は、全て消滅による損益の一部として認識されます。交換又は条件変更が負債の消滅として会計処理されない場合には、発生した費用又は手数料は、当該負債の帳簿価額の調整となり、変更後の負債の残存期間にわたって償却されます。

3.1.4. デリバティブ

IFRS 9(4.1.4),(4.2.1)(a) デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日に公正価値で当初認識され、公正価値で事後測定されます。全てのデリバティブは、公正価値が正の場合には資産として、負の場合には負債として計上されます。

**IFRS 9(4.3.2),(4.3.3)
IFRS 17(11)(a)** 一部のデリバティブは、混合契約に組み込まれています。混合契約が金融資産である主契約を含んでいる場合、当社グループは、分類及び測定の目的で、注記3.1.2「金融資産」に記載されているように、契約全体を評価します。

一方で、組込デリバティブは、以下の場合には別個のデリバティブとして扱われます。

- a. 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連しておらず、
- b. 組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品ならば、デリバティブの定義に該当し、かつ、
- c. 混合契約が、純損益を通じて公正価値で測定されていない

これらの組込デリバティブは、当社グループが混合契約を純損益を通じた公正価値測定として指定しない限り、分離して公正価値で会計処理され、その公正価値の変動は連結損益計算書に計上されます。

3.2. IFRS第9号を適用する際の重要な判断及び見積り

3.2.1. 判断

IAS 1(122) この注記は、高度な判断や複雑性を伴う領域について、その概要を開示しています。これらの判断に関するより詳細な情報は、他の注記に含まれています。

判断	説明
金融商品の分類	当社グループは、事業モデルの要件を負債性金融商品のポートフォリオに適用する際に、判断を行っています。また、当社グループは、負債性金融商品の純損益を通じた公正価値測定としての指定が会計上のミスマッチを大幅に低減させるかどうかについても判断を適用しています。 詳細については、注記3.1「金融商品に係る重要な会計方針の要約」を参照ください。
予想信用損失	予想信用損失を測定するための会計上の要求事項を適用する際、以下のような多くの重要な判断が要求されます。 <ul style="list-style-type: none"> a. 信用リスクの著しい増大(「SICR」)の要件の決定 b. 予想信用損失の測定に係る適切なモデル及び仮定の選択 c. 各商品及び各市場並びにそれらに関連する予想信用損失に係る将来予測的なシナリオの数と相対的なウェイトの設定 d. 予想信用損失を測定するための類似する金融資産のグループの設定詳細については、注記3.7「金融商品に係る信用リスク」を参照ください。

IAS 1(122)

PwCの解説

IAS 1(123)(d)

SPPI要件を適用する際の判断

Value保険グループは、単純で基本的な融資の取決めにのみ投資しているため、負債性金融商品のポートフォリオに係るSPPI要件の適用は、重要な判断をする領域ではないと考えています。しかし、企業が保有する負債性金融商品の性質と複雑性によっては、これらのSPPI要件を適用する際に重要な判断をする領域が存在する可能性があります。例としては、期限前償還要素を含んだ債券及び契約上リンクしている商品が挙げられます。

事業モデルの決定及びSPPIテストの適用における重要な会計上の判断

適切な事業モデルの決定及び資産から生み出されるキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみを構成するかどうかの評価は、複雑であり重要な判断が要求される場合があります。

SPPI及び事業モデルの評価は、判断の程度及びその結果により影響を受ける金融資産の金額に応じて、IAS第1号122項に従い、重要な判断としての開示が要求される場合があります(特定の種類の全ての債券(例えば、全ての地方債)の契約条項がSPPIを満たさず、その結果、重要なポートフォリオがFVPLとして会計処理されるかどうかの判断)。

保険会社は、金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローからの収入を、保険契約負債を期限到来時に決済するために使用する場合があります。当該事業モデルは、保険契約負債を賄うという目的を有しています。この目的を達成するために、企業は契約上のキャッシュ・フローを期限到来時に回収し、金融資産を売却して、資産ポートフォリオの望ましいプロファイルを維持します。従って、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方が、事業モデルの達成に不可欠です。そのため、事業モデルは、回収及び売却を目的とした事業モデルとなります。しかし、金融負債が現在価値で測定され、その価値の変動を純損益に認識する場合、会計上のミスマッチを低減させるために当該資産をFVPLとして指定できます。これは、保険契約の裏付けになっている金融資産の公正価値の変動と純損益に認識される保険契約の変動との相関の程度によります。FVPL分類を適用すると、保険会社は、償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値に分類される場合に要求される、金融資産に係る減損の算定が免除されます。

予想信用損失を算定する際の重要な判断

IFRS第9号における予想信用損失による減損の要求事項の導入は、IAS第39号の発生損失の要求事項からの重要な変更を意味しています。この変更により、技術的な要求事項の解釈及びその適用の両方がより複雑になります。このモデルは、信用リスクの著しい増大の定義や将来予測的な情報の組み込みを含む予想信用損失の算定について判断を要求します。

3.2.2.**見積り**

IAS 1(125)

財務諸表を作成するためには、会計上の見積りを使用する必要がありますが、これは、定義上、ほとんどの場合において実際の結果と等しくなりません。この注記は、その後の期間の見積り及び仮定の変更により重要な調整が行われる可能性が高い項目について、その概要を開示しています。それぞれの見積りに関する詳細な情報は、連結財務諸表における影響を受ける各項目の計算の基礎に関する情報とともに、以下の注記に記載しています。IFRS第9号の測定の要求事項を適用する際、重要な見積りを含む以下のインプット及び方法を使用しています。

3.2.2.1.**金融商品の公正価値**

活発な市場で取引されていない金融商品の公正価値は、評価技法を用いて算定します。当社グループは、主に各報告期間末日における市場の状況に基づいて、さまざまな方法の選択及び仮定の作成に、判断を用いています。

詳細については、注記3.6「公正価値測定」を参照ください。

3.2.2.2.**予想信用損失**

償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る損失評価引当金の測定は、将来の経済状況及び信用行動(例えば、顧客が債務不履行となり、その結果損失が生じる可能性)に関する複雑なモデル及び重要な仮定の使用を要求する領域です。

詳細については、注記3.7「金融商品に係る信用リスク」を参照ください。

3.3

金融資産及び金融負債

当社グループが保有している金融資産及び金融負債の帳簿価額は、以下のとおりです。

IFRS 7(8)	20X5年12月31日	償却原価	その他の包括利益を通じた 公正価値		純損益を通じた公正価値		合計
			指定	強制	指定	強制	
	現金及び現金同等物	20,866	-	-	-	-	20,866
	国債	-	-	22,640	30,608	3,954	57,202
	その他の債券	-	-	51,946	18,760	74,786	145,492
	株式	-	-	-	-	42,370	42,370
	デリバティブ	-	-	-	-	290	290
	投資資産並びに現金及び現金同等物合計	20,866	-	74,586	49,368	121,400	266,220
	基礎となる資産						
	貯蓄性保険	-	-	-	-	19,994	19,994
	有配当	-	-	61,113	-	24,799	85,912
		-	-	61,113	-	44,793	105,906
	その他の投資						
	死亡保険	-	-	-	4,407	-	4,407
	貯蓄性保険	-	-	-	26,829	-	26,829
	損害保険	-	-	-	18,132	-	18,132
	その他	20,866	-	13,473	-	76,607	110,946
		20,866	-	13,473	49,368	76,607	160,314
	投資資産並びに現金及び現金同等物合計	20,866	-	74,586	49,368	121,400	266,220
	投資契約負債				9,612	-	9,612
	劣後社債	36,156	-	-	-	-	36,156
IFRS 7(8)	20X4年12月31日	償却原価	その他の包括利益を通じた 公正価値		純損益を通じた公正価値		合計
			指定	強制	指定	強制	
	現金及び現金同等物	26,377	-	-	-	-	26,377
	国債	-	-	19,276	14,917	3,062	37,255
	その他の債券	-	-	43,538	9,143	59,332	112,013
	株式	-	-	-	-	32,881	32,881
	デリバティブ	-	-	-	-	97	97
	投資資産並びに現金及び現金同等物合計	26,377	-	62,814	24,060	95,372	208,623
	基礎となる資産						
	貯蓄性保険	-	-	-	-	11,928	11,928
	有配当	-	-	51,221	-	21,884	73,105
		-	-	51,221	-	33,812	85,033
	その他の投資						
	死亡保険	-	-	-	1,097	-	1,097
	貯蓄性保険	-	-	-	11,210	-	11,210
	損害保険	-	-	-	11,753	-	11,753
	その他	26,377	-	11,593	-	61,560	99,530
		26,377	-	11,593	24,060	61,560	123,590
	投資資産並びに現金及び現金同等物合計	26,377	-	62,814	24,060	95,372	208,623
	投資契約負債				8,812	-	8,812
	劣後社債	35,137	-	-	-	-	35,137

上記の表に記載されていない他の全ての金融資産及び金融負債は、償却原価で測定されています。

当社グループが特定の金融資産を純損益を通じた公正価値測定として指定した理由については、注記3.1「金融商品に係る重要な会計方針の要約」を参照ください。

IFRS 9(4.1.1)

PwCの解説—金融資産の分類と測定

上記の表は、Value保険グループが保有している金融商品の強制分類又は任意の指定について説明しています。

直接連動有配当保険契約の基礎となる負債性金融商品のポートフォリオは、回収及び売却のために保有する事業モデルとSPPIの要求事項を満たしているため、FVOCIで測定されます。投資は、優良かつ流動性の高い固定利付負債性金融商品に対して行われており、契約上の利息を回収するために保有され保険契約に基づく契約上の義務を満たすために随時バランス再調整されます。

貯蓄性保険の商品ラインの保険契約の基礎となる資産、又は、裁量権付有配当投資契約及び裁量権付有配当投資契約以外の投資契約の裏付けとなる負債性金融商品のポートフォリオは、公正価値ベースで管理されているポートフォリオの一部であり、強制的にFVPLに分類されます。

死亡保険、貯蓄性保険及び損害保険の商品ラインの保険契約の裏付けとなる負債性金融商品のポートフォリオの残りの部分は、1つのポートフォリオとして管理されています。Value保険グループは、追加的な分析を行い、これらの負債性金融商品の多くについて、FVPLとしての任意指定は全体として会計上のミスマッチを著しく低減せると判断しています。これは、一般測定モデル又は保険料分配アプローチ(発生保険金に係る負債の測定に適用される)に基づく保険契約の測定が、長期かつ現在価値という性質を有しており、それらの保険金融費用が純損益に計上される結果です。これらの保険金融費用は、投資ポートフォリオからのリターンにより部分的に相殺されます。

保険料分配アプローチにより測定された契約の残存カバーに係る負債は割り引かれておらず、そのため、これらの契約から生じる保険料の投資に係る金利リスクについて会計上のミスマッチの主張を正当化するような保険金融費用が発生しない点には留意が必要です。本ひな型では、単純化のため、これらの保険料は、短期証券に投資されていると考えています。しかし、実際には、これらの保険料は、より多様な金融商品のポートフォリオに投資され、それらは基礎となる投資資産を保有していない複数の投資契約ポートフォリオや保険契約ポートフォリオの裏付けとなっている可能性があります。

剩余ポートフォリオ(発行した保険契約や投資契約の裏付けとなっていない余剰投資資産のポートフォリオ)の一部であり、資金管理目的で使用される現金及び現金同等物は、償却原価で測定されます。剩余ポートフォリオで保有されSPPI要件を満たす国債は、回収及び売却のために保有するモデルで管理されており、FVOCIで測定されます。自己のリスク及びリターンのために剩余ポートフォリオで保有される他の全ての金融商品は、公正価値ベースで積極的に運用されており、FVPLで強制的に測定される資産を表しています。

裁量権付有配当投資契約の裏付けとなる負債性金融商品のポートフォリオから生じる金利リスクの一部を低減するために、Value保険グループはデリバティブを保有している可能性があります。これらに重要性がないという仮定のもと、詳細な開示は行われていません。

商品ラインごとの金融資産の帳簿価額は、以下のとおりです。

IFRS 17(111)	20X5年12月31日	有配当						合計
		死亡保険	貯蓄性保険	直接連動 有配当 保険契約	裁量権付 有配当 投資契約	裁量権付 有配当投資 契約以外の 投資契約	損害保険	
基礎となる資産								
国債	-	1,440	9,167	1,822	692	-	-	13,121
その他の債券	-	10,556	51,946	13,365	5,075	-	-	80,942
株式	-	7,998	-	-	3,845	-	-	11,843
	-	19,994	61,113	15,187	9,612	-	-	105,906
その他投資								
現金及び現金同等物	-	-	-	-	-	-	20,866	20,866
国債	2,732	16,634	-	-	-	11,242	13,473	44,081
その他の債券	1,675	10,195	-	-	-	6,890	45,790	64,550
株式	-	-	-	-	-	-	30,527	30,527
デリバティブ	-	-	-	-	-	-	290	290
	4,407	26,829	-	-	-	18,132	110,946	160,314
投資資産並びに現金及び現金同等物合計	4,407	46,823	61,113	15,187	9,612	18,132	110,946	266,220
IFRS 17(111)	20X4年12月31日	有配当						合計
		死亡保険	貯蓄性保険	直接連動 有配当 保険契約	裁量権付 有配当 投資契約	裁量権付 有配当投資 契約以外の 投資契約	損害保険	
基礎となる資産								
国債	-	859	7,683	1,569	634	-	-	10,745
その他の債券	-	6,298	43,538	11,503	4,653	-	-	65,992
株式	-	4,771	-	-	3,525	-	-	8,296
	-	11,928	51,221	13,072	8,812	-	-	85,033
その他投資								
現金及び現金同等物	-	-	-	-	-	-	26,377	26,377
国債	680	6,950	-	-	-	7,287	11,593	26,510
その他の債券	417	4,260	-	-	-	4,466	36,878	46,021
株式	-	-	-	-	-	-	24,585	24,585
デリバティブ	-	-	-	-	-	-	97	97
	1,097	11,210	-	-	-	11,753	99,530	123,590
投資資産並びに現金及び現金同等物合計	1,097	23,138	51,221	13,072	8,812	11,753	99,530	208,623

IFRS 17(111)

PwCの解説—変動手数料アプローチにより測定される契約の基礎となる項目の構成の開示

変動手数料アプローチにより測定される契約について、企業は、基礎となる項目の構成の記述及び公正価値の開示が要求されています。Value保険グループは、全ての基礎となる項目を保有する方針です。従って、Value保険グループは、上表に示したように、投資資産の残高の中で基礎となる資産の構成の詳細を開示することにより、この開示要求を満たしています。

また、Value保険グループは、変動手数料アプローチ以外により測定される契約に係る基礎となる項目や保険契約負債の裏付けとなる資産の構成に関する情報を、商品ラインごとに開示しています。これは、IFRS第17号111項の明示的な要求事項ではありませんが、実務上可能な場合には、この開示により、全ての商品ラインのポートフォリオの資産クラスの全体像が表示され、全てのポートフォリオの保有額の合計と調整されます。

IAS 1(61)

保有している現金及び現金同等物は、全て流動項目です。投資資産のうち流動項目の金額は、21,461百万円(20X4年の金額は22,177百万円)です。

3.4.**投資契約負債の調整表**

以下の表は、投資契約負債の期首残高と期末残高の調整表です。

	20X5年	20X4年
期首残高—1月1日	8,812	8,235
拠出金の受取	2,272	1,817
給付の支払	(2,110)	(1,805)
基礎となる資産に対する投資リターン	756	672
資産運用報酬	(118)	(107)
期末残高—12月31日	9,612	8,812

投資契約負債のうち流動項目は、注記2.3「連結貸借対照表の構成」において開示されています。

IFRS 7(10)(a)

IFRS 9(B5.7.15)

上記の調整表における基礎となる資産に対する投資リターンは、市場の状況の変化による投資契約負債の公正価値の変動を表しています。投資者に支払われる金額は、基礎となる資産の運用成績に基づいて契約上決定されます。この特性が負債の公正価値に与える影響は、資産固有の履行リスクであり、負債の信用リスクではありません。従って、公正価値の利得又は損失は、その他の包括利益に配分されません。

3.5.**投資収益及び保険金融費用**

IFRS 17(110)

PwCの解説—保険金融収益又は費用の開示及び説明

企業は、報告期間の保険金融収益又は費用の合計額を開示して説明する必要があります。さらに、基準は、保険金融収益又は費用と資産に対する投資収益との関係を、純損益及びOCIに認識された金融収益又は費用の源泉を利用者が評価できるように説明を要求しています。これは、特に、契約上リンクしている期間がより長い契約に関連します。

この要求事項を満たすため、以下の表は、投資収益を基礎となる資産とその他の資産とに区分した詳細及び保険金融費用の詳細を開示しています。また、追加の表において、純損益又はOCIに認識した金額を示しています。

IFRS第17号110項は、要求事項を満たす方法を規定していないため、他の表示形式も要求事項を満たす可能性があります。以下の表では、商品ラインごとに投資収益及び保険金融費用並びにその結果である正味収益又は正味費用を示しています。

投資収益(純額)及び保険金融費用(純額)の商品ラインごとの分析は、以下のとおりです。

IFRS 17(110)	20X5年	死亡保険	貯蓄性 保険	有配当				損害保険	その他	合計
				直接連動 有配当 保険契約	裁量権付 有配当 投資契約	裁量権付 投資契約	裁量権付 有配当 投資契約以外の 投資契約			
投資収益又は費用—基礎となる資産										
純損益を通じて公正価値で測定する投資以外の金融資産に係る金利収益	-	-		2,157	-	-	-	-	-	2,157
純損益を通じて公正価値で測定する投資に係る正味利得	-	1,311	-	204	756	-	-	-	-	2,271
信用減損損失(純額)	-	-	(30)	-	-	-	-	-	-	(30)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る正味利得	-	-	464	-	-	-	-	-	-	464
投資収益(純額)—基礎となる資産	-	1,311	2,591	204	756	-	-	-	-	4,862
投資収益又は費用—その他の投資										
純損益を通じて公正価値で測定する投資以外の金融資産に係る金利収益	-	-	-	-	-	-	-	-	539	539
純損益を通じて公正価値で測定する投資に係る正味利得	1,172	1,602	-	-	-	-	-	1,532	4,552	8,858
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による正味利得	-	-	-	-	-	-	-	-	22	22
信用減損損失(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	(10)	(10)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る正味利得	-	-	-	-	-	-	-	-	40	40
投資収益(純額)—その他の投資	1,172	1,602	-	-	-	-	-	1,532	5,143	9,449
投資収益又は費用—その他										
投資契約負債の純変動	-	-	-	-	(756)	-	-	-	-	(756)
投資不動産の公正価値修正による正味利得	-	-	-	-	-	-	-	-	157	157
投資収益(純額)—その他	-	-	-	-	(756)	-	-	157	(599)	
投資収益(純額)合計	1,172	2,913	2,591	204	-	1,532	5,300	13,712		
発行した保険契約からの金融収益又は費用										
変動手数料アプローチにより測定される契約の基礎となる資産の価値の変動	-	-	(2,654)	-	-	-	-	-	-	(2,654)
発生計上した利息	(3,265)	(2,380)	-	(506)	-	(503)	-	-	-	(6,654)
金利及びその他の金融リスクに関連する仮定の変更の影響	827	464	-	100	-	15	-	-	-	1,406
ロックイン金利で契約上のサービス・マージンをアンロックする際の現在の金利での履行キャッシュ・フローの変動の影響	4	6	-	(2)	-	-	-	-	-	8
為替差額	-	-	-	209	-	-	-	-	-	209
発行した保険契約からの金融費用	(2,434)	(1,910)	(2,654)	(199)	-	(488)	-	(7,685)		
保有している再保険契約からの金融収益 又は費用										
発生計上した利息	2,218	-	-	-	-	-	11	-	-	2,229
金利及びその他の金融リスクに関連する仮定の変更の影響	(616)	-	-	-	-	-	-	-	-	(616)
ロックイン金利で契約上のサービス・マージンをアンロックする際の現在の金利での履行キャッシュ・フローの変動の影響	(3)	-	-	-	-	-	-	-	-	(3)
保有している再保険契約からの金融収益	1,599	-	-	-	-	-	11	-	-	1,610
保険金融費用(純額)	(835)	(1,910)	(2,654)	(199)	-	(477)	-	(6,075)		

IFRS 17(110)	20X5年	死亡保険	貯蓄性保険	有配当				合計
				直接連動 有配当 保険契約	裁量権付 有配当 投資契約	裁量権付 有配当 投資契約 以外の 投資契約	損害保険	
純損益に認識した金額の要約								
投資収益(純額)—基礎となる資産	-	1,311	2,197	204	756	-	-	4,468
投資収益(純額)—その他の投資	1,172	1,602	-	-	-	1,532	5,111	9,417
投資収益(純額)—その他	-	-	-	-	(756)	-	157	(599)
保険金融費用(純額)	(835)	(1,910)	(2,197)	(199)	-	(477)	-	(5,618)
	337	1,003	-	5	-	1,055	5,268	7,668
その他の包括利益に認識した金額の要約								
投資収益(純額)—基礎となる資産	-	-	394	-	-	-	-	394
投資収益(純額)—その他の投資	-	-	-	-	-	-	32	32
保険金融費用(純額)	-	-	(457)	-	-	-	-	(457)
	-	-	(63)	-	-	-	32	(31)
認識した金額の要約								
保険サービス損益	2,416	2,676	636	137	-	1,901	-	7,766
投資収益(純額)	1,172	2,913	2,591	204	-	1,532	5,300	13,712
保険金融費用(純額)	(835)	(1,910)	(2,654)	(199)	-	(477)	-	(6,075)
保険及び投資損益(純額)	2,753	3,679	573	142	-	2,956	5,300	15,403

IFRS 17(110)	20X4年	死亡保険	貯蓄性 保険	有配当				損害保険	その他	合計
				直接連動 有配当 保険契約	裁量権付 有配当 投資契約	裁量権付 有配当 投資契約 以外の 投資契約				
投資収益又は費用—基礎となる資産										
純損益を通じて公正価値で測定する投資以外の金融資産に係る金利収益	-	-	-	1,855	-	-	-	-	-	1,855
純損益を通じて公正価値で測定する投資に係る正味利得	-	767	-	326	672	-	-	-	-	1,765
信用減損損失(純額)	-	-	(23)	-	-	-	-	-	-	(23)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る正味利得	-	-	304	-	-	-	-	-	-	304
投資収益(純額)—基礎となる資産	-	767	2,136	326	672	-	-	-	-	3,901
投資収益又は費用—その他の投資										
純損益を通じて公正価値で測定する投資以外の金融資産に係る金利収益	-	-	-	-	-	-	-	-	466	466
純損益を通じて公正価値で測定する投資に係る正味利得	824	890	-	-	-	1,354	3,381	6,449		
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による正味利得	-	-	-	-	-	-	-	13	13	
信用減損損失(純額)	-	-	-	-	-	-	-	(8)	(8)	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る正味利得	-	-	-	-	-	-	-	23	23	
投資収益(純額)—その他の投資	824	890	-	-	-	1,354	3,875	6,943		
投資収益又は費用—その他										
投資契約負債の純変動	-	-	-	-	(672)	-	-	-	-	(672)
投資不動産の公正価値修正による正味利得	-	-	-	-	-	-	-	552	552	
投資収益(純額)—その他	-	-	-	-	(672)	-	552	(120)		
投資収益(純額)合計	824	1,657	2,136	326	-	1,354	4,427	10,724		
発行した保険契約からの金融収益又は費用										
変動手数料アプローチにより測定される契約の基礎となる資産の価値の変動	-	-	(2,190)	-	-	-	-	-	-	(2,190)
発生計上した利息	(2,230)	(1,356)	-	(423)	-	(443)	-	-	-	(4,452)
金利及びその他の金融リスクに関連する仮定の変更の影響	1,388	958	-	(22)	-	13	-	-	-	2,337
ロックイン金利で契約上のサービス・マージンをアンロックする際の現在の金利での履行キャッシュ・フローの変動の影響	17	27	-	1	-	-	-	-	-	45
為替差額	-	-	-	143	-	-	-	-	-	143
発行した保険契約からの金融費用	(825)	(371)	(2,190)	(301)	-	(430)	-	(4,117)		
保有している再保険契約からの金融収益又は費用										
発生計上した利息	1,484	-	-	-	-	-	27	-	-	1,511
金利及びその他の金融リスクに関連する仮定の変更の影響	(998)	-	-	-	-	-	-	-	-	(998)
ロックイン金利で契約上のサービス・マージンをアンロックする際の現在の金利での履行キャッシュ・フローの変動の影響	(12)	-	-	-	-	-	-	-	-	(12)
保有している再保険契約からの金融収益	474	-	-	-	-	-	27	-	-	501
保険金融費用(純額)	(351)	(371)	(2,190)	(301)	-	(403)	-	(3,616)		

IFRS 17(110)	20X4年	死亡保険	貯蓄性保険	有配当				合計
				直接連動 有配当 保険契約	裁量権付 有配当 投資契約	裁量権付 有配当 投資契約 以外の 投資契約	損害保険	
純損益に認識した金額の要約								
投資収益(純額)—基礎となる資産	-	767	1,877	326	672	-	-	3,642
投資収益(純額)—その他の投資	824	890	-	-	-	1,354	3,858	6,926
投資収益(純額)—その他	-	-	-	-	(672)	-	552	(120)
保険金融費用(純額)	(351)	(371)	(1,877)	(301)	-	(403)	-	(3,303)
	473	1,286	-	25	-	951	4,410	7,145
その他の包括利益に認識した金額の要約								
投資収益(純額)—基礎となる資産	-	-	259	-	-	-	-	259
投資収益(純額)—その他の投資	-	-	-	-	-	-	17	17
保険金融費用(純額)	-	-	(313)	-	-	-	-	(313)
	-	-	(54)	-	-	-	17	(37)
認識した金額の要約								
保険サービス損益	2,037	2,309	524	143	-	2,450	-	7,463
投資収益(純額)	824	1,657	2,136	326	-	1,354	4,427	10,724
保険金融費用(純額)	(351)	(371)	(2,190)	(301)	-	(403)	-	(3,616)
保険及び投資損益(純額)	2,510	3,595	470	168	-	3,401	4,427	14,571

金融商品の各クラスに係る正味利得又は正味損失の測定区分ごとの内訳は、以下のとおりです。

IFRS 17(110)	20X5年	償却原価	他の包括利益を通じた公正価値		純損益を通じた公正価値		合計
			指定	強制	指定	強制	
純損益を通じて公正価値で測定する投資以外の金融資産に係る金利収益							
IFRS 7(20)(b)	現金及び現金同等物	194	-	-	-	-	194
国債	-	-	669	-	-	-	669
その他の債券	-	-	1,833	-	-	-	1,833
	194	-	2,502	-	-	-	2,696
純損益を通じて公正価値で測定する投資に係る正味利得							
IFRS 7(20)(a)(i)	国債	-	-	-	2,670	176	2,846
その他の債券	-	-	-	1,636	3,225	4,861	
株式	-	-	-	-	3,058	3,058	
デリバティブ	-	-	-	-	364	364	
	-	-	-	4,306	6,823	11,129	
その他							
投資契約負債の純変動	-	-	-	(756)	-	-	(756)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る正味利得	-	-	504	-	-	-	504
IFRS 7(20)(a)(vi)	償却原価で測定する金融資産の認識の中止による正味利得	22	-	-	-	-	22
信用減損損失(純額)	(4)	-	(36)	-	-	-	(40)
	18	-	468	(756)	-	-	(270)
金利収益及び投資収益合計	212	-	2,970	3,550	6,823	13,555	
純損益に認識した金額	212	-	2,544	3,550	6,823	13,129	
その他の包括利益に認識した金額	-	-	426	-	-	-	426
金利収益及び投資収益合計	212	-	2,970	3,550	6,823	13,555	

IFRS 17(110)	20X4年	償却原価		その他の包括利益を通じた公正価値		純損益を通じた公正価値		合計
		指定	強制	指定	強制	指定	強制	
純損益を通じて公正価値で測定する投資以外の金融資産に係る金利収益								
	現金及び現金同等物	165	-	-	-	-	-	165
	国債	-	-	580	-	-	-	580
	その他の債券	-	-	1,576	-	-	-	1,576
		165	-	2,156	-	-	-	2,321
純損益を通じて公正価値で測定する投資に係る正味利得								
	国債	-	-	-	1,902	145	2,047	
	その他の債券	-	-	-	1,166	2,597	3,763	
	株式	-	-	-	-	2,292	2,292	
	デリバティブ	-	-	-	-	112	112	
		-	-	-	3,068	5,146	8,214	
その他								
	投資契約負債の純変動	-	-	-	(672)	-	-	(672)
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る正味利得	-	-	327	-	-	-	327
IFRS 7(20)(a)(vi)	償却原価で測定する金融資産の認識の中止による正味利得	13	-	-	-	-	-	13
	信用減損損失(純額)	(4)	-	(27)	-	-	-	(31)
		9	-	300	(672)	-	-	(363)
金利収益及び投資収益合計		174	-	2,456	2,396	5,146	10,172	
純損益に認識した金額		174	-	2,180	2,396	5,146	9,896	
その他の包括利益に認識した金額		-	-	276	-	-	-	276
金利収益及び投資収益合計		174	-	2,456	2,396	5,146	10,172	

3.6.

公正価値測定

PwCの解説—公正価値の開示

以下のひな型は、IFRS第9号に従って測定される金融資産及び金融負債に限定されています。多くの場合、保険会社は、IFRS第13号に従って公正価値測定の開示が要求される他の残高を保有しています。

3.6.1.

公正価値ヒエラルキー

IFRS 13(73)

当社グループは、公正価値で測定されている金融資産又は金融負債を、全体の測定にとって重大なインプットのうち最も低いレベルのインプットと同じレベルの公正価値測定に区分しています。

当社グループは、インプットの種類に基づいて公正価値測定を以下のように区分しています。

IFRS 13(76),(91)(a)

レベル1：活発な市場で取引されている金融商品（例えば、上場株式、上場債券及び上場デリバティブ等）の公正価値は、各報告期間の末日現在の相場価格に基づいています。当社グループが保有している金融資産に用いられる相場価格は、現在のビッド価格です。当該金融商品は、レベル1に含まれます。

IFRS 13(81)(91)(a)

レベル2：活発な市場で取引されていない金融商品の公正価値は、評価技法を用いて測定されます。これらの評価技法では、観察可能な市場データの使用を最大限とし、企業独自の見積りの使用は可能な限り最小限とします。金融商品の公正価値測定に必要な全ての重大なインプットが観察可能な場合、当該金融商品はレベル2に含まれます。

IFRS 13(86) レベル3:1つ又は複数の重大なインプットが観察可能な市場データに基づかない場合、当該金融商品はレベル3に含まれます。当社グループは、前報告期間及び当報告期間においてレベル3の投資を保有していません。

IFRS 13(93)(c) 前報告期間及び当報告期間における経常的な公正価値測定に関して、レベル1とレベル2の間の振替はありませんでした。

IFRS 13(95) 当社グループは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替について、各報告期間の末日時点で生じたと見なす方針を採用しています。

公正価値の算定に用いる評価技法

IFRS 13(91)(a),(93)(d) 金融商品の評価に用いる具体的な評価技法には、以下が含まれます。

- 類似の金融商品の相場価格又はディーラー価格の使用
- 観察可能なイールド・カーブに基づく将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りとして算定される金利スワップの公正価値
- 貸借対照表日現在の先物為替レートを用いて算定される為替予約の公正価値
- 割引キャッシュ・フロー分析を用いて算定される残りの金融商品の公正価値

IFRS 13(93)(b) 結果として、公正価値の見積りは、全てレベル2に含まれます。

PwCの解説—開示要求：公正価値測定

本ひな型では、公正価値測定に関する開示は簡素にしています。IFRS第13号の目的は、財務諸表の利用者が次の両方を評価するのに役立つ情報の開示にあります。

- a. 当初認識後に貸借対照表において経常的又は非経常的に公正価値で測定する資産及び負債については、評価技法及び当該測定を作成するのに用いたインプット
- b. 重大な観察可能でないインプット(レベル3)を用いた経常的な公正価値測定については、その測定が当期の純損益又はOCIに与える影響

これらの目的を満たすために、企業は以下の全てを考慮しなければなりません。

- a. 開示要求を満たすのに必要な詳細さのレベル
- b. さまざまな要求のそれぞれにどの程度の重点を置くべきか
- c. どの程度の集約又は分解を行うべきか
- d. 財務諸表の利用者が開示された定量的情報を評価するために、追加的な情報を必要とするかどうか

IFRS第13号で要求されるレベル3の金融資産に関するひな型については、PwCが公表している「IFRS 9 for banks — Illustrative disclosures」を参照ください。

3.6.2.

連結貸借対照表で認識されている公正価値測定

この注記は、金融商品を公正価値ヒエラルキーのレベル別に区分しています。

IFRS 7(6),(25)-(26)
IFRS 13(93)(b),(94)

	20X5年			20X4年		
	レベル1	レベル2	合計	レベル1	レベル2	合計
純損益を通じて公正価値で測定する投資資産						
国債	-	34,562	34,562	-	17,979	17,979
その他の債券	-	93,546	93,546	-	68,475	68,475
株式	42,370	-	42,370	32,881	-	32,881
デリバティブ	-	290	290	-	97	97
	42,370	128,398	170,768	32,881	86,551	119,432
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する投資資産						
国債	-	22,640	22,640	-	19,276	19,276
その他の債券	-	51,946	51,946	-	43,538	43,538
	-	74,586	74,586	-	62,814	62,814
公正価値で測定する投資資産合計	42,370	202,984	245,354	32,881	149,365	182,246
投資契約負債	-	9,612	9,612	-	8,812	8,812

PwC解説—投資契約負債の分類

Value保険グループは、FVPLとして指定された裁量権付有配当投資契約以外の投資契約を発行しています。本ひな型において、これらの投資契約は、活発な市場における市場価格がなく、また、容易に入手可能な公表価格がないため、その公正価値は評価技法を用いて算定されると仮定しています。また、評価に使用された全ての重大なインプットは観察可能であり、これらの投資契約負債はレベル2に区分されると仮定しています。投資商品の性質及び評価方法並びにインプットによっては、他のレベル区分となる可能性もあります。

3.6.3.

公正価値で測定されていない金融商品

IFRS 7(29)(a)

現金及び現金同等物、変動金利の劣後社債、その他の金融資産並びにその他の金融負債の帳簿価額は、その公正価値に近似しています。

3.7.

金融商品に係る信用リスク

IFRS 7(33)(a)

信用リスクとは、金融商品の一方の当事者が債務を履行できなくなり、他方の当事者が財務的損失を被るリスクをいいます。保有している再保険契約から生じる信用リスクについては、注記6.1「保険引受リスク及び金融リスク管理」に記載しています。

金融商品に係る信用リスクの管理

IFRS 7(33)(b),(35B)(a)

当社グループは、執行リスク委員会が承認した信用リスク管理方針を策定しており、これは信用リスクの測定、管理、監視及び報告の方法を規定しています。信用リスク管理方針の遵守状況の監督は、信用リスク委員会に委任されています。信用リスク管理方針の遵守自体は、信用リスク管理部門及びアセット・マネージャーにより行われます。信用リスク管理方針は少なくとも年に1回見直しを行い、必要に応じて執行リスク委員会の承認を経て変更されます。信用リスク管理部門は四半期ごとに信用リスク委員会に報告を行います。

当社グループは、執行リスク委員会が設定したリスク選好の範囲内における信用リスク限度枠の設定により、信用リスクを管理しています。アセット・マネージャーは、これらの与信限度枠の範囲内で業務を執行し、信用リスク管理部門は、与信限度枠を超過していないかを監視します。

与信限度枠は、個々の相手先、地理的な集中及び産業的な集中について設定されています。当社グループの方針は、優良で、流動性の高い(すなわち、投資適格である)金融商品への投資です。信用リスクが著しく悪化した場合には、当社グループの方針により、これらの投資を売却し、代わりに優良で流動性の高い金融商品を購入します。当社グループは、信用リスク管理にクレジット・デリバティブ商品を利用していません。

予想信用損失モデル

IFRS第9号は、以下に要約したとおり、減損について、当初認識以降の信用度の変化に基づく3ステージ・モデルを示しています。

- ・ 当初認識時に信用減損していない金融商品はステージ1に区分され、当社グループによりその信用リスクが継続的に監視されます。
- ・ 当初認識以降に信用リスクの著しい増大が識別された場合、当該金融商品はステージ2に移行しますが、まだ信用減損とはみなされません。
- ・ 金融商品が信用減損している場合、当該金融商品はステージ3に移行します。
- ・ ステージ1の金融商品については、全期間の予想信用損失のうち、今後12カ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる部分に等しい金額で予想信用損失が測定されます。ステージ2又はステージ3の商品については、全期間ベースの予想信用損失が測定されます。
- ・ IFRS第9号に従った予想信用損失の測定における全般的な概念は、将来予測的な情報の考慮です。
- ・ 購入又は組成した信用減損金融資産とは、当初認識時に信用減損している金融資産です。これらについては、常に全期間ベースの予想信用損失が測定されます(ステージ3)。

以下の図は、IFRS第9号に基づく減損の要求事項の要約です(購入又は組成した信用減損金融資産を除く)。

当初認識以降の信用度の変動		
ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3
(当初認識) 12カ月の予想信用損失	(当初認識以降の信用リスクの著しい増大) 全期間の予想信用損失	(信用減損金融資産) 全期間の予想信用損失

IFRS 7(35F)(b),(d),
(35G)(a)(iii),(B8A)(a)

債務不履行及び信用減損金融資産の定義

当社グループは、以下の要件の1つ以上を満たす場合、金融商品は信用減損していると定義しており、これは信用減損の定義と完全に合致しています。

定量的要件

借手が契約上の支払を90日超期日経過している

定性的要件

借手が支払要件を満たす見込みがない場合、借手における重大な財政上の困難を示しています。以下はその例です。

- ・ 借手が長期間の支払猶予状態にある
- ・ 借手が支払不能である
- ・ 借手が財務特約条項に違反している
- ・ 当該金融資産に関する活発な市場が財政上の困難により消滅した
- ・ 貸手が借手の財政上の困難に関連して譲歩した
- ・ 借手が破産する可能性が高くなつた
- ・ 金融資産が発生した信用損失を反映するディープ・ディスカウントで購入又は組成された

上記の要件は、当社グループが保有している全ての金融商品に適用されており、社内の信用リスク管理目的で使用される債務不履行の定義と整合的です。債務不履行の定義は、当社グループの予想損失計算における債務不履行確率、債務不履行時のエクスポージャー及び債務不履行時損失率と整合的にモデルに適用されています。

IFRS 7(B8A)(c)

金融商品が6ヶ月間連続して債務不履行要件のいずれも満たさなかった場合、もはや債務不履行状態にはない(すなわち、回復した)とみなされます。この6ヶ月という期間は、金融商品が回復後に債務不履行状態に戻る可能性を、さまざまな回復の定義を用いて検討した分析に基づいて決定されています。

IFRS 7(35G)(a)

予想信用損失の測定—インプット、仮定及び見積技法の説明

予想信用損失は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大が発生したかどうか又は資産が信用減損しているとみなされるかどうかにより、12ヶ月又は全期間ベースのいずれかで測定されます。予想信用損失は、債務不履行確率、債務不履行時のエクスポージャー及び債務不履行時損失率の積を割り引いた結果であり、各項目は、以下のように定義されます。

- ・債務不履行確率は、借手の財務的義務に関する債務不履行(上記の債務不履行及び信用減損金融資産の定義に従う)が、今後12ヶ月(12ヶ月の債務不履行確率)又は当該義務の残存期間(全期間の債務不履行確率)にわたって発生する可能性を表しています。
- ・債務不履行時のエクspoージャーは、当社グループが今後12ヶ月又は残存期間にわたって、債務不履行時に負担すると予想する金額に基づきます。
- ・債務不履行時損失率は、債務不履行となったエクspoージャーによる損失の程度についての当社グループの予想を表しています。債務不履行時損失率は、借手の種類、請求権の種類及び優先順位並びに担保その他の信用補完の利用可能性により異なります。債務不履行時損失率は、債務不履行時のエクspoージャー単位当たりの損失率として表され、12ヶ月又は全期間ベースで計算されます。12ヶ月の債務不履行時損失率は、今後12ヶ月間に債務不履行が発生した場合に予想される損失率であり、全期間の債務不履行時損失率は、債権の予想残存期間に債務不履行が発生した場合に予想される損失率です。

予想信用損失は、個々のエクspoージャーごと又は集合的なセグメントごとの、将来の各月の債務不履行確率、債務不履行時損失率及び債務不履行時のエクspoージャーの予測により決定されます。これら3つの構成要素は、乗算され、生存率(すなわち、エクspoージャーが早期償還又は早期の債務不履行とならない)について調整されます。これにより、将来の各月の予想信用損失が有効に計算され、それを報告期間の末日まで割り引き、合計します。予想信用損失の計算で使用される割引率は、当初の実効金利又はその近似値です。

IFRS 7(35G)(a)(ii)

全期間の債務不履行確率は、現在の12ヶ月の債務不履行確率に満期プロファイルを適用して設定されます。満期プロファイルは、金融商品のポートフォリオの債務不履行が当初認識時点から当該金融商品の残存期間にわたってどのように進展するかを表します。満期構成は、過去に観察されたデータに基づいており、同じポートフォリオ内及び同じ信用格付帯の全ての資産について同じであると仮定されています。これは、実績に対する分析により裏付けられています。

将来予測的な経済情報は、12ヶ月及び全期間の債務不履行確率、債務不履行時のエクspoージャー及び債務不履行時損失率の決定にも考慮されています。これらの仮定は、商品の種類により異なります。

予想信用損失の計算の基礎となる仮定は、四半期ごとに監視及びレビューされます。

IFRS 7(35G)(c)

当報告期間において、見積技法又は重要な仮定に重要な変更はありません。

IFRS 7(35F)(a)

信用リスクの著しい増大

IFRS 7(35G)(a)(ii)

当社グループは、以下の定量的要件、定性的要件又は安全装置要件のうち1つ以上を満たした場合には、金融商品は信用リスクの著しい増大が生じたとみなしています。

定量的要件

閾値は、報告期間の末日現在の残りの全期間の債務不履行確率が、エクspoージャーが最初に認識された時点で予想した報告期間の末日における残りの全期間の債務不履行確率と比較して著しく増大したかを判定するために設定されています。

定性的要件

負債性金融商品については、当該金融商品が以下の要件の1つ以上を満たしている場合

- ・ 信用スプレッドの著しい増大
- ・ 借手が営業している事業、財務状況及び経済状況の著しく不利な変化
- ・ 実際の又は予想される、支払猶予又はリストラチャーリング
- ・ 借手の営業成績の実際の又は予想される著しく不利な変化
- ・ 債務不履行のリスクを増大させると予想される担保価値の著しい変化(保全された信用枠のみ)

信用リスクの著しい増大の評価は、将来予測的な情報を織り込んでおり、借手レベルで定期的に実施されます。信用リスクの著しい増大を識別するために用いられる要件は、独立した信用リスク管理チームにより定期的にその適切性を監視及びレビューされます。

PwCの解説—信用リスクの著しい増大の判定要件の開示

上記のひな型では、首尾一貫した要件が各ポートフォリオに適用されています。実務上、信用リスクの著しい増大は、このようないぐるーピングに含まれる異なる商品又はポートフォリオごとに異なる方法で判定される可能性があり、その場合、上記の開示はそれに応じて調整されます。

IFRS 7(35F)(a)(ii)

安全装置要件

借手が契約上の支払を30日超期日経過した場合、安全装置が適用され、負債性金融商品は信用リスクの著しい増大が生じたとみなされます。

IFRS 7(35F)(a)(i)

信用リスクの低い負債性金融商品

当社グループは、以下の条件を満たす場合、低い信用リスクによる免除を金融商品に適用しています。

- ・ 当該金融商品の債務不履行のリスクが低く、
- ・ 借手が近い将来に義務を履行するための強い能力を有しており、かつ、
- ・ 長期的な経済状況及び事業状況の不利な変化が、借手が義務を履行する能力を低下させる可能性があるが、必ずしも低下させるとは限らないと当社グループが予想している

当社グループは、信用リスクの低い金融資産の定義を、当社グループの信用格付方針に基づき、報告期間の末日現在において「投資適格」である金融資産としています。このような金融商品については、信用リスクの著しい増大は評価されず、金融資産が上記の要件を満たす限り、損失評価引当金は12カ月の予想信用損失を用いて測定されます。

IFRS 7(35G)(b)

予想信用損失モデルに組み込まれた将来予測的な情報

信用リスクの著しい増大の評価及び予想信用損失の計算は、いずれも将来予測的な情報を組み込んでいます。当社グループは、過去分析を実施し、各ポートフォリオの信用リスク及び予想信用損失に影響を与える主要な経済変数を識別しています。

これらの経済変数並びに債務不履行確率、債務不履行時のエクスポージャー及び債務不履行時損失率に与える影響は、金融商品ごとに異なります。このプロセスでは、専門的な判断も適用されています。これらの経済変数の予測(基本経済シナリオ)は、今後5年の経済に関する最善の見積りであり、当社グループのエコノミクス・チームにより四半期ごとに報告されます。5年より後については、各金融商品の残存期間全体の経済変数を予測するために、平均回帰アプローチを用いています。これは、経済変数が、2年から5年の期間にわたる長期平均レート(例えば、失業率)又は長期平均成長率(例えば、GDP)のいずれかとの関連を有する傾向の存在を意味します。これらの経済変数が債務不履行確率、債務不履行時のエクspoージャー及び債務不履行時損失率に与える影響は、これらの変数の変動が過去に債務不履行確率並びに債務不履行時損失率及び債務不履行時のエクspoージャーの構成要素に与えた影響を理解するために、回帰分析の実施により決定されます。

基本経済シナリオに加え、当社グループのエコノミスト・チームは、その他の生じ得るシナリオもそのウェイト付けとともに報告します。使用されたその他のシナリオの数は、非線形性を確実に捕捉するために、主要な商品種類ごとの分析に基づいて設定されます。シナリオの数とその属性は、各報告期間の末日に再評価されます。信用リスクの著しい増大の評価は、関連するシナリオでウェイト付けした、それぞれの基礎及びシナリオに基づく全期間の債務不履行確率を使用し、定性的指標及び安全装置とともに実施されます。これにより、全ての金融商品がステージ1、ステージ2又はステージ3のいずれであるか、及び12カ月の予想信用損失又は全期間の予想信用損失のいずれを計上すべきかが決定されます。この評価に従い、当社グループは、予想信用損失を確率加重した12カ月の予想信用損失(ステージ1)又は確率加重した全期間の予想信用損失(ステージ2及びステージ3)のいずれかとして測定します。これらの確率加重した予想信用損失は、関連する予想信用損失モデルを通じて各シナリオを実行し、適切なシナリオによるウェイト付けにより決定されます(インプットのウェイト付けではありません)。

経済予測と同様に、発生の予測及び可能性は固有の不確実性が高いため、実際の結果は予測と著しく異なる場合があります。当社グループは、これらの予測は生じ得る結果の最善の見積りを表すと考えており、選択されたシナリオが生じ得るシナリオの範囲を適切に代表していると立証するために、当社グループの異なるポートフォリオにおける非線形性と非対称性を分析しています。

IAS 1(125),(129)

PwCの解説—予想信用損失測定の感応度分析

本ひな型は、IAS第1号125項及び129項により要求される感応度を開示していません。保険会社は、これらの開示について、適切な粒度の水準を検討しなければならず、これは、異なるポートフォリオの特性や予想信用損失の計算のどの要素が最も大きな影響を与えるかにより、異なる可能性があります。

予想信用損失から生じる金額

報告期間の期首と期末の間におけるその他の包括利益を通じて公正価値で測定する債券に係る損失評価引当金の変動の内訳は、以下の表のとおりです。

IFRS 7(6),(16A), (35H),(35I)	ステージ1		ステージ2		合計	
	帳簿価額	関連する 損失評価引当金	帳簿価額	関連する 損失評価引当金	帳簿価額	関連する 損失評価引当金
20X5年1月1日現在残高	62,814	(203)	-	-	62,814	(203)
ステージ2への移行 ⁽¹⁾	(1,260)	17	1,260	(20)	-	(3)
組成又は購入	12,057	(23)	-	-	12,057	(23)
満期到来又は売却	(471)	1	(1,228)	20	(1,699)	21
再測定 ⁽²⁾	1,446	(31)	(32)	-	1,414	(31)
減損損失合計⁽³⁾		(36)		-		(36)
20X5年12月31日現在残高	74,586	(239)	-	-	74,586	(239)

⁽¹⁾ ステージ1又はステージ3への移行はないため、表示していません。

⁽²⁾ 損失評価引当金の取り崩しを含みます。

⁽³⁾ 当報告期間において、直接償却及び償却債権取立益はありません。割戻は重要でないため、区分表示していません。

IFRS 7(6),(16A),
(35H),(35I)

	ステージ1		ステージ2		合計	
	帳簿価額	関連する 損失評価引当金	帳簿価額	関連する 損失評価引当金	帳簿価額	関連する 損失評価引当金
20X4年1月1日現在残高	53,732	(176)	-	-	53,732	(176)
ステージ2への移行 ⁽¹⁾	(1,813)	23	1,813	(28)	-	(5)
組成又は購入	8,225	(16)	-	-	8,225	(16)
満期到来又は売却	(913)	2	(1,789)	28	(2,702)	30
再測定 ⁽²⁾	3,583	(36)	(24)	-	3,559	(36)
減損損失合計⁽³⁾		(27)		-		(27)
20X4年12月31日現在残高	62,814	(203)	-	-	62,814	(203)

⁽¹⁾ ステージ1又はステージ3への移行はないため、表示していません。⁽²⁾ 損失評価引当金の取り崩しを含みます。⁽³⁾ 前報告期間において、直接償却及び償却債権取立益はありません。割戻は重要でないため、区分表示していません。IFRS 7(6),(16A),IFRS
7(6),(16A)

純損益を通じた公正価値測定に指定された負債性金融商品に係る信用リスクのエクスポージャーは、49,368百万円(20X4年の金額は24,060百万円)です。信用リスクの変化に起因する当報告期間の公正価値の減少は24百万円(20X4年は18百万円)であり、その変動の累計額は224百万円(20X4年は189百万円)です。これらは、予想信用損失の測定に適用されるアプローチと同様の手法を適用して測定されています。

PwCの解説—損失評価引当金の変動

IFRS 7(35H)

上記に表示された損失評価引当金の変動は、金融商品のクラスごとに表示する必要があります。ローン・コミットメント及び金融保証契約は、区分表示されます。

IAS 1(30)

特定の資産クラスに係る損失評価引当金に重要性がない場合には、他の資産クラスと合計した表示が可能です。

IFRS 7(IG20B)

IFRS第7号35I項は、金融商品の総額での帳簿価額の調整表を明示的には要求していません。ただし、IFRS第7号IG20B項において、同項において要求される情報がどのように開示されるかの例示として、記述的開示に加えて調整表が示されています。本ひな型では、総額での帳簿価額と損失評価引当金の変動を1つの表にまとめました。追加的な定量的開示は行われていませんが、報告期間における金融商品の総額での帳簿価額の変動が、損失評価引当金の変動に与えた影響を理解するために、必要となる場合があります。

IFRS 7(35H)(c)

Value保険グループは、組成又は購入した信用減損金融資産を保有していません。ただし、保険会社がこれらの種類の資産を保有している場合には、列を追加してこれらを区分した表示が要求されます。

IFRS 7(35H)(b)(iii)

該当がある場合、IFRS第9号5.5.15項に従って単純化したアプローチを用いて、損失評価引当金が測定されている営業債権、契約資産又はリース債権についても、(例えば、追加した列に)区分した表示が要求されます。

IFRS 7(35H)

期間にわたる損失評価引当金の変動に対する分析方法を決定する際に、保険会社は、採用された基礎となるモデリング手法、当該手法における予想信用損失の変動要因及びこれらの要因の予想信用損失に対する影響を開示において説明するための最良の方法を考慮しなければなりません。また、保険会社は、区分表示すべき重要な変動要因があるかについても考慮しなければなりません。これらは、例えば、上級経営者のために内部的に作成した分析資料に示されている場合があります。また、異なる種類の金融商品に係る予想信用損失の変動を説明するために、追加の行が必要となる場合もあります。

損失評価引当金の変動が潜在的に複数の行で報告される場合、どのような変動がどの行で報告されるかの説明は、財務諸表の利用者に役立つでしょう。同様に、主要な変動要因の変化による行の順序の変更が、各行の配分に著しい相違を生じる場合には、採用した順序に関する説明が有用でしょう。

また、保険会社は、ステージ間の移行による予想信用損失の変動が、報告期間の開始日又は末日のいずれにおいて測定されるか、及び、ステージ移行の結果としての減損損失の増加又は減少が同一の項目に開示されているか又は区分表示されているかの開示を行うかについても検討しなければなりません。

信用リスク格付

IFRS 7(33)(b)

当社グループは、外部信用リスク格付を入手可能な全ての債券について、外部の信用リスク格付を用いて信用リスクを評価しています。信用格付は、債務不履行リスクがより高いリスク格付ごとに指数関数的に増加するように較正されています。これは、例えば、A格とA-格の債務不履行確率の差が、B格とB-格の債務不履行確率の差よりも小さいという意味です。

信用リスク・エクスポージャー

以下の表は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定され、損失評価引当金が認識されている債券の信用リスク・エクスポージャーの分析です。また、以下の金融資産の帳簿価額は、当該資産に係る当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーも表しています。

IFRS 7(34)(a),(35K)(a), (35M)	信用区分	信用格付	20X5年12月31日	20X4年12月31日
投資適格	A以上	70,845	59,034	
要監視	B, BB, BBB	3,741	3,780	
債務不履行	CC, CCC, SD, D	-	-	
帳簿価額			74,586	62,814

IFRS 7(6),(35K)(a),(35M)

PwCの解説—各開示に適した金融商品のクラスの決定

上表は、IFRS第7号35K項(a)の信用リスクに対する最大エクspoージャーの開示要求だけでなく、IFRS第7号35M項の信用リスク格付ごとの金融資産の総額での帳簿価額の開示要求も満たすよう設計されています。総額での帳簿価額は、IFRS第9号の減損の要求事項に従った金融商品の信用リスクに対する最大エクspoージャーも表す場合が多いため、これらの同じ表による開示により、重複を回避できます。

しかし、IFRS第7号35K項の開示は、金融商品（重要な場合には、ローン・コミットメント及び金融保証契約を含みます）のクラスごとに開示しなければなりません。

IFRS第7号6項は、開示する情報の性質上適切で、当該金融商品の特徴を考慮に入れたクラスへの金融商品のグルーピングを要求しています。クラスが定義されるレベルは、開示要求により異なる可能性があります。

従って、開示される金融商品のクラスを決定する際には判断を適用しなければならず、多くの場合、貸借対照表の表示科目よりも細かいレベルになります。

4. 企業結合

IFRS 3(B64)(a)-(d)

20X5年1月、当社グループは、完全子会社であるValue RO株式会社を通じて、ランオフ事業を行っている自動車保険及び傷害保険の専門性を有するABC保険株式会社の取得を完了しました。この取得により、当社グループは、将来のランオフ取引の実施に必要となる拡張性及び柔軟性を有する専門チーム及び運営体制を獲得しました。

取得の対価、取得した純資産及びのれんの内訳は、以下のとおりです。

IFRS 3(B64)(f)
IAS 7(40)

取得の対価: 子会社の取得のためのキャッシュ・アウトフロー — 取得した現金控除後

現金対価の支払額	2,550
取得した現金残高	(434)
キャッシュ・アウトフロー純額 — 投資活動	2,116
取得関連コスト	57

この取得により認識した資産及び負債は、以下のとおりです。

IFRS 3(B64)(i)
IAS 7(40)(d)

	取得日における公正価値
現金	434
投資資産	9,433
その他の資産	821
保険契約負債	(7,988)
その他の負債	(671)
加算: のれん	521
取得した純資産	2,550

IFRS 3(B64)(e),(k)

のれんは、新しい運営体制による有効性の改善及びコスト削減から期待される将来のシナジーに起因します。税務上は、全額損金算入されます。

IAS 1(38)

20X4年12月31日に終了した報告期間においては、取得はありませんでした。

IFRS 3(B64)(q)

当報告期間の連結包括利益計算書に含まれる取得日以降の被取得企業の保険収益、純損益を通じて公正価値で測定する投資に係る正味利得及び純利益の金額は、それぞれ3,452百万円、421百万円及び248百万円です。

IFRS 3(B67)(d)

当報告期間において、のれんの減損損失は認識されていません。

IFRS 3(61)

取得した保険負債及び金融資産

IFRS 17(B93)

企業結合の一部として取得した保険契約は、取得日において一般測定モデルにより測定されます。当社グループは、取得日において、全ての契約が重大な保険リスクを有しており、保険契約の定義を満たすと考えています。

IFRS 17(B94)

当社グループは、取得日における取得した保険契約の公正価値を7,988百万円と算定しており、履行キャッシュ・フロー7,861百万円及び契約上のサービス・マージン127百万円で構成されています。

金融資産の公正価値は、市場相場価格に基づいて算定しています。

IFRS 17(39) ,(C9A),
(C22A)
IFRS 3(31A)

PwCの解説—保険契約の移転及び企業結合

IFRS第17号39項は、保険契約の移転及びIFRS第3号の範囲に含まれる企業結合の会計処理についての要求事項を規定しています。IFRS第3号31A項は、IFRS第17号の要求事項を参照するように修正が行われ、保険契約グループは、取得日時点で測定されます。

すなわち、企業は、取得した契約が保険契約の定義を満たしているかどうかについて、取得日において評価する必要があります。例えば、過去に発行された契約が、IFRS第17号に基づき保険契約として分類されていたが、取得日において保険リスクの大部分がなくなってしまっており、重大な保険リスクが残っていない場合、契約が保険契約として分類されず、代わりに投資契約として分類されます。

加えて、IFRS第17号が完全遡及により適用された場合、カバー期間、契約上のサービス・マージン、ロックインされた仮定は、取得された子会社の財務諸表と連結グループの財務諸表との間で異なる可能性があります。残存カバーに係る負債か発生保険金に係る負債かという債務の分類にも差異が生じる可能性があります。

例外として、IFRS第17号では、移行時に修正遡及アプローチ又は公正価値アプローチを適用した場合、保険契約の取得前に発生した保険金の決済に係る負債を発生保険金に係る負債として分類する取扱いを認めています。

5. 費用の性質別内訳

前報告期間及び当報告期間に発生した費用の内訳は、以下のとおりです。

IAS 1(104)		20X5				20X4			
		保険獲得 キャッシュ・ フローに起因 する費用 ⁽¹⁾	その他の 直接起因する 費用 ⁽¹⁾	その他の 営業費用	合計	保険獲得 キャッシュ・ フローに起因 する費用 ⁽¹⁾	その他の 直接起因する 費用 ⁽¹⁾	その他の 営業費用	合計
IAS 1(104),(105)	人件費	1,200	10,272	3,126	14,598	1,007	8,496	2,405	11,908
	手数料	10,810	1,302	-	12,112	9,068	1,077	-	10,145
	損害調査費	-	506	-	506	-	419	-	419
IAS 1(104),(105)	減価償却費	130	1,110	338	1,578	122	1,029	291	1,442
	監査、法務及びその他の専門家報酬	-	434	110	544	-	359	108	467
	その他の費用	1,205	843	375	2,423	997	587	295	1,879
	合計	13,345	14,467	3,949	31,761	11,194	11,967	3,099	26,260

IFRS 17(B65)

⁽¹⁾ 保険獲得キャッシュ・フローに起因する費用及びその他の直接起因する費用は、前報告期間及び当報告期間に発生した費用のうち、IFRS第17号の範囲に含まれる発行した保険契約及び保有している再保険契約の履行に直接起因する費用です。このような費用には、発行した保険契約及び保有している再保険契約グループの当初認識以前に資産として認識していた費用を含みます。これらの費用は、IFRS第17号の測定の要求事項に基づき、連結損益計算書において認識されています。注記2.1(d)(i)「履行キャッシュ・フロー」及び注記2.4.1「保険収益及び保険サービス損益」を参照ください。

6. リスク及び自己資本管理(抜粋)

PwCの見解—リスク開示

リスク開示の要求事項には、IFRS第17号及びIFRS第9号の導入に伴う大きな変更はありません。リスク開示に関する変更に関する詳細な情報については、本資料の付録A.3「IFRS第17号の範囲に含まれる契約から生じるリスクの性質及び程度」を参照ください。

本注記は、選択されたリスク開示についての簡素なひな型を示しています。なお、IFRS第17号は、IFRS第17号の範囲に含まれる契約から生じるリスクの開示方法を具体的に規定していないため、このひな型とは異なる開示構成や表示形式もあり得る点に留意ください。

以下のリスク開示に関する要求事項は、本注記ではなく他の箇所に記載されています。

- a. IFRS第17号130項で要求されているクレーム・ディベロップメントに関する開示は、注記2.8.3「クレーム・ディベロップメント」に記載されています
- b. IFRS第17号128項(a)(i)で要求されている保険引受リスク変数に対する感応度分析に関する開示は、注記2.2.4「保険引受リスク変数に対する感応度分析」に記載されています
- c. IFRS第7号35A項から38項で要求されている金融商品から生じる信用リスクに関する開示は、関連する場合には注記3.7「金融商品に係る信用リスク」に記載されています

6.1.

保険引受リスク及び金融リスク管理

IFRS 17(124)(b)
IFRS 7(33)(b)

当社グループのビジネスモデルにおいて、リスクの引受は不可欠です。当社グループは、事業に関連するリスクを特定、評価、コントロール及び監視するためのリスク管理態勢を構築し、運用しています。このような態勢のもと、当社グループは、保険契約者並びに他の顧客及び債権者に対する責任を果たし、資本を効率的に運用し、法律及び規則を遵守するという目標を有しています。

当社グループの執行リスク委員会は、当社グループのリスク管理フレームワークの構築及び監督についての全体的な責任を負います。執行リスク委員会は、コントロール・システムの有効性を確保するために、リスク管理の組織を定義、設置及び監視する責任を負います。執行リスク委員会は、当社グループのリスク選好とリスク許容度のフレームワークにおける定量的及び定性的な要素を含む、全てのリスク管理方針を承認します。

当社グループは、保険契約及び投資契約に基づく義務を上回る長期的な投資リターンを達成するために整備された資産負債管理（以下「ALM」）の枠組みの中で資産及び負債を管理しています。ALMの枠組みにおいて、当社グループは、定期的に、事業セグメントレベル及び商品レベルの報告書を作成し、当社グループの主要な経営幹部に報告しています。当社グループにおけるALMの主な技法は、主要な商品ラインごとの、保険契約及び投資契約から生じる負債と資産とのマッチングです。

当社グループのALMは、保険契約負債及び投資契約負債に直接関連しない当社グループの他のクラスの金融資産及び金融負債に関連する金融リスクの管理と統合されています。

以下の表は、当社グループのALMの枠組みで用いられている投資クラス及び商品ラインを連結貸借対照表と調整しています。

IFRS 17(125)(a)	20X5年12月31日	有配当						合計				
		死亡保険	貯蓄性保険	直接連動 有配当 保険契約	裁量権付 有配当 投資契約	裁量権付 有配当 投資契約 以外の 投資契約	損害保険	その他				
IFRS 17(111) IFRS 7(34)(a)												
基礎となる資産												
国債	-	1,440	9,167	1,822	692	-	-	13,121				
その他の債券	-	10,556	51,946	13,365	5,075	-	-	80,942				
株式	-	7,998	-	-	3,845	-	-	11,843				
	-	19,994	61,113	15,187	9,612	-	-	105,906				
IFRS 7(34)(a)												
その他の投資												
現金及び現金同等物	-	-	-	-	-	-	20,866	20,866				
国債	2,732	16,634	-	-	-	11,242	13,473	44,081				
その他の債券	1,675	10,195	-	-	-	6,890	45,790	64,550				
株式	-	-	-	-	-	-	30,527	30,527				
デリバティブ	-	-	-	-	-	-	290	290				
	4,407	26,829	-	-	-	18,132	110,946	160,314				
投資資産並びに現金及び現金同等物合計	4,407	46,823	61,113	15,187	9,612	18,132	110,946	266,220				
保険契約及び投資契約残高												
再保険契約資産	12,449	-	-	-	-	750	-	13,199				
保険契約負債	(16,421)	(45,460)	(61,113)	(15,187)	-	(18,354)	-	(156,535)				
投資契約負債	-	-	-	-	(9,612)	-	-	(9,612)				
保険契約及び投資契約残高合計	(3,972)	(45,460)	(61,113)	(15,187)	(9,612)	(17,604)	-	(152,948)				
その他の資産及びその他の負債												
その他資産	-	-	-	-	-	-	1,057	1,057				
その他の流動負債	-	-	-	-	-	-	(3,913)	(3,913)				
リース負債	-	-	-	-	-	-	(6,922)	(6,922)				
劣後社債	-	-	-	-	-	-	(36,156)	(36,156)				
その他の資産及びその他の負債合計	-	-	-	-	-	-	(45,934)	(45,934)				

IFRS 17(125)(a)	20X4年12月31日	死亡保険	貯蓄性保険	有配当				合計
				直接連動 有配当保険 契約	裁量権付 有配当 投資契約	裁量権付 有配当 投資契約 以外の 投資契約	損害保険	
IFRS 17(111) IFRS 7(34)(a)								
	基礎となる資産							
	国債	-	859	7,683	1,569	634	-	10,745
	その他の債券	-	6,298	43,538	11,503	4,653	-	65,992
	株式	-	4,771	-	-	3,525	-	8,296
		-	11,928	51,221	13,072	8,812	-	85,033
IFRS 7(34)(a)								
	その他の投資							
	現金及び現金同等物	-	-	-	-	-	-	26,377
	国債	680	6,950	-	-	-	7,287	11,593
	その他の債券	417	4,260	-	-	-	4,466	36,878
	株式	-	-	-	-	-	-	24,585
	デリバティブ	-	-	-	-	-	-	97
		1,097	11,210	-	-	-	11,753	99,530
	投資資産並びに現金及び現金同等物合計	1,097	23,138	51,221	13,072	8,812	11,753	99,530
								208,623
保険契約及び投資契約残高								
	再保険契約資産	2,696	-	-	-	-	643	-
	保険契約負債	(3,482)	(22,462)	(51,221)	(13,072)	-	(12,054)	-
	投資契約負債	-	-	-	-	(8,812)	-	-
	保険契約及び投資契約残高合計	(786)	(22,462)	(51,221)	(13,072)	(8,812)	(11,411)	-
								(107,764)
その他の資産及びその他の負債								
	その他資産	-	-	-	-	-	-	857
	その他の流動負債	-	-	-	-	-	-	(3,153)
	リース負債	-	-	-	-	-	-	(7,623)
	劣後社債	-	-	-	-	-	-	(35,137)
	その他の資産及びその他の負債合計	-	-	-	-	-	(45,056)	(45,056)

6.1.1. 保険引受リスク管理

IFRS 17(124)

保険引受リスクには、保険リスク、契約者の継続リスク及び経費リスクがあります。当社グループは、執行リスク委員会の承認を受けた引受方針に基づき、保険引受リスクを管理しています。リスク管理委員会は、この方針が適切に運用されているかを監視し、価格設定、損害率及び保険引受リスクの傾向を監視します。また、リスク管理委員会は、執行リスク委員会における保険引受、価格設定及びマーケット戦略の決定にも関与しています。

保険引受リスク管理—死亡保険、貯蓄性保険及び有配当契約(裁量権付有配当投資契約以外の投資契約を除く)

IFRS 17(124)

保険リスクとは、保険事故が発生する可能性及びその結果としての保険金請求額及び時期の不確実性です。保険契約の性質として、当該リスクはランダムですが、ある程度の信頼性をもって開示可能な水準で予測できます。

確率論が価格設定及び見積りに適用される保険契約のポートフォリオにおいて、当社グループが保険契約に関して直面する主なリスクは、実際の保険金及び給付金の支払額が保険契約負債の帳簿価額を超える事象です。これは、保険金及び給付金の発生頻度、若しくは規模又は将来の経費の額が見積りよりも大きくなる場合に生じる可能性があります。保険事故はランダムであり、保険金及び給付金の、実際の件数及び金額は年度ごとに異なり、統計的手法を用いて設定された水準から乖離します。なお、統計的手法の目的は、予測値と実績値の偏差の最小化です。

経験的に、類似の保険契約のポートフォリオの規模が大きいほど、期待される結果の相対的なばらつきは小さくなります。加えて、より分散したポートフォリオは、ポートフォリオの部分的な変化の影響を受けにくくなります。当社グループは、受け入れる保険リスクの種類の分散及び各カテゴリーにおける十分に大きなリスクの母集団の形成により、予想される結果のばらつきを小さくする保険引受戦略を策定しています。

保険リスクを悪化させる要因として、カバーされるリスクの種類及び金額におけるリスク分散の不足が挙げられます。

当社グループが死亡保険契約において晒される主な保険リスクは、死亡リスクです。死亡リスクは、保険契約者の死亡時期が予測と異なるリスクです。

死亡が保険リスクである契約では、全体的な保険金請求の頻度を増加させる可能性のある最も大きな要因は、流行病や生活様式（食事、喫煙及び運動習慣等）の大きな変化であり、これにより予想より早い又は多くの保険金請求が発生します。

現在のところ、これらのリスクは、当社グループがリスクを引き受ける地域に関連して大きく異なりませんが、保険金額の過度な集中は、ポートフォリオにおける給付金支払の規模に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、保険引受戦略及び再保険の手配を通じてこれらのリスクを管理しています。保険引受戦略は、引き受けたリスクについて、種類及び量の観点からの十分な分散の確保を意図しています。また、当社グループの保険引受プロセスには医的査定が含まれており、保険料は、申込者の健康状態や家族の病歴に応じて変化します。

当社グループは、リスク選好の範囲内で保険リスクを管理するために、再保険を活用しています。再保険は、定期死亡保険のポートフォリオのリスクを管理するために活用されており、クオーターシェア再保険契約を通じて死亡リスクの一部を比例的に再保険会社に移転しています。

契約者継続リスク—死亡保険、貯蓄性保険及び有配当契約（裁量権付有配当投資契約以外の投資契約を除く）

IFRS 17(124)

保険リスク量は、契約者の行動からも影響を受けます。契約者による合理的な意思決定を前提とした場合、そのような行動による全体的な保険引受リスクの悪化が想定されます。例えば、健康状態が著しく悪化した契約者は、健康状態が良い契約者と比べて死亡保障を提供する契約を終了する傾向が低いと見込まれます。

結果として、任意の終了による保険契約ポートフォリオの減少により、予想死亡率が上昇する傾向があります。

ユニバーサル型生命保険契約及び有配当の商品ラインで発行された全ての契約は、契約条件に明記された解約返戻金額による満期前の解約が可能です。解約返戻金額は、解約時の契約者勘定残高から解約控除を控除した金額です。解約控除の範囲は、ユニバーサル型生命保険契約では契約者勘定残高の2%から3%、有配当の商品ラインに含まれる契約では4%から6%です。このような解約控除は、契約者による満期前の解約を減少させています。契約獲得費用及び契約発行時に発生するその他の費用は、早期の解約が予想されず長期にわたると当初に仮定されており、解約控除はこのような費用から生じる経費リスクを軽減します。

要求払金額及び保険契約の帳簿価額は、注記6.2「死亡保険及び貯蓄性保険」、注記6.3「有配当」及び注記6.4「損害保険」に開示されています。

保険引受リスク管理—損害保険

IFRS 17(124)

保険金請求の頻度及び規模は、さまざまな要因の影響を受ける可能性があります。最も大きな要因は、疾病リスク（例えば、健康回復や就業不能）に関する裁判額の水準及び特に人賠償により裁判に至る事案の件数です。これは、判例リスクとも呼ばれます。裁判額や裁判で裁判に至るまでの期間は法令に規定されています。上記のリスク・エクスポージャーは、大規模な保険契約ポートフォリオ間の分散により軽減されます。

当社グループは、保険引受戦略(自動車保険にとって極めて重要な技法は、商品の価格設定とポートフォリオのセグメント化の2つです)、適切な再保険の手配及び積極的な保険金請求処理により、これらのリスクを管理しています。保険引受戦略の目的は、保険引受リスクの種類及び量の十分な分散の確保です。リスクの多様性は、保険引受戦略の慎重な選択及び実行により向上します。保険引受戦略は、リスクの種類及び保険給付の水準の観点から、リスクの分散が確保されるように設計されています。

当社グループは、特定の契約における最大保険金額の設定によりエクスボージャーを制限するとともに、再保険の手配を通じて保険金の総額に対するエクスボージャーを制限しています(例えば、対人及び対物賠償責任)。このような再保険の手配には、当社グループにおける一定水準を超える保険損失を回避する効果があります。

適切なリスク選択要件を遵守するために、引受制限が設定されています。例えば、当社グループは、不正な保険金請求について、契約を更新しない権利、更新時に価格改定する権利、免責条項を設定する権利及び支払を拒否する権利を有しています。なお、保険事故が発生した場合に支払う金額を制限するため、保険金支払限度額が常に設定されています。

また、保険契約は、当社グループに費用の一部又は全部の支払を第三者に請求する権利を与えています(例えば、代位請求)。

当社グループは、既報告の保険金請求に伴うリスクの軽減を専門に取り扱う保険金支払部門を有しています。この部門は、全ての重要な保険金請求又は疑わしい保険金請求を調査します。保険金請求は、少なくとも年に一度個別に見直され、基礎となる事実、直近の法令、契約条件及びその他の要因に関する最新の情報を反映するように調整されます。当社グループは、保険金請求の予期せぬ進展に対するエクスボージャーを軽減するため、保険金請求を積極的に管理し決済の早期化を推進しています。

経費リスク

IFRS 17(124)

経費リスクとは、維持費、保険金請求処理費用及び保険契約の履行に関連するその他の費用が予想外に増加するリスクです。このリスクは、予算設定及び定期的なコスト評価を通じて管理されます。

使用した手法及び仮定

保険負債の評価に用いられた手法と仮定は、注記2.2.3「見積り及び仮定」に開示しています。

前期からの変更

IFRS 17(124)(c)
IFRS 7(33)(c)

前期と比較し、当社グループのリスク管理の目的、方針及びプロセス並びにリスク測定の手法に重要な変更はありません。

6.1.2.

金融リスク管理

市場リスク管理及びエクスボージャー

IFRS 17(124), IFRS 7(33) 市場リスクは、金利リスク、株価リスク及び為替リスクで構成されています。これらのリスクは、金融商品の公正価値や関連する将来キャッシュ・フローの変動性だけでなく、市場リスク変数の変動による保険契約の履行キャッシュ・フローの変動性から生じます。

金利リスク

IFRS 17(124), IFRS 7(33) 当社グループは、主に負債性金融商品に係るキャッシュ・フローの時期と保険契約及び再保険契約に係るキャッシュ・フローの時期のマッチングにより、金利リスクを管理しています。限度額を超える金利リスク・エクスボージャーは、金利デリバティブにより軽減されます。

当社グループは、投資ポートフォリオと保険契約の平均デュレーションにより、金利リスクを監視しています。平均デュレーションは、金利変動に対する資産及び負債の感応度を示す指標です。保険負債の平均デュレーションは、契約に係る将来キャッシュ・フローの見積りの平均により決定されます。資産の平均デュレーションは、同様の方法で計算されます。資産と負債の平均デュレーションの差異は、異なるデュレーションの固定利付債券の売買により最小化されます。リスク選好を超過するミスマッチは、デリバティブによりヘッジますが、実務上、その程度は非常に限定的です。

商品ラインごとの投資資産並びに保険契約負債及び投資契約負債の満期分析は、注記6.2「死亡保険及び貯蓄性保険」、注記6.3「有配当」及び注記6.4「損害保険」に記載しています。その他の投資資産及び金融負債の満期分析は、注記6.5「その他の金融資産及び金融負債」に記載しています。金利リスクに対する感応度分析は、注記6.6.1「金利リスクに対する感応度分析」に記載しています。

株価リスク

IFRS 17(124),(127),
IFRS 7(33),(34)(c)

当社グループの株価リスクに対するエクスポージャーは、市場価格の変動に晒される範囲で、株式に対する投資から生じます。当社グループは、貯蓄性保険及び有配当の商品ラインにおける契約者勘定の裏付けとなる基礎となる資産ポートフォリオだけでなく、剩余ポートフォリオにおいても株式を保有しています。当社グループは、基礎となる資産を契約者との取り決めに基づいて保有しており、当社グループが基礎となる資産のリスクを管理する能力は制限されています。ただし、そのような株式から生じる金融リスクは、契約者に転嫁されます。剩余ポートフォリオに対する当社グループの方針により、資本性金融商品のポートフォリオを、最大エクスポージャーが1業種につき10%かつ1発行体につき5%となるように分散しています。株価リスクの過度な集中はありません。

貯蓄性保険及び有配当の商品ラインにおける株式エクスポージャーは、注記6.1「保険引受リスク及び金融リスク管理」に開示しています。その他の株式エクspoージャーは、注記3.3「金融資産及び金融負債」に開示されています。株価リスクに対する感応度分析は、注記6.6.2「株価リスクに対する感応度分析」に記載しています。

為替リスク

IFRS 17(124),(127)
IFRS 7(33),(34)(c)

当社グループは、外貨建の裁量権付有配当投資契約を除き、円貨建てで保険契約及び投資契約を発行して金融資産に投資する方針です。基礎となる項目及び裁量権付有配当投資契約の基礎となる資産は、契約者との契約上の取決めに基づき保有されており、当社グループがこれらの資産のリスクを管理する能力は制限されています。ただし、そのような投資資産から生じる為替リスクは、契約者に転嫁されます。当社グループは、他の商品ライン又はポートフォリオについて、為替リスクに晒されていません。

裁量権付有配当投資契約に関する為替リスクのエクspoージャー及び為替リスクに対する感応度は、注記6.6.3「為替リスクに対する感応度」に記載しています。

使用された手法及び仮定

保険負債の評価に使用された手法及び仮定は、注記2.2.3「見積り及び仮定」に記載しています。

信用リスクの管理及びエクspoージャー

IFRS 17(124),(131)

信用リスクとは、相手方が契約上の義務を履行できないために財務上の損失を被るリスクです。投資から生じる信用リスクは、注記3.7「金融商品に係る信用リスク」に記載しています。当社グループは、保有している再保険契約から生じる重大な信用リスクを有しています。発行した保険契約からの将来の保険料収入に関連する信用リスクは、保険契約者が保険料支払義務を履行できなくなった場合に当社グループが保険契約を終了できる能力により軽減されているため、当社グループに重要な信用リスクのエクspoージャーはありません。

当社グループは、出再保険から生じる信用リスクの水準について、単一の相手方又は相手方のグループに対するエクspoージャー並びに関連する場合には地理的及び業種的なセグメントに対するエクspoージャーに限度額を設定しています。当該リスクは、年に1回以上の頻度で確認されます。信用リスクの水準に対する種類ごと及び地域ごとのリスク限度額は、四半期ごとに執行リスク委員会が承認しています。

再保険は、保険リスクの管理のために用いられますが、当社グループの第一次保険者としての責任は免除されません。再保険会社が何らかの理由で保険金を支払えない場合でも、当社グループは、契約者に対する支払責任を引き続き負っています。

当社グループは、契約終了までの再保険会社の財務の健全性に関する確認により、年に1回、再保険会社の信用力を検討しています。再保険会社の財務分析は、当社グループのレベルで行われ、外部信用格付け及び内部レビューに基づいて、当社グループの信用リスク格付けごとに区分して評価します。当社グループは、信用リスクの低い再保険会社(最低A格)のみを受け入れる方針としています。

執行リスク委員会は、全ての再保険会社やプローチャーの信用力を評価するために、格付機関が提供する信用格付及びその他の入手可能な公表財務情報を確認し、当社グループの再保険方針を全ての事業に指示します。

また、執行リスク委員会は、直近の支払履歴の詳細や、グループ会社と第三者との間で現在進行中の交渉の状況についても報告を受けます。この情報は、再保険購入戦略の更新のために用いられ、世界各国の全ての事業に四半期ごとに伝達されます。

個々の保険契約者及び保険契約者グループに対するエクspoージャーは、資本規制に関する統制における継続的な監視の中で収集されます。個々の保険契約者又は同質の保険契約者グループに重大なエクspoージャーが存在する場合、当社グループのリスク管理部門が、再保険会社に対する財務分析と同等の分析を行います。

以下の表は、当社グループの信用リスク格付を用い、報告日時点の再保険契約資産の信用リスクに対する最大エクスポートヤーの分析を示しています。

IFRS 17(125)(a),(127)	20X5年12月31日				20X4年12月31日				
	AAA	AA	A	合計	AAA	AA	A	合計	
IFRS 17(131)	信用リスクに対する 最大エクスポートヤー	10,685	2,282	232	13,199	2,742	541	56	3,339

流動性リスクの管理

IFRS 17(124),(132)(a),
IFRS 7(33),(39)(c)

流動性リスクとは、契約者への給付金支払、契約上の取り決めに基づく支払要求又はその他のキャッシュ・アウトフロー（負債の満期又はデリバティブの追加証拠金等）の期限が到来した際に、当社グループが支払義務を履行できないリスクです。このようなキャッシュ・アウトフローは、保険活動及び投資活動に利用可能な資金源を枯渇させます。極端な状況では、流動性の不足は、連結貸借対照表の縮小及び資産の売却をもたらし、場合によっては、契約者に対する義務を履行できなくなる可能性があります。当社グループが保険契約者に対する義務を履行できないリスクは、全ての保険業務に内在しており、企業固有の事象からマーケット全体の事象に至るまで、さまざまな事象（信用事由、M&A、システム・ショック及び自然災害等が含まれます）の影響を受ける可能性があります。

当社グループが実行し監視している流動性管理プロセスには、日々の資金調達、支払要求を満たすための将来キャッシュ・フローに関する監視による管理、キャッシュ・フローに関する予期せぬ障害に対応するために容易に流動化できる市場性が高い資産ポートフォリオの維持並びに内部及び規制上の要求に見合う連結貸借対照表における流動比率の監視が含まれます。流動性リスクは、当社グループが全体的なALM構成を評価する際の重大な検討事項です。

監視と報告は、流動性管理における重要な時点である翌日、翌週及び翌月における、キャッシュ・フローの測定及び予想という形式で行います。これらの予想は、金融負債の契約上の満期、保険契約負債について予想される支払保険金及び金融資産の予想回収日の分析を基礎とします。

また、当社グループは、アンマッチ状態にある中間期間の資産、短期間のコミットメントの水準及び種類、当座借越枠の使用状況並びに偶発負債の影響（スタンダバイ信用状や保証等）を監視しています。

投資資産並びに保険契約負債及び投資契約負債の満期分析は、注記6.2「死亡保険及び貯蓄性保険」、注記6.3「有配当」及び注記6.4「損害保険」に記載しています。その他の投資資産及び金融負債の満期分析は、注記6.5「その他の金融資産及び金融負債」に記載しています。

前期からの変更

IFRS 17(124)(c)

当社グループのリスク管理の目的、方針並びにプロセス及びリスクの測定に用いた手法について、前期から大きな変更はありません。

6.2.

死亡保険及び貯蓄性保険

IFRS 17(124),IFRS 7(33) 死亡保険及び貯蓄性保険については、主に死亡率の長期的な変化、契約者行動の変動性並びに将来のインフレ率及び費用増加の不確実性に関する予測の困難性から、将来の保険金及び給付金の支払並びに保険料の受取りの見積りに不確実性が生じます。これらの商品ラインにおいて発行した保険契約の長期性により、IFRS第17号に基づく保険契約の帳簿価額は、金利リスクの影響を受けます。

これらの商品ラインに対応する投資は、保険負債の裏付けとなる資産及び貯蓄性商品ラインに含まれるユニバーサル型生命保険契約に対して保有している基礎となる資産から構成されています。保険負債の裏付けとなる投資資産には、主に金利リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒される固定利付債券が含まれています。当社グループは、ユニバーサル型生命保険契約の基礎となる資産として、さまざまな固定利付債券や株式を保有しています。当社グループは、これらの基礎となる資産から生じる市場リスク及び信用リスクを保険契約者に転嫁しているため、これらのリスクに対するエクスポートヤーは限定的です。

保険引受リスク及び金融リスク管理については、注記6.1「保険引受リスク及び金融リスク管理」に記載されています。

保険引受リスクの集中

IFRS 17(127)

以下の表は、被保険者の保険金額の階層ごとの保険給付の集中を示しています。保険金額は、再保険控除前及び再保険控除後の金額を表示しています。

IFRS 17(125)(a),(127)

報告期間の末日における 被保険者1人当たりの保険金額	20X5年12月31日				20X4年12月31日			
	再保険控除前	再保険控除後	再保険控除前	再保険控除後	再保険控除前	再保険控除後	再保険控除前	再保険控除後
0—0.5	86,325	78%	37,156	91%	68,694	75%	30,305	89%
0.5—1.0	18,814	17%	3,043	7%	18,318	20%	2,963	9%
1.0以上	5,534	5%	895	2%	4,580	5%	741	2%
合計	110,673	100%	41,094	100%	91,592	100%	34,009	100%

リスクは保険金額が小さい階層に集中しており、前報告期間から変化はありません。

金利リスク及び流動性リスク—満期分析

以下の表は、死亡保険及び貯蓄性保険の商品ラインに含まれる投資資産及び保険負債から生じる割引後の契約上の残存キャッシュ・フローの見積り額と時期を示しています。債券が満期を迎えると、負債キャッシュ・フローを賄う必要がない限り、再投資が行われます。

IFRS 17(125)(a)

	20X5年12月31日	1年	2年	3年	4年	5年	6年から10年	10年超	合計
IFRS 7(34)(a),(B11E) 基礎となる資産⁽¹⁾									
国債		14	12	20	22	33	130	1,209	1,440
その他の債券		106	84	148	158	243	950	8,867	10,556
		120	96	168	180	276	1,080	10,076	11,996
IFRS 7(34)(a),(B11E) その他の投資									
国債		194	155	271	290	445	1,743	16,268	19,366
その他の債券		119	95	166	178	273	1,068	9,971	11,870
		313	250	437	468	718	2,811	26,239	31,236
	投資資産合計	433	346	605	648	994	3,891	36,315	43,232
保険契約残高									
再保険契約資産		(18,025)	(15,021)	(12,373)	(10,067)	(8,327)	(25,949)	4,566	(85,196)
IFRS 17(132)(b)(ii) 保険契約負債									
保険契約負債		51,087	44,832	39,237	34,270	30,289	43,762	(128,728)	114,749
	保険契約残高合計	33,062	29,811	26,864	24,203	21,962	17,813	(124,162)	29,553
	割引後正味キャッシュ・フロー	33,495	30,157	27,469	24,851	22,956	21,704	(87,847)	72,785

⁽¹⁾ 株式残高7,998百万円は、上記の表の基礎となる資産に含まれていません。

IFRS 17(125)(a)	20X4年12月31日	1年	2年	3年	4年	5年	6年から10年	10年超	合計
IFRS 7(34)(a),(B11E)									
	基礎となる資産⁽¹⁾								
	国債	9	7	12	13	20	77	721	859
	その他の債券	63	50	88	94	145	567	5,291	6,298
		72	57	100	107	165	644	6,012	7,157
IFRS 7(34)(a),(B11E)									
	その他投資								
	国債	76	61	107	114	175	687	6,410	7,630
	その他の債券	47	37	65	70	108	421	3,929	4,677
		123	98	172	184	283	1,108	10,339	12,307
	投資資産合計	195	155	272	291	448	1,752	16,351	19,464
保険契約残高									
	再保険契約資産	(16,513)	(13,581)	(11,318)	(9,338)	(7,541)	(22,990)	1,695	(79,586)
IFRS 17(132)(b)(ii)	保険契約負債	45,164	39,268	34,515	30,283	26,409	55,217	(107,982)	122,874
	保険契約残高合計	28,651	25,687	23,197	20,945	18,868	32,227	(106,287)	43,288
	割引後正味キャッシュ・フロー	28,846	25,842	23,469	21,236	19,316	33,979	(89,936)	62,752

⁽¹⁾ 株式残高4,771百万円は、上記の表の基礎となる資産に含まれていません。

PwCの解説—満期分析

IFRS 17(132)(b)

発行した保険契約グループ及び保有している再保険契約グループについて、負債の満期分析の開示に関して2つのオプションがあります。1つ目のオプションは、残存する契約上の正味キャッシュ・フローの割引前金額を表示する方法です。もう1つのオプションは、現在価値ベースで将来キャッシュ・フローを表示する方法です。どちらのオプションも、見積もられた時期ごとに開示されます。Value保険グループは、現在価値によるアプローチを採用しています。保険契約負債又は再保険契約資産の帳簿価額に含まれる、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産に関するキャッシュ・フロー及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローは、上記の開示から除外されます。

Value保険グループは、金融資産及び再保険契約資産について追加的な開示を行っています。これらの開示は、明示的にIFRS第17号により要求される開示ではありません。

流動性リスク—要求払金額

IFRS 17(132)(c)

発行した定期保険契約及び保有している再保険契約に、要求払金額はありません。

発行したユニバーサル型生命保険契約について、20X5年12月31日現在の要求払金額は、19,455百万円(20X4年12月31日現在の金額は11,605百万円)であり、契約者勘定残高から解約控除相当額を控除した金額です(注記6.1「保険引受リスク及び金融リスク管理」を参照ください)。対応する各保険契約グループの20X5年12月31日現在の帳簿価額は、45,460百万円(20X4年12月31日現在の金額は22,462百万円)です。これらの金額はいずれも、負債である発行した契約に関する開示します(20X5年12月31日現在及び20X4年12月31日現在で資産ポジションにある保険契約グループはありませんでした)。

その他のリスク管理に関する開示

保険負債の評価に用いられた方法と仮定は、注記2.2.3「見積り及び仮定」に開示されています。保険引受リスク変数に関する感応度分析は、注記2.2.4「保険引受リスク変数に対する感応度分析」に開示されています。株価リスクのエクスポージャーは、注記6.1「保険引受リスク及び金融リスク管理」に、投資資産に係る信用リスクのエクspoージャーは、注記3.7「金融商品に係る信用リスク」に開示されています。金利リスク変数及び株価リスク変数に関する感応度分析は、注記6.6「市場リスク変数に対する感応度分析」に開示されています。

6.3.**有配当**IFRS 17(124)
IFRS 7(33)

有配当は、実質的には、基礎となる項目に対するリターンを保険契約者と共有する、投資関連サービス契約です。

基礎となる資産は、保険契約者への支払額を決定する投資資産の特定のポートフォリオで構成されます。当社グループは、当該投資資産を保有する方針です。有配当商品ラインにおいて、当社グループは、保有している基礎となる資産から生じる金融リスクに晒されています。これらの商品ラインに属する発行した契約について、IFRS第9号及びIFRS第17号の測定モデルによる結果は、市場リスクの変動性の影響を受けます。しかし、当社グループは、これらの基礎となる資産から生じる市場リスク及び信用リスクを、主に保険契約者に転嫁しているため、これらのリスクに対するエクスポージャーは限定的です。

基礎となる資産の構成は、注記6.1「保険引受リスク及び金融リスク管理」に記載しています。

直接運動有配当保険契約及び裁量権付有配当投資契約は、固定利付の資産のみを基礎としているため、株価リスクには晒されていません。

裁量権付有配当投資契約の基礎となる資産は、全て外貨建です。保険引受リスク及び金融リスク管理については、注記6.1

「保険引受リスク及び金融リスク管理」に記載しています。

保険引受リスクの集中

IFRS 17(127)

直接運動有配当保険契約の死亡リスクは、重要でなく、死亡保険及び貯蓄性保険と同様の引受手続により管理されているため、保険引受リスクの集中の状況については記載していません。

金利リスク及び流動性リスク－満期分析

以下の表は、有配当商品ラインに含まれる投資資産及び保険負債から生じる、残存する契約上のキャッシュ・フローの割引後の金額及び時期の見積りです。債券が満期を迎えると、負債のキャッシュ・フローを賄うために必要とされない限り、再投資が行われます。

	20X5年12月31日	1年	2年	3年	4年	5年	5年超	合計
IFRS 17(125)(a)	基礎となる資産⁽¹⁾							
IFRS 7(34)(a),(B11E)	国債	666	623	582	544	508	8,758	11,681
	その他の債券	4,012	3,752	3,506	3,277	3,064	52,775	70,386
		4,678	4,375	4,088	3,821	3,572	61,533	82,067
	投資資産合計	4,678	4,375	4,088	3,821	3,572	61,533	82,067
IFRS 17(132)(b)(ii)	保険契約及び投資契約残高							
IFRS 7(34)(a)	保険契約負債	(4,083)	(3,818)	(3,568)	(3,335)	(3,118)	(53,704)	(71,626)
	投資契約負債	(548)	(512)	(479)	(448)	(418)	(7,207)	(9,612)
	保険契約及び投資契約残高合計	(4,631)	(4,330)	(4,047)	(3,783)	(3,536)	(60,911)	(81,238)
	割引後正味キャッシュ・フロー	47	45	41	38	36	622	829

(1) 株式残高3,845百万円は、上記の表の基礎となる資産に含まれていません。

IFRS 17(125)(a)	20X4年12月31日	1年	2年	3年	4年	5年	5年超	合計
IFRS 7(34)(a),(B11E)								
	基礎となる資産⁽¹⁾							
	国債	568	531	497	464	433	7,393	9,886
	その他の債券	3,432	3,209	2,999	2,801	2,617	44,636	59,694
		4,000	3,740	3,496	3,265	3,050	52,029	69,580
	投資資産合計	4,000	3,740	3,496	3,265	3,050	52,029	69,580
保険契約及び投資契約残高								
IFRS 17(132)(b)(ii)	保険契約負債	(3,448)	(3,224)	(3,013)	(2,814)	(2,629)	(44,844)	(59,972)
IFRS 7(34)(a)	投資契約負債	(507)	(474)	(443)	(413)	(386)	(6,589)	(8,812)
	保険契約及び投資契約残高合計	(3,955)	(3,698)	(3,456)	(3,227)	(3,015)	(51,433)	(68,784)
	割引後正味キャッシュ・フロー	45	42	40	38	35	596	796

⁽¹⁾ 株式残高3,525百万円は、上記の表の基礎となる資産に含まれていません。

流動性リスク要求払金額

有配当商品ラインにおける発行した契約について、各商品の要求払金額及び帳簿価額は、以下の表のとおりです。

	20X5年12月31日		20X4年12月31日	
	要求払金額	帳簿価額	要求払金額	帳簿価額
IFRS 17(132)(c)	直接連動有配当保険契約	57,630	61,113	48,301
IFRS 17(132)(c)	裁量権付有配当投資契約	14,473	15,187	12,459
IFRS 7(10)(b), (39)(a),(B11C)	裁量権付有配当投資契約以外の投資契約	9,612	9,612	8,812

要求払金額は、報告期間の末日現在の契約者勘定残高から解約控除相当額を控除した金額です（注記6.1「保険引受リスク及び金融リスク管理」を参照ください）。これらの金額は、いずれも負債である発行した契約に関連します（20X5年12月31日現在及び20X4年12月31日現在で資産ポジションにある保険契約グループはありませんでした）。

その他のリスク管理に関する開示

保険負債の評価に用いられた方法と仮定は、注記2.2.3「見積り及び仮定」に開示されています。保険引受リスク変数に関する感応度分析は、注記2.2.4「保険引受リスク変数に対する感応度分析」に開示されています。

株価リスクのエクスポートヤーは、注記6.1「保険引受リスク及び金融リスク管理」に、投資資産に係る信用リスクのエクスポートヤーは、注記3.7「金融商品に係る信用リスク」に開示されています。金利リスク変数及び株価リスク変数に関する感応度分析は、注記6.6「市場リスク変数に対する感応度分析」に開示されています。

6.4.

損害保険

IFRS 17(124),IFRS 7(33) 当社グループは、強制保険である自動車損害賠償責任保険及び任意の自動車保険を発行しており、いずれも物損及び人損を補償しています。多くの保険金請求は、小規模保険金かつ物損の補償であり、12カ月以内に決済されるため、これらの保険金に関する最大のリスクは、保険料リスクと支払備金リスクです。決済に数年を要するロング・テールの保険金請求（大口損害又は人損の補償）については、IFRS第17号に基づく保険契約の帳簿価額が金利リスクの影響を受けるため、金利リスクも関連します。

この商品ラインに対応する投資には、主に金利リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒される固定利付債券で構成される保険負債の裏付けとなる資産が含まれています。

保険引受リスク及び金融リスク管理については、注記6.1「保険引受リスク及び金融リスク管理」に記載されています。

保険引受リスクの集中

以下の表では、商品別及び地域別の自動車保険リスクの集中の状況が、当該契約から生じる保険契約負債の帳簿価額に基づき示されています。

IFRS 17(125)(a),(127)

20X5年12月31日

20X4年12月31日

商品	都市部	地方	合計	都市部	地方	合計
営業用車両(フリート)	2,761	2,341	5,102	1,372	1,087	2,459
自家用車	6,034	6,142	12,176	4,359	5,193	9,552
トラック	1,234	1,002	2,236	389	808	1,197
発行した保険契約負債合計	10,029	9,485	19,514	6,120	7,088	13,208

金利リスク及び流動性リスク—満期分析

以下の表は、損害保険の商品ラインに含まれる投資資産及び保険負債から生じる、残存する契約上のキャッシュ・フローの、割引後の金額及び時期の見積りです(保険料配分アプローチにより測定される発行した保険契約の残存カバーに係る負債及び保有している再保険契約の残存カバーは表に含まれていません)。債券が満期を迎えると、負債のキャッシュ・フローを賄うために必要とされない限り、再投資が行われます。

IFRS 17(125)(a)	20X5年12月31日	1年	2年	3年	4年	5年	6年から10年	10年超	合計
IFRS 7(34)(a),(B11E)	その他の投資								
	国債	4,523	2,366	1,521	963	604	974	291	11,242
	その他の債券	2,772	1,450	932	590	370	597	179	6,890
		7,295	3,816	2,453	1,553	974	1,571	470	18,132
	投資資産合計	7,295	3,816	2,453	1,553	974	1,571	470	18,132
	保険契約残高								
	再保険契約資産	186	29	18	12	9	23	7	284
IFRS 17(132)(b)(ii)	保険契約負債	(4,170)	(2,113)	(1,358)	(860)	(541)	(881)	(264)	(10,187)
	保険契約残高合計	(3,984)	(2,084)	(1,340)	(848)	(532)	(858)	(257)	(9,903)
	割引後正味キャッシュ・フロー	3,311	1,732	1,113	705	442	713	213	8,229
FRS 17(125)(a)	20X4年12月31日	1年	2年	3年	4年	5年	6年から10年	10年超	合計
IFRS 7(34)(a),(B11E)	その他の投資								
	国債	4,291	783	500	332	320	762	299	7,287
	その他の債券	2,048	817	460	296	196	467	182	4,466
		6,339	1,600	960	628	516	1,229	481	11,753
	投資資産合計	6,339	1,600	960	628	516	1,229	481	11,753
	保険契約残高								
	再保険契約資産	63	23	13	8	6	13	5	131
IFRS 17(132)(b)(ii)	保険契約負債	(2,259)	(899)	(506)	(325)	(216)	(514)	(201)	(4,920)
	保険契約残高合計	(2,196)	(876)	(493)	(317)	(210)	(501)	(196)	(4,789)
	割引後正味キャッシュ・フロー	4,143	724	467	311	306	728	285	6,964

流動性リスク—要求払金額

IFRS 17(132)(c)

自動車保険に係る発行した保険契約及び保有している再保険契約に、要求払金額はありません。

その他のリスク管理に関する開示

保険負債の評価に用いられた方法と仮定は、注記2.2.3「見積り及び仮定」に開示されています。保険引受リスク変数に関する感応度分析は、注記2.2.4「保険引受リスク変数に対する感応度分析」に開示されています。投資資産に係る信用リスクのエクスポージャーは、注記3.7「金融商品に係る信用リスク」に開示されています。金利変動に関する感応度分析は、注記6.6.1「金利リスクに対する感応度」に開示されています。

6.5.

その他の金融資産及び金融負債

IFRS 7(33)

当社グループにおける保険事業及び資産運用に関連しない金融資産及び金融負債は、主に、現金及び現金同等物、投資資産並びに劣後債から構成されます。当社グループは、これらの金融資産及び金融負債から生じる金利リスク、株価リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されています。

金融リスク管理については、注記6.1「保険引受リスク及び金融リスク管理」に記載しています。

金利リスク及び流動性リスク—満期分析

以下の表は、保険事業及び資産運用に関連しない金融資産、リース負債及び金融負債から生じる、残存する契約上のキャッシュ・フローの割引後の金額及び時期の見積りです。債券が満期を迎えると、負債のキャッシュ・フローを賄うために必要とされない限り、再投資が行われます。

IFRS 7(34)(a)	20X5年12月31日	1年	2年	3年	4年	5年	6年から10年	合計
IFRS 7(B11E)								
資産⁽¹⁾								
現金及び現金同等物	20,866	-	-	-	-	-	-	20,866
国債	2,036	815	6,920	1,816	1,424	462	13,473	
その他の債券	6,918	2,769	23,519	6,171	4,839	1,574	45,790	
デリバティブ	101	144	44	(3)	4	-	290	
その他の資産	1,057	-	-	-	-	-	-	1,057
	30,978	3,728	30,483	7,984	6,267	2,036	81,476	
負債								
その他の流動負債	(3,913)	-	-	-	-	-	-	(3,913)
リース負債	(1,251)	(1,150)	(1,055)	(967)	(884)	(1,615)	(6,922)	
劣後社債	(1,935)	(1,692)	(23,081)	(5,366)	(4,082)	-	(36,156)	
	(7,099)	(2,842)	(24,136)	(6,333)	(4,966)	(1,615)	(46,991)	
割引後正味キャッシュ・フロー	23,879	886	6,347	1,651	1,301	421	34,485	

⁽¹⁾ 株式残高30,527百万円は、上記の表に含まれていません。

IFRS 7(34)(a)	20X4年12月31日	1年	2年	3年	4年	5年	6年から10年	合計
IFRS 7(B11E)								
資産⁽¹⁾								
現金及び現金同等物	26,377	-	-	-	-	-	-	26,377
国債	2,785	646	605	5,720	275	1,562	11,593	
その他の債券	8,858	2,055	1,924	18,195	875	4,971	36,878	
デリバティブ	-	-	52	50	(2)	(3)	97	
その他の資産	857	-	-	-	-	-	-	857
	38,877	2,701	2,581	23,965	1,148	6,530	75,802	
負債								
その他の流動負債	(3,153)	-	-	-	-	-	-	(3,153)
リース負債	(1,249)	(1,148)	(1,056)	(968)	(887)	(2,315)	(7,623)	
劣後社債	(6,627)	(1,410)	(1,340)	(21,685)	(202)	(3,873)	(35,137)	
	(11,029)	(2,558)	(2,396)	(22,653)	(1,089)	(6,188)	(45,913)	
正味割引後キャッシュ・フロー	27,848	143	185	1,312	59	342	29,889	

⁽¹⁾ 株式残高24,585百万円は、上記の表に含まれていません。

以下の表は、保険事業及び資産運用に関連しない、リース負債及び金融負債から生じる、残存する契約上のキャッシュ・フローの割引前の金額及び時期の見積りです。12カ月以内に支払期日が到来する金額は、割引の影響が重要でないため、帳簿残高と同額としています。

IFRS 7(34)(a),(39)(a), (B11)	20X5年12月31日	1年	2年	3年	4年	5年	6年から10年	合計
その他の流動負債	(3,913)	-	-	-	-	-	-	(3,913)
リース負債	(1,314)	(1,268)	(1,221)	(1,175)	(1,128)	(2,116)	(8,222)	
劣後社債	(1,872)	(1,872)	(26,872)	(6,572)	(5,260)	-	(42,448)	
割引前キャッシュ・フロー合計	(7,099)	(3,140)	(28,093)	(7,747)	(6,388)	(2,116)	(54,583)	
20X4年12月31日								
その他の流動負債	(3,153)	-	-	-	-	-	-	(3,153)
リース負債	(1,311)	(1,266)	(1,222)	(1,177)	(1,132)	(3,127)	(9,235)	
劣後社債	(6,827)	(1,560)	(1,560)	(26,560)	(260)	(5,260)	(42,027)	
割引前キャッシュ・フロー合計	(11,291)	(2,826)	(2,782)	(27,737)	(1,392)	(8,387)	(54,415)	

その他のリスク管理に関する開示

株価リスクのエクスポージャーは、注記3.3「金融資産及び金融負債」に、投資資産に係る信用リスクのエクspoージャーは、注記3.7「金融商品に係る信用リスク」に開示されています。金利リスク変数及び株価リスク変数に関する感応度分析は、注記6.6「市場リスク変数に対する感応度分析」に開示されています。

6.6.

市場リスク変数に対する感応度分析

PwCの解説—市場リスク変数に対する感応度分析

IFRS 17(128)

企業は、報告期間の末日現在で合理的に可能性のあったリスク変数の変動が純損益及び資本に与える影響を示す感応度分析の開示を求められています。市場リスクの各種類について、企業は、リスク変数の変動が純損益及び資本に与える影響をIFRS第17号の範囲に含まれる契約から生じる感応度と企業が保有している投資資産から生じる感応度との関係性を説明する方法で示さなければなりません。

市場リスク変数に対する感応度分析の開示要求は、IFRS第4号に対する追加要求ではありません。しかし、IFRS第17号は、保険契約から生じるリスク変数の変動に対する感応度と企業が保有している投資資産から生じるリスク変数の変動に対する感応度との関係性の説明を明示的に要求しています。

以下に示した感応度分析では、引受リスク変数に対し感応度を有しないため、保険契約負債から再保険契約資産を差し引いた保険契約の純額から、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除いています。

6.6.1

金利リスクに対する感応度

以下の表は、市場金利の可能性のあった変動が、IFRS第17号の範囲に含まれる契約、裁量権付有配当投資契約以外の投資契約及び投資資産の残高に与える影響並びに純損益及び資本に与える正味の影響に関する分析を示しています。当社グループが保有するその他の金融資産及びその他の金融負債の金利に対する感応度は、重大ではありません。

IFRS 7(40)(a)	金利0.3%上昇の影響						金利0.3%下落の影響				
	保険契約 及び 投資契約の 純額 ⁽¹⁾	金利リスク の対象 となる 投資資産 ⁽²⁾	保険契約 及び 投資契約 の純額	投資資産	純損益	資本	保険契約 及び 投資契約の 純額	投資資産	純損益	資本	
	20X5年12月31日										
IFRS 17(128)(a)(ii)	死亡保険	(3,972)	4,407	(88)	(103)	(191)	(140)	91	107	198	146
IFRS 17(128)(a)(ii)	貯蓄性保険	(45,460)	38,825	610	(1,320)	(710)	(522)	(622)	1,347	725	533
IFRS 17(128)(a)(ii)	有配当 —直接運動有配当保険契約	(61,113)	61,113	921	(935)	-	(10)	(951)	966	-	11
IFRS 17(128)(a)(ii)	有配当 —裁量権付有配当投資契約	(15,187)	15,187	256	(251)	5	4	(262)	257	(5)	(4)
	有配当—裁量権付有配当投資 契約以外の投資契約	(9,612)	5,767	99	(99)	-	-	(100)	100	-	-
IFRS 17(128)(a)(ii)	損害保険	(18,764)	18,132	68	(109)	(41)	(30)	(70)	114	44	32
	その他のセグメントの投資資産	-	59,553	-	(542)	(542)	(398)	-	554	554	407
20X4年12月31日											
IFRS 17(128)(a)(ii)	死亡保険	(786)	1,097	(137)	(27)	(164)	(121)	142	28	170	125
IFRS 17(128)(a)(ii)	貯蓄性保険	(22,462)	18,367	55	(634)	(579)	(426)	(56)	646	590	434
IFRS 17(128)(a)(ii)	有配当 —直接運動有配当契約	(51,221)	51,221	762	(773)	-	(8)	(777)	789	-	9
IFRS 17(128)(a)(ii)	有配当 —裁量権付有配当投資契約	(13,072)	13,072	215	(210)	5	4	(220)	216	(4)	(3)
	有配当—裁量権付有配当投資 契約以外の投資契約	(8,812)	5,287	93	(93)	-	-	(96)	96	-	-
IFRS 17(128)(a)(ii)	損害保険	(12,565)	11,753	32	(71)	(39)	(29)	(33)	74	41	30
	その他のセグメントの投資資産	-	48,568	-	(442)	(442)	(325)	-	452	452	332

⁽¹⁾ 保険契約の純額から、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除いています。

⁽²⁾ 現金及び現金同等物は、短期であり金利変動による影響が軽微であるため、上表から除いています。

IFRS 17(128)(b)-(c)
IFRS 7(40)(b)-(c)

この分析は、他の全ての仮定を一定に保ちながら、特定の仮定のみを変動させた計算に基づいています。このような事象が実際に生じる可能性は低く、いくつかの仮定の変動の間には相関がある可能性があります。当社グループが上記の分析に用いた方法及び仮定に、変更はありません。

6.6.2 株価リスクに対する感応度

以下の表は、可能性のあった株価の変動が、保険契約残高及び投資契約残高、貯蓄性保険及び有配当に対して保有している基礎となる資産、その他の投資資産の残高に与える影響並びに純損益及び資本に与える正味の影響に関する分析を表しています。

IFRS 7(40)(a)	株価10%上昇の影響						株価10%下落の影響			
	保険契約 及び 投資契約の 純額 ⁽¹⁾	株価リスク の対象 となる 投資資産	保険契約 及び 投資契約の 純額	投資資産	純損益	資本	保険契約 及び 投資契約の 純額	投資資産	純損益	資本
	20X5年12月31日									
IFRS 17(128)(a)(ii)	貯蓄性保険	(45,460)	7,998	(683)	800	117	86	683	(800)	(117)
	有配当一裁量権付有配当投資契約以外の投資契約	(9,612)	3,845	(385)	385	-	-	385	(385)	-
	その他	-	30,527	-	3,053	3,053	2,244	-	(3,053)	(2,244)
20X4年12月31日										
IFRS 17(128)(a)(ii)	貯蓄性保険	(22,462)	4,771	(407)	477	70	51	407	(477)	(70)
	有配当一裁量権付有配当投資契約以外の投資契約	(8,812)	3,525	(353)	353	-	-	353	(353)	-
	その他	-	24,585	-	2,459	2,459	1,807	-	(2,459)	(1,807)

⁽¹⁾ 保険契約の純額は、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除いています。

IFRS 17(128)(b)-(c)
IFRS 7(40)(b)-(c)

この分析は、他の全ての仮定を一定に保ちながら、特定の仮定のみを変動させた計算に基づいています。このような事象が実際に生じる可能性は低く、いくつかの仮定の変動の間には相関がある可能性があります。当社グループが上記の分析に用いた方法及び仮定に、変更はありません。

6.6.3 為替リスクに対する感応度

以下の表は、可能性のあった市場における外国為替レートの変動が、投資契約残高及び投資契約に対して保有している基礎となる資産の残高に与える影響並びに純損益及び資本に与える正味の影響に関する分析を示しています。IFRS第17号の範囲に含まれない取引又は残高には、為替リスクはありません（注記6.1.2「金融リスク管理」を参照ください）。裁量権付有配当投資契約は、主に保険契約者の投資額に対する保証があるため、外国為替レートが上下に5%変動した場合の影響は、対称的ではありません。

IFRS 7(40)(a)	外国為替レート5%上昇の影響						外国為替レート5%下落の影響			
	為替リスク 保険契約の 純額 ⁽¹⁾	の対象 となる 投資資産	保険契約の 純額	投資資産	純損益	資本	保険契約の 純額	投資資産	純損益	資本
	20X5年12月31日									
IFRS 17(128)(a)(ii)	有配当一裁量権付有配当投資契約	(15,187)	15,187	(759)	759	-	-	606	(759)	(153)
20X4年12月31日										
IFRS 17(128)(a)(ii)	有配当一裁量権付有配当投資契約	(13,072)	13,072	(654)	654	-	-	518	(654)	(136)

⁽¹⁾ 保険契約の純額は、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産及びその他の契約グループ認識前キャッシュ・フローを除いています。

IFRS 17(128)(b)-(c)
IFRS 7(40)(b)-(c)

この分析は、他の全ての仮定を一定に保ちながら、特定の仮定のみを変動させた計算に基づいています。このような事象が実際に生じる可能性は低く、いくつかの仮定の変動の間には相関がある可能性があります。当社グループが上記の分析に用いた方法及び仮定に、変更はありません。

6.7**自己資本管理**

IAS 1(134)-(136)
IFRS 17(126)

当社グループが自己資本管理を行う目的は、以下のとおりです。

- 本邦の規制当局が保険会社に要求する資本要件の遵守。当社グループは、下表の規制上の最低自己資本の150%を基準に自己資本管理を行っています。経営陣は、この150%の定量的基準を、株主の利益を最大化し、当社グループが展開する各事業を引き受けるために必要な資本を維持するために十分な水準と考えています。
- 継続的な株主への利益還元及びその他のステークホルダーへの貢献のために、当社グループが継続企業として存続する能力の確保
- リスクの水準に見合った保険契約及び投資契約の料率設定による、株主への十分なリターンの提供

当社グループの資本は、連結貸借対照表に表示されている、親会社の所有者に帰属する持分として定義されています。

本邦の保険監督当局は、保険負債に加えて保有しなければならない資本の最低額と種類を明示しています。最低要求資本は、年間を通じて常に維持する必要があります。当社グループは、保険契約及び投資契約を発行する地域における保険ソルベンシー規制の対象となり、当該地域の全てのソルベンシー規制を遵守しています。当社グループは、これらの規制を継続的かつ完全に遵守するために必要な検証プロセスを、ALMの枠組みに組み込んでいます。なお、当社グループは、現在、日本においてのみ契約を発行しています。

下表は、当社グループの最低要求資本及び規制資本比率の要約です。当報告期間の数値は見積りであり、監督当局に報告する数値が確定した時点で更新されます。

	20X5年	20X4年
IAS 1(135)(d)		
規制資本比率	141%	139%
IFRS 17(126)		
最低要求資本	58,100	50,500

本邦では、ソルベンシー及び資本十分性のマージンは、本邦のソルベンシー関連規則に基づいて計算されます。本邦のソルベンシー関連規則では、費用、インフレーション、運用収益、死亡、障害、解約、保険契約者オプション、投資クラス間の資産配分並びに特定の資産及び負債クラス間のマッチングに関する変数を含んだ、フォーミュラ方式による計算が要求されます。

当社グループは、連結ベースでのソルベンシー及び資本十分性のマージンの計算を保険グループに義務付ける20X3年ソルベンシー関連法が適用されます。当社グループは、当社グループの全ての保険負債をカバーするために十分な支払能力を確保し、特定のグループ内取引を本邦の保険監督当局に毎年報告し、当社グループの保険子会社の各ソルベンシー要件を満たすために必要な資本を連結ベースで計算するために、適切な内部統制を構築しなければなりません。

当報告期間において、当社グループは、対外的に課された資本要件を遵守していました。

付録 A: IFRS第4号及びIFRS第17号における開示要求の比較

A.1. 認識した金額の説明

概要

IFRS 17(98),(93)-(96)

IFRS第4号は、保険契約から生じた財務諸表上の金額を特定し説明するための情報の開示を企業に要求しています。この目的を満たすために、IFRS第4号は、調整表、方針、方法及びプロセスに関して、開示すべき事項の概要を示していますが、これらの開示要求がどのように満たされるべきかについて提供されるガイダンスは限定的です。

IFRS第17号の要求事項は、はるかに広範です。企業に対し、キャッシュ・フローの変動並びに損益計算で認識した収益及び費用の結果として報告期間に保険契約の帳簿価額の純額がどのように変動したかを示す、具体的な調整表の開示を要求しています。

IFRS第17号で要求されている開示の大部分は、発行した保険契約(IFRS第17号の範囲に含まれる裁量権付有配当投資契約を含む)と保有している再保険契約の両方に関連し、これらの2つについては、別々の調整表の開示が要求されています。しかし、本基準の開示に関する要求事項は、発行した保険契約の観点から示されているので、保有している再保険契約の開示のために、その要求を適合させる必要があります。

IFRS第17号における開示に関する要求事項の一部は、発行した保険契約及び保有している再保険契約に適用される測定モデルに応じて異なります。各測定モデルに対する要求事項の要約を、本付録のA.4「測定モデル別に該当するIFRS第17号により認識した額の説明」に示しています。

IFRS第17号における定量的な調整表に要求される詳細さの水準は、一般的にIFRS第4号で要求される水準よりも高くなっています。新しい要求事項により、企業は、新たに詳細な調整表の作成が要求されます。

以下の要約には、IFRS第17号における新たな開示要求及びIFRS第4号からの主な変更に関するコメントが含まれています。

残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債を区分して分析した保険契約負債の調整表

IFRS 17(98)-(100),(102)-(103),(105)

重要な開示要求の拡大

IFRS第17号は、企業に、保険契約負債を以下の全ての構成要素に区分し、期首残高から期末残高への調整表を開示するよう要求しています。

- 発行した保険契約
 - 残存カバーに係る負債の純額(損失要素を除く)
 - 損失要素
 - 発生保険金に係る負債
- 保有している再保険契約
 - 残存カバーに係る資産の純額(損失回収要素を除く)
 - 損失回収要素
 - 発生保険金に係る資産
- 発生保険金に係る負債及び発生保険金に係る資産のうち、保険料配分アプローチにより測定される保険契約については、将来のキャッシュ・フローの現在価値の見積りと非金融リスクのリスク調整のための追加的な調整表が要求されます。

IFRS第17号は、調整されるべき保険契約負債の構成要素及び該当する場合には、調整表に表示されるべき特定の項目を規定しています。

発行した保険契約と保有している再保険契約に区分した調整表が要求されています。

IFRS第4号は、保険契約負債の変動の調整表の開示を企業に要求していますが、当該要求事項は、IFRS第17号で要求されているような、規範的で詳細な要求事項ではありません。この新規の拡大された開示要求においては、当期の保険契約及び再保険契約の残高の変動を示す詳細な情報を開示する必要があるため、企業にとって業務上の課題となる可能性があります。

測定要素別に分析した保険契約負債の調整表

IFRS 17(98)-(99),(101)-(102),(104)-(105)

重要な開示要求の拡大	<p>IFRS第17号はまた、保険契約負債における以下の測定要素について、期首残高の純額から期末残高の純額への調整表を要求しています。</p> <ul style="list-style-type: none">将来キャッシュ・フローの現在価値の見積り非金融リスクに係るリスク調整契約上のサービス・マージン <p>IFRS第17号は、調整されるべき保険契約負債の構成要素及び該当する場合には調整表に表示されるべき特定の項目を規定しています。</p> <p>調整表では、発行した保険契約と保有している再保険契約の区分が要求されています。この調整表は、保険料配分アプローチにより測定している保険契約については要求されません。</p> <p>IFRS第4号は、保険契約負債の変動に関する調整表の開示を企業に要求していますが、当該要求事項は、IFRS第17号で要求されているように規範的で詳細ではありません。上記の要求事項と同様に、この開示に関する要求事項においては、報告期間の保険契約及び再保険契約の残高の変動を示す詳細な情報を開示する必要があるため、企業にとって業務上の課題となる可能性があります。</p>
------------	---

保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の調整表及び分析

IFRS 17(98)-(99),(105A)-(105B),(109A)

新規	<p>IFRS第17号は、上記の保険契約負債の調整表と整合的な集約のレベルで、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の期首残高から期末残高への調整表の開示を要求しています。当該調整表は、当期に認識した減損損失及び過年度に認識した減損損失の戻入を区分して開示しなければなりません。</p> <p>加えて、企業が保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識を中止し、当該キャッシュ・フローを保険契約グループの測定に含めると予想している時期について、適切な期間帯での定量的開示が要求されます。</p>
----	---

保険収益の分析

IFRS 17(106)

新規	<p>IFRS第17号は、従来存在しなかった、保険収益の定義を規定しています。</p> <p>発行した保険契約に関して、IFRS第17号は企業に対し、当期に認識した保険収益の分析の開示を要求しています。この分析では、残存カバーに係る負債の変動（予想される保険サービス費用、リスク調整の変動、契約上のサービス・マージンの収益認識を含む）、将来のサービスに関連するもの以外の受け取った保険料から生じる実績調整、及び保険獲得キャッシュ・フローの回収が、報告期間の保険収益に与えた影響が示されます。</p> <p>この開示に関する要求事項は、保険料配分アプローチにより測定している保険契約には適用されません。</p> <p>IFRS第4号では、保険収益は定義された用語ではなく、保険収益の構成を分析する開示は要求されていません。</p>
----	--

当期に当初認識した契約の影響

IFRS 17(107)-(108)

新規	<p>IFRS第17号は、報告期間において当初認識した発行した保険契約及び保有している再保険契約の影響の開示を企業に要求しています。この基準は、報告期間に当初認識した契約が以下に与える影響に関する区分した開示を要求しています。</p> <ul style="list-style-type: none">将来のキャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り（保険獲得キャッシュ・フローの額を区分して示す）将来のキャッシュ・インフローの現在価値の見積り非金融リスクに係るリスク調整契約上のサービス・マージン <p>さらに、IFRS第17号は、他の企業から取得した契約（移転又は企業結合）及び不利な契約グループについて、上記の影響を区分した開示を要求しています。</p> <p>この開示に関する要求事項は、保険料配分アプローチにより測定される保険契約には適用されません。</p>
----	--

契約上のサービス・マージンの予想される純損益への認識(契約上のサービス・マージンのランオフ)

IFRS 17(109)

新規	<p>不利でない契約について、IFRS第17号は報告期間末に残存している契約上のサービス・マージンを純損益に認識すると予想している時期について、適切な期間帯での定量的な開示を要求しています。これにより、財務諸表の利用者は企業の将来の利益パターンをより理解できます。</p> <p>この開示では、発行した保険契約と保有している再保険契約を区分しなければなりません。この開示に関する要求事項は、保険料配分アプローチにより測定される保険契約には適用されません。</p>
----	---

保険金融収益又は費用の説明

IFRS 17(110)

新規	IFRS第17号は企業に対し、報告期間に認識した保険金融収益又は費用の合計額の開示及び説明を要求しています。具体的には、財務諸表の利用者が報告期間に認識された金融収益又は費用の源泉を評価できるようにするため、保険金融収益又は費用と資産に対する投資収益との関係について説明しなければなりません。
----	--

変動手数料アプローチにより測定される契約の基礎となる項目の構成

IFRS 17(111)

新規	変動手数料アプローチにより測定される契約について、企業は、基礎となる項目の構成とそれらの公正価値の開示が求められています。
----	---

変動手数料アプローチにより測定される契約のリスク軽減の影響

IFRS 17(112)

新規	変動手数料アプローチにより測定される契約について、企業は、リスク軽減(IFRS第17号B115項)が報告期間中の契約上のサービス・マージンに与えた影響の開示が求められています。
----	--

変動手数料アプローチにより測定される契約におけるOCIオプションに係る適格性変更の影響

IFRS 17(113)

新規	変動手数料アプローチにより測定される契約について、企業が基礎となる項目を保有しているかどうかの変化により、保険金融収益又は費用を純損益とその他の包括利益との間で分解する基礎を変更する場合には、追加的な開示が要求されます。要求される開示は、この変更が行われる理由、影響を受ける勘定科目の調整額及び変更が適用される保険契約グループの変更日現在の帳簿価額です。
----	---

移行日に完全遡及でない会計処理を行った保険契約グループの影響

IFRS 17(114)

新規	IFRS第17号は、移行時及びその後の全ての影響を受ける期間において、企業に、その後の各報告期間の契約上のサービス・マージン及び保険収益に与える影響について、修正遡及アプローチを適用した保険契約と公正価値アプローチを適用した保険契約の区別を要求しています。すなわち、移行時に完全遡及でない会計処理を行った契約が、その後の各報告期間において、(IFRS第17号101項(c)で要求される粒度で開示される)契約上のサービス・マージンの期首残高から期末残高への調整及び保険収益(発行した保険契約に該当する)の金額に与える影響を開示する必要があります。
	この開示では、発行した保険契約と保有している再保険契約を区分します。この開示に関する要求事項は、保険料配分アプローチにより測定される保険契約には適用されません。

完全遡及でない会計処理を行った保険契約グループの移行日における測定の決定

IFRS 17(115)

新規	企業は、移行日に使用した方法及び移行日の金額を決定する際に適用した判断の重大性について財務諸表の利用者が理解できるようにするために、移行日における保険契約グループの測定方法がどのように決定されたのかを説明する必要があります。この開示は、IFRS第17号114項を適用して上記の開示を行う全ての期間について要求されます。
----	---

OCIオプションの使用に関する移行についての開示

IFRS 17(116)

新規	OCIオプション(すなわち、保険金融収益又は費用の純損益とその他の包括利益への分解)を選択した企業について、IFRS第17号は、移行日にその他の包括利益に計上すべき影響を決定するためのさまざまな経過措置を規定しています。このような契約について、企業は、保険契約グループに関連するその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の期首残高から期末残高への調整表を開示しなければなりません。この開示は、移行日に決定された金額が存在する全ての報告期間について要求されます。
----	--

保険料配分アプローチにより測定される保険契約の追加的な開示—保険料配分アプローチ適用の適格性及び保険料配分アプローチにおけるオプションの使用

IFRS 17(97)

新規	保険料配分アプローチにより測定される保険契約について、企業は、以下の開示が要求されます。 <ul style="list-style-type: none">保険料配分アプローチの適格要件のうちどれを満たしたのか残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債に対して、貨幣の時間価値と金融リスクの影響を反映するための調整を行っているかどうか保険獲得キャッシュ・フローを発生時に費用計上するオプションが選択されたかどうか この開示は、発行した保険契約及び保有している再保険契約について要求されます。
----	--

A.2. IFRS第17号を適用する際の重要な判断

概要

IFRS第4号では、保険契約から生じる財務諸表の金額に関する情報の開示が要求されています。これには、以下の情報が含まれます。
<ul style="list-style-type: none">保険契約及び関連する資産、負債、収益及び費用に関する会計方針保険契約から生じた、認識した資産、負債、収益、費用及びキャッシュ・フローの測定に最大の影響を及ぼした仮定の決定プロセス保険契約資産及び保険契約負債を測定するために用いた仮定を変更した場合の影響。財務諸表に重要な影響を及ぼす変更のそれぞれについて、その影響を区分して開示する。

IFRS第17号は、上記及びIAS第1号の既存の要求事項に基づいており、IFRS第17号の適用において企業が行った重要な判断及び判断の変更の開示を要求しています。

インプット、仮定及び見積り技術

IFRS 17(117)

拡大	企業は、保険契約を測定するために使用した方法及び当該方法へのインプットの見積りに関するプロセス並びに方法及びプロセスの変更の開示が要求されます。加えて、企業は、実務上不可能な場合を除き、インプットに関する定量的情報の開示も要求されます。 具体的には、記載すべき方法及びプロセスには以下が含まれます。 <ul style="list-style-type: none">一般測定モデルにより測定される保険契約について、裁量権の行使から生じた将来キャッシュ・フローの見積りの変更と将来キャッシュ・フローの見積りの他の変更との区別を行うために使用したアプローチ(IFRS第17号B98項)非金融リスクに対するリスク調整を決定するために使用したアプローチ割引率を決定するために使用したアプローチ投資要素を決定するために使用したアプローチ保険カバーと投資リターン・サービス(一般測定モデルにより測定される保険契約)又は保険カバーと投資関連サービス(変動手数料アプローチにより測定される保険契約)によって提供される給付の相対的なウェイト付けを決定するために使用したアプローチ(IFRS第17号B119—B119B項) IFRS第4号は既に、保険契約の測定における仮定を設定するために使用される方針及びプロセスに関する一定の要求事項を規定しています。IFRS第17号の要求事項は、これを拡大させています。
----	--

保険金融収益又は費用を純損益とその他の包括利益に分解する方法

IFRS 17(118)

新規	企業は、OCIオプション(IFRS第17号88項(b)及び89項(b))を適用し、保険金融収益又は費用を純損益とその他の包括利益に分解する場合、純損益に認識する額を決定するために使用した方法の開示が要求されます。
----	--

非金融リスクに係るリスク調整を決定するための信頼水準

IFRS 17(119)

新規	<p>企業が非金融リスクに係るリスク調整を決定するために信頼水準技法を使用した場合、IFRS第17号は、使用した信頼水準の仮定の開示を要求しています。</p> <p>企業が非金融リスクに係るリスク調整を決定するために別の技法を使用した場合、IFRS第17号は、使用した技法及びその技法の結果に対応する信頼水準の開示を要求しています。</p> <p>業務上の観点では、リスク調整が信頼水準技法に基づいて計算されない場合に、この開示に関する要求事項は困難となる可能性があります。</p>
----	---

基礎となる項目に基づいて変動しないキャッシュ・フローを割り引くため使用したイールド・カーブ

IFRS 17(120)

新規	IFRS第17号は企業に対し、基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動しないキャッシュ・フローを割り引くため用いられるイールド・カーブ又はイールド・カーブの範囲の開示を要求しています。企業がこの開示を保険契約のいくつかのグループに集約して行う場合には、そうした開示を加重平均又は比較的狭い範囲の形式で行わなければなりません。
----	--

A.3. IFRS第17号の範囲に含まれる契約から生じるリスクの性質及び程度

概要

IFRS 17(121)-(125)

	<p>IFRS第4号は、企業に対し、保険契約から生じるリスクの性質及び程度を財務諸表の利用者が評価できるようにするための情報の開示を要求しています。これを達成するために、IFRS第4号は、当該要求事項を遵守するために開示しなければならない多くのより詳細な要求事項を規定しています。</p> <p>IFRS第17号は、IFRS第4号及びIFRS第7号におけるリスク開示に関する既存の要求事項を統合しており、IFRS第17号に従ってリスク開示を作成する企業は、IFRS第4号及びIFRS第7号で既に行われている開示より、多くの開示が要求されていると認識するでしょう。</p> <p>IFRS第17号において、企業は、財務諸表の利用者が、IFRS第17号の範囲に含まれる契約から生じる将来キャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確定性を評価できる情報を開示しなければなりません。生じると予想される典型的なリスクは、保険リスク及び金融リスク(市場リスク、信用リスク、流動性リスク)です。</p> <p>識別されたリスクの種類ごとに、企業は、エクspoージャー及びそれがどのように生じるのか、リスクを管理する目的、方針及びプロセス並びにリスクを測定するために用いた方法の開示が要求されます。さらに、リスク又はリスク管理の前期からの変化について開示が要求されます。</p> <p>企業は、各リスクに対するエクspoージャーに関する定量的及び定性的情報の開示が要求されます。</p>
--	---

規制上の枠組みの影響に関する情報

IFRS 17(126)

新規	<p>企業は、営業している地域における規制上の枠組みの影響に関する情報(例えば、最低自己資本要件や要求される保証利率)の開示が要求されます。</p> <p>さらに、企業は、IFRS第17号20項を契約の集約における要求事項に対して適用するか(すなわち、法律又は規則により企業が特性の異なる保険契約者に対して異なる価格又は給付水準を設定する実質上の能力が具体的に制限されているか)の開示が要求されます。</p>
----	--

全ての種類のリスク—リスクの集中

IFRS 17(127)

既存	<p>IFRS第17号は、企業に対し、IFRS第17号の範囲に含まれる契約から生じるリスクの集中に関する情報の開示を要求しています。要求事項には、企業が集中をどのように決定しているのかの記述及びそれぞれの集中を識別する共通の特徴の記述が含まれます。金融リスクの集中は、例えば、多数の契約について同一の水準で効力を生じる保証利率から生じる場合があります。</p> <p>この要求は、IFRS第4号と比較して新しい要求ではなく、追加的な開示は要求されていません。</p>
----	---

保険リスクと市場リスク—感応度分析

IFRS 17(128)–(129)

拡大	<p>IFRS第17号は、企業に対し、IFRS第17号の範囲に含まれる契約から生じるリスク変数の変動に対する感応度に関する情報の開示を要求しています。</p> <p>開示には、リスク変数の合理的に予測された変動による純損益及び資本への影響、感応度分析の作成に使用した方法及び仮定並びにこれらの前期からの変更(その理由を含む)が含まれます。具体的な要求事項は、保険リスクと市場リスクのそれぞれについて規定されています。</p> <p>この要求は、IFRS第4号と比較して新しい要求ではありませんが、IFRS第17号では、保険契約から生じる市場リスク変数の変動に対する感応度と、企業が保有している金融資産から生じる感応度との関係の明確な説明が求められています。</p> <p>企業が、IFRS第17号の範囲に含まれる契約から生じるリスクを管理するために、代替的な感応度分析を使用する場合、企業は、上記で要求される分析に代えて、当該感応度分析を使用できます。この場合には、使用した方法並びにその目的及び制限、主要な変数及び仮定を説明するための追加的な開示が要求されます。</p>
----	--

保険リスク—クレーム・ディベロップメント

IFRS 17(130)

既存	<p>IFRS第17号は、企業に対し、実際の保険金と過去の見積りの比較の開示を要求しています。これは、最も古い重要性のある保険金請求が発生した期間で、かつ、保険金支払の金額及び時期に関する不確定性が報告期間の末日現在で依然として存在する期間から開始しますが、報告期間の末日の10年以上前に開始する開示は要求されていません。この開示は、保険金支払の金額及び時期に関する不確定性が通常1年以内に解消される場合には要求されません。</p> <p>IFRS第17号は、IFRS第4号では明示的に要求されていなかった、発生保険金に係る負債との調整を明確に要求しています。</p>
----	--

信用リスク—その他の情報

IFRS 17(131)

既存	<p>IFRS第17号は、企業に対し、信用リスクに対する最大エクspoージャーを最もよく表している額及び保有している再保険契約の信用度に関する情報の開示を要求しています。</p> <p>従来から、IFRS第4号及びIFRS第7号では信用リスクに関する情報が要求されていましたが、IFRS第17号では、資産である保有している再保険契約の信用度を開示する明確な要求事項が導入されており、追加情報が開示される可能性があります。</p>
----	--

流動性リスク—その他の情報

IFRS 17(132)

拡大	<p>IFRS第17号は、企業に対し、流動性リスクがどのように管理されているかの記述及び満期分析の開示を要求しており、負債である発行した保険契約ポートフォリオと負債である保有している再保険契約ポートフォリオについて、最低限最初の5年間の各報告期間の当該グループの正味キャッシュ・フローと最初の5年よりも先の報告期間の合計の開示を要求しています。見積られた時期ごとの割引前の正味キャッシュ・フロー分析又は見積られた時期ごとの将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りに基づく分析が開示されます。この開示は、保険料配分アプローチにより測定される契約に係る残存カバーに係る負債には要求されません。</p> <p>企業は、また、要求払である金額の開示及び当該金額と関連する保険契約ポートフォリオの帳簿価額との関係の説明が要求されています。</p> <p>流動性リスクに関する情報は、従来から、IFRS第4号及びIFRS第7号で要求されていましたが、IFRS第17号では、保険契約負債に係る正味キャッシュ・フロー及び要求払である金額に関する情報について明確な要求事項が導入されており、追加情報が開示される可能性があります。</p>
----	---

A.4. 測定モデル別に該当するIFRS第17号により認識した額の説明

	開示	一般測定 モデル	保険料 配分 アプローチ	変動 手数料 アプローチ
IFRS 17(97)	保険料配分アプローチにより測定される保険契約の追加的な開示—保険料配分アプローチ適用の適格性及び保険料配分アプローチにおけるオプションの使用	☒	✓	☒
IFRS 17(98)-(100), (102)-(103),(105)	残存力バーに係る負債と発生保険金に係る負債を区分して分析した保険契約負債の調整表	✓	✓	✓
IFRS 17(100)(c)(i)-(iii)		☒	✓	☒
IFRS 17(98)-(99), (101)-(102), (104)-(105)	測定要素別に分析した保険契約負債の調整表	✓	☒	✓
IFRS 17(98)-(99), (105A)-(105B), (109A)	保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の調整表及び分析	✓	✓	✓
IFRS 17(106)	保険収益の分析	✓	☒	✓
IFRS 17(107)-(108)	当期に当初認識した契約の影響	✓	☒	✓
IFRS 17(109)	契約上のサービス・マージンの予想される純損益への認識 (契約上のサービス・マージンのランオフ)	✓	☒	✓
IFRS 17(110)	保険金融収益又は費用の説明	✓	✓	✓
IFRS 17(111)	変動手数料アプローチにより測定される契約の基礎となる項目の構成	☒	☒	✓
IFRS 17(112)	変動手数料アプローチにより測定される契約のリスク軽減の影響	☒	☒	✓
IFRS 17(113)	変動手数料アプローチにより測定される契約に対するOCIオプションに係る適格性変更の影響	☒	☒	✓
IFRS 17(114)	移行日に完全遡及でない会計処理を行った保険契約グループの影響	✓	✓	✓
IFRS 17(115)	完全遡及でない会計処理を行った保険契約グループの移行日における測定の決定	✓	✓	✓
IFRS 17(116)	OCIオプションの使用に関する移行についての開示	✓	✓	✓

✓ 該当要求事項

☒ 該当しない又は説明的な要求事項

付録B:本ひな型に含まれていないIFRS第17号及びIFRS第7号の開示の要約(1)

開示	理由
IFRS 17(B95A)-(B95F) IFRS 17(112), (B115)-(B118), (C3)(b), (C5A)	Value保険グループに当報告期間において該当はありません。 IFRS第17号39項を適用した保険契約の移転及び企業結合による以下の当初認識 ・ 取得した不利である保険契約 ・ 取得した再保険契約 ・ 取得時に認識した保険獲得キャッシュ・フローに係る資産 変動手数料アプローチにより測定される契約について、IFRS第17号B115項を適用したリスク軽減アプローチが当期における契約上のサービス・マージンに対する調整に与える影響
IFRS 17(B96)(ca), (B123)(a)(ia)	Value保険グループは、IFRS第17号B115項によるリスク軽減アプローチを適用していません。 IFRS第17号100項及び103項で要求される残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の調整表における保険契約者貸付の取扱い
IFRS 17(121)(a)(ia)	Value保険グループは、保険契約者貸付を行っていないため適用されません。
IFRS 17(113)	Value保険グループが所属する法域では該当はありません。 変動手数料アプローチにより測定される契約について、保険金融収益又は費用の純損益とその他の包括利益との分解の基礎の変更
IFRS 17(123) IFRS 7(35)	Value保険グループは、20X4年及び20X5年において、変動手数料アプローチにより測定される契約に対してOCIオプションを適用しています。報告期間において分解の基礎に変更はありませんでした。 期末におけるリスク・エクスポートジャヤーの開示が当該期間におけるリスク・エクスポートジャヤーを表さない場合には、企業はその事実、理由及び当期におけるリスク・エクスポートジャヤーを表す追加の情報を開示しなければならない。
IFRS 17(126)	法律又は規則による制約の適用を受けないため、保険契約者の特性に応じた価格及び給付水準を設定するValue保険グループの実質上の能力は、特に制限されていません。 価格設定又は給付水準に関する規制上の制限を考慮した、契約の集約に関するIFRS第17号20項の適用の開示
IFRS 17(129)	IFRS第17号128項(a)で要求されている感応度分析と比較した、保険リスク及び市場リスクに対する代替的な感応度分析の開示
IFRS 17(132)(b)(i)	IFRS第17号132項(b)は、(i)残存する契約上の割引前の正味キャッシュ・フロー又は(ii)将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて分析を表示するオプションを与えています。 Value保険グループは、(ii)のオプションを選択しています。 残存する契約上の割引前の正味キャッシュ・フローの見積られた時期ごとの流動性リスク分析の開示(IFRS第17号132項(b)(ii)で割引ベースの流動性分析の作成がオプションとして認められているため)
IFRS 17(C9A),(C22A)	Value保険グループは、ランオフ状態にある保険契約をIFRS第17号への移行以前には取得していません。 修正遡及アプローチ又は公正価値アプローチによるIFRS第17号への移行時における、保険契約の取得以前に発生した保険金の決済に係る負債の、発生保険金に係る負債への分類
IFRS 17(C32)-(C33)	Value保険グループは、IFRS第17号の適用開始前の報告期間に適用した場合の金融資産の再指定
IFRS 7(8)(a)(ii),(iii)	Value保険グループは、IFRS第9号3.3.5項又はIAS第32号33A項の要件を満たす金融商品に投資していません。 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融資産として認識される自己株式及び自己金融負債の帳簿価額
IFRS 7(8)(e)(ii)	Value保険グループは、売買目的で保有する金融負債を保有していません。 売買目的で保有し純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の帳簿価額
IFRS 7(8)(a)(i),(e)(i),(9)(b),(d)	Value保険グループは、クレジット・デリバティブを保有していません。 クレジット・デリバティブ

(1) この要約には、IFRS第17号、IFRS第9号及びIAS第8号のそれぞれの基準における、適用開始時に要求されている移行に関する開示は含まれていません。

開示	理由
IFRS 7(8)(h)(ii),(11A), (11B),(20)(vii)	Value保険グループは、資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値に指定していません。
IFRS 7(10)(c)-(d)	Value保険グループの裁量権付有配当投資契約以外の投資契約について、資本の中での振替及び認識中止時に実現した金額はありませんでした。
IFRS 7(11)(b)	Value保険グループは、IFRS第7号9項(c)、10項(a)、10A項(a)又はIFRS第9号5.7.7項(a)に関する開示が、信用リスクの変動に起因する公正価値の変動を忠実に表現していない場合の開示
IFRS 7(10A),(11)(c)	Value保険グループは、そのような金融負債を保有していません。
IFRS 7(12B), (12C),(12D), IFRS9(B5.6.1)(b)	Value保険グループは、異なる測定区分への資産の分類変更を行っていません。
IFRS 7(13A)-(13F)	Value保険グループは、金融資産と金融負債を相殺していません。
IFRS 7(14),(15),(38)	Value保険グループは、担保を保有していません。
IFRS 7(17)	Value保険グループは、そのような商品を保有していません。
IFRS 7(18),(19)	表示する全ての報告期間において、Value保険グループによる債務不履行又は契約違反はありませんでした。
IFRS 7(20)(b)	劣後債の開示は本ひな型には含まれていないため、開示されていません。
IFRS 7(20)(a)(v)	償却原価で測定する金融負債に係る正味利得又は正味損失は認識していません。
IFRS 7(20)(c)	Value保険グループは、報告期間においてそのような手数料収益及び費用を認識していません。
IFRS 7(20A)	償却原価で測定する金融資産の認識の中止による正味利得は、Value保険グループの連結財務諸表にとって重要ではありません。
IFRS 7(21A)-(24G)	Value保険グループは、ヘッジ会計を適用していません。
IFRS 7(28)	Value保険グループに該当はありません。
IFRS 7(35H)(b)(iii), (35M)(b)(iii)	Value保険グループは、営業債権、契約資産及びリース債権を保有していません。
IFRS 7(35F)(c)	予想信用損失は、集合的ベースで測定していません。
IFRS 7(35F)(f),(35I)(b), (35J)	表示する全ての期間において、契約上のキャッシュフローに変更がないと仮定しています。
IFRS 7(35H)(b)(ii),(c), (35M)(b)(ii),(c)	Value保険グループは、そのような金融資産を保有していません。
IFRS 7(35K)(b)-(c), (36)(b),(38)	表示する全ての報告期間において、担保及び信用補完が存在しなかつたと仮定しています。
IFRS 7(35L)	Value保険グループは、依然として履行強制活動の対象である金融資産を報告期間中に直接償却していません。

開示	理由
IFRS 7(35H)(b)(iii),(35N) 信用リスク	Value保険グループは、営業債権、契約資産及びリース債権を保有していません。
IFRS 7(36)(a) IFRS第9号の減損の要求事項が適用されない金融商品の信用リスクに対する最大エクスポージャー。帳簿価額が信用リスクに対する最大エクspoージャーを示す場合には要求されない。	IFRS第9号の減損の要求事項が適用されないValue保険グループの全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定し、帳簿価額が最大のエクspoージャーを最もよく表しています。
IFRS 7(39)(b) デリバティブ金融負債についての満期分析	Value保険グループは、負債ポジションのデリバティブを保有していません。
IFRS 7(41) IFRS第17号40項に基づく感応度分析を代替する分析	Value保険グループは、IFRS第17号40項を適用しており、代替的な手法は採用していません。
IFRS 17(42) 感応度分析の開示が、金融商品に固有のリスクを表していない場合には、企業は、その事実及び表していないと考える理由を開示しなければならない。	Value保険グループは、表示している感応度分析が金融商品に固有のリスクを表していると考えています。
IFRS 7(42A)-(42H) 金融資産の譲渡	Value保険グループに該当はありません。

お問い合わせ

PwC Insurance Industry Accounting Group (以下「IIAG」)は、保険業界、専門的な会計及び保険数理に関する豊富な知識を有する21名のメンバーで構成されています。

IIAGには、北米、南米、アジア、オーストラリア、アフリカ及び欧州の代表が参加しています。IIAGは、世界中のさまざまな専門分野の経験や、新たに浮上した問題に対する洞察により、クライアントに対する適時な質の高い専門的な会計アドバイスの提供及びグローバルで一貫した専門的判断の適用の促進を可能にし、IFRSの意思決定に役立つソートリーダーシップ・プロセスを確保します。

オーストラリア Scott Hadfield scott.hadfield@pwc.com	ブラジル Carlos Matta carlos.matta@pwc.com	カナダ Larissa Dyomina larissa.dyomina@pwc.com Marco Fillion marco.fillion@pwc.com
フランス Sébastien Arnault sebastien.arnault@pwc.com	ドイツ Richard Burger (the Chair of the IIAG) richard.burger@pwc.com Holger Meurer holger.meurer@pwc.com	香港 Ian P Farrar ian.p.farrar@hk.pwc.com Chris Hancorn chris.a.hancorn@hk.pwc.com
イタリア Lucia Magenta lucia.magenta@pwc.com	日本 川端 稔 minoru.kawabata@pwc.com	中東 Amit Daji amit.daji@pwc.com
オランダ Rich Sharko rich.n.sharko@pwc.com	南アフリカ Christiaan Nel christiaan.nel@pwc.com Dewald van-den-Berg dewald.van-den-berg@pwc.com	スイス Peter Eberli peter.eberli@ch.pwc.com
英国 Gail Tucker gail.l.tucker@pwc.com Anthony Coughlan anthony.coughlan@pwc.com Andrea Pryde andrea.pryde@pwc.com	米国 Satya Beekarry satyajeet.beekarry@pwc.com Gerda Burger (IIAG事務局) gerda.b.burger@pwc.com	Marie Kling marie.kling@pwc.com

本資料の作成に関与したその他のPwCの専門家

Natalia Karpova
アカウンティング・コンサルティング・サービス
カナダ

日本のお問い合わせ先

小玉 聰

パートナー
PwCあらた有限責任監査法人
保険アシュアランス部
PwC Japanグループ IFRS第17号「保険契約」リーダー
satoshi.kodama@pwc.com

古賀 弘之

パートナー
PwCコンサルティング合同会社
金融サービス事業部 保険インダストリーイーダー
hiroyuki.h.koga@pwc.com

宇塚 公一

パートナー
PwCあらた有限責任監査法人
保険アシュアランス部
PwC Japanグループ 保険インダストリーイーダー
koichi.u.uzuka@pwc.com

チャイ ミンウェイ

パートナー
PwCコンサルティング合同会社
金融サービス事業部
mingwei.m.chai@pwc.com

武田 泰史郎

ディレクター
PwCあらた有限責任監査法人
保険アシュアランス部 アクチュアリーグループ
taishiro.takeda@pwc.com

www.pwc.com/jp/insurance

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社(PwCあらた有限責任監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社を含む)の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界156カ国に及ぶグローバルネットワークに295,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。

本資料は、PwCメンバーファームが2021年4月に発行した『IFRS 17, Insurance Contracts(as amended in June 2020): An illustration Financial statements presentation and disclosures』を翻訳したものですが、翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合は、英語版に依拠してください。

© 2022 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved. 'PwC' refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.